

早稲田大学審査学位論文（博士）

# 奥宮慥斎の研究

—明治時代を中心にして—

Research of Okunomiya Zosai

—mainly in Meiji Era—

早稲田大学大学院社会科学研究科  
地球社会論専攻 日本研究・日本歴史論

杉山 剛  
SUGIYAMA, Takeshi

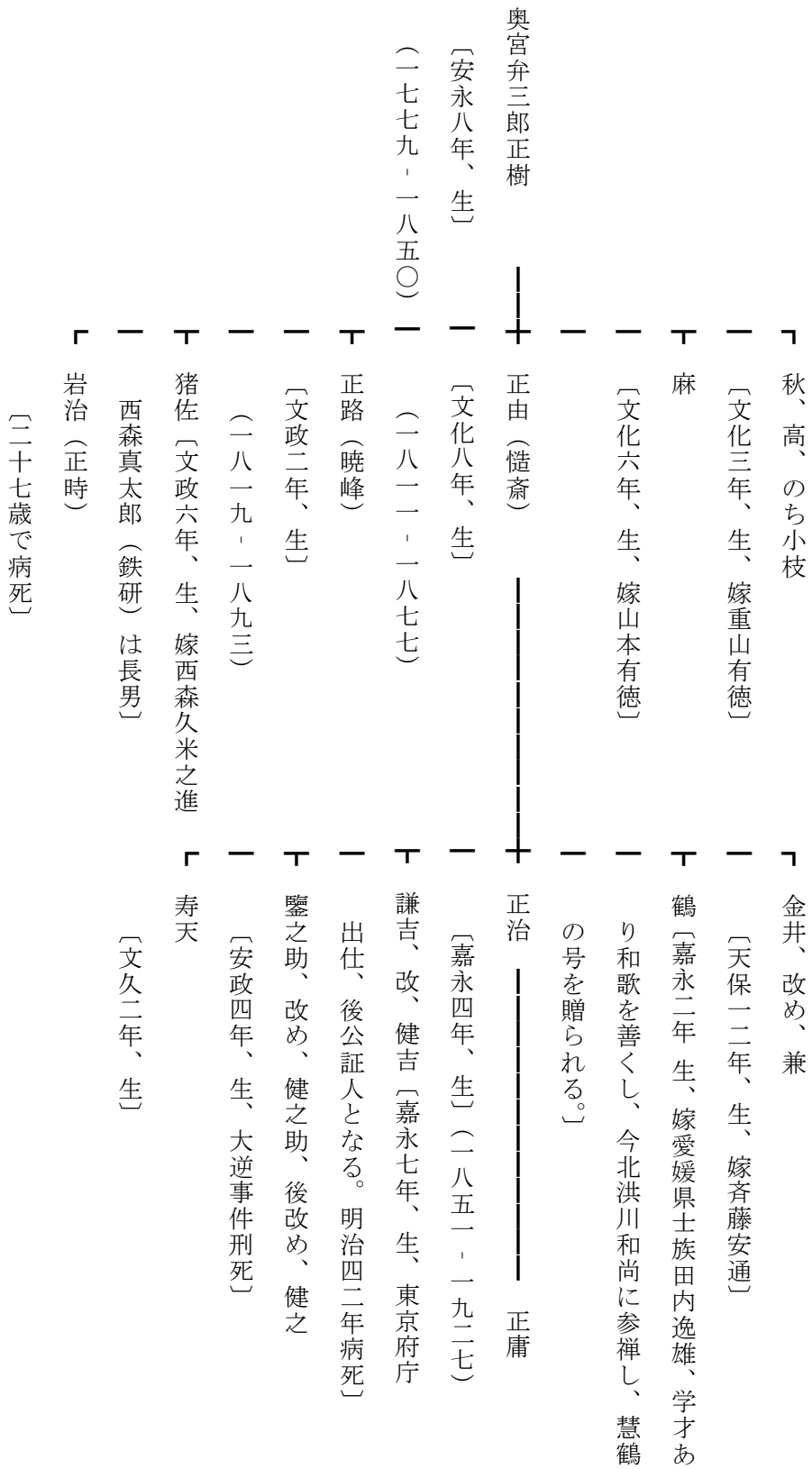
2013年1月



奥宮慥齋の肖像画（河田小龍画）  
（高知市立高知市民図書館奥宮文庫所蔵）



奥宮（正由） 健齋を中心にした奥宮家系図



〔典拠〕高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六、四「奥宮氏系図」

# 目次

## 序章

第一節 先行研究について 13

第二節 研究の意義および史料 15

第一項 研究の意義および論文の構成 15

第二項 史料について 16

第三節 奥宮慥齋の履歴と家族 16

第一項 慥齋の履歴 16

第二項 慥齋の家族 21

## 第一部 奥宮慥齋と高知藩

### 第一章 高知藩における奥宮慥齋

はじめに 30

第一節 高知における大教宣布 30

第一項 大教宣布と宣教使 30

第二項 明治三年の巡回 32

第二節 明治四年の巡回 36

第一項 巡回の概要 36

第二項 「喻俗大意」 37

13

30

第三項	「喻俗 人間靈魂自由權利譯述」	38
第四項	「皇朝身滌規則」	40
第五項	「立教の儀」	43
第三節	一旦の廃止と実現	44
第一項	「奥宮正由再拝謹草」	44
第二項	藩庁の布告	47
第三項	「請假選經典議」	48
第四節	明治三年の東京滞在	50
おわりに		54
第一章の史料		62
①	「皇朝身滌規則」	62
②	皇朝身滌規則の祭式	64
③	「立教の議」	66
④	「奥宮正由再拝謹草」	67
⑤	「請假選經典議」	68
<b>第二章</b>	<b>「人民平均の理」論告と「靈魂」自由論</b>	
はじめに		70
第一節	「人民平均の理」論告	70
第一項	慥齋の行動と板垣退助	70

第二項	「人民平均ノ議」草稿	74
第三項	「人民平均の理」諭告の草稿を書いた人物は誰か	76
第二節	慥齋の靈魂自由論	78
第一項	「人民平均の理」諭告の内容	78
第二項	「喻俗 人間靈魂自由權利譯述」の理念について	80
(1)	慥齋の「靈魂」について	80
(2)	「靈魂」とは何か・石田梅岩の「莫妄想」との比較	82
(3)	「靈魂」と「自由」の関係	84
(4)	慥齋の「權利」とは何か	86
(5)	「靈妙の天性」について	87
第三項	「皇朝身滌規則」の理念と「悔過自新」	88
第三節	慥齋の「人間交際論」	91
第一項	慥齋の人間認識	92
第二項	慥齋の「自主自由」再考	94
第三項	慥齋における神道、儒教、仏教、キリスト教	96
おわりに		98
<b>第三章</b>	<b>明治四年における高知県の学校改革</b>	.....
はじめに		111

——奥宮慥齋と小林雄七郎の議論をめぐって——

第一節 小林雄七郎について 111

第二節 初期明治政府の学校政策 113

第三節 高知藩の学校改革 114

第四節 「縣学議案」 116

おわりに 122

第二部 奥宮慥齋と教部省

第四章 教部省における神道改革

はじめに 126

第一節 慥齋の教部省入省および転課 126

第二節 大祓について 127

第一項 「教法ヲ革新シ教師ヲ撰フ議按」について 128

第二項 慥齋と福羽美静 129

第三項 式部寮との関係と慥齋の意図 131

第四項 大祓を普及させる意図 135

第三節 慥齋の神道的基盤と神道改革 136

第一項 吉見幸和に至った経緯と三条実美 136

第二項 慥齋の神道改革案 138

第三項 建言の不採用 144

おわりに 146



第四章の史料 156

① 延喜式の大祓詞 156

② 大祓詞私抄 157

③ 「請革正神道議」 159

④ 「教法論」 163

**第五章 明治六年における長崎布教と信教の自由**

はじめに 170

第一節 明治政府のキリスト教政策と長崎 170

第二節 長崎における慥齋の活動 171

第三節 宗教政策への関わりと信教の自由 176

第一項 「議按」 176

第二項 信教の自由 178

第三項 岩倉具視の考え 179

第四項 慥齋の理解 180

おわりに 182

**第三部 奥宮慥齋と禪**

**第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響**

はじめに 189

第一節 慥齋と佐藤一斎 189

.....

170

.....

189

第二節	慥齋の省悟	190
第三節	「聖学問要」の内容	191
第四節	弟子名簿	194
第五節	自由民権家との関係	195
第一項	板垣退助	195
(1)	慥齋と板垣との関係	195
(2)	板垣の自由民権運動の出発点	196
(3)	慥齋の板垣への影響	197
第二項	中江兆民	201
(1)	従来の説	201
(2)	兆民と禅の修行	202
(3)	兆民の「浩然ノ一氣」	204
第三項	島本仲道	205
第六節	弟子および親交のあった人々	207
第一項	親交のあった友人弟子一覽	207
第二項	明治以降の弟子一覽	210
おわりに		210
第六章の史料一	慥齋の弟子名簿	218
第六章の史料二	慥齋日記中の弟子一覽(明治元々九年)	220

第七章 奥宮慥齋と禪

はじめに 231

第一節 修行と歴参 231

第一項 大休和尚 231

第二項 春日載陽 234

第三項 匡道慧潭 237

第二節 今北洪川との出会い 240

第一項 静坐説 240

第二項 慥齋の地方巡回と今北洪川 241

第三節 両忘会 243

第一項 設立の経緯 243

第二項 両忘会の参加者 246

第三項 「両忘社会約」 247

第四項 両忘会参加者の人々 249

第四節 在家仏教への影響 253

第一項 在家仏教運動の嚆矢 253

第二項 慥齋の心境と家族 258

第三項 居士禪の繁栄 260

おわりに 261

第七章の史料 「飲醍醐」 273

**終章**

第一節 今までのまとめ 279

第二節 結論 284

第一項 いくつかの発見について 284

第二項 慥斎の価値―西村茂樹との比較― 285

第三項 慥斎の独自性―自由民権運動との関連― 288

第三節 これからの課題―江藤新平など― 290

第四節 その他の課題 292

**主要参考文献**

.....

298

**年譜**

.....

309

279

《凡例》

- 一、合字・変体仮名は通行の表記に改めた。
- 一、漢字は、本文については新漢字があるものは適宜これを用いた。引用文および引用史料については、旧漢字はそのまま用い、異体字は直した。
- 一、引用史料について、仮名遣いは原文に従い、適宜句読点を付した。
- 一、必要な場合には引用史料中に「」で筆者による注記を付した。
- 一、年代表記は原則として元号を用い、必要に応じて西暦も付け加えた。
- 一、年齢は断らない限り、かぞえ年とした。

## 序章

### 第一節 先行研究について

本論文は奥宮慥齋についての研究である。これまで奥宮慥齋についての纏まった研究はまだない。本節では、慥齋についての本格的な研究はされていないながらも、事典およびこの人物に触れた論文、雑誌はあるのでそれについて述べよう。まず、慥齋について簡単な略歴を述べよう。

奥宮慥齋(おくのみやぞうさい)は文化八年(一八一二)七月四日、土佐国布師田に生まれた。名は正由、号は慥齋、晦堂、外物外史など、通称は忠次郎、後周次郎と改めた。父は土佐藩士奥宮弁三郎正樹。国学和歌を田内菜園に学んだ。江戸に出て佐藤一斎に師事し、王陽明の学説に触れて帰国した。南学の伝統ある土佐において、はじめて陽明学を主唱し、少壮有為の若者が集まった。安政六年、藩主山内豊範の侍読に抜擢され、後藩校の教授となった。明治三年、高知藩において諭俗の任に当たり、同年五月東京に出て神祇官権大史となった。同年の終り頃、藩政改革に当たるため高知に帰り、大属を拝命した。明治五年、教部省に任官し、後八等出仕、後、大録に任ぜられ、大教院の大講義を兼ねた。神・儒・仏、キリスト教にも通じ、著書も多い。明治十年(一八七七)、東京にて六十七歳で病没している。

慥齋について書かれている事典(辞典)、書籍類は、

- ① 歴史的な人物の伝記として
- ② 漢学者(陽明学)として
- ③ 在家禪者として

の三種類に別れる。まず、①については、伝記として比較的詳しいのは『高知県人名事典』<sup>1</sup>である。また、日本史関係では『普及新版日本歴史大辞典』(第二巻)<sup>2</sup>に「おくみやぞうさい奥宮慥齋一八一―一八七七 江戸末期の儒者」として紹介されている。苗字の読み方は「おくみや」ではなく「おくのみや」が正しいであろう<sup>3</sup>。また、『日本人名大事典』<sup>4</sup>も「オクミヤゾーサイ 奥宮慥齋」として紹介され、これも「オクミヤ」となっている。『幕末維新人名事典』<sup>5</sup>には「おくのみやぞうさい奥宮慥齋」として掲載されている。『明治維新人名辞典』<sup>6</sup>は生没年を「文政元年(一八一八)―明治一五年(一八八二) 五月三〇日」としているが生没年ともに間違っている(正しいものは文化八年(一八一―)―明治一〇年(一八七七) 五月三〇日)。また「年六五で没」としているが、これも六七(数え年)に改めるべきであろう。②については、『日本陽明学派之哲学』<sup>7</sup>第四篇第四章に「奥宮慥齋 附岡本寧浦市川彬齋」に略歴と肖像画が掲載されている。また『佐藤一斎と其門人』<sup>8</sup>第八章一六に「海南王學の唱首奥宮慥齋」として略歴等が掲載されている。『近世漢学者』<sup>9</sup>は主に慥齋の著書が書かれている。また『和学者総覧』<sup>10</sup>にも「奥宮正由」<sup>オクノミヤサヨシ</sup>として記載され、「学統」は「田内真鉏」<sup>11</sup>とある。③の禅関係では『新版禅学大辞典』<sup>12</sup>は「奥宮慥齋」として記載されている。生没年が「(一八一三―一八七七)」<sup>13</sup>となっており生年が間違っている(正しくは一八一一年)。その関係で「世寿六五」も数え年ならば誤りである(満年齢ならば誤りではない)。もう一つ重要なものは『近世禅林僧宝伝』<sup>14</sup>であり、これには僧と並んで優れた在家禅者の略歴が書かれており、山岡鉄舟と共に慥齋の伝記が記載されている。これらが事典類の主なものである。次に雑誌に掲載された慥齋の伝記については加納彝軒の「奥宮慥齋暁峰兄弟事跡」<sup>15</sup>と松村巖の「陽明学者奥宮慥齋」<sup>16</sup>がある。両方とも古いものではあるが、前者は、慥齋の伝記中最も詳しいもので本論においても引用した。論文については、片岡弥吉の「中野健明の高知巡視と奥宮慥齋のキリシタン教諭について」<sup>17</sup>があり、慥齋が明治四年高知に分謫されたキリシタンを教諭したことについて書かれている。大久保利謙氏の小論「愛国公党結成に関する史料―奥宮慥齋の日記から―」<sup>18</sup>は日記から慥齋の民撰議院設立建白書の関わりを紹介したものである。また、島善高氏の「鉄舟と兆民と悟陰と」<sup>19</sup>には慥齋と禅の関係が述べられている。

## 第二節 研究の意義および史料

### 第一項 研究の意義および論文の構成

慥齋の研究については右記に述べた通り、各種事典類に多数掲載されている割には論文が少ない。比較的知られる所では、慥齋の名前は『自由党史』に一箇所だけ登場する。即ち

稱して幸福安全社と云ふ。福井縣人蒔田魯之を管し、而して由利は 其郷人小笠原某等數名を誘ふて來り、小室は井上高格等を誘ふて來り、其他松山の長屋忠明、土佐の福岡孝弟、奥宮慥齋、坂崎斌等加盟する者多し。因て之を團結して愛國公黨なる一政黨を組織す。<sup>1)</sup>

というように愛國公黨に参加した一人として書かれてあるだけである。大久保利謙氏は先の小論の中で

奥宮慥齋は明治初年東京にでた土佐藩士の一人であるが、官途についたというほかはその詳しい動向はさだかでない。そのような奥宮がどうして板垣等の愛國公黨の結成に参加したのか、またどういう役割をしたかは『自由党史』などにはもちろんでてこない。<sup>2)</sup>

として慥齋については板垣との関係や、その他の動向が分からないとしている。そこで本論ではこのような点にも留意しつつ、慥齋の生涯を研究することを目指す。慥齋の生涯の中で、西洋思想に触れた明治時代が最も重要であるので、明治期を中心にすることをにした。

必要ならばそれ以前のことも補いながら、明治維新以降



- ① 高知藩において慥齋は何をしたのか、
- ② 教部省において慥齋は何をしたのか、
- ③ 慥齋と、禪および自由民権家との関係は如何なるものであるのか、

の三点を中心に研究を進めることにした。よって本論文の構成を第一部「奥宮慥齋と高知藩」、第二部「奥宮慥齋と教部省」、第三部「奥宮慥齋と禪」とした。

## 第二項 史料について

慥齋の一次史料は高知市民図書館奥宮文庫<sup>21</sup>に納められている。奥宮文庫は、慥齋の曾孫奥宮正庸氏によって昭和二十九年に高知市民図書館に寄贈されて<sup>22</sup>（後に奥宮健之の資料も寄贈された）設けられたもので、慥齋の史料の他、弟奥宮暁峰また慥齋の三男奥宮健之の史料も含まれている。慥齋の日記については、文政十三年（一八三〇）から明治十年（一八七七）まで、途中欠けているところはあるが、ほぼ生涯に亘って残されている<sup>23</sup>。また、慥齋の長男奥宮正治（およびその援助者）によって「慥齋先生日記」として原日記を書写して読みやすくしたものも残されている<sup>24</sup>。近年、島善高氏によって明治以降の慥齋の日記が翻刻されている<sup>25</sup>。

## 第三節 奥宮慥齋の履歴と家族

### 第一項 慥齋の履歴

慥齋の略歴について、先に最も簡単なものを示したが、ここでは「故奥宮正由履歴書類」の「奥宮正由略傳」<sup>26</sup>を紹介しよう。書いたのは継嗣奥宮正治であろう。これと殆ど同じ文章が奥宮文庫にもある<sup>27</sup>。これは大正四年慥齋の贈位申請の為に書かれたものである<sup>28</sup>。一般に知られている慥齋の事績は、皆これに依拠していると思われる<sup>29</sup>（間違いがあるので後に示す）。

## 奥宮正由略傳

奥宮正由名ハ由、字ハ子道、慥齋又晦堂ト號ス、始メ忠次郎ト號シ後周次郎ト改ム、晩年諱ヲ以テ通稱トス、文化八年七月四日土佐國土佐郡布師田村ニ生ル、父ハ辨三郎、母ハ尾立氏其ノ先ハ長宗我部元親ノ部將、奥宮藏人正家ヨリ出ツ、六代ノ祖仁兵衛始メテ藩主山内家ニ祿仕ス、父諱ハ正樹金臺ト號ス、國學和歌ヲ能クシ吏才アリ、功績ニ因リ留守居組ノ班ニ進メラル、正由幼ニシテ穎悟人ニ過キ、學ヲ家庭ニ受ケ、十五六歳ノ時、既ニ嶄然頭角ヲ現ハセリ、田内菜園ノ門ニ入り國學和歌ヲ學ヒ、屢々一夜百首ヲ試ミ毎二人ニ先ツテ成ル、兼テ又弓術ヲ能クス、文政十三年二十二歳ニシテ笈ヲ負ヒテ江都ニ出テ佐藤一齋ニ師事シ、深ク王陽明ノ學說ヲ信シ、刻苦鑽研三年ニシテ歸國シ、爾來盛ニ王學ヲ主唱セリ、然ルニ土佐ハ南學ノ傳ヲ承ケ、官私皆程朱ヲ宗奉セシ處ハレハ、正由ヲ目シテ異學ヲ唱フルトシテ詆排セルモ、正由ハ壯年氣銳毅然トシテ群謗ノ中ニ處シ、辯證駁護、蒙ヲ啓キ疑ヲ釋クニ務メ、同志南部靜齋、市川彬齋、岡本寧浦等ト講學ニ從事シタレハ、尾崎源八（忠治）、都築習齋、島本默齋等ノ諸人ハ卒先シテ其門ニ入り、此レヨリ從遊スルモノ益々多ク、正由ノ名、遠近ニ喧伝セリ、蓋海南ノ陽明學ハ正由ヲ以テ先唱ノ嚆矢トス、而シテ正由ハ、徒ラニ尋章摘句ノ迂儒文人ヲ以テ、自ラ居ルコトヲ屑トセス、道學ヲ以テ心膽ヲ修鍊シ、常ニ意ヲ邦國ノ隆替ニ注キ、竊ニ匡濟ノ志アリ、嘉永ノ末年ニ至リ、藩主山内豊濤、精勵圖治言路洞開ノ形勢アルヲ以テ、縷々數萬言ニ餘ル封事ヲ草シ、事務ノ方策ヲ條陳上書シ、其ノ述フルトコロノモノ、剴切ニシテ時弊ニ適中セシヲ以テ、當路者ノ忌諱ニ觸レ、突然奥向夫人附弘敷役ヲ命シ、家族ヲ挙ケテ江戸詰トナリタリ、這ハ一種ノ貶謫ニシテ、且其職務タル正由ニハ再ヒ都下ニ出テ、舊師佐藤一齋ニ親炙シ、且廣ク碩學名士ニ交リ、却テ學識知見ヲ增益スヘキ機會ヲ與ヘラレタルヲ喜ヒ、母ヲ伴ヒ東上シ、暇アレハ一齋ノ講席ニ侍シ、若山勿堂、安積良齋、大橋訥庵、河田迪齋等ト討論講究シ、終ニ一齋門入室ノ高足トナレリ、安政六年正月、暇ヲ得テ歸國シ、同年八月藩贊ノ教授役兼侍讀ニ拔擢セラレ、藩主山内豊範ニ扈從シテ江都ニ祇役ス、時ニ藤森天山、鹽谷愛宕、安井息軒、羽倉簡堂、吉野金陵等ノ諸儒

ト交リ、文酒盃簪ノ會毎月絶ユルコトナシ、尚ホ山内容堂幕譚ヲ蒙リ、品川鮫洲ニ塾居ノ時ナレハ、屢々召サレテ詩文徵逐ノ宴ニ侍シ、時ニ直言諷諫セルヲ以テ、往々其ノ旨ニ忤ヒタルコトアリシト云ヘリ、萬延二年江都ヨリ歸リ、文久三年ニ至リ官ヲ免セラレ、元治元年原職ニ復シ、藩主ニ扈從シテ大坂に祇役シ、居ルコト十ヶ月餘ニシテ歸藩ス、癸丑甲寅已來海警事起リ、尊攘ノ物論沸騰、紛々トシテ天下多事ノ時ニ方リ、正由ハ夙ニ勤王ノ志厚ク、常ニ憂國慨世ノ念ヲ懷キ、内外ノ人士ト時勢ヲ痛論シ、時々建白スル所アリ、平井善之丞、小南五郎右衛門、佐々木三四郎（高行）、武市半平太、大石彌太郎等ノ如キ勤王黨ノ人々ト往來シ、講學ニ因リ大ニ志氣ヲ激勵シ、尊攘ノ大義ヲ鼓吹セルヲ以テ、少壯有為ノ子弟ハ翕然トシテ正由ノ門ニ集リ、小畑孫二郎（美稻）、小畑孫三郎、門田為之助、丁野遠影、吉永亮吉、秋澤清吉、依岡城雄、長岡謙吉、北代正臣、島本審次郎（仲道）、淡中新作等ノ如キ早くヨリ勤王ノ志ヲ懷キ、大ニ國事ニ盡シタル志士ハ多ク其ノ門ヨリ輩出セリ、爰ヲ以テ、正由ハ下士輕格組勤王黨ノ援助者トナリ、鼓舞者タルノ觀アリシニ由リ、大ニ佐幕派官僚ノ忌ム所トナリ、慶應元年十二月或少事端ニ籍リ、教授侍讀ノ職ヲ免セラル、ノミナラズ百日間幽閉ノ處罰ヲ蒙レリ、明治二年ニ至リ復文學教授ニ起用セラレ、諭俗司ヲ兼ネ各地ヲ巡廻シ、王政維新ノ趣旨ヲ人民ニ説諭シテ、其ノ方向ニ惑ハサラシムルコトニ盡力ス、同三年六月神祇官権大史ニ任セラレ、皇道宣布ノ議ニ預リ獻替スルコロアリ、同十二月板垣退助高知藩ノ大參事トナリ、藩政改革ノ虚アルニ方リ、其ノ議ニ參シ官ヲ辭シテ歸藩シ、大屬ニ拜シ學制改正若クハ、宣教事項ヲ擔任シテ功績ヲ舉ケタリ、同五年教部省八等出仕トナリ、後大録ニ任セラレ、大教院ノ大講義ヲ兼ネ、神佛兩教ニ關シ調査考證ニ力メ施設スルトコロ甚多シ、同六年冬征韓論破裂シテ西郷、副島、江藤、後藤、板垣ノ諸閣臣連袂辭職シ、民選議院設立ノ建白書ヲ提出セントスル際、古澤滋ハ之ヲ起案シ、正由ハ其修正潤色ノ任ニ當リ、屢々高輪ノ後藤邸ニ參集シテ其謀議ニ關與セシ一事ノ如キハ、多ク人ノ知ラサル所ナリト雖トモ、晩年ニ於テ尚ホ憂時慨世ノ志、耿々トシテ少シモ衰ヘサルノ概ヲ知ルヘシ、同十年一月廢官、同五月廿日六十六歳ニシテ東京下谷御徒町ノ家ニ病没シ、谷中天王寺ノ墓地ニ葬ル、正由竹村氏ヲ娶リ男女數子アリ、長男正治其家ヲ嗣キ、曾テ宮城控訴院檢事長ノ職ヲ奉シ、勅任官一等正四位勲二等ニ叙セラル、正由ハ學和漢

ヲ該ネ、博覽強記ニシテ詩文ヲ能クシ、就中和歌ニ長シ専ラ香川景樹ノ風ヲ好メリ、又大坂ノ大醫ニシテ有名ナル居士禪客春日載陽ト八年來ノ親友ニシテ、爾來傍ラ内典ヲ獵涉シ禪理ヲ愛シ、晩年ニハ荻野獨園、今北洪川、鳥尾得庵、伊達自得等ト交リ、両忘社ト名クルモノヲ設ケ互ニ集會シテ參究ヲ為シタリ、現ニ獨園和尚ノ編纂セル近世禪林僧房傳中ニ居士ノ禪學家トシテ、其紀傳ヲ掲ケアルヲ以テ見ルモ、其ノ禪學ノ造詣ニ深キヲ知ルヘシ、猶又時々子弟ニ洋書ヲ解讀セシメテ之ヲ聽キ、或ハ翻譯書ヲ博涉シテ、泰西ノ學術宗教ノ研究ニモ指ヲ染メタルヲ以テ、固陋迂癖ノ見地ヲ脱シ識見常ニ卓抜ナリ、晩年ニ至リテハ、吉見幸和風水翁カ唱ヘタル實事神道ヲ祖述シ、古代ノ史實地理等ニ考證シテ我カ祖宗神聖ノ崛起建設シ給ヘル、立教國體ノ根本的大義ヲ闡明證述セント試ミ本居、平田其ノ他、普通國學者流ノ説クトコロトハ著シク逕庭ヲ免レサルモ、鑿々トシテ根據アル新説ナリ、正由ハ此カ為メ半生ノ精力ヲ費シ、日本書紀私講、神道大綱私淑抄、中臣祓抄釋、日本古史畧説、神道辯、神魂問答等ノ書ヲ著ハシ、神代史並ニ神道ニ關スル自説ヲ詳述セリ、正由ハ元來門戸墻壁ヲ撤シテ、貴賤ノ別ナク人ヲ教ヘ、各其資質ニ應シ薰陶ヲ施シ、殊ニ講説ニ長シタルヲ以テ、前後其ノ門ニ遊フモノ數百人ノ多キニ至リ、岩崎彌太郎、南部甕男、岡内重俊、仁尾惟茂、土井通豫、田村久井、中澤重業、中尾捨吉、坂本則美、弘田正郎、宮崎簡亮、川尻寶岑、中江篤介、澤田衛守等ノ如キハ就中其ノ錚々タルモノナリ、又正由ノ弟奥宮正路ハ、曉峰又存齋ト號シ、篤学温厚ノ人物ニシテ、詩文ヲ能クシ書ニ工ミナリ、家學ヲ受ケテ王學ノ造詣深ク、兄弟共ニ講學ニ從ヒ其門ニ入ルモノ少カラス、後儒官トナリ海南學校ノ教鞭ヲ執リ、教學ニ貢獻スル所アリタリ、而シテ正由ハ前記著書ノ外、周易私講、聖學問要、學術根本論、人間交際論、宗旨問答、八宗要略、孫子私講、莊子情解、般若心經真解、論語筭記、古本大學易簡抄、詩經國字解、詩文和歌集其ノ他雜著數種アリ、家ニ藏スト云フ

右記の間違いを指摘しておこう。始めの方に「文政十三年二十二歳ニシテ笈ヲ負ヒテ江都ニ出テ佐藤一齋ニ師事シ」とあるが、この文章は正確ではない<sup>30</sup>。文政十三年（一八三〇）慥齋は二十歳（數え年）である。また、この年に慥齋が一齋に入門した形

跡がない。文政十三年高知から江戸へ上る日記があり<sup>31</sup>（同年江戸滞在中の日記はない）、翌年天保二年（一八三一）江戸から高知へ帰る日記があつて<sup>32</sup>、後者の日記の初めには、江戸を出発するに際して佐藤一斎およびその塾について一言も書かれていない。一斎に学んでいたのであれば、何らかの別れの思いが書かれてある筈である。江戸滞在中の出来事は「上叔池川丈人書」<sup>33</sup>によつて判明する。即ち、文政十三年閏三月下旬江戸に着いた慥齋は、四月「吉田環」なる人物を介して一斎に入門しようとした所、その人物が病（瘧）に罹り、次いで父親も病に陥つた。父を看病していた所、八月（仲秋）父は直つたが、こんどは自分が重篤な病に罹り、瀕死の状態となつた。十一月（仲冬）になつて漸く癒え、再度入門の手続きをしようとした時には年末に迫つていた。父は「日月無幾、瓜期<sup>34</sup>且至、縦入其門、親炙不過一二月耳、不如待來歲、而寬謀之」<sup>35</sup>と言ひ、慥齋は父の意見に従つて来年を期したのであつた。慥齋は天保三年（一八三二）再度江戸へ赴き、この年に一斎に入門したのであろう<sup>36</sup>。

慥齋の著書については継嗣正治が次のように纏めている。奥宮文庫（区分）全集慥齋著書に掲載されているものを紹介しよう（番号は奥宮文庫の受入番号を示す）。

- 一 「神道辯」、二 「神道大綱私淑抄」、三 「大祓詞私抄」、四 「皇国身滌規則（皇朝身滌規則）」、五 「日本古史論説」、六 「大
- 学問直訳」、七 「大学摘標」、八 「古本大学易簡抄」、九 「大学或問私抄」、一〇 「大学釋義」、一一 「大学演説大意」、一二 「論
- 語筭奇」、一三 「論語致道館私講」、一四 「論語郷党編私講」、一五 「詩経俚言」、一六 「孫子私抄」、一七 「中庸講義」、一八
- 「尚書一家私講」、一九 「讀莊家言」、二〇 「進呈論語講」、二一 「語録」、二二 「學術根元論」、二三 「省録」、二四 「更
- 張縣學議案」、二五 「癸丑封事」、二六 「鄙稿」、二七 「帰程日録」、二八 「異宗教諭大意」、二九 「宗旨問答」、三〇 「聖学問
- 要」、三一 「楞嚴經大旨」、三二 「和歌集」、三三 「和歌」、三四 「詩歌雜文抄」、三五 「詩歌焚餘稿」、三六 「文稿、上卷」、三
- 七 「文稿、中卷」、三八 「詩抄」、三九、一 「神代紀私講」、一、三九、二 「神代紀私講」、二、三九、三 「神代紀私講」、三、
- 三九、四 「神代紀私講」、四、三九、五 「神代紀私講」、五、四〇、一 「日本書紀私講稿本」、一、四〇、二 「日本書紀私講稿

- 本、二」、四〇・三「日本書紀私講稿本、三」、四〇・四「日本書紀私講稿本、四」、四〇・五「日本書紀私講稿本、五」、四  
 一「日本書紀私講、神武紀」、四二「日本古史論説」、四三「現今七宗教旨概畧」、四四「問目」、四五「慥齋先生俗簡録」、四  
 六「慥齋日抄、甲集」、四七「慥齋筭記、甲集」、四八・一「慥齋先生遺稿、卷上」、四八・二「慥齋先生遺稿、卷中」、四八  
 ・三「慥齋先生遺稿、卷下」

これらは継嗣正治が、慥齋の著書や文章を丹念に書き写したものである。神道と儒学に関する論説が主なもので中には、三二「楞嚴経大旨」のように仏教に関するものもある。四四「問目」は、佐藤一斎関係の文章および慥齋が家族に宛てた書簡であり、四五「慥齋先生俗簡録」も家族に宛てた書簡を纏めたものである。三六「文稿、上卷」、三七「文稿、中卷」、四八・一「慥齋先生遺稿、卷上」、四八・二「慥齋先生遺稿、卷中」、四八・三「慥齋先生遺稿、卷下」は、慥齋の書いた小文を集めたものである。二七「帰程日録」は日記である（ここに入られている理由は不明）。

## 第二項 慥齋の家族

初めに慥齋の父について述べよう。奥宮文庫にある「奥宮氏系図扣」<sup>37</sup>によれば、父弁三郎正樹は安永八年己亥（一七七九年）十一月十六日に布師田に生まれた。享和元年辛酉（一八〇一年）祖父直八の家督を継ぎ、文化二年乙丑（一八〇五年）二十七歳の時、尾立兵藏姉を娶り、一男二女をもうけた。慥齋は文化八年の生まれであるからこのときの子供である。婦人は文政元年戊寅（一八一八年）六月二十六日三十五歳にして病没した。後、北村喜作女を後妻に迎え二男一女をなした。官歴においては文化二年乙丑（一八〇五年）六月普請方となり、その後諸官を経て格御用人に進む。又白札に進み、天保十年己亥（一八三九年）御留守居組となる。嘉永二年己酉（一八四九年）九月致仕して布師田の旧宅に帰る。同三年（一八五〇年）四月十三日に没している。

この父については能吏の評判がある。弁三郎は天保年間に「類聚罰例」を書いた。それまで断例（裁判判決の基準）が浩瀚となり、諸局に散在し、搜索困難な状態となった。文化年間に一度、断例を集めて一書と為したが、天保年間となって文化（年間）以来の断例を編纂する必要が生じ、その命が弁三郎に下った。天保九年（戊戌）十一月に起草して翌年（己亥）三月に脱稿した。この書の編纂は藩治に貢献すること少なからずであったという<sup>38</sup>。慥齋の家は神道の家柄であった。もともと垂下神道の教えを奉じ、弁三郎に至って、本居宣長の説を信奉するようになったという<sup>39</sup>。慥齋は幼少の時から父の教えを受けた。

慥齋の夫人については不明な点が多い。明治以降の日記に夫人は登場しない。郷土史家、中島鹿吉著『土佐英傑讀本』の中に「奥宮慥齋の人間歌」と題して、慥齋の夫人について次のような記述がある<sup>40</sup>。

（慥齋は―筆者注）藩主谷堂の詩講に拔擢されたが、一日公「堪」笑の席題を課して側近に詩作を命ぜられたことがある。慥齋筆を呵し、辨慶忘三薙刀―常盤想二故夫の一聯を書いて御前に差出した。第一句は侍醫久米某の匙加減の拙劣なるを諷し、第二句は公の寵人鯉尾の無節操を罵るの意を寓したものである。公大に怒り職を褫うて塾居閉門を命じた。夫人、慥齋の失業を悲しみ「朗君再び藩公に咫尺して書を講ずるの日あらざるべく、妾、これのみ憾みとす」と、遂に病で死んだ。

慥齋が「塾居閉門」を命じられたのは、先の「奥宮正由略傳」には、「慶應元年十二月或少事端二籍リ、教授侍讀ノ職ヲ免セラル、ノミナラズ百日間幽閉ノ處罰ヲ蒙レリ」とあるように慶應元年（一八六五）十二月である。これ以前の日記の記載を見れば、例えば、慶應元年十月三十日条には「夜、荊婦等、帰布山」<sup>41</sup>とあり、夫人は登場している。日記、同年十二月十七日条には「屹度遠慮」の刑が申し渡された事が記載され<sup>42</sup>、同年十二月三十日から同二年の十月三日までのおよそ九ヶ月は日記がない。同十月五日、再び文館教授に任命された時、慥齋は、その日の日記に和歌数種を記して感慨を詠んだ後、「亡妻嘗謂、予多口取禍、恐不復咫尺于君公、余亦絶意於此已久矣」と亡妻の苦言を思い返していることから、右の記述には信憑性がある。夫人の名前につ

いては、「土佐奥宮氏とその系譜（上）・土佐史に名を留めた一族の軌跡」には、慥齋について「妻は熊」としており、また三男奥宮健之については「慥齋と熊の三男」としている。しかし、奥宮文庫の「奥宮氏系図扣」には慥齋は「娶、竹村銘藏妹、美留」とあり、熊と美留は同一人であるのか、または熊は後妻であるのかは分からないので後考を期す。

慥齋の弟、正路（一八一九・一八九三）は暁峰、また存齋と号し、別名、禮、幼名を卯之助（右之助）といった。『高知県人名事典 新版』<sup>43</sup>、奥宮文庫「正路職歴」<sup>44</sup>、および加納彝軒「奥宮慥齋暁峰兄弟事跡」<sup>45</sup>によれば、幼少の時より書を中西半陰に学び、十六歳の時既に長浜村で習字を教えた。家老深尾氏に仕えて江戸に出て山口管山に入門、傍ら佐藤一斎、安積良斎にも教えを受けた。後、若山勿堂に入門して易学も学んだ。明治二年には高知藩「文館一等助教」、三年「文學一等助教」、四年「學校助教」五年「學校二等助教」七年「小學二等助教」などを勤めた。その後、東京に出て、九年「内務省属」（内務中録）となり、明治十年西南の役には秘書として大久保内務卿に従った。同年二月「警視局」に勤め、十二年には「六等警視属」となった。十二年帰郷して海南私塾分校（小津高校）の教師となり、十九年退職。詩文、書が巧みで一家を成した。温恭の人柄が尊敬されたという。学統は慥齋と同じ陽明学で、今北洪川に就いて禅を学び、両忘会にも参加した<sup>46</sup>。

慥齋の長男、奥宮正治は、初め猪佐馬、後正治と改め、また南鴻と号す。「奥宮氏系図扣」によれば、嘉永四年（一八五一）矣生まれ、明治元年（一八六八）戊辰戦争に参加、北越で戦い戦功受賞した。二年、東京に出て昌平黌に学び、工部省入省を経て、明治六年司法省出仕。爾来法曹畑を歩み、地方裁判所勤務を経て、三十二年大審院検事に任ぜられ、後東京裁判書検事正から宮城控訴院検事長となる。四十三年辞職し、休職となる。従三位勲二等、昭和二年没。正治は退職後、父慥齋の残した文書、書類を整理した。慥齋の日記を書写し、「慥齋先生日記」を作成し、また、先に挙げた慥齋の著作、文書を書き直した全集慥齋著書を作成したことは、父慥齋に対する深い尊敬の念を表すものであろう。

慥齋の三男、奥宮健之は「奥宮氏系図扣」によれば、初め、鑿之助、後、健之助、後、健之。安政四年（一八五七）に生まれ、英学を学び、急進的民権家として活躍し、後大逆事件に連座し、明治四十四年幸徳秋水らと共に死刑に処せられた。奥宮健之の



研究は盛んで、絲屋寿雄著『自由民権の先駆者・奥宮健之の数奇な生涯』<sup>4</sup>を初め多くの研究がある<sup>4</sup>。絲屋氏は健之の冤罪を主張している。

その他、「奥宮氏系図扣」によれば、慥齋には他に姉二人、妹、第二人がおり、長姉、小枝（秋、高）は文化三年（一八〇六）に生まれ、山本考庵に嫁した。次姉、麻は文化六年（一八〇八）に生まれ、山本有徳に嫁した。妹、猪佐は文政六年（一八二三）生まれ、西森久米之進に嫁し、その長男が西森真太郎（鉄研）で慥齋の日記に西森姪（西姪）として頻繁に登場する。弟は正路（暁峰）の外にもう一人いて名を正時（岩治）といい二十七歳で病没している（出生年は不明）。

また、慥齋の子供には長男正治、三男健之の外に長女、次女、次男がおり、長女、兼（金井）は天保十二年（一八四一）に生まれ、山梨県人齊藤安通に嫁した。次女、鶴は嘉永二年（一八四九）生まれ、愛媛県土族田内逸雄<sup>4</sup>に嫁し、その記載には「今北洪川和尚ニ参禅シ允可ヲ受ケ慧鶴ノ名ヲ贈ラル、禅林ニテハ有名ノ人ナリ」とある<sup>4</sup>。次男、健吉（謙吉）は嘉永七年（一八五四）に生まれ、十四歳の時、東京に出て漢学および英学を学び、東京府庁に出仕した後、公証人となった。

## 注

<sup>1</sup> 『高知県人名事典 新版』(高知県人名事典 新版) 刊行委員会 編) 高知新聞社、一九九九年、一七六一―一七七頁。

<sup>2</sup> 日本歴史大辞典編集委員会 編集『普及新版日本歴史大辞典』(第二巻)、河出書房新社、一九八五年、三六一頁。

<sup>3</sup> 奥宮慥齋の墓を守る慥齋の子孫によれば、奥宮慥齋の一家は明治時代になって東京に住むようになった。出身地の土佐では「奥宮」は「おくのみや」と読まれていたが、長男、正治の頃からか、世間一般に「おくのみや」と読まれなくなったので、「おくみや」で通すことにし、現在に至っているとのこと。また、「奥宮」という苗字は、神社の奥宮（おくのみや）に由来があるとも伝えられているので、本来は「おくのみや」と読むのが自然であろうとのことであった（平成二十四年八月二十六日、奥宮慥齋の玄孫奥宮正太郎氏からの聞き取りによる）。

- 4 『日本人名大事典』（新撰大人名辞典）第一卷、平凡社、（一九三七年初版）一九九〇年覆刻版、六七六頁。
- 5 宮崎十三八、安岡昭男 編『幕末維新人名事典』新人物往来社、一九九四年、二四七頁。
- 6 日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年、二三八頁。
- 7 井上哲次郎『日本陽明学派之哲学』、富山房、一九〇〇年。
- 8 高瀬代次郎『佐藤一斎と其門人』南陽堂本店、一九二二年。
- 9 関儀一郎、関義直編『近世漢学者伝記大事典』琳琅閣書店、井上書店（一九四一年初版）一九八一年第四版、一三七頁。
- 10 国学院大学日本文化研究所編『和学者総覧』汲古書院、一九九〇年、一七八頁。
- 11 田内真鉏とは田内菜園のこと。
- 12 駒沢大学内禅学大辞典編纂所 編『新版禅学大辞典』大修館書店（一九七八年初版）一九九一年新版第三刷、一二八―一二九頁。
- 13 「奥宮慥齋居士」『近世禅林僧宝伝』（第二卷）、思文館、一八九〇年、三一六―三一七頁。
- 14 加納彗軒「奥宮慥齋暁峰兄弟事跡」『土佐史檀』一〇号、一九二四年。
- 15 松村巖「陽明学者奥宮慥齋」『土佐史檀』四〇号、一九三二年。
- 16 片岡弥吉「中野健明の高知巡視と奥宮慥齋のキリシタン教諭について」『キリシタン研究』第五輯、吉川弘文館、一九五九年。
- 17 大久保利謙「愛国公党結成に関する史料―奥宮慥齋の日記から―」『日本歴史』（第四八八号）、吉川弘文館、一九八九年。
- 18 島善高「鉄舟と兆民と悟陰と」悟陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』木鐸社、二〇〇〇年。
- 19 板垣退助監修『自由党史』（上）岩波文庫、一九五七年、八七頁。
- 20 前掲、大久保利謙「愛国公党結成に関する史料―奥宮慥齋の日記から―」『日本歴史』（第四八八号）、一〇八頁。
- 21 目録は「奥宮文庫」、高知市民図書館編『高知市民図書館所蔵特設文庫総合目録』（上巻）、高知市民図書館、一九九九年、一〇七―一四九頁。
- 22 昭和二九年七月九日付高知新聞の記事に「藩政研究に貴重資料（割注）曾孫から市民図書館へ寄贈）奥宮慥齋の日記発見」

という見出しで掲載されている。

<sup>23</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・三「庚寅陪従録」から七・五七「日録、明治八年、九年日記」まで。

<sup>24</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四九「慥齋先生日記、一」から受入番号五九「慥齋先生日記、十一」までである。

<sup>25</sup> ① 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(一)、『早稲田社会科学総合研究』、第九卷三号、二〇〇九年三月二五日発行。

② 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(二)、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇卷一号、二〇〇九年七月二五日発行。

③ 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(三)、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇卷二号、二〇〇九年十二月二五日発行。

行。

④ 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(四)、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇卷三号、二〇一〇年三月二五日発行。

⑤ 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(五)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一卷一号、二〇一〇年七月二五日発行。

⑥ 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(六)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一卷二号、二〇一〇年十二月二五日発行。

行。

⑦ 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(七)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一卷三号、二〇一一年三月二五日発行。

⑧ 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(八)、『早稲田社会科学総合研究』、第一二卷一号、二〇一一年七月二五日発行。

⑨ 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(九)、『早稲田社会科学総合研究』、第一二卷二号、二〇一一年二月二五日発行。

行。

⑩ 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(十)、『早稲田社会科学総合研究』、第一二卷三号、二〇一二年三月二五日発行。

⑪ 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(完)、『早稲田社会科学総合研究』、第一三卷一号、二〇一二年七月二五日発行。

<sup>26</sup> 「故奥宮正由履歴書類 贈位申請時」(東京大学史料編纂所、区分 特殊蒐、請求記号 維新史料引継本・追加・二〇)の「奥宮

正由略伝」。

<sup>27</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六二「慥齋存稿」一五九・一六六葉。

<sup>28</sup> 宛先は「宮内大臣男爵波多野敬直」差出人は「男爵岡内重俊、男爵細川潤次郎、男爵南部甕男」日付は「大正四年七月二十七日」となっている。文面は慥齋を簡単に紹介した後「(前略)今ヤ 御即位ノ御大礼行ハセラレントスルニ当リ、空前ノ御盛事ニ遭際シ或ハ是迄御追賞漏ニ相成居候者アラハ、特殊ノ恩典被仰付候様ノ御詮議振りモ可有之ヤト恐察仕候前記、奥宮正由ノ如キハ表彰スヘキ功劳アルモノト思考仕候(後略)」として位記追贈を申請している。慥齋が位記を贈られた形跡はないのでこれは却下されたものであろう。

<sup>29</sup> 例えば、絲屋寿雄『自由民権の先駆者…奥宮健之の数奇な生涯』、大月書店、一九八一年、には奥宮健之の父として慥齋が紹介されているが、一読すればその内容はこの「奥宮正由略傳」から取られていることは明らかである。

<sup>30</sup> 前掲、松村巖「陽明学者奥宮慥齋」『土佐史檀』四〇号、もこの点を指摘して前掲、「奥宮慥齋居士」『近世禅林僧宝伝』(第一巻)と比較している。

<sup>31</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四九「慥齋先生日記、一」の中の「庚寅陪従録」文政十三年(三月二十八日から閏三月二十八日)。

<sup>32</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四九「慥齋先生日記、一」の中の「辛卯仲春歸路紀行」天保二年(三月二十三日から四月二十七日)。

<sup>33</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三七「文稿、中巻」三五、三六葉、また前掲、松村巖「陽明学者奥宮慥齋」『土佐史檀』四〇号、一六二・一六三頁。「丈人」とは、老人や長老を尊敬する表現、即ち、これは池川叔父に報告した文書である。

<sup>34</sup> 瓜期(カキ)とは、役人の任期が終わって交代する時期。

<sup>35</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号三七「文稿、中巻」三六葉、また、前掲、松村巖「陽明学者奥宮慥齋」『土佐史檀』四〇号、一六三頁。

<sup>36</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四九「慥齋先生日記、一」の中の「壬辰東行紀行」天保三年(三月九日から四月二十日)

四月六日江戸到着。高知市民図書館奥宮文庫、受入番号五〇「慥齋先生日記、二」の中の「客中記」（天保三年十一月から天保四年四月八日）には、佐藤一斎について学んでいる様子が書かれている。

<sup>37</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六・四「奥宮氏系図扣」。

<sup>38</sup> 前掲、松村巖「陽明学者奥宮慥齋」『土佐史壇』四〇号、一五八・一五九頁。また、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三七「文稿、中巻」五三・五四葉、「類聚罰例序」。

<sup>39</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号二「神道大綱私淑抄」五葉の割注。第四章第三節第一項参照。

<sup>40</sup> 中島鹿吉「奥宮慥齋(ト)の人間歌」『土佐英傑讀本』、國本社、一九四三年、一六九頁。

<sup>41</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・四二「乙丑慶応日記」、慶應元年十月三十日条。

<sup>42</sup> 同右、十二月十七日条。

<sup>43</sup> 前掲、『高知県人名事典 新版』、一七六頁。参考として、正路はこの事典には「教部省に入り官職についた」とあるが、奥宮文庫「正路履歴」（次の注）には教部省のことは書かれていない。

<sup>44</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一・五・六「正路職歴」。

<sup>45</sup> 前掲、加納彝軒「奥宮慥齋暁峰兄弟事跡」。四三・四五頁。

<sup>46</sup> 第七章第三節第四項、また第七章末の史料「飲醍醐」参照。

<sup>47</sup> 奥宮健之についての研究について主なものを挙げれば、糸屋寿雄氏には『自由民権の先駆者・奥宮健之の数奇な生涯』、大月書店、一九八一年、およびその前に書いた『奥宮健之・自由民権から社会主義へ』、紀伊国屋書店、一九七二年、があり、また、中島及『暗殺の記録（土佐民権遺聞）』高知市民図書館、一九六五年、もある。阿部恒久編『奥宮健之全集』（上、下）弘隆社、一九八八年、が発行されていることは貴重である。論文では「奥宮健之の大逆事件判決・死刑の理由を中心にして」、「『日本歴史』（第七六一号）、吉川弘文館、二〇一一年が挙げられよう。外に塩田庄兵衛「奥宮健之覚書」『経済と経済学』（第十・

一一合併号)、東京都立大学法経学部経済学科、一九六三年、などがある。ちなみに、慥齋はこの三男健之を「けんの」と呼んでいた。例えば、高知市民図書館奥宮文庫、(区分)全集奥宮文庫、受入番号四四「問目」、五〇葉に慥齋が、高知の家族に宛てた書簡(書写史料)の宛名の中に、他の兄弟(姉妹)と共に「けんのどの」と書かれている。恐らく、以前の「健之助」という名前に由来するのであろう。

<sup>48</sup> 第七章第三節第四項、また第七章末の史料「飲醍醐」参照。

<sup>49</sup> 第七章第四節第二項、参照。

## 第一部 奥宮慥齋と高知藩

### 第一章 高知藩における奥宮慥齋 はじめに

奥宮慥齋（一八一一・一八七七）は、高知藩において藩校の教授や藩主の侍読を勤め、また神道や禅にも通じた勤王家であった。明治になって政府が大教宣布運動を推進していた時、いち早く高知にあつて民衆を指導する諭俗司の責任者として活躍した。諭俗司としての慥齋について廣江清氏は『高知近代宗教史』<sup>1</sup>の中で、慥齋の日記『西巡紀程』『備忘日録』等によって慥齋の活動に触れている。本章では慥齋の残したその他の史料をもとに高知に於ける大教宣布の一端を明らかにする。大教宣布活動として知られているものは多くなく、藤井貞文氏は「宣教使の研究（下）」の「七、地方の宣教」<sup>2</sup>の中で、地方の宣教の例として挙げられているのは、鹿兒島藩と富山藩のみで「遺憾ながら筆者は其實情に就て知る材料を多く持合せてゐない」<sup>3</sup>と述べている。本章で示す慥齋における諭俗司の活動は、地方の宣教使活動の一例を示すものである。慥齋は明治三年と四年に諭俗司官員として巡回活動を行っているが、その活動の内容が変化していることは時代の移り変わりの激しさを感じさせる。中央政府の宣教使において教書の作成に手間取っている中、結局は大きな盛り上がりには欠けたこの運動において、高知藩における慥齋の活動は、地方の宣教活動として特に注目に値するものではなからうか。思想的な面は次章に譲り、本章では慥齋の事蹟や行動を明らかにする事を中心にする。

#### 第一節 高知藩における大教宣布

##### 第一項 大教宣布と宣教使

明治政府は慶応三年十二月九日王政復古の大号令を発し、また慶応四年三月十四日「五箇条の御誓文」を公布した。王政復古

の諭告には「神武創業ノ始」に基くことが明示され、また慶応四年三月十三日の諭告にも「王政復古」「祭政一致」「神武創業ノ始」が謳われているが<sup>4</sup>、それらの考えはまだ多くの民衆には浸透していなかった。それに加えて、徳川幕府のキリスト教禁止政策を継承していた明治政府は、幕末以来浦上教徒の処遇に苦慮し、ついに慶応四年四月、外国の抗議にも拘らず浦上教徒全員を三十四藩へ預託して改宗させることを決定した<sup>5</sup>。このような状況の中で明治政府は、近代国家の要件である信教の自由に配慮するとともに、神道を中心とする自国の伝統宗教を啓蒙することによってキリスト教に対抗する必要があると感じた。

明治二年三月、太政官内に教導局が設置されたが効を奏せず、同年七月八日教導局は廃止され、新たに宣教使が設置された<sup>6</sup>。

常世長胤は「神教組織物語」の中で小野述信<sup>7</sup>の言葉として「今や外国ノ御交際ハ、日ニ新月ニ盛ニ行ハレントスルノ秋ニ当タレバ、彼ガ国教トスル耶蘇教モ、随テ吾国ニ入<sup>い</sup>ル事必定ナリ、然リト雖モ今之ヲ嚴禁スルノ道ナシ、依テ吾国教ヲ盛ニ起シ、人民ヲシテ彼ガ教法ヲ求<sup>もと</sup>ザラシメテ、国体ヲ維持スルノ外ハ他事ナシ（後略）」<sup>8</sup>と記している。これは宣教使設置の目的が、「国体」を維持するためのキリスト教の防御であることを示している。

宣教使は最初神祇官とは別個のものであったが、同年十月九日に至って神祇官の所属となった<sup>9</sup>。宣教使長官に神祇伯中山忠能、次官に神祇少副福羽美静、権判官小野述信などが任命された<sup>10</sup>。明治三年正月三日、明治政府によって「大教宣布の詔」が発せられ、神道国教化政策の基本が示された<sup>11</sup>。大教とは言うまでもなく神道即ち唯神の大道である。この前後から政府はこの神道国教化運動を本格的に展開していくのであるが、明治三年三月二十七日、地方の宣教を開始するに当って、地方に係官を置き一定の方針を授ける必要から、各府藩県に命じてその人物を推薦せしめた<sup>12</sup>。これに対して、人材不足や威令が行き届かなかったこともあったのか、人物なしと届け出た藩も多かった<sup>13</sup>。同年八月十三日に、神祇官は推挙の猶予を申請した諸藩の正権大参事に出頭を命じ、中心的指導者であった小野権判官は、其趣意を藩民にも貫徹せしめるべく努めなければならないので、仮令学力はなくとも、闔藩の人望の帰する人物ならば支障ないことを述べ、速やかに推挙すべき旨を説諭した<sup>14</sup>。その他紆余曲折あつてほぼ諸藩の宣教係が決定したので、同年十一月一四日、宣教使は、宣教の練成訓育を目的として明治四年正月から月割



りて上京することを命じたのである<sup>15</sup>。翌十五日、政府はまず在京の宣教係五十余名を神祇官に召集し、宣教使の新設を口達し宣教使心得書を下付した<sup>16</sup>。この宣教使心得書とは十五項目に渡って宣教使の心構えや倫理基準を示したものである。かくて月割りで行なった各藩の宣教使教育は進み、明治四年七月四日政府は宣教使に「大教の旨要」を示諭し、地方官に命じてそのことに従わせ、宣教掛を帰藩せしめた<sup>17</sup>。「大教の旨要」の内容は、先の「大教の宣布」を敷衍し、宣教の基本を示すものであった。高知藩の場合、明治四年四月二十四日適任者がいないことを太政官に上申し、同年八月にも適材のないことを申し出ているが<sup>18</sup>、宣教掛名の表によれば田所泰菊、安岡道太郎、赤尾雅一が推薦されている<sup>19</sup>。ところが、この宣教使の運動が進んでいる中、同年七月一四日には廃藩置県の詔が発せられ、宣教使の母体であった藩が消滅した。常世長胤は「神教組織物語」の中で「是ニテ諸藩ニ宣教係ヲ置レシモ、水ノ沫（あわ）トナレリ」<sup>20</sup>と云っている。このあと同年八月八日神祇官は神祇省に改められ<sup>21</sup>、翌明治五年三月神祇省は廃止されて教部省となり<sup>22</sup>、宣教使は教導職に引き継がれた。

## 第二項 明治三年の巡回

明治二年十一月高知藩改革の職掌表に諭俗司の名が見えることから<sup>23</sup>、この頃高知藩では政府の宣教使の政策を受けて、独自に諭俗司という名前の官衛を設け、本格的に大教宣布に取り組み始めたことを示している。明治政府においては明治三年正月の「大教宣布の詔」の前の時期に当り、まだ宣教活動の基本も発表されていなかったことを考えれば、高知藩の取り組みは他藩に先駆けていたといえよう。このことは、浦上教徒一六名が明治二年十二月から翌三年一月にかけて長崎から高知に分謫されており<sup>24</sup>、藩当局においてキリスト教防御は差し迫っていたことも関係したであろう。そして明治三年一月十日慥齋は諭俗司都教に任命され<sup>25</sup>、慥齋が巡回説教することになったのである。慥齋はその頃、諭俗司の官等を低くすべきではないなどの意見を藩当局に進言していた<sup>26</sup>。その中には

諭俗主意此度新二御設に而、往々邪教濫入をも防候為メ二候へハ、是非我本教耽と不相立候而者被行間敷、所謂本教とハ神道を主とし、傍ら儒教を以て羽翼を仕より外無之、方今 朝廷ニ於而も未睨と本教不相立、宣教使も有名無実之由ニ候へハ、諭俗立教ハ吾藩より創立かと奉存候

とあり、諭俗とはキリスト教の防御の為であると考えていると共に、自藩に対する自負が窺える。また、諭俗に対する考え、即ち「神道を主とし、傍ら儒教を以て」する以外にないという考えが表明されている点で興味深い。

慥齋の日記「西巡紀程 天 稿本」によれば、同年三月九日助教島本百郎、乙政甚五郎を連れて高知の西部地方を巡回し、近傍の郷長里正を集めて布教した。同日記三月十一日条には最初の巡回地、須崎においておよそ六十五名を集めて集会を開いていることが記されている。

十一日陰、滞須崎始会近傍里正等凡六十五名、十二村、余先演諭旨、助教百郎述其詳、大意云、朝廷新置宣教使、將以宣教於四方、吾藩亦躰此意、欲教諭民間、雖規則未定、先巡闔郡、普布告大旨、汝里正村長、其宜体此意、協心戮力以補教化焉

(以下略) 27

西部巡回で訪問した村々は、須崎、呉浦、窪川、伊与木、佐賀、上川口、安並、柚木、有岡、宿毛、弘見、栢島、犀角、当麻、中浜、窪津、霜栢、下田、中村、川登、川崎、津野川、江川、大野、下岡、戸波、出見、福島、高陵(日記による)などである。

慥齋が布告した内容と思われる文章を紹介しよう。この「方今」<sup>28</sup>という題名の一文は、書かれた日付が明治三年二月二十五日となっており、慥齋が諭俗司都教に任命されてから、巡回に出発する丁度中間の時期にあたる。宛先がなく署名が「高智藩廳諭俗司都教兼副家扶 侍讀第五等官 臣奥宮正由謹識」となっていて、藩の権威を背景にしていると感じさせること、また、文

頭の「方今 王政維新ノ運ニ膺ラセラレ」、文末の「朝廷風教ノ万一ヲ裨補セント欲シ、其概略ヲ述ル事爾リト云」という言い回しの、いかにも農民等の一般人を諭す言い方に、それが諭告であることが示されている。その内容については、三つに分かれていて①王政維新となり、政府に宣教使、藩に諭俗司が設けられ、キリスト教の「濫入」を防ぐべきこと、②キリスト教を厳禁してきた歴史、③自身が諭俗の職に従事し「風教」の一端を担っていること、を示しており、先に引用した慥齋の日記三月十一日条に「大意云」として「朝廷新置宣教使、將以宣教於四方、吾藩亦牀此意、欲教諭民間、雖規則未定、先巡闔郡普布告大旨」とした内容が①にほぼ盛り込まれていることから、この一文は諭俗巡回の時に指導したものであることは、ほぼ間違いないと考えられる。右記①②③の順に従って全文を引用しよう。

## ① 方今

王政維新ノ運ニ膺ラセラレ、弘ク万国交際ヲ御開ラキ、諸制度衆議ノ上、悉皆善美ヲ盡サセラレ、洋外ノ伎倆器械迄モ、利アルハ折中シ、時勢適當ノ大变革ヲ行ハセラレ、首トシテ職員官吏ヲ齎瀦シ、神祇官ノ次ニ、新タニ宣教使ト云局ヲ設ケ、専ラ文明開化ニ導カセ玉フハ、実ニ千載ノ一遇難有 聖世ト可奉称ナリ、其宣教ノ主意未タ詳カニ承マハラスト雖モ、蓋 皇朝固有ノ神道本教ヲ掲ケ、或ハ之ヲ翼クルニ儒教ヲ以シ、兼子テ洋教ノ濫入ヲ防禦シ普ク海内ノ民ヲシテ、洋教傳染ノ患ナカラシメントノ事ナルヘシ、〔割注〕仄ニ承ルニ去冬既ニ東京ニ於テ始メテ宣教ノ講義を開キ、説得セリト）今般吾藩ニ於テモ、此 朝旨ヲ奉牀、新タニ諭俗司ト云一局ヲ設ケ、民間教諭ノ事ヲ司ラシメ、弊風ヲ正シ教化ヲ國中ニ宣布セシメントス

② 抑洋教ノ我カ皇國ニ東漸セシ起原ハ元龜天正ノ際天下大乱、 王綱解紐ノ虚ニ乗シ波伊二州（ホルトカルイスハニア）ノ夷酋ヨリ 皇國ヲ奪領セント謀リ、先ツ人心ヲ収攬セン為メ所謂耶蘇教師ヲ差遣シ、雑ユルニ幻術医方等ヲ以シ、且財利ヲ以テ

貧賤愚俗ヲ扇動誘惑ス、〔割注〕嘗聞彼ニ曾蓋志を逞クセント欲シ國入三分ノ一ヲ欠テ我カ貧民ヲ救恤シ人毎ニ銀八厘充ヲ  
惠ミ彼宗ニ引入セント云ヘリ時ノ幕府織田右府、好奇ノ餘リ其教師ヲ京師ニ招致シ、寺ヲ建テ恣マ、ニ弘法セシム、於是  
我人心彼ニ奪ハレ、干戈ヲ用ヒズシテ殆ント彼ノ屬國トナラントス、右府始テ其奸謀ニ驚キ、速カニ寺ヲ毀チ其宗旨ヲ禁制  
ス、然レトモ其殘毒海内ニ蔓延シ、竊カニ國家ノ害ヲ為セシヲ、太閤亦之ヲ怒リ、嚴法峻刑ヲ以其根株ヲ禁絶セリ、爾後西  
肥天草ノ姦賊其餘陣ヲ煽キ、愚俗ヲ嘯集セシヲ、遂に二十八万人ノ夥シキヲ一城中ニ屠尽シ、永ク國家ノ大禁トナリ、今ニ  
三百年此ノ妖氛ヲ掃蕩セシハ、実ニ 皇祖在天ノ英靈威風ト云ヘシ、〔割注〕洋夷コレヨリ已後日本人三眼アリトテ大ニ畏  
レシト云）皇運中興ノ時ニ當テ、大ニ外國交際互市ノ道ヲ開キ、 皇風ヲ海外ニ敷廣セシメント為玉フ折柄ナレハ、彼万國  
狡黠ノ夷中ニハ、万一我ガ虚ヲ覬覦セント謀ルモノ無キヲ保セス、若或ハ然ラハ、火技戦艦ノ奇巧、既ニ如彼頗ル人ヲシテ  
恐怖ヲ懷カシム、況ヤ洋教ノ善巧專ラ利欲ヲ以テ之ヲ誘惑セシムルヤ、西肥邊土ニハ、往々其傳染毒ヲ被リシモノアリテ 朝  
裁コレヲ各國ニ散布禁錮セシメ、外人啗利ノ奸謀ヲ絶チ、漸々教化ヲ盛ニシテ其徒ヲ説得シ、良民本業ニ復ラシメントス、  
昔ハ嚴刑峻法ヲ以テ之ヲ禁絶シ、今ハ寛大至仁ヲ以テ之ヲ教諭セントス

③ 嗚乎真ニ文明開化ノ 聖世ト称スヘキ哉、臣某不肖膚淺ノ学識ヲ以叨リニ乏ヲ諭俗ノ職ニ承ケ、夙夜職事ニ黽勉シ、 朝廷  
風教ノ万一ヲ裨補セント欲シ、其概略ヲ述ル事爾リト云

時ニ明治三年庚午春二月念五

高智藩廳諭俗司都教兼副家扶

侍讀第五等官 臣奥宮正由謹識

ここに現れているのは、王政復古と「洋教ノ濫入ヲ防禦」であり、信長、秀吉から始まるキリスト教を禁止してきた歴史にかなりの部分を割いている。慥齋の考えは殆ど政府の方針そのままであったといえよう。

慥齋は同年三月九日から先に示した地域を巡回し四月十七日に家に帰った<sup>29</sup>。その後一ヶ月程して東京へ向けて出発することになる。

## 第二節 明治四年の巡回

### 第一項 巡回の概要

慥齋はこの後、明治三年五月十五日諭俗司都教のままで<sup>30</sup>、東京に出るため、蒸気船夕顔丸に乗って高知を出発した。同六月二十七日神祇官の権大史を拝命した<sup>31</sup>。同十一月二十五日、高知藩の藩政改革に参画する為、願いによって神祇官の官職を罷免され<sup>32</sup>、同十二月十日板垣退助と同船して帰高した<sup>33</sup>。十二月十五日高知藩大属書記を拝命し<sup>34</sup>、同十二月二十四日には「人民平均の理」に基づく大改革が発せられた<sup>35</sup>。

明けて明治四年慥齋は一月六日大属学校係を拝命した。二月二十七日学校係は免ぜられ、同日戸籍社寺係を拝命している。諭俗司は最初藩の組織上一局の官衛であったが、このころ社寺局に合併されたい。明治四年三月改定の高知藩職制表には諭俗司が見当たらず<sup>36</sup>、また「職掌が混雑するので、諭俗と社寺とは別局にしてほしい」と慥齋が訴えている覚え書き（下書き）<sup>37</sup>が残っていることから諭俗と社寺は同局であったことが分かる。

慥齋は同年三月十八日から四月八日にかけて東部地方を巡回している。訪問した場所は、赤岡、屋須、和食、安田、間下、田野浦、奈半利、吉良川、室津、安藝、岸本、西川、菫生野、大板、臼木、楠目（日記による）などである。日記『備忘日録』<sup>38</sup>の巡回初日三月十八日条には

十八日陰、未牌発軻布山、従行者弘瀬、浅川、西、小松及官僕銀太、信治併余七名、駕竹籬至山田、宿一商家、夜會近村郷長村老惣組頭及神官等、諭告大旨、且示神官於祓除潔祭（以下略）

とある。今回は諭俗の趣旨を説明するとともに、神官も集めて祓除身滌の規則を読み聞かせている。慥齋がこの巡回で指導した内容は三種類あると考えられる。それは①「諭俗大意」<sup>39</sup>、②「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」<sup>40</sup>、③「皇朝身滌規則」<sup>41</sup>である。①「諭俗大意」と②「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」は奥宮文庫にある慥齋の自筆史料であり、③「皇朝身滌規則」は平尾文庫に書写史料があり、奥宮文庫には印刷物がある。それぞれについて見ていこう。

## 第二項 「諭俗大意」

「諭俗大意」の書かれた時期は明治四年一月ないし二月と考えられる。その理由は、この文の下書きと考えられる終わりの部分別の史料と共に残っており<sup>42</sup>、その署名に「学校大属」と書かれているからである。慥齋が大属学校係を拝命したのは、日記によれば同年一月六日から同年二月二十七日の間である<sup>43</sup>。

この一文の内容を見ると、最初に、政府が「宣教使」を設け、それを受けて高知藩が「諭俗之官」を立て「民間教化」をするよう指導され、「則今日拙者共回勤いたす事二候」といつていることから、この「諭俗大意」は巡回の際に読み上げられたものであることが分かる。次に「四民の内にも農家ほと忙かわしき者なし」と農家の多忙に理解を示し、藩の大改革に対し「御主意」「不通達」或は疑惑等生じないよう「安民之政」の為に「當役場」を立てたことを説明し、終わりに、諭俗とは特別のことではなく、「郷長村老等」は配下の民をして、法令を守らせ、「風俗を正し」、家内睦まじく、隣どうし相助け、「公事訴訟」を好まず、家業に精を出し、「父母妻子を無事安穩」過ごさせることであると説明し、「郷長村老」や「浪人」「医師」「神職、出家、修験」等に諭俗に従事出来る者がいたら申し出るようにと促している。

文中「當藩大改革」という語が出てくるが、これは明治三年十二月に発せられた「人民平均の理」を基調とする大改革のことであり、このこともこの一文が明治四年に書かれたことを示している。

### 第三項 「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」

「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」が書かれたのは、末尾の日付けより、明治四年三月八日である<sup>44</sup>。諭俗巡回は同三月十八日に出発したのであるから殆ど直前といえるであろう。①「諭俗大意」は前述のように既に書かれていた筈であるし、後述する「皇朝身滌規則」も日付けが明治三年十二月二十七日となっていることからこれも完成していた。この一文が書かれた翌日の同三月九日の日記には「出官、謀巡邑之事」<sup>45</sup>とあり、藩庁でこの文書も含めて巡回の打ち合わせが為されたことが窺われる。巡回中の日記には「諭告大意」<sup>46</sup>とか「演諭告大意」<sup>47</sup>などとしか書かれてないが、これが巡回の中で読み上げられ指導した内容であったことは、ほぼ間違いないであろう。何故なら、題名に「諭俗」<sup>48</sup>と書かれている通り、前年十二月に発せられた「人民平均の理」諭告という、当時の農民らにとって従来の封建制度をひっくりかえすような内容の原理を、慥齋が懇切丁寧に説明しているものだからである。まさにこの時期「諭俗」によって「人民平均の理」諭告を理解させることは必要不可欠のことであった。また、この文章は前掲①「諭俗大意」の中の一節と符合する部分がある。その符合する部分を紹介しよう。即ち①「諭俗大意」の中で慥齋は

四民の内にも農家ほと忙かわしき者なし、其中にて粗々人倫の大意を知らしめ、聊か礼儀の端を辨まへしめとむするハ、最モ難き事ニ候、然れとも人間と生れし難有さハ貴賤知恵の差別なく、天性本心なきものなし、然れハ今其本心を呼出たさしむる易簡の教法を設け、其人を得て懇切ニ解諭の道を尽し候へハ、農家匆忙の者といへども、其分相應ニ少しハ益あるへ

きか<sup>49</sup>。

として農民に対して「天性本心」に基づいた「易簡の教法」を設け、諭俗の道を解き明かすので、忙しい農家であっても少しは利益になるだろうとしている。

これに対して慥齋はこの「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」の一文においては「天性本心靈魂」の重要さを説き、子供の教育に関して詳しく説明している。「自主自由」という理念のよって立つ「天性本心」を説明するばかりでなく、それに基づいた子供の教育を語ることによつて、農民らの利益に資するというのが慥齋の考えであろう（「天性本心靈魂」自体の詳しい検討は次章にゆずる）。慥齋はいう

諺ニ三ツ子ノ心七十道ト云ヘリ、又氏ヨリ育ト云、幼児ノ教育尤大事至極ナリ、人間ヲ教育スルハ、三ツ子二つ子ナトヨリ仕立仕入ヘシ、此事今世第一番ノ講習研究スヘキ事ナレトモ、誰モソレ程ニ思ハヌハ、実ニ可怪事ニアラスヤ<sup>50</sup>

として幼児の教育の重要性を説き、この前後にその悪しき例を示している。例えば親が「天良ノ天性」<sup>51</sup>を何とも思わず、「教ト云事モ導ト云事モセス」「欲ト我慢ヲツノラセ」てしまったり、子供が「祖父母ヲ恃ミ、横着我慢」になつたりすること、また幼児は「活潑々ノ生機ヲ長育」しなければ、必ず病に陥ることなどである。さらに、慥齋は「成長ニ從ヒ段々修行ノ仕道ヲ替へ、ソノ成就スルヲ期スヘシ」として「十二三ノ頃ヨリ人間ノ天性靈魂ト云フ事アルヲ自得セシメ」といい「十四五ニナリテ屹度志立ツ英物ヲ見立、猶又第一義ノ一大事アル事ヲ、折々云聞カセ羨シカラセ鼓舞振作スヘシ」として「千万人ノ人間ニハ必ス一二奮発興起スルモノ也」といい「此事モトカク唱首ナケレハイカヌモノ也」という。そして文成公や中江藤樹を引き合いに出して、「天性靈魂」即ち「良知」を唱えることは重要であることを強調している。

このように慥齋は自主自由の源である「天性靈魂」の認識のもとに教育を行うべきだとして、忙しい農民にとって少しでも利



益あるものを提供しようと考えたのであった。また、先に①「諭俗大意」で述べた「人倫の大意」「礼儀の端」に対して、それを説明して具体的な教育方法にまで言及しているのである。

#### 第四項 「皇朝身滌規則」

先に示した日記「備忘日録」<sup>52</sup>の巡回初日明治四年三月十八日条の中に「示神官於祓除潔祭」とあるが、「祓除潔祭」とは慥齋が作成した「皇朝身滌規則」のことであり、慥齋がこの巡回において東部各地の神官に指導して回ったものであった。これは春秋二回行われていた大祓のうち六月の祓（夏越の祓）を新たに復活させたものである。大祓とは人々の罪や穢れを祓い清める儀式である。鎌田純一氏によれば<sup>53</sup>、「その起源は、伊弉諾尊が黄泉国よりかえりその濁穢を祓い清めたこと、また素盞鳴尊の高天原での罪を贖うため、八百万の神が千座置戸を科し、鬚を抜き贖罪したことに始まるとされる」。また『古事記』仲哀天皇の段にその崩御ののち、国の大祓を行った記事がある。さらに『日本書紀』天武天皇五年（六七六）八月条に、「四方に大祓を大解除をさせ<sup>おほはらえ</sup>」たことも書かれている。「これらがもとになって『大宝令』以後、その制度が定着したと見られ」、「古代律令体制下では文武百官が朱雀門に会集して大祓が行われた」。しかし、「大祓は律令体制の崩壊とともに次第にくずれ、応仁の乱で中絶した」。「元禄四年（一六九一年）六月復興されたが、盛時のような儀礼ではなく、吉田家が内侍所清祓と唱えてわずかに行つたにすぎなかった」。この儀式中で使われる「大祓詞は中世以降中臣祓と称されて、ことに神道界で重視され經典視されたこともあつて、各神社では、大祓を年中行事の一つとして保存してきた。また、民間では六月の大祓を夏越祓・水無月祓などと称して、災厄よけの意をふくめ、茅の輪をくぐったり、水辺で祓をしたりした」。近世の高知において六月の祓は統一されていないながらも行われていたと考えられる<sup>54</sup>。

この「皇朝身滌規則」の史料については、慥齋の自筆のものはないが、奥宮文庫には活字史料（印刷物）<sup>55</sup>があり、平尾文庫には書写史料<sup>56</sup>（章末史料参照）が残されている。奥宮文庫の活字史料を見ると、末尾に「千八百七十年十二月第廿七日 明

治六年七月得官許上梓之

大山郷神社宮  
司兼大講義

木村信競」とあり、明治六年に出版されたことが分かる。また、これには後半にフルベツ

キ (Guido Herman Fridolin Verbeck, 一八三〇—一八九八)<sup>57</sup>の跋文が付いており、そこには「余土州の人民奥宮某か記せる神

道の略書を読み殊に奇絶を覺ふ」と書かれていることから、この本文の作者は慥齋であることは明らかである。慥齋が巡回中の

明治四年四月朔日の日記に「身滌規則刻本二十部、付郵筒送来、即賦与山本生等四五部」<sup>58</sup>とあることから、この時点で既に、

高知藩において「身滌規則」の活字化されたものはあったと考えられる<sup>59</sup>。平尾文庫のものと奥宮文庫のものを比較すると、殆

ど同じ文章であるが、後者は、前者の後半の一部が省略されている。奥宮文庫のものは、明治六年の上梓であるから明治四年の巡回後、新たに書き直されたものであろう。

ここでは明治四年の巡回を問題にしているので、平尾文庫の史料を検討する。この「皇朝身滌規則」は慥齋の考えがはっきり現れている文章である。先に題言があり、祓除身滌の必要性が述べられた後、三章の規則が立てられている。その題言に述べられていることを要約すると①靈魂天性による人間論、②人間における祓除身滌の必要性、③古代における祓除身滌、④当時王政復古された時の祓除身滌の必要性、⑤信教の自由、⑥祓除身滌再興不適切論に対する反論。(奥宮文庫の活字史料は⑤⑥が省略されている。)このうち③④⑤を引用しよう。<sup>60</sup>(①②については慥齋の思想的な面なので次章で詳しく扱う)。

- ③我太上開國ノ 神聖深ク此ニ見ル所マシカリテ祓除身滌ノ法ヲ立玉ヘリ、是即 皇朝神道之教ト称スルモノニシテ、上代法律ノ濫觴ナリ、故ニ上代ニハ、別ニ教法ト云テ每人毎戸ニ説諭スルコトナク、況ヤ刑法ト云モノナク、唯人民ニ罪過アルトキハ時々ノ法ヲ行ヒ、心身ヲ祓ヒ清メサセ玉ヒシカ、後ニハ遂ニ一年二度六月晦日十二月晦日、諸王百官ヲ朱雀門ニ召集シテ一統ニ之ヲ行ハセラル、朝廷ノ一大重典ト定マレリ、此法実ニ支那万国ニモ未タ聞カサル所ノ大易簡大寛仁ノ政教ニテ、乃億兆ノ民心ニ徹通シテ難有ク思入 寶祚ノ隆盛万国ニ非ナク天壤無窮ナル所以、実ニ此ニ基クト見ヘタリ
- ④方今 王政復古ノ 皇運ニ膺ラセラレ、開化文明ノ政教ヲ敷カセラル、ノ際、首トシテ大宣教使ノ職ヲ設ケラレ、之ヲ政府

ノ上ニ置キ、大ニ教化ヲ四方ニ宣布シ玉フ秋ナレハ、我カ固有ノ本教ヲ本トシ、之ヲ実事に顕シ、弘ク人民ニ本教ノ旨趣ヲ知ラシメ 王政一新ノ難有コトヲ仰カシメントス

⑤而シテ之ヲ助クルニハヤハリ、従前ノ儒佛二教ヲモ雜ヘ用ヒ、教法信受ハ民衆ノ心次第ニ任スヘシ、凡教法ハ政府ヨリ之ヲ強テ行ハシムルモノニ非ス、政府ハ只其教ヲ妨害スルモノヲ防クノミ、是海外万国ノ同シク然ル所ナリ

として、祓除身滌の規則三章を導入している。

昔モ今モ風俗コソ殊ナレ、人ニ人ハ替ラヌモノナリ、故ニ今上古神聖ノ創メ玉ヘル王政ニ原キ極メテ易簡ニ約シ、祓除身滌ノ規則ヲ立ツコト左ノ如シト云

#### 規則三章

一 人一生罪科過ノ一ツモナキ者ナケレハ、内心ニ罪科過ヲ犯シタル覚ヘアルモノハ勿論、若シ少シモ其覚ヘナクトモ、或ハ忘却セシモアルヘケレハ、此所ヲヨクカリ省ミ精々悔ヒ改メ、真心ニ

神明ニ誓ヒ奉リ、所謂今日ヨリ始テ、罪ト云罪ハ有ラント祓ヒ清メ、只管悔過自新スルヲ要スヘシ

但今歳夏祓ヲ行ヒシ者ハ、前歳ノ罪科露顕シテ刑法ニ係ルノ外、更ニ之ヲ問ハス〔割注〕若不赦ノ大罪ヲ犯ス者ハ前歳ト雖之ヲ糺ス）祓ヒ清メ除キ去シト心得ヘシ。

- 一 祓除身滌ヲ行フハ、政庁ヲ始メトシ、其他便宜ノ産土神又水辺ニ於テ茅輪ヲ作り、氏子残ラス脱シムヘシ、行事ハ神主ニ任ス、成丈古式ヲ易簡ニ約シ用フヘシ〔割注〕祭式別ニ具ス（この祭式は章末史料②に記した。〔筆者注〕）
- 一 毎歳季夏六月晦日ヲ以定式トス、祓除身滌を併セテトス、所謂夏祓ナリ、祭中護衛ハ坊長郷長等之ヲ勤ム所ニヨリ官

吏モ勤ムヘシ、是所謂古祭政合一ノ遺法ナリ

慥齋は大祓を再興するに当って古代の歴史を説き、発生の原点に遡っている。王政復古が実現されて、文明開化の時代になり、政府は宣教使という官衛を設け、「我カ固有ノ本教」である神道を「実事に顕シ、弘ク人民ニ本教ノ旨趣ヲ知ラシメ」ようとしていたが、慥齋は、その最もよい方法が、この大祓の復活であるこの祓除身滌の法であると考えてるに至ったのであろう。従来各神社で継承されてきた大祓（夏越の祓）は保存はされてはいるものの、俗信に流れ、本質を忘れる傾向にあったであろう。慥齋は、規則第三章で「真心ニ 神明ニ誓ヒ奉リ、所謂今日ヨリ始テ、罪ト云罪ハ有ラント祓ヒ清メ、只管悔過自新スルヲ要スヘシ」といつているように、従来の精神を換骨奪胎し、「悔過自新」の語を標榜して、真の「祓ヒ清メ」である旧儀の精神に復することを考えたのであった。そこに王政復古の真の精神的な意味を見出したと考えられる。これは、前年（明治三年）の巡回時には未だ見られなかった考えであり、奥宮文庫の活字史料にフルベツキの跋が付いていることから、同年五月に東京へ出て、フルベツキらとの交流を通して自信を得たものではないかと思われる。また⑤に書かれている「教法信受ハ民衆ノ心次第二任スヘシ」という信教の自由の考えも、明治三年五月以前の史料には現れていないので、出京後の研究の結果自らの考えとするに至ったものと考えられる。

### 第五項 「立教の儀」

ここで付け加えるべき史料として、高知藩関係の平尾文庫の中に「立教の儀」<sup>6.1</sup>という一文がある（章末史料③参照）。内容は「皇朝身滌規則」についてであり、終わりの部分に「祓除身滌ハ即、所謂改過自新ノ教ニテ、亘古亘今四海ニ放テ皆準スル善法ト云ベシ、其詳カナルハ即本書ニ具ス故ニ略ス」とあり、「本書」即ち「皇朝身滌規則」の内容を示す文書の説明文、紹介文であろうと考えられる。これは書写史料であるが、この引用文中「改過自新」<sup>6.2</sup>の語あることによって、また次ぎに示すように福

羽美静やフルベッキが登場することによって、この一文は健齋が書いた文章であることは明らかである。文中に「爰ニ去春諭俗司ヲ立テサセラレシ時、愚竊ニ編誦セシ 皇朝本教規則ト名付シ祓除身滌ノ法アリ」とあることから、「諭俗司」が設置されたのは（実際は明治二年十一月なのであるが）、健齋は明治三年の春と認識していたと考えられるので、この一文は明治四年に書かれたものであることが分かる。また、この引用文は、健齋が「皇朝身滌規則」を「諭俗司」が設けられた明治三年の春から編集していたことを明らかにしている。即ち、「皇朝身滌規則」は、健齋が出京しフルベッキと交流し始めたころに書かれたものではなく、それより前から高知において構想、編集されたものだったのである。

もう一つ「立教の儀」の中には重要な事が書かれているので引用する。

此儀既ニ朝廷へ奉伺、神祇少副ノ鑑識ヲ経テ弘ク天下ニ施行スヘキ意ヲ承ケタリ、且コレヲ外人ニモ質シ、四海万国ニ於テモ准スルヤト米人某ニ示セシニ、渠モ亦大ニ賞シ東方亦コノ妙法アリト云ヒキ<sup>63</sup>

「此儀」とは「皇朝身滌規則」のことであり、神祇少副とは福羽美静、米人某とはフルベッキである。フルベッキが「大ニ賞シ東方亦コノ妙法アリト云」ったことは、それが結局、奥宮文庫の「皇朝身滌規則」にフルベッキの跋として結実したのである。他方、「神祇少副ノ鑑識ヲ経テ弘ク天下ニ施行スヘキ意ヲ承ケタリ」とは、福羽美静が、健齋の「皇朝身滌規則」の案を承認し、さらに全国的にそれを実施しようとする意図を持っていたことを意味する。健齋は、福羽の意を受けて、まずそれを高知で実行しようとしたのである。

### 第三節 一旦の廃止と実現

#### 第一項 「奥宮正由再拝謹草」

東部巡回から帰って間もない明治四年四月二十三日の日記に、慥齋の落胆した箇所がある。

念三（前略）是日祓除議被廢、余長大息

この時すでに「皇朝身滌規則」は一旦は廃止の方向が取られようとしたのであった<sup>64</sup>。その廃止に反駁した文章である「奥宮正由再拝謹草」<sup>65</sup>（章末資料④参照）には六月祓除身滌の準備をしていた所へ来た、突然の知らせに驚いたことが記されている。

私儀頃来未宿疾引籠罷中、六月身滌差迫り祓ハラヒト所之便宜等箇條書ヲ以伺出候處、豈料ンヤ一昨日廿三日ニ至リ身滌之儀ハ当分御詮議振ヲ以被差延候趣、実ニ不堪愕然候（以下略）

これが書かれたのは「一昨日廿三日ニ至り」とあるので同年四月二十五日であろう<sup>66</sup>。日記同日条には「草辦事書」とあるので、「辦事書」が「奥宮正由再拝謹草」であろうと思われる。日記には同年四月二十七日から三日間出官して「祓除身滌」の議論をしている様子が見える。

念七、新霽、出官、辦祓除事於改廳、前議未決（後略）

念八、出館、与少參乾氏論祓除事（後略）

念九、晴、出官、辦於滌事下村權參事前

とある。この「奥宮正由再拝謹草」には慥齋の延期取り消しを迫る、厳しい口調の内容が書かれている。これは宛先は書かれて

ないが、藩当局であることは明らかである。この文章には慥齋の「皇朝身滌規則」を導入した意図が明確にされており、藩政に対する責任感が痛切に感ぜられ、如何にこの「皇朝身滌規則」に対する思い入れが深かったのかが分かる。その内容の中で最も重要と考えられるのは、「人民平均の理」との関連で次のようにいつていることである。

夫客冬大改革従前藩法を以て束縛せし国俗を一旦解キ放シ、人民平均各々自主自由之権を許シ候以上ハ、眞教化之道不立候而者何ヲ以て人心を維持すべきや、忽チ如何様之弊害可生も難斗

即ち、昨年冬（明治三年十二月）「人民平均の理」を發して各自の自主自由の権を許したが、「喻俗 人間靈魂自由權利譯述」でも「自由ト我儘トハ動モスレハ其義ヲ誤リ易シ」と述べている通り、慥齋が懸念したのは民心が自由を取り違えて自儘放縦となることであつた。これは慥齋ばかりではなく藩庁の懸念でもあつたのであり、同年五月三日に發せられた藩の論文には

然ルニ改革以来大ニ其主意ヲ誤解シ、自主自由ノ権ヲ與フルト云フ我儘ノ事ト考へ、放蕩怠慢更ニ一日ノ勉スラナザル者間間有之、是泰西人所謂野蠻ノ自由我儘ニテ、實ニ天地間ノ大罪殆ント草木鳥獸ノ諸物ニ劣レリ、天地造化ノ理ヲ傷賊スル一大害物ト醫ベシ<sup>67</sup>

とあるように現実にこのような「放蕩怠慢」の問題が起こつていたのであつた。「忽チ」起こる「如何様之弊害」に対して、「眞教化之道」を立てるため「何ヲ以て人心を維持すべき」か、の慥齋の答えが、伝統の復活である「皇朝身滌規則」なのである。

慥齋の抗議は当然進んでいる筈の「皇朝身滌規則」が、突然延期されたことであつた。中止することの弊害を次のように説いている。

百方尽微力候事、悉皆虚言水泡ニ帰するのミならず、畢竟借神明、順言欺民ト被謗とも其罪難遁、勿論臣等微軀誹議謂集ハ甘受スル所ニ候へとも、其罪難遁、勿論臣等微軀誹議謂集ハ甘受する所ニ候へとも、抑藩廳之失体、食言となるを奈何せん、方今藩政ハ即 朝政ニ候へハ藩政之失体ハ即 聖代を奉累ニハ至り不申哉、臣只恐らくハ 朝憲是より輕テ兆民是より 上を罔し神明を蔑ロニシ世道人心日々偷薄ニ趨キ欺罔百端防くニ術尽き、制するニ策無ニ至らんか

慥齋はこのように激しく途中延期を非難し、回復するよう求めたのであった。そこには慥齋の「皇朝身滌規則」に対する並々ならぬ決意を見る思いがする。

## 第二項 藩庁の布告

慥齋の反論が効を奏したのか、結局藩庁は同年五月十九日になって祓除身滌の布告を次のように出した<sup>68</sup>。

此月（五月、筆者注）十九日潔身祓ノ略式ヲ定ム

藩廳布告ニ云、此度 朝廷御旨趣ノ奉体、古来被相行六月身滌被之祭式、御再行ニテ藩廳ヲ初、國中不残右行事被仰付、人々ヲシテ各罪科穢ヲ免カレシメ、改過自新ノ教ヲ自ラ祭政中ニ寓シ、教化ノ基礎被為建筈ニ候、即別冊印行本相添差廻候間、坊郷浦長等、神職ト能々示合セ、右御旨趣被相行候様可致候、尤当年ニ限、御詮議振ヲ以、略式ニ被仰付候、是亦相心得可申候

廓中ノ祓所ハ

藤並大明神社御旅所ニ於テ行之



(中略)

郷浦祓所ハ産土神社等水辺濱濱便宜ニ従フヘシ

(中略)

右者畢竟人間罪科祓除ノ為ニ付、高知四郷ニ於テハ、於藤並大明神社御旅所執行被仰付以外ハ右ノ通被仰付事

これは「藩廳ヲ初、國中不殘右行事被仰付」とあるように藩内全域に渡って祓除身滌の方法が定められ、実施が決定されたものである<sup>69</sup>。結局、紆余曲折は経ながらも慥齋の意図は、実現されたのである。しかし、これは「尤、当年ニ限」とあるように、とりあえずこの年の六月の祓のみ実行するものであった。慥齋の意図は只一回に限るものではなかったであろう。

### 第三項 「請假選經典議」

その議論が奥宮文庫にある「請假選經典議」<sup>70</sup>という史料に見える(章末史料⑤参照)。この史料は慥齋の自筆であり、「皇朝身滌規則」に関することが書かれている。

皇朝身滌規則ハ、嘗テ神祇少副ノ鑑識ヲ経、且コレヲ外人ニモ質シ私カニ他日異宗濫入ノ預防ニ充ントス、因テ此ヲ 朝ニ行ハントシテ未果、今茲夏幸ニ漸ク藩ニ行ハル、ヲ得タリ、或ハ教化ノ万一ヲ補フニ庶幾キカ

「茲夏幸ニ漸ク藩ニ行ハル、ヲ得タリ」とは、「皇朝身滌規則」が六月末に高知藩で実施されたことを意味しているので、この一文が書かれたのは、それより後、それほど離れていない時期であると考えられる。また、「神祇少副」、「外人」とは先に見た福羽美静とフルベッキである。「皇朝身滌規則」について「朝ニ行ハントシテ未果」といっていることは、慥齋が明治三年に東京でフ

ルベッキと交流し、福羽美静と接触し、「皇朝身滌規則」を全国的に実施しようとしたが出来なかったことを意味する。即ち慥齋は「皇朝身滌規則」を既に東京にいる時から全国において実施することを、政府に働きかけていたのであった。この一文には高知での議論についても触れている。漸く六月の大祓は実施されたものの反対派の主張はまだ根強く、慥齋によれば次のようなものであった。

然ルニ議者或謂、是一時祈禳ノ事、未タ教化ノ基本トスルニ足ラスト、或謂、赦ハ小人ノ幸、君子ノ不幸、是ヲ以テ罪科ヲ赦ス悪ヲ長スルニ近シ、殆ント不可也ト、其他紛々巷議不少<sup>71</sup>

これら紛々の議論が為された結果、慥齋の結論が次に示されている。

畢竟 朝廷教化ノ道ニ於テ、確然不易ノ規矩アルヲ聞カサルニヨルナリ、於此乃相集議シテ謂、此事一旦 朝裁ヲ經テ決ヲ取ルニ非レハ未可一定、即出京奉伺ノ議ヲ政府ニ上ルニ至レリ<sup>72</sup>

「出京奉伺ノ議ヲ政府ニ上ルニ至」つたのは慥齋であろう。即ち、「集議」では、このように議論しても決まらないのは、結局政府の「大教宣布」において確固たる方針がないからであり、「皇朝身滌規則」は政府の許可を得なければ「不可一定」となったのである。ここに於いて慥齋は、再度上京する決意を固めたのであった。

この「請假選經典議」の題名の意味するところは、後半部分に

衆又議謂、上件未允時ハ、不得已假リニ一個ノ教典ヲ撰ヒ此ヲ以テ 朝ニ伺ヒ藩ニ施スニ若カズト（中略）方今文明政府実

ニ其人ニ乏カラス、且如此大典国家関係極メテ大ナリ、宜シク奏任以上ノ任ニシテ判任属官等ノ肯テ与カル所ニ非ス、因テ此議ヲ上テ急ニ政府ノ裁決ヲ請フト云

とあることによっている。即ち、仮に「皇朝身滌規則」が受け入れられない場合、「集議」は「假リニ一個ノ經典」を選んで政府の許可を経て藩で施行すべきとしていることである。しかし、慥齋は、それは奏任官の仕事であるとして「急ニ政府ノ裁決」を要請しているのである。

#### 第四節 明治三年の東京滞在

ここで順序は前後するが、明治三年と四年の二回の巡回の間に位置する、明治三年五月から十二月における慥齋の東京滞在を検討しよう。

慥齋は東京へ出立する明治三年五月十五日の日記に「余以諭俗司都教、蒙命適東京」と書いている。第二節第五項「立教の儀」で見たように、慥齋は明治三年の春から、この「皇朝身滌規則」を構想、編集していた。明治三年の西部地方巡回の後、諭俗司のままで東京に向いた理由は、この「皇朝身滌規則」を政府当局に認めてもらうことにあつたのではないか。同年五月十八日東京に着くと間もなく、当時参議であつた、同郷の佐佐木高行と斉藤利行を訪問している。日記には

念、晴、訪佐々木参議於駿臺、不在（中略）未後又訪参議、以病辞（後略）

念二、（前略）未後訪佐々木・斎藤両参議、話移晷（後略）

とある。佐佐木高行日記『保古比呂飛』に、明治三年五月二十七日付の参議斉藤利行から佐佐木高行宛書簡の記録がある<sup>73</sup>。

拜見仕候、福羽より只今歸候處にて御坐候、宣教主意書類、夫々書類取揃、明日福羽より下官宅迄相廻候に付、夫を奥宮（周次郎）熟讀之上、福羽宅へ参り候はゞ、面會可致、尤日を限り、福羽より沙汰致候筈に付、右書類小弟より奥宮へ廻し、委細可申達と奉存候（後略）

この書簡から、齋藤利行が、慥齋と福羽美静との面会を仲介していることが分かる。実際、慥齋は同六月五日に福羽と面会している<sup>74</sup>。また、斉藤、福羽、慥齋の間で宣教の書類をめぐってやり取りがあったことを示している。この文中「宣教主意書類」とは何かについて考えてみれば、第二節の「立教の儀」と「請假選経典議」の項で見たように、慥齋は既に明治三年の春から「皇朝身滌規則」を編集し、同年五月に上京して、それを全国的に実施させようとしていたと表明していること、また、東京に着いて間もなく、佐佐木高行と斉藤利行に面会していること（それは慥齋の計画の第一歩であるに相違ない）を考えれば、慥齋は「皇朝身滌規則」の書類を齋藤（または佐佐木）を通して福羽に提出していた筈であり、「宣教主意書類」とは「皇朝身滌規則」のこと、またはそれに関する書類であろうと考えられる。

また、慥齋の神祇官任官をめぐって、同年六月十五日付斉藤から佐佐木宛書簡の記録には<sup>75</sup>

（前略）叔奥周（奥宮周次郎）（中略）邊鄙喻俗位と可也可相調位の撰にて申付居候者に付、是非々々此者は歸藩被仰下、其上何卒神祇官御用之人物御撰なれば（後略）

とあり慥齋に対する人物評価は高く、斉藤が先輩参議佐佐木に、慥齋を帰藩させた上で神祇官に採用するよう進言していることから、この後慥齋の神祇官奉職はこれが強い後押しとなったのではないかと考えられる。慥齋はこれより間もなく、同年六月二

十七日に神祇官権大史を拜命した。次に福羽美静との関係について見てみると、慥齋の東京滞在中、日記の中に福羽美静が登場するのは以下の通りである。

(明治三年六月) 五日、大雨衝雨訪福羽少輔 (後略)

(七月) 二日、陰、登官、無事、宣教博士二人講演 (中略) 福羽美静問官規則及人材登庸等之意見 (後略)

(八月) 朔 (中略) 遂訪福羽少副於小川街、飲楼上、夜涼風吹、燈々数滅、小野権判官亦来話、且話且飲、更深矣辞去 (後略)

(十月) 四日 (前略) 訪福羽四位等於駿臺、不遭 (後略)

(十月) 五日 (前略) 官中遇福羽四位、談事 (後略)

(十一月) 十六日 (前略) 訪<sup>(マ)</sup> 福羽四位於表六番街、不遭 (後略)

明治三年八月一日条には、小野述信を交えて、慥齋と福羽は親しい様子が窺える。両者の一連の面会でどのような会話がなされたかについては分からないが、親しく交流していることは確かであり、この間に福羽は慥齋の「皇朝身滌規則」を評価し、全国に実施しようとしたが、かなわなかったのである。

もう一人、「皇朝身滌規則」の跋を書いたフルベッキについて検討しておこう。日記の中に初めてフルベッキの名前が出てくるのは、同年十月十三日である。慥齋が出兵しておよそ五ヶ月後である。同様に慥齋が明治三年の東京滞在中に日記からフルベッキの名前が出てくる箇所を挙げてみよう。

(十月) 十三日、晴、出官、無事、晩拉宮崎生、訪歇(フルベツキ)児、以疾辞帰(後略)

(閏十月) 十二日、晴、午後拉宮崎生訪ヘルヘッキ氏、暫話且述本教規則、云大意稍合彼意、又喜其概括主意簡明也、未後辞去(後略)

(閏十月) 十九日、午後訪古鼈(フルベツキ)、暫話、會米人来客、早辞去(後略)

(閏十月) 念六日、(前略) 拉児訪古鼈氏、不遇

(十一月) 四日、(前略) 訪歇児別氏、話移晷、贈寒貝(後略)

(十一月) 七日、(前略) 晴、寒、午後神原精二来、俱訪歇児別氏、暫話、移晷

これを見ると短期間にかなり交流をもったことが知られよう。特に閏十月十二日は最初の面会だったようであるが、「本教規則」とは「皇朝身滌規則」のことであろう。慥斎はそれをフルベツキに説明して、「大意稍合彼意、又喜其概括主意簡明也」とその賛意を得たのである。慥斎とフルベツキとの交流はここから始まったのではないか。慥斎がフルベツキに対して感心したという逸話が、慥斎の書いた「神魂問答」にあるので紹介しよう。

予前年、米人布留襪希氏ニ遇テ、種々質問セシ中ニ、彼善悪菓実ヲ蛇ノ誑誘ニ因テ喫セシヨリ、人間ノ心ニ是非善悪ノ智慧出来リテ、天性ニ罪穢ヲ惹シヲ免カレスハ、比喩説ニシテ別ニ微意アルコトナルヘシ、ト云コトヲ挙テ質セシカバ、布氏莞爾微笑シテ黙シテ不言キ、流石ノ教師ナリト、時ニ予亦自ラ省スル所アルカ如シ<sup>76</sup>。

即ち、慥斎は、旧約聖書中のアダムとイブが蛇に唆されて、善悪の知識の実を食べ、楽園を追われる話に説明を求めたのに対し、フルベツキは微笑んで答えなかった。慥斎はその無言に感心し、反省して

此ニ由テ之ヲ觀レハ、其微意アル処知ルヘシ、乃チ我カ太上ノ 神聖垂統創業万世無窮ノ継述ヲ貽シ玉フ真旨モ、又復自カ  
ラ不言中ニ躍如タルヲ曉ルヘシ

と述べ、記紀の神話もまた「不言中ニ躍如」であると考えたのである。

以上のように慥齋にとつて明治三年の東京滞在は収穫があり、翌年の活動に発展する礎になっていたともいえる。慥齋は明治三年十二月二日に東京を発し同十二月十日に高知に着き、翌年の東部地方巡回につながるのである。

## おわりに

本章では、慥齋の高知藩諭俗司官員としての活動の一端を明らかにした。同じ諭俗司の活動でも明治三年と明治四年の巡回では、はっきりした違いがあることが理解出来よう。明治四年の巡回において慥齋は①「諭俗大意」②「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」③「皇朝身滌規則」の三つを指導した。廣江清の『高知近代宗教史』には「高知の宣教」<sup>77</sup>の項目で慥齋の明治三、四年の宣教について触れているが、慥齋の日記「西巡紀程」、「備忘日録」を多少引用しているのみで、本論で示した宣教の内容、即ち明治三年の「方今」、また明治四年の①「諭俗大意」②「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」などは全く触れられていない。③「皇朝身滌規則」については日記に名前が出てくるので簡単な紹介があるのみである。ここで分かったことは、慥齋は諭俗を通して藩政に深く関わっていることである。即ち、「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」や「皇朝身滌規則」は慥齋が書き藩庁が認めたものであることを考えれば、藩政を主導していたともいえるのである。また、東京において佐佐木高行、齋藤利行、福羽美静、フルベツキらを通して親密な関係を持っていたことが分かった。慥齋における高知藩での大教宣布は、明治三年の段階では、単なるキリスト教防衛であったが、明治四年になって「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」や「皇朝身滌規則」に変わったのである。その

思想的内容については次章でさらに検討しよう。

注

- 1 広江清『高知近代宗教史』土佐史談会、一九七八年、三〇―三二頁。
- 2 藤井貞文「宣教使の研究」(下)『国学院雑誌』(昭和一八年六月号)国学院大学雑誌部、一九四三年、一一―一六頁。
- 3 同右、藤井貞文「宣教使の研究」(下)、一四頁。
- 4 『法令全書』(第一卷)第一五三(明治元年)三月一三日)、原書房、一九七四年、六三頁に「此度 王政復古神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新祭政一致ノ制度ニ御回復被遊候ニ付テハ(以下略)」とある。
- 5 家近良樹『浦上キリシタン流配事件』吉川弘文館、一九九八年、三四―三五頁。後に厳刑は変更された(同七八―七九頁)。
- 6 藤井貞文「宣教使の研究」(上)『国学院雑誌』(昭和一八年五月号)国学院大学雑誌部、一九四三年、七一―二頁。
- 7 小野述信(一八二四―一九一〇)初め小学師匠として藩校名倫館に勤めたが、ついで萩江向の敬身堂で心学の講義をした。維新後は新政府に用いられて神祇官に出仕し、宣教使判事となり、命を奉じて皇道を進講した。後教部小丞に任ぜられ、終始風教に尽力し、年八七で東京に病死した。(『明治維新人名辞典』、吉川弘文館、一九八一年)
- 8 安丸良夫、宮地正人『宗教と国家』岩波書店、一九八八年、三六三頁。藤井貞文「宣教使の研究」(上)『国学院雑誌』一九四三年、三頁にも引用されている。
- 9 前掲、藤井貞文「宣教使の研究」(上)、一四頁。
- 10 同右。
- 11 『法令全書』(第三卷)第四(明治三年)正月三日)「宣布大教詔」、原書房、一九七四年、一頁。
- 12 前掲、藤井貞文「宣教使の研究」(下)、二―三頁。



<sup>13</sup> 同右、三―四頁。

<sup>14</sup> 同右、四頁。

<sup>15</sup> 同右、六―七頁。

<sup>16</sup> 同右、七頁。

<sup>17</sup> 同右、八頁。

<sup>18</sup> 高知市民図書館平尾文庫、受入番号二八、修史餘録二八維新編、一一七頁および一八五頁。

<sup>19</sup> 前掲、藤井貞文「宣教使の研究」(下)、一二頁。

<sup>20</sup> 阪本是丸校注「神教組織物語」安丸良夫、宮地正人校注『宗教と国家』、岩波書店、一九八八年、三七六頁。

<sup>21</sup> 『法令全書』太政官、第三九八号(明治四年)八月八日。

<sup>22</sup> 『法令全書』太政官、第九二号(明治五年)三月二十三日)、第九三号(明治五年)三月二十三日)。

<sup>23</sup> 高知市民図書館平尾文庫、受入番号二八、修史餘録二八維新編、一六一頁。「知事府」の中に「刑法司、医学司」と並んで「諭

俗司」が見られる。

<sup>24</sup> 片岡弥吉「中野健明の高知巡視と奥宮慥齋のキリシタン教諭について」『キリシタン研究』第五輯、吉川弘文館、一九五九年、一五一頁。

<sup>25</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―四五「西巡紀程」、の冒頭に「庚午春正月十日余承乏於諭俗司都教」とある。

<sup>26</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三―二〇「事務」、に「奉伺」と題名が書かれ、幾つかの項目の中に「等級民政司等より降候時ハ、役下も夫々準シ等級降可申坎、餘ニ諭俗官輕ニ過候テハ自然里正□□(村長カ)輕蔑仕、教諭ニも關係可仕哉、民政司同格ニ被仰付度事」とある。

<sup>27</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―四七「西巡紀程 天 稿本」(明治三年三月十日〜同晦日)三月十一日条

<sup>28</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六―六〇「方今」、また、これは島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部(二)、『早稲田社会

『科学総合研究』第一〇巻一号、二〇〇九年七月二五日発行、に翻刻されている。

<sup>2</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―四五「西巡紀程」(明治三年四月一日〜五月十一日) 四月十七日条。

<sup>3</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―四八「東京日記」の冒頭に「余以諭俗司都教蒙命適東京」とある。

<sup>3</sup> 同右、六月二十七日条。

<sup>3</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―四九「備忘日録」、十一月二十五日条。

<sup>3</sup> 同右、十二月十日条。

<sup>3</sup> 同右、十二月十五日条。

<sup>3</sup> 同右、十二月二十四日条。『山内家史料幕末維新』第十二編(第十六代豊範公紀)、山内神社宝物資料館、三三九頁。

<sup>3</sup> 高知市民図書館平尾文庫、受入番号二八、修史餘録二八維新編、一八三―一八四頁。

<sup>3</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一―四〇「覚」、この一文は「異宗教諭係」の語があることから明治四年に書かれたものである。そこには「諭俗司官員先達而被定置、最初者別二一局御設二相成候處、其後社寺係、戸籍係二被仰付候節、社寺局江合併二相成、出郷等ノ暇二者、社寺御用をも取調候得共、重立候職掌者、やはり諭俗専用二而、時々出郷等仕、此節者異宗徒教諭係被仰付、時々陽貴山江立越、右御用立越扱二而、職掌混雑仕候間、何卒社寺と別局二被仰付可然哉」とある。諭俗司は、最初別の一局であったが、「社寺局」に合併され、慥齋は「諭俗」(出郷)の他、「社寺御用」も勤めていたが、この節、さらに「異宗教諭係」も仰付られ、「職掌困難」なので、何卒「社寺(局)と(諭俗司)」を別局にして頂きたいとしている。

<sup>3</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―四九「備忘日録」。

<sup>3</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二―五二「諭俗大意」、翻刻は、島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部(二)、『早稲田社会科学総合研究』第一〇巻一号、二〇〇九年七月二五日発行、五〇―五一頁。

<sup>4</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四―五三「諭俗 人間靈魂自由權利譯述」、翻刻は島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部(四)、『早稲田社会科学総合研究』第一〇巻三号、二〇一〇年三月二十五日発行、六四―六七頁。

<sup>4 1</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二一六七「皇朝身滌規則」、翻刻は島善高「奥宮慥斎日記」明治時代の部（三）、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇巻二号、二〇〇九年二月二五日発行、七二―七四頁。

<sup>4 2</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四一五三「諭俗 人間霊魂自由権利譯述」の五葉。

<sup>4 3</sup> 前掲、島善高「奥宮慥斎日記」、明治時代の部（四）、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇巻三号、二〇一〇年三月二十五日発行、明治四年一月六日条また同年二月二十七日条。

<sup>4 4</sup> 末尾に「辛未春三月八日」とある。

<sup>4 5</sup> 前掲、島善高「奥宮慥斎日記」、明治時代の部（四）、明治四年三月九日条。

<sup>4 6</sup> 同右、明治四年三月十八日条。

<sup>4 7</sup> 同右、明治四年三月二十六日条。

<sup>4 8</sup> 「諭俗」と「諭俗」の違いについて、慥斎ははっきり区別していない。高知藩関係の文書を見ても両方が見られる。

<sup>4 9</sup> 前掲、島善高「奥宮慥斎日記」、明治時代の部（二）、五〇頁下段。

<sup>5 0</sup> 同右、六五頁下段。

<sup>5 1</sup> これも「天性霊魂」の言い換えと考えられる。

<sup>5 2</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七一四九「備忘日録」。

<sup>5 3</sup> 藪田稔、橋本政宣編『神道史大辞典』吉川弘文館、二〇〇四年、「大祓」（一五〇―一五一頁）および「名越祓」（七五七頁）の項。

の項。

<sup>5 4</sup> 高知市史編纂委員会 編集『高知市史』（上巻）一九五八年、「第二編近世、第九章生活の風俗」の六一―四頁に「この月（六月

―筆者注）の神祭には輪抜けの行事があった」とあるので明治以前六月の大祓は一般的に行われていたことが窺われる。また

『近世土佐の宗教』（廣江清、一九八〇年）三三四頁には日記の調査により、夏祓が行われた例として明和二年六月八日（森広定の『日記一五』）、文政元年六月廿八日『燧袋二十』、天保二年六月晦日『燧袋五七』の三例（日記の文章は省略）を示してい

る。また、同頁には「なお、現在は、各社で輪抜けが行われているが、当時の行事についての記録を見ない」としている。輪抜けとは茅の輪くぐりのことである。総合してみれば、六月祓はまちなちながらも行われていたと考えられる。

<sup>55</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二一六七「皇朝身滌規則」。

<sup>56</sup> 高知市民図書館平尾文庫、受入番号二七、修史餘録二七維新編、六七―七四頁、また同、修史餘録廿七、三二―三八頁にも殆ど同じものがある。

<sup>57</sup> アメリカオランダ改革派宣教師。御雇顧問。一八三〇年一月二十三日オランダに生まれる。一九五二年渡米、ニューヨーク州オーバン神学校に学ぶ。日本への宣教の呼びかけに応じて一八五九年（安政六年）長崎に上陸した。以後長崎奉行所管轄の済美館、佐賀藩の致遠館で長崎留学の子弟の教育にあたった。明治二年二月東京に招かれ、大学南校頭取となり、太政官政府の顧問として外交・教育・法律制度の諮問に応じて献策した。慥齋がフルベッキと会ったのはこの頃であろう（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十二巻、吉川弘文館、一九九一年、三六六―三六七頁）。また大橋昭夫・平野日出雄『明治維新とあるお雇い外国人』・フルベッキの生涯、新人物往来社、一九八八年、訳書では松浦玲監修、村瀬寿代訳編（W・E・グリフィス著）『新訳日本のフルベッキ』、洋学堂書店、二〇〇三年、論文では尾形裕康「近代日本建設の父フルベッキ博士」『社会科学討究』XVIII号、早稲田大学社会科学研究所、一九六一年、三―四十頁を参照した。

<sup>58</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・四九「備忘日録」、明治四年四月朔日条。

<sup>59</sup> また、明治四年五月十九日の藩庁布告に「此月（五月、筆者注）十九日潔身祓ノ略式ヲ定ム」（第三節第二項参照）として「即別冊印行本相添差廻候間」とあることから身滌祓略式を活字化したものもあつたと考えられる。

<sup>60</sup> 高知市民図書館平尾文庫、修史餘録二七維新編、六九―七四頁。

<sup>61</sup> 同右、七五―七七頁。

<sup>62</sup> ここでは「改過自新」となっているが「悔過自新」とほとんど意味は同じである。諸橋轍次『大漢和辞典』（巻四）大修館書店、一九五七年、一〇五七頁、の「悔」の項に「悔、知過改過之心也」とあることから理解出来よう。慥齋は両方を使用して

いる。

<sup>63</sup> 高知市民図書館平尾文庫、修史餘録二七維新編、七六頁。

<sup>64</sup> 「請假選教典議」（章末の史料）には「皇朝身滌規則」導入後の反対理由が「是一時祈禳ノ事、未タ教化ノ基本トスルニ足ラスト、或謂、赦ハ小人ノ幸、君子ノ不幸、是ヲ以テ罪科ヲ赦ス悪ヲ長スルニ近シ、殆ント不可也」と述べられている。この時も同じような理由であろう。

<sup>65</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一四七「奥宮正由再拝謹草」、これは慥斎の自筆史料である。

<sup>66</sup> 拙稿「高知における大教宣布」、奥宮慥斎の活動を通して、早稲田大学院社会科学研究所『社会学論集』Vol. 14、110

○九年九月、三三二頁「これが書かれたのは同年六月二五日であろう」としたのは誤りであった。

<sup>67</sup> 山内家史料『幕末維新』第一三編第一六代豊範公紀、一九八八年、七〇三頁、「明治四年<sup>辛未</sup>五月三日藩政改革ノ義ヲ申明シタル論文ヲ發ス」。

<sup>68</sup> 高知市民図書館平尾文庫、受入番号二七、修史餘録二七維新編、二九、三一頁。

<sup>69</sup> 拙稿「高知における大教宣布」、奥宮慥斎の活動を通して、早稲田大学院社会科学研究所『社会学論集』Vol. 14、110

○九年九月、三三二頁、「結局『皇朝身滌規則』は藩当局の不採用となったのである」としたのは誤りであった。

<sup>70</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二一三七「請假選教典議」。

<sup>71</sup> 同右。

<sup>72</sup> 同右。

<sup>73</sup> 東京大学史料編纂所『保古比呂飛』（佐佐木高行日記）四、東京大学出版会、一九七五年、三四三頁。

<sup>74</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七一四八「東京日記」明治三年六月五日条。前日の六月四日条に「斎藤氏折簡云、福羽四位明日必會」とあり、慥斎と福羽の面会を斎藤利行が斡旋したことが分かる。

<sup>75</sup> 同右、三五七頁。

<sup>7</sup><sub>7</sub> 前掲、注1。  
<sup>7</sup><sub>6</sub> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三二七三「神魂問答」、十葉。

## 第一章の史料

## ①「皇朝身滌規則」

【高知市民図書館平尾文庫、「修史餘録」二七、維新編、六七―七四頁】

## 皇朝身滌規則

## 題言

人間ハ特ニ 天神ヨリ靈魂ト云モノヲ分賜リテ、天地間ノ活物中ノ最モ貴キ物ナレハ、所謂天地人三才ト並稱スル徳アル此ヲ以ナリ、故ニ智慧ノ大ナルモ意慾ノ逞シキモ、亦禽獸等ニ比スレハ深ク且大ナリ、其靈魂天性ノ俛ニ率フテ善ニユクヲ神隨ノ神道トモ人道トモ稱シ、其智慧意慾モ亦隨フテ愈善ニ進ムモノヲ君子トモ善人トモ云、若シソレ形氣ノ俛ニ任セテ悪ニ流ル、ヲ私欲トモ非道トモ稱シ、其智慧亦隨フテ愈々悪ニ進ムモノヲ小人トモ悪人トモ云、実ニ恐ルヘキモノハ人間ナリ、況ヤ耳目鼻口四支百體悉皆其意慾ヲ資クル器ヲ備ヘテ甚タ自在ナルモノアルヤ、禽獸等ハ從來コノ靈魂天性ヲ全ク具セス、故ニ其智慧意慾モ人間ニ比スレハ浅且小ナルモノナリ、羣尾交接ノ道モ禽獸ハ自ツカラ時定マリテ、恣ニ情慾動カサルハ却テ人ヨリ正ニ似タレトモ、自ツカ是乃禽獸ノ禽獸ナル所以タリ、故ニ禽獸ハ人ニ比スレハ自ツカラ罪科ヲ造ルモ寡少ナル也、是亦人ニ勝ルニ似タレトモ、自ツカラ制セラル、所アリテ然ルニテ、乃人ニ若カサル所以ナリ、人間ハコレニ反シテ智慧慾盛大ナル故ニ意知モ亦多巧ナルナリ、故ニ知テ犯セル罪、知ラスシテ過テル科、反テ禽獸ヨリ多キモノナリ、之ヲ一々自ツカラ知り自ツカラ改メントスルハ聖賢ニアラサレハ中々凡庸ノ及ヒ難キ所以ナリ、於是政刑法令ヲ設ケ治化ヲ助ケシムルハ盖已ヲ得サルニ出ツ、古語ニ、為悪於顯明之中者帝王得誅之、為悪於幽明之中者鬼神得誅之ト云ヘリ、然レハ其罪科現然露頭スルニ及テハ、王法ノ容サ、ル所アルハ、人々皆ヨク知ル所ナレトモ、其罪科僥倖二人ニ知ラレスシテ偶々王法ニ免カレタル者アレハ、竟ニ鬼神ノ冥罰ヲ免カレサルモ亦推テ知ル

へキナリ、然ラハ唯其罪科ノ露頭スルト否トノ殊ナルニテ、其ナルニテ其人ノ罪過ヲ免カレス本心ニ於テ何処迄モ底気味アシク愉快ナラサルハ一ナリ、我太上開国ノ 神聖深ク此ニ見ル所マシクテ祓除身滌ノ法ヲ立玉ヘリ、是即 皇朝神道之教ト称スルモノニシテ上代法律ノ濫觴ナリ、故ニ上代ニハ別ニ教法ト云テ每人毎戸ニ説諭スルコトナク、況ヤ刑法ト云モノナク唯人民ニ罪過アルトキハ時々ノ法ヲ行ヒ心身ヲ祓ヒ清メサセ玉ヒシカ、後ニハ遂ニ一年二度六月晦日十二月晦日諸王百官ヲ朱雀門ニ召集シテ一統ニ之ヲ行ハセラル、 朝廷ノ一大重典ト定マレリ、此法実ニ支那万国ニモ未タ聞カサル所ノ大易簡大寛仁ノ政教ニテ乃億兆ノ民心ニ徹通シテ難有ク思入 寶祚ノ隆盛万国ニ非ナク、天壤無窮ナル所以実ニ此ニ基クト見ヘタリ、方今 王政復古ノ 皇運ニ膺ラセラレ開化文明ノ政教ヲ敷カセラル、ノ際、首トシテ大宣教使ノ職ヲ設ケラレ、之ヲ政府ノ上ニ置キ大ニ教化ヲ四方ニ宣布シ玉フ秋ナレハ、我カ固有ノ本教ヲ本トシ之ヲ実事ニ顯シ、弘ク人民ニ本教ノ旨趣ヲ知ラシメ 王政一新ノ難有コトヲ仰カシメントス、而シテ之ヲ助クルニハ、ヤハリ従前ノ儒仏ニ教ヲモ雜ヘ用ヒ教法信受ハ民衆ノ心次第ニ任スヘシ、凡教法ハ政府ヨリ之ヲ強テ行ハシムルモノニ非ス、政府ハ只其教ヲ妨害スルモノヲ防クノミ、是海外万国ノ同シク然ル所ナリ、或云上古淳朴ノ世ニハ風紀モ未タ開ケス人ノ智慧慾モ淡泊ナル故ニ、刑罰立法モナク祓除身滌ナトノ寛法ニテ事足りシナレトモ、後世ノ如ク人心多知偽巧ニナリテハ決テ行ハルヘキニ非ス、嚴刑峻法ヲ以テスト雖トモ猶恐ラクハ能ハサラン、然ルヲ今亦此法ヲ再興セントスルハ迂闊ノ甚ナラスヤト、此説実ニ是ニ似テ非ナリ、何トナレハ風氣今未タ開ケサル世ニハ猶更嗜慾モ恣ニシテ、姦猾兇暴ノ徒モ亦意慾ヲ逞クシ易ク、所謂蛮野ノ俗氣隨氣俛ナルモノナリ、之ヲ文明ノ世ニ非センニハ却テ難カルヘシ、且ソレ人情ハ古今殊ナク意知情慾モ異ラサル所謂五情苦樂、古猶今ト是ナリ、然ルヲ上古ハ格別ノ看ヲ做スハ徒ラニ古ニ倣スル文人書生ノ常情ニテ実ハ思ハサルノ甚ナリ、昔モ今モ風俗コソ殊ナレ、人二人ハ替ラヌモノナリ、故ニ今上古神聖ノ創メ玉ヘル王制ニ原キ、極メテ之ヲ易簡ニ約シ祓除身滌ノ規則ヲ立ルコト左ノ如シト云

## 規則三章

一 人一生罪科過ノ一ツモナキ者ナケレハ、内心ニ罪科過ヲ犯シタル覺ヘアルモノハ勿論、若シ少シモ其覺ヘナクトモ、或ハ忘



却セシモアルヘケレハ、此所ヲヨクカリ省ミ精々悔ヒ改メ真心ニ

神明ニ誓ヒ奉リ、所謂今日ヨリ始テ、罪ト云罪ハ有ラシト祓ヒ清メ、只管悔過自新スルヲ要スヘシ

但今歳夏祓ヲ行ヒシ者ハ、前歳ノ罪科露頭シテ刑法ニ係ルノ外、更ニ之ヲ問ハス〔割注〕若不赦ノ大罪ヲ犯ス者ハ前歳

ト雖トモ之ヲ糺ス〔祓ヒ清メ除キ去シト心得ヘシ〕

一 祓除身滌ヲ行フハ、政廳ヲ始メトシ其他便宜ノ産土神、又水辺ニ於テ茅輪ヲ作り、氏子残ラス脱ケシムヘシ、行事ハ神主ニ任ス、成丈古式ヲ易簡ニ約シ用ユヘシ〔割注〕祭式別ニ具ス

一 毎歳季夏六月晦日ヲ以テ定式トス、祓除身滌ヲ併セテ一トス、所謂夏祓ナリ、祭中護衛ハ坊長郷長等之ヲ勤ム所ニヨリ官吏モ勤ムヘシ、是所謂古祭政合一ノ違法ナリ

## ②皇朝身滌規則の祭式

【土佐之国史料類纂『皆山集』第一卷、宗教〔二〕・史料〔三〕篇、四一・四二頁】

皇朝身滌規則の祭式

明治四年未五月

一身滌祓畧式

一 郭中市坊ノ祓所ハ藤並神社御旅所ニテ行ふヘシ

但在官無官ヲ論せず、男女人々各賽銭ヲ紙包ニシ年姓ヲ記シ、六月廿日迄ニ坊郷長より之を集め、此ヲ以テ其身ノ贖物トス而して参詣ハ人々志次第二任ス

附紙米銭寄進諸人志次第 印

- 一 郷浦中氏神社等、或ハ水辺海濱便宜ニ従ふへし、賽銭集メハ上ニ記スカ如し、參詣モ亦上ノ如し
  - 一 郭中祓之詰方ハ従前御祈禱之例ニ従ふへし坊郷長モ三人程詰テ護衛すへし
  - 一 郷浦祓ノ詰方ハ郷浦長村老二人宛ニテ可也、合村之処ハ各郷村老ヲ出スヘシ、但し一人宛ニテ可也
  - 一 畧式ハ図の如し、猶便宜見合ニテ行ふへし、必ずしも拘るへからず
  - 一 固より身滌規則ニ載する如ク罪科過チヲ赦すると心得へし
  - 一 右當年限り御詮議振を以、畧式ニテ被仰付候ニ付、急々取調候様被仰付可然
  - 一 郭市之祓所ハ於御旅所行之（潮江川辺散田ノ藤並神社ノ旅所也）
    - 一 但在官無官ヲ論セス贖物米錢寄進志次第
    - 一 右神事式一切入費ハ於會計弁之、當日身滌祓ニ付參詣人ハ人々ノ志次第
  - 一 郷浦祓所ハ産土神社等水辺海濱便宜ニ従ふへし
    - 一 但神事畧式ニテ行之トキハ、官より殊更ニ費ヲ不給、贖物米錢寄進ハ志次第
    - 一 右神事式一切入費ハ郷浦長弁之、其法土地之便宜ニ任カス
  - 一 郭市祓所之詰方ハ従来社寺係ノ詰方并坊郷長二人詰テ護衛す
    - 一 但坊郷長ハ其管轄より之ヲ下知す
  - 一 郷浦祓所ノ詰方ハ郷浦長村二人充ニテ可也、合村之所ハ各地郷長村老を出スヘシ
    - 一 但一人宛皆其管轄より之を命す
  - 一 畧式ハ図の如し、猶便宜見合ニテ、行ふべし、必ずしも拘るへからず
  - 一 固より身滌規則ニ載する如く是日以て、罪科過チを赦すと心得へし
- 右當年ニ限り御詮議振を以畧式ニテ、被仰付伺出候処、御付紙被仰付ニ付再取調奉伺候
- 五月

## ③「立教の議」

社寺係

【高知市民図書館平尾文庫、修史餘録二七、七六、七七頁】

## 立教議

人民平均士族文武ノ常職ヲ広く民庶ニ拡充シ、専ラ知識技能ヲ研究シ各々生活業ヲ営マシムル以上ハ、速カニ教化ノ道ヲ立テ訓導馴致スヘキコト最モ至急ナリ、従前モ教化ノ道全ク立サルニ非サレトモ（割注始）或ハ規則未タ定マラス且時情ニ關ナルコト少カラス假令ハ農商等ノ子弟ニ唐詩ヲ習ハセ詩文ヲ課スル等ノ類（割注終）方今ニ在テハ猶更講習セサルヘカラス、然ルニ是亦宇内ニ行ナハル、教法ト太タ逕庭ナラス、天理人情ニ原ツキ易簡ニシテ知ヤスク従ヤスク而モ当今ノ時勢人情ニ適スル良法ニ非サレハ能ハサルナリ、其法果シテ如何、乃我カ 皇國固有ノ神道ヲ再興スルヨリ善キハナシ、然ルニ神道ト称スルニモ後世紛々ノ説多シ、今俄カニコレヲ一定折中セントセハ一朝一夕ノコトニ非ス、且異議争端ニ堪ヘサルヘシ、爰ニ去春諭俗司ヲ立テサセラレシ時、愚竊ニ編纂セシ 皇朝本教規則ト名付シ祓除身滌ノ法アリ、是固ヨリ一家ノ私言ニ非ス、太上開國ノ 神聖創立シ玉ヘル寛大至仁ノ易簡法ニテ即 朝廷ノ大典ナリ、此儀既ニ 朝廷ヘ奉伺神祇少副ノ饜饉ヲ経テ弘ク天下ニ施行スヘキ意ヲ承ケタリ、且コレヲ外人ニモ質シ、四海万国ニ於テモ准スルヤト米人某ニ示セシニ、渠モ亦大ニ賞シ東方亦コノ妙法アリト云ヒキ、今ソレ此ヲ以テ教化訓導ノ基原ト為シ、而シテ儒教等ハコレガ羽翼ト為スベシ（割注始）各所ニ開ク所ノ学校専ラ知識技能ヲ主トスト雖トモ其教ノ基原ハ皆之ヲ準則トナスヘシ（割注終）夫人生ハ聖凡ヲ云ハス一生涯過チナシト云人アルコトナシ、カノ聖人ニ過チナシト云ハ沿襲ノ謬説ト云ベシ、聖人ニ貴フ処ハ無過ニアラズシテ能ク過ヲ改ムルニアリ、祓除身滌ハ即所謂改過自新ノ教ニテ亘古亘今四海ニ放テ皆準スル善法ト云ベシ、其詳カナルハ即本書ニ具ス故ニ略ス、但此主意学校係リノ官員教官等ハ予メ会得スベキヲ要スルナリ

## ④「奥宮正由再拝謹草」

【高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一四七】

私儀頃来宿疾引籠罷中、六月身滌差迫リ<sup>ハラヒト</sup>祓所之便宜等箇條書ヲ以伺出候處、豈料ンヤ一昨日廿三日ニ至リ身滌之儀ハ当分御詮議振ヲ以、被差延候趣、実ニ不堪愕然候、定而極々無據訳出来候敷、又ハ再ひ御政体之变革ニ候敷、必浅卒之儀ニ而ハ不可有、左もなくハ斯ク<sup>ハ</sup>定必行を期シ、既二度候御布告も有之、教化之根原一朝無故廢施シ、失信於国民候ハ万々有之間敷と奉恐察候、夫客冬大改革従前藩法を以て束縛せし国俗を一旦解キ放シ、人民平均各々自主自由之權を許シ候以上ハ、眞教化之道不立候而者何ヲ以て人心を維持すべきや、忽チ如何様之弊害可生も難斗、因テ立教議興リ於是 皇国固有之神道本教祓除身滌ノ法を再興し、是を以て世道人心を維持し政教之根原ト被定、諸藩ニ先タチ 朝政ヲ奉輔翼候者、実ニ空前無比之御英断ト藩民のミならず天下有志活目仰望、或来て法を取らんとするニ至るハ藩中外人々所能識ニ候、抑祓除身滌之儀ハ於 朝廷も一昨年来御再興之

思召ニ被為在、去夏必行ハるゝ筈ニ候處、聊之事ニ而差泥ミ本官一同進退伺ニ相成候ト、憾らくハ都下数萬ノ生靈をして 王政一新神道至仁之御恩頼ニ浴し不令奉事を識者歎息仕候、然ニ時なる哉、今般於藩此事被挙行神道之幽渺果シテ現然事实ニ被行、悔過自新之道祭政ニ寓し候者誠ニ 皇道之興起 神明之擁護と銘肝罷在候折柄、去年已来諸藩ニ響動せし改革基本之祓除殊ニ新ニ印行シ普く藩内ニ敷行させられ候ものを、假令諸政ハ時宜ニより变革有之とも此一條ハ万々不可易、必信を万民ニ示シ且申る<sup>カサヌ</sup>に臣等数輩奔走ニ承命、東半国ヲ巡回シ於諸處、里正村老神官等を会シ改革之喻文身滌規則等ヲ講読シ、乍不逮開化之万一ヲ裨補仕度百方尽微力候事、悉皆虚言水泡ニ帰するのミならず、畢竟借神明、順言欺民ト被謗とも其罪難遁、勿論臣等微軀誹議蜚集ハ甘受スル所ニ候へとも、抑藩廳之失体、食言となるを奈何せん、方今藩政ハ即 朝政ニ候へハ藩政之失体ハ即 聖代を奉累ニ

ハ至り不申哉、臣只恐らくハ 朝憲はより軽テ兆民はより 上を罔し神明を蔑ロニシ世道人心日々偷薄ニ趨キ欺罔百端防クニ術  
 尽き制するニ策無ニ至らんか、嗟乎其端緒を開ク罪孰レニ帰シ候哉、若夫或ハ世諺のことく高知藩ハ有名無実朝礼夕改多司替る  
 ことニ政令必替り、其政令亦不可信不可恃ト云誹議ニ落候とも、殆ント禦侮によしなかるへく実ニ恐縮屏營之至ニ不堪候、伏テ  
 冀クハ此等之事情深く御洞察被為在事既往々属すといへとも未經時日候へハ、不遠して復ル之御勇断ヲ以、再四御熟復御改議之  
 礼奉仰候、但明良之 聖朝を奉依頼情溢れ辞迫り、行文之際不覚涉不敬頗る不知所顧慮老悖狂愚之罪、幾重ニも御海涵被成下賜  
 御電囑候ハ、難有奉存候、臣正由誠恐誠惶頓首昧死言上再拜

#### ④ 「請假選經典議」

【高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二・三七】

夫教化ハ政ノ本、其本立タスシテ其政行ハル、モノ臣未タ之ヲ聞カス、歐洲聯邦等斯ク開化ノ盛ナルハ、職トシテ其教法一ニシ  
 テ民コレヲ信シテ疑カハサルニ依レハナリ、今ヤ我 皇国一新ノ機ニ乗シ大ニ文化ノ政ヲ敷キ宣教使ヲ神祇間中ニ置キ、教ヲ四  
 方ニ施サントス、於是諸藩其 旨ヲ遵奉シ競テ旧ヲ改メ新ヲ布シントス、是当藩客冬大改革ノ不得已所以ナリ、因テ大ニ従前拘  
 束ノ陋習ヲ变革シ富強ノ業ヲ講明シ頻リニ開花ニ導カントシ、且民俗教諭ノ官ヲ設ケ、闔郡二分遣シ政治ヲ裨補セシム可謂盛矣、  
 然ルニ或ハ旧弊未タ全ク除カス新政未タ全挙ラス、諸弊害随テ正セハ随テ生シ世道人心ニ於テ少シク遺憾ナキ能ハサルハ何ソヤ、  
 窃カニ恐ル教化ノ道未タ善美ヲ尽サ、ル所アルニ非スヤ臣愚亦員ニ教諭ノ属官ニ備ルヲ以テ客冬已来屢建議スル所ナキニ非ス、  
 就中 皇朝身滌規則ハ、嘗テ神祇少副ノ鑑識ヲ經、且コレヲ外人ニモ質シ私カニ他日異宗濫入ノ預防ニ充ントス、因テ此ヲ 朝  
 ニ行ハントシテ未果、今茲夏幸ニ漸ク藩ニ行ハル、ヲ得タリ、或ハ教化ノ万一ヲ補フニ庶幾キカ、然ルニ議者或謂、是一時祈禳  
 ノ事、未タ教化ノ基本トスルニ足ラスト、或謂、赦ハ小人ノ幸、君子ノ不幸、是ヲ以テ罪科ヲ赦ス悪ヲ長スルニ近シ、殆ント不

可也ト、其他紛々巷議不少、殊ニ不知コレ 皇朝固有ノ大典 祖宗神聖ノ遺教ニシテ、固ヨリ愚カ私言杜撰ニ非ルヲ、雖然、既ニ紛々ノ議ヲ免カレス、官員中ト雖トモ、或ハ疑惑ナキ能ハサルハ、畢竟 朝廷教化ノ道ニ於テ、確然不易ノ規矩アルヲ聞カサルニヨルナリ、於此乃相集議シテ謂、此事一旦 朝裁ヲ經テ決ヲ取ルニ非レハ未可一定、即出京奉伺ノ議ヲ政府ニ上ルニ至レリ、又嘗聞今春宣教使諸藩ニ下ルノ議アリト雖ヘトモ其事荏苒今ニ於テ決セス、且宣教心得書ニ所謂教典講読云々其指ス処未タ詳カナラス、固ヨリ神典正史ヲ指スナルヘケレトモ、未タ的確ナラス、此等ノ事一タヒ 朝旨ヲ奉伺ニアラザレバ更ニ決ヲ取ル所ナク、今実事ヲ施スニ至テ殆ント窮セリ、衆又議謂、上件未允時ハ、不得已假リニ一個ノ教典ヲ撰ヒ此ヲ以テ 朝ニ伺ヒ藩ニ施スニ若カズト、愚亦嘗奉命頻リニ諭文ヲ草ス、既二人或ハ戯ニ諭告先生ヲ以テ目スルニ至レリ、方今文明政府実ニ其人ニ乏カラス、宜シク其人ヲ択テコノ選ヲ命スヘシ、固ヨリ臣等ガ敢テ能スル所ニアラス、且如此大典国家關係極メテ大ナリ、宜シク奏任以上ノ任ニシテ判任属官等ノ肯テ与カル所ニ非ス、因テ此議ヲ上テ急ニ政府ノ裁決ヲ請フト云

## 第二章 「人民平均の理」 諭告と「靈魂」自由論

## はじめに

明治三年十二月二十四日高知藩によつて発表された、四民平等を基調とする藩政改革の理念を示す「人民平均の理」諭告<sup>1</sup>を、平尾道雄氏は、「指導者たちのいづく理想主義は明治七年（一八七四）以後立志社を中心とする民間運動として発展したのであって、明治の自由民権運動は高知の藩政改革を止揚したものとも考えることもできるわけである」<sup>2</sup>と、自由民権運動に繋がるものとして高く評価している。この諭告は、従来大参事板垣退助の責任のもと、権大参事福岡孝弟の手に成るものとされていたが、本章では、その草稿は大属であった奥宮慥齋によつて書かれたものであることを示す。従来明治三年の高知藩の藩政改革において、慥齋が深く関わっていたことは誰にも指摘されてない。慥齋は板垣退助と親しい関係にあり、藩政改革に深く関わっていたこと、さらにこの諭告の草稿は、単に慥齋によつて書かれたというだけでなく、自由の根底が「靈魂」であるという慥齋の考えが色濃く表れたものであることを明らかにしたい。さらに仏教、儒教、神道さらにはキリスト教にも通じたといわれる慥齋の「靈魂」についても解釈を試みる。

## 第一節 「人民平均の理」 諭告

## 第一項 慥齋の行動と板垣退助

高知藩は政府の宣教使の設置を受けて、明治二年十一月藩内に諭俗司を設けた<sup>3</sup>。慥齋は明治三年一月十日五等官諭俗司都教に任ぜられ<sup>4</sup>、同年三月九日から四月十七日まで藩内西部地方を巡回した<sup>5</sup>。明治三年一月三日に発せられた「大教宣布の詔」の基本理念である、「祭政一致」「惟神之大道」を一般に知らしめることは必要不可欠のことであった。

慥齋は西部地方巡回を終えて間もなく、明治三年五月十五日東京へ向けて高知を發ち<sup>6</sup>、同年六月二十七日神祇官権大史を拝

命している<sup>7</sup>。このころ高知藩では藩政改革が進行中であったが、同年閏十月二十四日板垣退助が大参事、福岡孝弟が権大参事になると改革は加速された<sup>8</sup>。このころの日記には板垣の名前が数回出てくるので、慥齋との関係を見てみよう。

板垣退助は天保八年（一八三七年）生まれで、慥齋は文化七年（一八一一年）、年齢差二十六歳で親子ほどの差がある。明治三年では慥齋は六十歳、板垣は三十四歳である。板垣は戊辰戦争の参謀で故郷に凱旋し、大参事となり、高知では知らないものはいなかったであろう。他方慥齋は文久から慶応年間にかけて藩校の教授を勤めていたのであったから、板垣とて知らない筈はなかったに違いない。慥齋と板垣退助は高知藩の改革を通して親しい関係があったようである。

奥宮文庫の中には慥齋が林有造（一八四二―一九二二）<sup>10</sup>に宛てた「與権大参事林有造書」<sup>11</sup>という一文が残されており、この頃の慥齋と板垣との関係が記されている。

僕亦假出仕朝班、勿皇不暇（中略）時板垣参事使某來說、曰子欲翼朝廷耶、將扶藩制耶、余笑曰、方今維新四海一家、何朝藩之云耶、若以其情乃雖僕駑駘、不欲復受一藩羈束也、若有復我者、必在墨陀堤上耳矣、雖然人生有命、唯其所在而尽犬馬之力焉、苟不棄我吾豈匏瓜<sup>12</sup>乎、無幾遂辞官、同諸公就國（以下略）

即ち、「假出仕朝班」とあるので慥齋が神祇官権大史であった時、板垣は慥齋を呼んで高知藩の藩政改革の協力を依頼した<sup>13</sup>。熟慮の結果「人生有命、唯其所在而尽犬馬之力焉、苟不棄我吾豈匏瓜乎」と決意し、慥齋は板垣の要請に従ったのである。板垣が慥齋を呼び、慥齋が藩政に協力することを決意したのが何時なのかははっきりしないが、少なくとも慥齋が神祇官に奉職した同六月二十七日以降、ある程度の日数を経た後であることは確かである。

ここでは日記を通して慥齋と板垣の関係を見ていこう。明治三年の慥齋日記中、板垣の名前が初めて現れるのは八月二日である。そこには



(八月) 二日、晴、早起、藤川三溪来云、欲訪板垣氏、即价之、板生適疾、不遇(以下略)

とあり、慥齋は板垣に、藤川三溪<sup>14</sup>なる人物を仲介している位であるから、この時既に、板垣とは相応の親しい関係があったと見るべきであろう。次に現れるのは九月十二日である。

(九月) 十二日(前略) 訪板垣氏、明日帰郷、終夜談話、至燭見跋(後略)

この日は板垣が高知在住の重臣たちと話し合うために、東京を出発する直前の日に当り<sup>15</sup>、慥齋が板垣を訪問し、「終夜談話」していることは両者の親密な協力関係を示唆している。次は藩の飛脚が来たことを伝えるものである。

(十月) 廿三日(前略) 朝福留生来訪、云昨夜急脚来自藩、云去月廿五日後藤、板垣等帰国、爾来密議改革、大参事以下不得参其議、皆於二丸郭中、人情恂々、急脚十日発藩(後略)

福留生が慥齋のところへ来て、急飛脚による藩内の情報を伝えている。慥齋は、板垣が藩に帰ってどのようなようになったかについて強い関心を持っていたことが知られよう。

(閏十月) 念二日、(前略) 晚蒸船着、板垣氏等来(後略)

この日、板垣が高知から東京に戻った。平尾道雄氏は「すでに成案を得た板垣と福岡は閏十月二十二日相たずさえて海路東上、十一月三日藩知事の名で、つぎの改革項目を政府に提案したのである」<sup>16</sup>。として先の「人民平均の議」の成案を掲げている。

(十一月) 廿日 (前略) 訪板垣氏 (後略)

これは慥齋が高知へ向けて出発する十二月二日の直前なのでなんらかの打ち合わせをしたものであろう。同年十一月二十五日願いによって慥齋は神祇官を辞した<sup>17</sup>。板垣の要請によって正式に藩政に復帰するためである。

(十二月) 二日 (前略) 是日大参事二人、宍戸・福留未来云、明後将来此

この日は高知に出発するため横浜に滞在している時である。「大参事二人」とは大参事の板垣と権大参事の福岡孝弟であろう。この日は到着せず、明後日の十二月四日に来るのだという。即ち、高知行きの船には慥齋と共に板垣、福岡も乗っていたのである。

(十二月) 五日 (前略) 舟中頗与南京人筆語、是夜困榻、縦談遣悶、板垣参政、謂衆曰、各断髮易兒如何、衆称善、予首扞頭、山田子為鉗髮、同断髮者凡八人、相顧大笑、亦为一客况 (後略)

これは船中の様子を伝えるもので、板垣が皆に断髮を提唱し慥齋外八人が行なったことを書いている。衆の中心に板垣が居ることが目に見えるようである。

(十二月)十日(前略)余等亦上陸、告別板垣氏等、買舟帰布山

かくて、慥齋と板垣一行は同船して高知に着いた。同十二月十五日慥齋は高知藩大属書記係を拝命<sup>18</sup>、そして同二十四日「人民平均の理」論告が発せられた。翌明治四年一月、西郷隆盛、大久保利通、木戸孝允等の一行は、薩長土の三藩による親兵献上の相談の為、高知藩を訪れた。会談の結果、話は纏まって板垣は一行を追って同年一月二十三日出京の為高知を発った時、慥齋は日記に歌を詠んでいる。

送板垣大参事適東京

同じくハ君と御殿の山さくら 花ちらぬ間に我も遊はむ

続けて「整頓書籍以為慰」と書かれており、共に藩政改革に携わった板垣が不在になってしまう残念な思いが感じられ、親しい関係があったことを暗示している。

以上日記を中心にして見てみると、慥齋と板垣は藩政改革を通して親しい関係にあったことが理解出来るであろう。

## 第二項 「人民平均ノ議」草稿

ここでは慥齋が明治三年の藩政改革に深く関わっていたことを示そう。

高知市民図書館奥宮文庫に「人民平均ノ議」草稿<sup>19</sup>が残されている。慥齋の自筆である。これは「人民平均の理」論告と違い、具体的な施策が示されたもので、四項目の条文についてそれぞれ理由が示されている。例えば始めの一、二項目について少し長いが次に引用する。

一、士族文武ノ常職ヲ止メ、同一人民中ノ族類ニ歸スル事

一、官員兵隊ヲ立ルハ官等官祿ヲ以テ士族卒平民中ヨリ撰択スヘキ事

右案、夫士ハ徳川氏武治ヲ以テ天下ヲ封建シ、藩国各士ヲ養テ君臣ヲ結ヒ、護衛ノ武職トシ、級祿ヲ与へ、以テ之ヲ世襲シ、又其平民ト域セサル者トス、今日 朝政一新、藩国其士民版籍ヲ

朝ニ歸シ、群縣ノ体ト成、華族士族ヲ分ケ従来ノ君臣ヲ止メ、猶宇内各国開明ノ地ヲ参シ、務テ旧習ノ固陋ヲ除キ、進歩日新ス、然ニ士族人民ノ一類ニ歸スト雖モ、文武ノ常職ヲ帶テ官員ト成リ兵隊ト成ル、亦多ク士族ニ限ル故、平日士大夫ノミ専文武學課ノ責メアツテ、農工商ノ如キハ人民同一ノ智識ヲ拓クヘキノ責ナシ、是其開明諸国ノ無キ所ニシテ、人爵ヲ以テ天爵ヲ奪フノ甚キ者ト謂ヘシ、今日ニ至テハ此陋習ヲ一洗シ、士ノ文武常職ヲ止メ、同一人民中ノ族類ニ販スヘシ、唯士族タル者如斯ナラハ、却テ其常職ニ慣安シ、徒ニ坐食スルノ弊ナク、人民各其智識ヲ研究シ、勉勵報国ノ志アルヘキハ天職タルヘシ（他の二項目は省略）

板垣は、先に触れたように明治三年九月一四日に東京を發ち、「高知に帰ると連日會議を開き、藩政の今後について検討を重ねた」<sup>200</sup>。この「人民平均ノ議」草稿はその内容から見て、この時に討議された案文であろうと思われる。

先に述べたように同年閏十月二四日板垣は改めて高知藩大参事に就任し、ついで少参事福岡孝弟は権大参事になった<sup>201</sup>。成案を得た板垣と福岡は上京し、同年十一月七日藩知事の名で政府に七項目の改革文を提出した。この七項目を見ると先の草稿に対して項目は増えているが、説明を付け加えている程度で内容は殆ど変わっていない。板垣は原案を押し通したのであった。この「人民平均ノ議」草稿が慥齋によって書かれた時期は、慥齋は同年九月十四日に板垣等と高知には行っていないから、それ以前ということになる。即ち、先に見たように同九月十二日板垣と慥齋が親しく話していることはこれに関係があるだろう。慥齋は正式に大属に任命される以前から、板垣の要請によってその役職にあるような仕事をしていたのである。

慥齋が「人民平均ノ議」草稿を書き、また板垣一行と帰藩していることを考えれば、板垣と福岡が中心となって為されたこの藩政改革は、慥齋も深く関わっていることが理解されるであろう。

### 第三項 「人民平均の理」論告の草稿を書いた人物は誰か

「人民平均の理」論告は勿論最終的には大参事たる板垣が承認したものであり、なお且つ板垣の藩政改革の姿勢がはっきりと示されていると考えられるが、その草稿を作成した人物については今まで明らかにされなかった。平尾道雄は自身の著書『土佐藩』<sup>22</sup>、『土佐百年史話』<sup>23</sup>、『維新経済史の研究』<sup>24</sup>においてこの論告全文を紹介しているが、草稿を誰が書いたかという記載はない。また板垣監修の『自由党史』(上)<sup>25</sup>には「其鬪藩こうはんに示諭しゆせる文に曰く」といつているのみで示されていない。権大参事福岡孝弟の手に成るものとしているのは宇多友猪の『板垣退助君伝記』(第一卷)<sup>26</sup>であり、それには

かくて四民均一の制を実施すべき機会が到来した。左の一大宣言を發布して藩内に論告すると同時に、士族の等級を全廃し、其世禄を罷めて代ゆるに禄券を以てし、自由に農工商諸業に従事することを許した。時に明治三年(庚午)十一月七日である。此の論告文は蓋し福岡の手に成るものである。

としている。また下村公彦氏は論文「高知藩における明治三年の改革とその周辺」<sup>27</sup>の中で「これらは(明治三年末における一連の藩庁布告―筆者注)三年九月の藩政改革に関する太政官布告に基づき、板垣・後藤・福岡らがねりあげたものといわれるが、三者のこれまでの経歴からして、成案にあたって最も貢献したのは福岡であったと考えられる。」としている。

では、板垣本人はどうであろうか。大正八年に刊行された『明治憲政経済史論』の中の「我国憲政ノ由来」<sup>28</sup>において板垣は、この論告文を紹介して「即ち明治三年庚午十一月、予ガ藩主ノ命ニヨリ福岡孝弟ト俱ニ鬪藩ニ示諭セル宣言書実ニ左ノ如シ」と

しているのであるから、他の書においても福岡によって成されたと考えるのは当然であろう。

しかし、この論告の草稿は奥宮慥齋によって成されたものであることを以下に示そう。高知市民図書館平尾文庫には「人民平均の理」論告の草稿そのものが存在する<sup>290</sup>。そこで、この草稿の文字のうちいくつか特徴のある字を選んで、その頃の慥齋が楷書で書いたものから特徴のある字を選んで比較してみると、その字体の特徴は全く一致することが判明する<sup>30</sup>。(具体的なことは注を参照)。それ故これは慥齋が書いたものであると認められるのである。

ちなみに、この草稿は朱で訂正されている部分が数ヶ所あるが、その訂正文を福岡孝弟の楷書で書かれた文書と比較するとその特徴は、ほぼ一致するので<sup>31</sup>、この論告文は、福岡によって部分的に修正されたものであるということも確認できる。

これでこの論告は慥齋によって書かれたものであることは、ほぼ判明したのであるが、第二の理由として、この論告が発せられる前の慥齋の日記を見ると、藩庁に出勤して論告を書いている様子が記載されている。明治三年十二月十六日から二十日までの日記<sup>32</sup>の全文を示そう。

十六日、晴、出官、拮据匆忙、草諭告文、晚帰

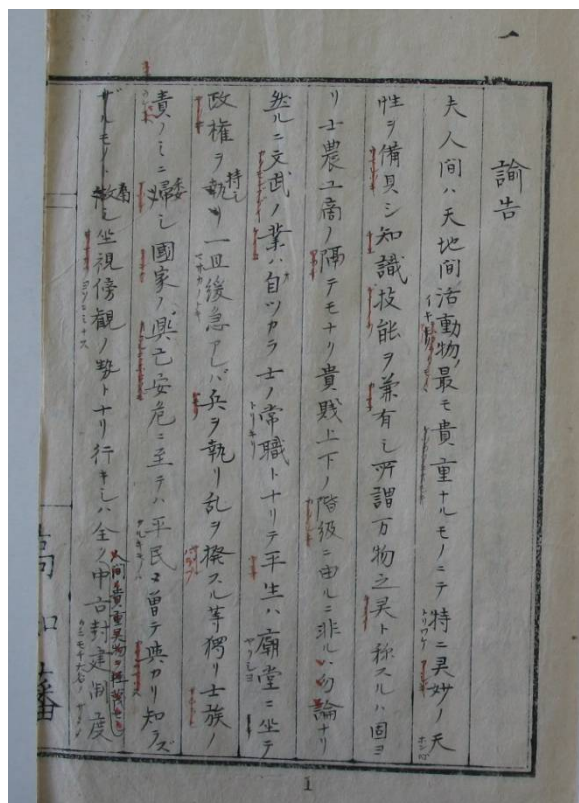
十七日、出官、改竄草稿、謀岩崎生推敲、夜帰

十八日、寒甚、出官、頻議改正事、橋本同僚建白大祿更削議、余亦同之、参政不可、余又論之、遂不決、夜釀雪、宿江口、是日岩崎生又草諭文

十九日、出官、出余及岩生諭文、乞裁批、参政遂取余稿、夜宿江口、有祖祭

二十日、晴、朝訪弘田・竹村、出官、諭文脱稿、夜退食、帰布山

この日記中岩崎生、橋本同僚がどのような人物かはっきりしないが、慥齋は論告文を草し、十九日参政<sup>33</sup>が慥齋の稿を選び、翌



「人民平均の理」諭告の草稿

(高知市立高知市民図書館平尾文庫所蔵)

日それを完成させたとして、慥齋の諭告文が採用されたことが示されている。「人民平均の理」諭告が発表されたのは十二月二十四日であるので、上記十二月十六日から二十日の間に準備されていた諭告は「人民平均の理」諭告であると考えて間違いないであろう。

付け加えて第三の理由として、先に挙げた「與權大参事林有造書」の引用文の後に、「客冬発大改革之令、僕承乏於書記之職、頻草告諭布令」と書かれ、昨年冬、大改革の令が発せられ、その時から慥齋は大属書記の職を引き受け、頻りに「告諭布令」即ち諭告を草したとある。

「頻」とあるのは、明治三年十二月に諭告文を書いた後も、翌年に何回か別の諭告を書いているからである<sup>3,4</sup>。以上で「人民平均の理」諭告の草稿は、明治三年十二月慥齋によって書かれたものであることは明らかとなった。

ではこの諭告には慥齋の考えが、含まれているかどうか問題となるので、次にそれを検討する。

## 第二節 慥齋の靈魂自由論

### 第一項 「人民平均の理」諭告の内容

ここでは慥齋が草稿を書いた「人民平均の理」諭告の内容を検討する。冒頭の文には

夫レ人間ハ天地間活動物ノ最モ貴重ナルモノニテ、特ニ靈妙ノ天性ヲ具備シ、知識技能ヲ兼有シ、所謂万物ノ靈ト称スルハ

固ヨリ士農工商ノ隔モナク、貴賤上下ノ階級ニ由ルニ非サル也<sup>35</sup>

とあり、人間の本性として「靈妙ノ天性」が備わっていることが強調されている。人間が士農工商の隔てもなく平等であること  
の理由は「靈妙の天性」を備え、「知識技能」を持っているからだという。

また、「人民平均」つまり四民平等の改革を断行する理由として、普仏戦争の例を引いて、フランスが「其ノ都府長圉ヲ受ケテ  
猶屈」しなかつたように、我国が「万国ニ對抗シ、富強ノ大業ヲ興」すには、国民が報国の責任を持ち、「人民平均」の制度を敷  
くしかないとしている。

この「人民平均の理」論告の内容は次の二つのことが柱になっていると考えられる。

(イ) 王政復古、富国強兵

(ロ) 自由平等の原理としての人間本来の「靈妙ノ天性」

このことを示す例として、途中「自主自由の権」を与える、と述べる箇所を引用しよう。

当藩今日大改革ノ令ヲ發スルハ固ヨリ 朝旨ヲ遵奉シ 王政ノ一旦ヲ掲起セント欲スルカ故ニ、主トシテ従前士族文武常職  
ノ責ヲ広ク民庶ニ推亘シ、人間ハ階級ニヨラス貴重ノ靈物ナルヲシラシメ、各自ニ知識技能ヲ淬励シ人々ヲシテ自主自由ノ  
権ヲ与へ、悉皆其ノ志望ヲ遂ケ使ルヲ庶幾スルノミ

この文中前半が(イ)であり、後半が(ロ)であることが分るであろう。後半では「自主自由ノ権」を与える根拠を、人間は階  
級に関係なく「貴重ノ靈物」であることとしている。「貴重ノ靈物」は「靈妙の天性」を持つ人の言い換えであると考えられる。

筆者が注目するのは、この自由平等の根拠としての「靈妙の天性」であり、これが慥齋の考えと思われる。このことを示すた



めに慥齋の書いた二例の文書「諭俗 人間靈魂自由權利譯述」と「皇朝身滌規則」を見よう。

## 第二項 「諭俗 人間靈魂自由權利譯述」の理念について

### (1) 慥齋の「靈魂」について

「諭俗 人間靈魂自由權利譯述」<sup>36</sup>（「譯述」と略記する）は前章第三節第三項で取り上げたが、書かれたのはその日付けから「人民平均の理」諭告が発せられた約二ヶ月半後の明治四年三月八日である。これは、その少し後の同年三月一八日から四月八日まで、慥齋が諭俗司都教として藩内東部地方を巡回した時に指導したものである。題名の始めに「諭俗」とあるのは諭俗巡回の際に指導したからであり、「譯述」とは「自由權利」を得た「譯を述べる」という意味である。この文書は、前年十二月に発せられた「人民平均の理」を藩内各地の農民らにその意味を説明し、それを生活にも役立たせようとしたものであることをそこで示した。それよりも重要なことは、これが自主自由の根柢を明確にしている点である。

慥齋は、自主自由の根柢を「人民平均の理」諭告では「靈妙の天性」といつているが、ここでは別の表現を使っている。冒頭の部分を示そう。

人間ニ固有ノ天性靈魂ト自主自由ノ權ヲ与ルト云訳<sup>37</sup>

人間ニ限り、天神ヨリ不測ノ靈魂ト云ヲ賜ハリ、天地間ノ所有万物ヲ自由自在ニ我ガ物トシ、其使役ニ供スルハ、今更云迄  
モナク、万古相カハラサル通義ナレトモ（以下略）

慥齋は最初に人間に対して「天神ヨリ不測ノ靈魂ト云ヲ賜ハリ」として「靈魂」を措定している。少し後の文章において、その「靈魂」を次のように説明している。

扱其靈魂ト云モノハトノ様ノ物ニテ、今何処ニテ、今何処ニ住シテトノ様ノ面体ナルヤト細カニ尋ネ見ルヘシ、人々今日視モ聴クモ言フモ思フモ、皆何処カラスルヤラ、誰カラサスルヤラ知ラスニ、視ント思ヘハ直ニ目カ視、聴ント思ヘハ直ニ耳ガ聴キ、言ントスレハ早口ガ受取り、動カントスレハ五体ガ動キ、考思フ事ハ心ニ思慮スル杯、ヨクヨク省ミテ見ルヘシ、実ニ不思議奇妙ナルモノニ非スヤ、是必ス其本シテ主人アリテ、コレヲ統ヘ司ルモノナクテハ叶ハヌ筈ナリ、是所謂、靈魂ニテ即天神ヨリ分チ賜ハリシ天性本心ナリ（割注）天性本心靈魂異名同物ナリ、

この文章および最後の割注から「靈魂」は「天性本心」と同じものだという。慥齋のいう「靈魂」とは一般に使われる意味とは違い、それを上述に「視ント思ヘハ直ニ目カ視、聴ント思ヘハ直ニ耳ガ聴キ、言ントスレハ早口ガ受取り、動カントスレハ五体ガ動キ、考思フ事ハ心ニ思慮スル杯」とあるように、視覚、聴覚、言語、行動、思考などの行住坐臥の人間活動の間に、いつでもどこでも働いているものと考えられる。これを禅的、仏教的に解釈出来ることを以下に示そう。

一般の辞典の中で靈魂が、どのように説明されているかを見るために『日本国語大辞典』第二版（第十三卷二〇〇二年）の「靈魂」の項を見ると、そこには「①肉体と区別され、肉体に宿りながら心の働きのつかさどり、生命を与えていると考えられている非物質的実体。肉体を離れても存在し、肉体の死後も存在すると考えられることも多い。人間以外の動植物、また物にも存在する考え方もある。たましい。靈。②人だま。死者の靈が、夜などに、光を發して飛んだりころがったりするといわれるもの」と書かれている。②は慥齋のいつているものと違うことは明らかであるので①について検討すると、①に説明するところは「非物質的実体」など慥齋の意味する「靈魂」と似ているようでもあるが、実は全く違い、「考えられている」といつているように実在を仮定した推測的認識であつて、あくまでも推量、想定というものでしかない。はっきりと自己の確信から出發していない

点において、慥齋のいつている「靈魂」とは違うものである。慥齋と同じ意味を説明しているのは『禅学大辞典』にある「靈根（傍点筆者）」<sup>38</sup>である。それには「靈利な宿根。本来、人の具えている靈妙なはたらき。仏性。」として「仏性」の意味としている（ただし「靈魂」の説明は「たま、たましい。靈とはふしぎ。魂は精神」とあって前掲①と変わらない）。ここでいう「人の具えている靈妙なはたらき」とは慥齋のいう「視ント思へハ直ニ目カ視、聴ント思へハ直ニ耳ガ聴キ云々」なのであり、人間のさまざまな日常活動である。慥齋は日常活動を本来的に見れば、そこに靈妙な働きを見出すことが出来るので、それを「靈魂」といったのである。それは「仏性」<sup>39</sup>に外ならないのであるが、もう少し踏み込んで説明しよう。

## (2) 「靈魂」とは何か・石田梅岩の「莫妄想」との比較

実は、この慥齋が靈魂を説明している部分は、同じような表現が石田梅岩（一六八五—一七四四）<sup>40</sup>の「莫妄想」の中にある。慥齋は若い頃熱心に心学を学んでいたことがあり<sup>41</sup>、その影響があるのかもしれない。梅岩の例と比較して慥齋の考えを探ろう。「莫妄想」の一部を引用する<sup>42</sup>。

問 此身此儘ニテ満足<sup>マツコノミ</sup>ヘミチ<sup>マンソク</sup>シタル<sup>ワケ</sup>訳ハ如何<sup>イカン</sup>。

答 先此身自在ナル事ヲ思フベシ。目ニ見テ、耳ニ聞、鼻ニ嗅、口ニ言。夫ノミナラズ目ニ見テ其音ヲ聞キテハ其形ヲ知、  
香<sup>カ</sup>ヘニラ<sup>ニラ</sup>ノ嗅<sup>カク</sup>デハ味<sup>アジ</sup>ヒヲ知、口ニ入テ身ヲ養ヒ、言語<sup>ゴンゴ</sup>ヘ<sup>ヘ</sup>ニイカ<sup>イカ</sup>ノ以テ自由ヲナシ、手ニ持、足行テ自在スル、是満足ニ非ヤ

また、続いて

問 (前略) 尊キト云カラハ、七珍<sup>シチチン</sup>ヘ<sup>メズ</sup>万宝<sup>マンボウ</sup>ヘ<sup>ラ</sup>ヲ得タル如ク成心地アル事ニテハ候ハズヤ。

答 皆人器物ノ財ヲ宝トスル欲心ヨリ、此身ノ有難キ事ヲ知ズ。目ニ見、口ニ言、手ニ持チ、足ニ行フ事ヲ細カニ熟得<sup>シユクトク</sup>ヘ<sup>トツク</sup>シテ見ヘシ眼耳鼻<sup>ガンシビ</sup>ヘ<sup>ハナ</sup>ヨリ手足ニ至<sup>テアシ</sup>迄斯ノ如ク自由スル事ハ、目ニ見ルト謂モ目ニ見ル所以ナシ。口ニ言ト謂モ口ニ言所以ナシ。又足ニ行ドモ足ノ歩行スル所以モナシ。然ニ斯ノ如ク自在スルハ万徳ニ非ズヤ。此妙用ヲ知ズシテ外ニ妙ヲ見ト思フ迷<sup>フモ</sup>ヘ<sup>マヨ</sup>心ヨリ、此身ノ有難キ事ヲ知ズ(後略)

この梅岩の「莫妄想」という一文全体は、最初の問いに「見性成仏」という語が出ていことから分かるように、一貫して禅の悟りを説き、最後には具体的な工夫の仕方まで示しているものである。ここで引用した問答は、人間の見たり、聞いたり、嗅いだりする日常行動の中に「妙用」を見出すことが「有難キ事」であるとして、梅岩がその重要性を指摘しているものである。即ち、梅岩においては「目ニ見テ、耳ニ聞、鼻ニ嗅、口ニ言」ことはそれだけで十分満足なことであり、その本質に迫ってみれば「目ニ見ルト謂モ目ニ見ル所以ナシ。口ニ言ト謂モ口ニ言所以ナシ」であり、これが「万徳」であり「妙用」<sup>43</sup>であるという。この「見ル所以ナシ」「言所以ナシ」という表現において仏教の本質である「空性」<sup>44</sup>を表しており、「妙用」とはそれを如実に用い行うことであつて、それが即ち梅岩にとって「万徳」であり「満足」なことなのである。

慥齋においては、先に示したように「靈魂」とは「視ント思ヘハ直ニ目カ視、聴ント思ヘハ直ニ耳ガ聴」くような「コレヲ統ヘ司ルモノ」であり、梅岩の「目ニ見ルト謂モ目ニ見ル所以ナシ」と、慥齋の「視ント思ヘハ直ニ目カ視」の表現を見比べれば相似性は明らかであろう。即ち梅岩の「所以ナシ」は慥齋の「直ニ」に当たり、慥齋においてもこの表現によって仏教の本質である「空性」を表している。

「空性」であるが故に梅岩においては「目ニ見テ、耳ニ聞、鼻ニ嗅、口ニ言」等の主体を示す語は書かれてない。慥齋は、それをあえて「靈魂」といったのである。

さらに慥齋は、この「譯述」において「靈魂」を説明して

コノ靈魂ハ、凡ソ人間ト生レシ限リハ、知愚賢不肖、貴賤男女ニカキラス、一同ニ完全無疵ナルモノナレトモ（以下略）

と述べているので、これに対応する表現を先ほどの「莫妄想」の中に探してみよう。釈迦の「唯我独尊」とはどのような意味かという問いに対して、その答えは

答 釈尊ノ語ハ我程貴キ物ハナシト慢シ給フ事ニテハナシ。人ハ其身其儘ニテ万徳円満ノ者ナリ

とあるように、「万徳円満」という同じような表現を見付けることが出来る。意味はこちらの方が積極的であろう。「唯我独尊」は誤解されやすい語で、現在でも一般には「自分だけが偉いとうぬぼれること」と解されることが多いが、梅岩も「慢は給フ事ニテハナシ」と注意していることから分かるように、そのような意味ではない。ここでいう「唯我」の「我」とは一般にいう自我ではなく、自己の本質であり、仏教の本質である「仏性」の意味であり、「仏性」としての「我」以上に尊いものはないという意味である。梅岩は、それを「人ハ其身其儘ニテ万徳円満ノ者ナリ」としている。ここでいう「唯我」の「我」とは一般にいう「完全無疵」と同じ意味であると理解出来る。この場合、梅岩のいう「人」とはあらゆる人をさし、慥齋の「知愚賢不肖、貴賤男女ニカキラス」に当る。このように慥齋のいう「靈魂」が「一同ニ完全無疵」という意味は、「靈魂」とは仏性のことであり、あらゆる人にとってそのまま「万徳円満」であるという意味なのである。

### (3) 「靈魂」と「自由」の関係

慥齋はこの後「自由」の説明に入るのであるが、それを見る前に、先ほどの「莫妄想」の引用文中に「自由」とか「自在」という語が、次のように使われていることに注意したい。

「先此身自在ナル事ヲ思フベシ」

「言語ハユイカノヲ以テ自由ヲナシ、手ニ持、足行テ自在スル」

「眼耳鼻ハハナノヨリ手足ニ至迄斯ノ如ク自由スル事ハ」

「然ニ斯ノ如ク自在スルハ万徳ニ非ズヤ」

ここで使われている「自由」と「靈魂」の関係に触れておこう。「自由」も「自在」も同様の意味であり、時には「自由スル」「自在スル」のように動詞としても使われる。この意味は、単に「束縛がない」というよりもっと深く、先ほどの「妙用」と解すべきなのである。つまり、ここでいう梅岩の「自由」とは禅的、仏教的、本質的立場に立っているものであり、「見たり」「聞いたり」「話したり」「行動したり」といった日常生活そのものが「妙用」としての「自由」なのであり、慥齋のいう「靈魂」とは「妙用」の主体なのであるから、「靈魂」は先に示した仏性という意味であると同時に、「妙用」としての「自由」を表すということが出来るのである。

慥齋の「自由」の説明に入ろう。慥齋は「靈魂」即ち「天性本心」の教育は幼児の時から重要であるとして教育方法に触れ、多くの語を費やした後、「自主自由」とは「近事洋学家ノ云出シタル言ニテ、昔ハ聞カサリシト云モノアリ、大ニ不然、古今皆ヨク云事ニテ、ソレト氣ノ付カヌハ餘リ自由ナル故也」といつて「自主自由」は新しい言葉ではないとしている。なるほど、慥齋の「自由」即ち「仏性の自由」は、先に挙げた梅岩の「莫妄想」の例に見られるばかりでなく、『六祖壇経』『南泉語要』『百丈廣録』『臨濟録』『玄沙広録』『碧巖録』などの禅家の書物にたくさん用例を見ることが出来る<sup>46</sup>。鈴木修次氏によれば『自由』

ということばは中国においても古くから用いられていたが、中国では長いことかかってきままを意味することばとしてこの語彙が用いられてきた<sup>47</sup>という。つまり価値をもたない否定的な言葉として通用されてきたのであった。それが禅家において発想の転換によって別の価値観が付与され<sup>48</sup>、安永祖堂氏によれば、鈴木正三に至ってはっきりと『涅槃』あるいは『解脱』というような仏教の究極としての境地<sup>49</sup>を表すようになった。慥齋の使っている「自由」とはこのような「仏性の自由」、「解脱の自由」なのである。

慥齋は、この「譯述」の中で「夫自主自由ノ四字ヲ委ク訳スヘシ」として福沢諭吉の『西洋事情二編』卷之一、「例言」の文章を次のように引用している<sup>50</sup>。

英語に「リベルチ」ト云ハ、先自由自在ト云義ニテ、漢訳ニコレヲ自主トモ自得トモ自若、自主宰、任意、寛容、従容ナトノ字ヲ当テタルヨリ出テ

慥齋は続けて、自身の見解として「元初ハ天性本心靈魂ノ條理ヨリ縁ヲ引イテ云言ナリ」（傍点筆者）と言っている。この後、さまざま自由の説明をする前に、英語の「リベルチ」のいろいろな訳に対して、その元は「天性本心靈魂」であると解釈した。即ち、自由自在、自主、自得、自若などと解釈して訳しても、その元には「天性本心靈魂」があり、それに関連をもった語であるとしている。「天性本心靈魂」とは、先に示したように「天性本心」と「靈魂」は同義であるから、慥齋は「リベルチ」の訳である「自由」を「仏性の自由」、「解脱の自由」と解釈したのである。慥齋はこれを「靈魂自由」といつているのである。

#### (4) 慥齋の「権利」とは何か

慥齋はこの「譯述」の終わりにかけて、「訳家云」として福沢の『西洋事情』における自由の説明を引用した後、「又権ト云ハ

其人々当然ニ所持スル筈ノ利ナリ」として権利を説明している。そこには道理があり、その道理とは、確かな証文があれば借金の返済を迫ることが出来るような、正しいことをどこまでも主張できる「独立不羈」で「束縛」のない「自由自在」である筈の道理であり、「コレヲ惣シテ人間ノ自主自由ノ權ト云テ、是天帝ヨリ御許ヲ受ケ来リ、天下晴レテノ權利ナリ」として「言忠信、行篤敬、則雖適夷狄不可棄」<sup>51</sup>という孔子の言葉を引いて締め括っている。この孔子の引用は『西洋事情』にはなく、人間交際上の社会的な権利の根源を社会道徳である「忠信」「篤敬」<sup>52</sup>に置いたことは慥齋の考え方に基くものであろう。「忠信篤敬」はすべて「誠」と考えられるならば<sup>53</sup>、『中庸』（第十一章）に「誠は天の道なり、これを誠にするは人の道なり」という句のあることは、慥齋が靈魂を「天神ヨリ分チ賜ハリシ天性本心」といったり、自主自由の權を「天帝ヨリ御許ヲ受テ来リ」という天を理解する鍵となる。この『中庸』の一句は「人間本性を天からの命としてわりつけられたものだとすることによって（「天の命ずるこれを性と謂う」（第一章）を意味する。―筆者注）、道徳的本性を確立したように、誠実の徳を絶対的な至高の立場に根拠づけたのである」<sup>54</sup>と解説される。

これから考えるに、慥齋は仏性に相当する靈魂（即ち天性本心）を天の命としてわりつけられたと考えた同時に、自主自由も同時に天の命としてわりつけられたとしたのである。よって、自主自由の權を行使するとは、「天の道」としての「誠」の展開である「忠信篤敬」を行ずることであり、それ故「人間ノ公欲」「交際上ノ通義」であり「蛮夷（道徳の低い国や地域―筆者注）ニ行テモサシ構ナキ」ものであり、「天下晴レテノ權利」であり、「人間ノ第一義」であるということになるのである。

慥齋の「權利」とは、他者に対して自己の利益を主張する考えとは全く違い、仏教的、儒教的な人間の本性の立場に立った道義的なものである。西洋的二者対立の上に立った權益の表明ではなく、東洋的内省の上に立った天道の表出なのである。

### (5) 「靈妙の天性」について

改めてこの「譯述」全体と題名「人間ニ固有ノ天性靈魂ト自主自由ノ權ヲ与ルト云訳」を考えてみると、この文章は「天性靈



「靈魂」が天から分け与えられた、人間に固有のものであると同様に、「自主自由ノ權」も同様に天から分与され、人間が本来所有しているものであることを示している。ここでいえることは、この一文の内容は、先の「人民平均の理」論告が自由と平等の根拠を「靈妙の天性」としていることと同じ構造を持っていることである。ということは、この文章の「靈魂」即ち「天性本心」は「靈妙の天性」と同じものを指しているのである。分り易く示すと

靈魂（「喩俗 人間靈魂自由權利譯述」）

=

天性本心（「喩俗 人間靈魂自由權利譯述」）

=

靈妙の天性（「人民平均の理」論告）

となる。

この「譯述」が「人民平均の理」論告の説明であることを考えて見れば、「人民平均の理」論告で「靈妙の天性」といつていたものを、これをより分かり易く説明するために「靈魂」或は「天性本心」という語を使ったと考えられる。即ち「靈魂」「天性靈魂」「天性本心」（ないし「天性靈魂」も）は皆同一の意味を表し、「靈妙の天性」の別表現なのであり、まさしく慥齋の考えなのである。

### 第三項 「皇朝身滌規則」の理念と「悔過自新」

この「皇朝身滌規則」<sup>55</sup>は前章第二節第四項でも取り上げたが、ここではその理念的部分、人間觀を取り上げ、ここでも「人

「民平均の理」論告の理念「靈妙の天性」は踏襲されていることを示そう。

慥齋は明治四年三月一日から四月八日にかけて実施した東部巡回の際、大教宣布の一環として、この「皇朝身滌規則」を神官を集めて指導した<sup>56</sup>。「皇朝身滌規則」は大祓（六月祓）を行う時の具体的なやり方を示すものである。慥齋は東京に出る明治三年五月以前からこれを編集し、同年十月から十一月にかけてフルベッキとも交流して意見を求めた。官版「皇朝身滌規則」にはフルベッキの跋文が付いている。慥齋はこれを「悔過自新」の道として重要視した。その内容は初めに人間観が示され、次に祓除身滌の必要性が述べられている。初めに書かれている人間観を示そう。

#### 題言

人間ハ特ニ 天神ヨリ靈魂ト云モノヲ分賜リテ、天地間ノ活物中ノ最モ貴キ物ナレハ、所謂天地人三才ト並称スル徳アル此ヲ以ナリ、故ニ智慧ノ大ナルモ意慾ノ逞シキモ、亦禽獸等ニ比スレハ深ク且大ナリ、其靈魂天性ノ俛ニ率フテ善ニユクヲ神隨ノ神道トモ人道トモ称シ、其知慧意慾モ亦隨フテ愈善ニ進ムモノヲ君子トモ善人トモ云、若シソレ形氣ノ俛ニ任セテ悪ニ流ル、ヲ私欲トモ非道トモ称シ、其知慧亦隨フテ愈々悪ニ進ムモノヲ小人トモ悪人トモ云、実ニ恐ルヘキモノハ人間ナリ<sup>57</sup>  
 （以下略）

この一文から慥齋の人間観は「靈魂」に基づいていると理解出来よう。ここでも初めに前項「喻俗 人間靈魂自由権利譯述」で使われてきた「靈魂」が示されている。この冒頭の一文と先に「人民平均の理」論告冒頭の部分とを比較して見ると、「靈妙の天性」が「靈魂」に表現が替っているだけで、内容が殆ど同じであることに注目したい。

夫レ人間ハ天地間活動物ノ最モ貴重ナルモノニシテ、特ニ靈妙ノ天性ヲ具備シ（「人民平均の理」論告）

人間ハ特ニ 天神ヨリ靈魂ト云モノヲ分賜リテ、天地間ノ活物中ノ最モ貴キ物ナレハ（「皇朝身滌規則」）

つまり、前項（5）で見たように「靈魂」は「靈妙の天性」の言い換えであるから、両者の考えは表現に多少の相違があるだけであり、故に「人民平均の理」諭告の人間観と「皇朝身滌規則」の人間観は同じである。即ち、「人民平均の理」諭告の「靈妙の天性」はここでは「靈魂」として語られているのであり、ここでもこれは慥齋の考えであることが分かる。

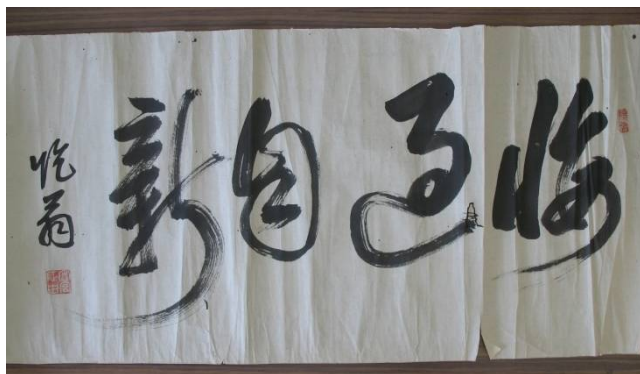
ここで慥齋を理解する上で重要な「悔過自新」<sup>58</sup>という語について述べておこう。右記の引用文の後、祓除身滌の具体的な事柄を述べた「規則三章」が続き、そのはじめの部分は次のように示されている。

此ヲ能々省ミ精々悔ヒ改メ、真心ニ神明ニ誓ヒ奉リ所謂今日ヨリ始テ罪ト云罪ハ有ラシト祓ヒ清メ、只管悔過自新スルヲ要スヘシ

また、前章第三節第四項で取り上げた「立教の儀」においても

カノ聖人ニ貴フ処ハ無過ニアラズシテ能ク過ヲ改ムルニアリ、祓除身滌ハ即所謂、改過自新ノ教ニテ、亘古亘今四海ニ放テ皆準スル善法ト云ベシ

というように「改過自新」という語が現れる。これは「祓ヒ清メ」「祓除身滌」を慥齋が別の表現で表したものと考えられる<sup>59</sup>。フルベツキは跋文の中で「余土州の人奥宮某か記せる神道の略書を読み、殊に奇絶を覚ふ」と、慥齋の書いた「皇朝身滌規則」に関心を寄せ、



愷齋の自筆書「悔過自新」

(高知市立高知市民図書館所蔵)

抑世上億萬の蒼生、真神よりこれを見れハ、尽く罪科に汚れさるものなし、此罪科を一掃せんと欲せば、祓除の法を行ふべき事、但此法を行ふハ即各人其己を創造せる造物主即眞神に致すへき本務なるを以、各自ら之を行ふへく

といつてキリスト教の立場から、「祓除の法」を肯定し、愷齋のいう「悔過自新」を認めたと考えられる。神道の内容を持つ「皇朝身滌規則」についてフルベツキの賛同を得たことは驚きである。しかし、見方を変えれば、愷齋のいう如く「聖人」は過ちがないのではなく「能ク過ヲ改ムルニアリ」とは、洋の東西を問わないのであり、キリスト教にも「悔い改めよ」という語があることは周知の事実である。キリスト教を防御しようとする大教宣布運動の一環である、神道行事の「皇朝身滌規則」の内実を、キリスト教徒のフルベツ

キが高く評価したことは、両者において洋の東西を越えた普遍的な価値を認め合つたことであり、愷齋の見識に劣らず、フルベツキも神道に対して深い認識を持っていたことの証左である。この「悔過自新」は、愷齋において「皇朝身滌規則」の基本的な内容を示すものであり、またそれを通して自らの「靈魂」「天性本心」「靈妙の天性」を本然のものとしていく過程である。そう考えれば、神道、キリスト教は共通の側面を持つことは明らかなのであり、そこに於いてこそ、愷齋はフルベツキとの共通性を認識し、キリスト教に対して対しても新たな認識と理解を得たのではないかと考えられる。

### 第三節 愷齋の「人間交際論」

ここでは「靈妙の天性」即ち「靈魂」が前章と同様に愷齋の考えとして使われ、さらに愷齋の人間についての認識が西洋的な

ものと根本的に違うことを示そう。

この「人間交際論」<sup>6.1</sup>は慥齋が、福澤諭吉の著した『西洋事情外編』に触発されて書いたものである。これは著作と呼べるようなかなり長文のもので、『西洋事情外編』（上帙は卷之一、下帙は卷之三）を最初から数行づつに分けて引用したものを本文として、それに解釈を加えたり、用語を解説したりしているものである。その内容を見ると「喩俗 人間靈魂自由權利譯述」や「人民平均の理」論告などと同じ考え方や似た表現があることから、その頃の各文書の基本的な考えを示していると考えられる。数種類残されている史料の中で「訓蒙人間交際論」は冒頭に「明治五年春起草」と書かれ、慥齋の日記を見ると明治四年十二月十七日条に「草拙著交際往来（題人間交際往来一冊）」<sup>6.2</sup>とあるので、「人間交際論」はそれぞれ題名に変遷があるが、明治四年から明治五年の初めに書かれたものと考えられる。この著作の考えは、それ以前フルベッキやその他の人物と交流があった明治三年五月から十二月の東京滞在中に培われたものであろう。

### 第一項 慥齋の人間認識

福澤諭吉は『西洋事情外編』（『外編』と略記する）（卷之一）の冒頭で次のように言っている。

人の生ずるや、天より之に與ふるに氣力を以てし、之に附するに性質を以てし、此氣力と性質とに由て、外物の性に應じ、以て身を全（まっとう）して朝露の命を終ることを得るなり<sup>6.3</sup>。

慥齋は「人間交際論」冒頭で福澤の言を次のように直している。

夫人間ハ、天神ヨリ、靈魂氣力性質ノニツヲ賜ハリテ生レシモノニテ、此ニツヲ以テ外物ノ性ニ應シ、能ク交際ノ道ヲ尽シ、幸ニワガ身命ヲ全クスルヲ、人間ノ一生涯ト云ナリ<sup>64</sup>

『西洋事情外編』では人間を「氣力と性質」の二つとして定義しているが、慥齋は「靈魂、氣力、性質」の三つとして、さらに靈魂に「アニマ」というルビを振っている。その後の説明に慥齋は、本文は「福沢氏ノ翻譯セシ西洋事情外篇等ニ據テ、之ヲ拔萃シ、毫モ愚説ヲ蠲スル者ニ非ズ」として自分の説を入れてないと主張しているが、この矛盾をどう考えたらよいのであろうか。それは、ここには慥齋の考え方が表れていると考えるべきなのである。それは、第二節第二項(2)で述べたように「靈魂」とは仏性という人間の根源的なものであるため<sup>65</sup>、その属性に関係なく『西洋事情外編』に書かれていなくとも、普遍的な真理として、当然認められるべきものであるというのが理由であると考えられる。福沢の『外編』は John Hill Burton の書いた POLITICAL ECONOMY<sup>66</sup> を訳したものである。福沢訳が人間を「氣力と性質」としているが、そこに靈魂が含まれていないことを確認するために原典を見てみよう。先に『外編』の冒頭に相当するその英文は

1. Man, in being placed upon the earth by his Divine Creator, has been invested with certain power and dispositions which bear a relation to the qualities of the external world, and appear as designed to enable him to live and thrive in this transient scene of being.<sup>67</sup>

とあり、氣力 (power) と性質 (dispositions) があるのみで靈魂はない。慥齋が人間の性質として「氣力と性質」の外に原典にもない「靈魂」をいれたことは重要である。慥齋の「人間交際論」は全編を通じてこの靈魂を基にして解釈しているからである。そのため福沢の『西洋事情外編』とは趣きを異にしている。また、このことは、福沢の訳の巧拙ではなく東西の文化文明における

人間の認識において本質的な違いを想起させる。即ち POLITICAL ECONOMY は当時の西洋の思想、社会、経済などを概観した事柄を述べているものであるからこそ、福沢が西洋文明を紹介するために訳したのである。その中の人間認識に慥齋が「靈魂」を置いたことは、西洋近代文明の理解において、また西洋対日本の思想・文化においても、西洋に欠けていて日本が持っているものを示唆している点において、たいへん重要な意味をもつ。その影響は当然、自主自由の理念にも及ぶのである。

## 第二項 慥齋の「自主自由」再考

第二節第二項において慥齋は「自由」を「仏性の自由」、「解脱の自由」と解釈したのであるが、改めて自主自由について福沢の『外編』と慥齋の「人間交際論」から考えて見よう。『外編』では次のように言っている。

天より人に生を與<sup>あたふ</sup>れば、又従て其生を保つ可きの才力を與ふ。然れども人、若し其天與ノ才力を活用するに當て心身の自由を得ざれば、才力共に用を為さず。故に世界中、何等の國たるを論ぜず何等の人種たるを問はず、人々自から其身體を自由にするは天道の法則なり。即ち人は其人の人にして猶天下は天下の天下なりと云ふが如し。其生るゝや 束縛せらるゝことなく、天より附與せられたる自主自由の通義は、賣る可らず亦買ふ可らず。人として其行ひを正しくし他の妨げを為すに非ざれば、國法に於ても其身の自由を奪取ること能はず。<sup>8</sup>

ここに靈魂が出てこないことはこれまで述べた通りである。ここでは「自主自由」を「天より附與せられたる」としている。「其生るゝや 束縛せらるゝことなく」は、今日では「人間は生まれながらにして自由である」という表現でよく知られている。即ち、福沢の自由論は天賦人權論であることは明らかである。慥齋は「人間交際論」の中で自主自由について

自主自由ノ權トハ、人間ノ天ヨリ得テ、人ノ許ス自然ノ權力ナリ、自主自由トハ、身其主將トナリテ、自由自在ニ為スヲ得ルコトナリ、是モト靈魂天性ニ根サシテ、人々ニ各自ニ具ハリタル当前ノ權柄ニテ、固ヨリ放蕩恣肆ノ謂ニ非ズ、国法ノ許ス処、世人モ亦明許黙許スル所也。<sup>69</sup>

と述べて、ここでも「自主自由」を「靈魂天性ニ根サシテ」としていることは、慥齋の自由論は、天賦人權論ではあるが、その基づくところは靈魂<sup>70</sup>靈魂天性であることを示している。もう一つ慥齋の靈魂認識の例を挙げよう。動物と人間の違いについて『外編』では次のように述べている。

禽獸は各々其性を異にし、或は群居を好まず寂寞として獨り食を求ルものあり。或は友を呼び群を成し、巢穴を同ふし餌食を與にするものあり。今、人の所為を察するに、其天稟、群居を好み、此彼相交り此彼相助て、互に世の便利を達するの性質あり。世人或は此理を知らず、獨歩孤立して世を渡らんとせし者ありしかども、底到つまり其身の幸を失ひ、却て世間の害を為すに至れり。

億兆の人民、其性情相同きが故に、交際の道、世に行はれて妨なしと雖ども、人々の料簡は各々持前の見込ありて必しも一致し難し。故に人間の交を全せんには、相互に自由を許し相互に堪忍し、時としては我料簡をも枉て人に従ひ、此彼平均して始て好合調和の親みを存す可し。<sup>70</sup>

これに対して慥齋は

人ト禽獸ノ殊ナルハ、只靈魂天性ノ有無ニアリ、禽獸ハ如何程賢キモ、全ク此靈魂ヲ具スルモノナシ（中略）故ニ人性ト



禽獸ノ殊ナルハ、只靈魂天性ノ有無ニアリ、禽獸ハ如何程賢キモ、全ク此靈魂ヲ具スルモノナシ（中略）故ニ人性ト禽獸性トハ、同ク論シ難シ、禽獸ノ或ハ独居ヲ喜ム、群衆ヲ好ム、各其性質ノ異ナルノミ、人ハ其天性群居同室ヲ好ミ、同類相憐ミ、彼我交通、互ニ相親睦スル天倫物ナル故ニ、世ノ便利ヲ達スル知識ヲ開發シ（中略）自ツカラ人心ニ具スル靈魂、人我一体ノ仁徳、然ラシムル処ニシテ、徒ラニ自私自利ニ忍ビザル天性アレバナリ、（中略）然ルニ此ニ一大事アリ、人ニ天神ヨリ受ケタル靈魂天性ハ、同一ニシテ殊ナラザレトモ、其氣質形体ニハ、千差万別ノ違ヒアリテ、人々ノ意見各々別ナルモノナレバ、必シモ同意一致シ難ク（中略）故ニ人間交際ノ道ヲ全セント欲セバ、相互ニカノ人間固有ノ自自由由ト云ウコトヲ許シ、相互ニ堪忍シアヒ（中略）彼此ノ力平均ニ歸スルヲ交際ノ全道、人情ノ通義ト云<sup>71</sup>

として、やはり靈魂は人のみにあって、動物にはないという靈魂観に立ち、自自由由についても「人ニ天神ヨリ受ケタル靈魂天性ハ」として「靈魂」を前提として「自自由由」を許すとしていることは、先に見た「喻俗 人間靈魂自由權利譯述」と構造が同じである。よって、慥齋の自自由由の権とは「靈魂」が前提であり、その靈魂とは先に見たように仏性と解釈出来るものであり、明らかに自他の対立を前提とした西洋合理主義の考え方ではない。なお且つ、天賦人權論に立つてはいるが、その基本を仏性と解釈出来る靈魂に置いているので、飽くまで普遍性を持ちながら伝統的（つまり仏教的、儒教的、神道的）な立場に立っているのである。

### 第三項 慥齋における神道、儒教、仏教、キリスト教

しかしながら、慥齋は本節第一項の初め「人間交際論」の冒頭を引用したが、そこに靈魂をアニマとルビを振っていること、また、続いて天神を説明して

**天神**、此神体固ヨリ数多アマタマシ在マスニアラズ、唯一神ナリ、此神徳ニヨリ、天地、日月人物ヲハシメ、所有万物ハ、産出セシモノト見ヘタリ、国々ニヨリ傳ハ種々異同アレトモ、実ノ御物ハ、彼我ノ差別ナク、只是独一無二ナリト知ルベシ

として割注を設け

我 皇国ニテ加美ト云、支那ニテ上帝ト云、西洋ニテ「ゴッドト云」、皆同一体ナリ

としていることは、即ち加美（神）、上帝、ゴット（God）を同一体として見ていたことであり、儒、仏、神の三教に共通の精神である靈魂はキリスト教の神とも同一であるということである。よつて靈魂を説明する割注に「皇国ノ古語ニ奇魂ト云、支那ニテ天命ノ性ト云、西洋ニテアニマト云（傍点筆者）、皆同一物、別ニ非ス」と言っていることも道理であらう。慥齋は「神魂問答」の冒頭において、

或人問フ、世ニ鬼神靈魂ノ説ナト幽渺荒唐ナルハナシ、何卒慥カナル説アラハ承リ度シ（後略）  
72

という問いに対し、自身（慥齋）の説として

（前略）夫鬼神ト云ニ二ツアリ、一ツハ造物ノ神一ツハ人鬼ノ靈ナリ、我カ神社ニ祀ル所、多クハ人鬼ノ靈ナリ、例セハ菅公楠公社ノ如キ是也（中略）俱ニ加美カミト訓ス、先輩云カシコミノ畧ト、即可畏敬ノ義ナリ、靈魂ト云ハ人ノ魂性ナリ天性本心等、ミナ同体異名ナリ即チ造物ノ神ヨリ直ニ稟ケ得タル、人ノ人タル根原、之ナケレハ人ニ似テ人ニ非ス（中略）是聖凡知愚ニヨラズ一般ニ造物

神ノ分賦シテ而カモ其神ト同体物ナリ（割注）造物神ノ魂即チ人ノ魂ナリ、別物ニ非ス）故ニソレ造化神ノ神タルモ、即チ是物、人鬼ノ鬼タルモ人ノ人タルモ即チコノ物、生前モ是物、死後モコノ物ナリ、故ニ概シテ云ヘハ是物ノ外ニ、何一ツモ物ナシト云テ可ナリ

と、究極の認識として、造物の神、人鬼、人は生前も死後も靈魂としての絶対性を述べている。これが慥齋の言う「靈魂」であり、慥齋はキリスト教においても造物主の存在は「靈魂」として共通の絶対性を持つと考えるに至ったのである。慥齋の「靈魂」は神・儒・仏・耶に共通の絶対性を説明するために導入した表現とも考えられる。慥齋のこの四教一致のテーマは余りにも壮大であるが、慥齋の場合その認識はそれほど奇異なものであったとは思われない。もともと神道が家学であり、佐藤一斎に学び陽明学を唱え、かつ、二十代に見性の経験を果し、禅の研鑽を深めていったところ、神道国教化政策に関わり、明治三年東京でフルベッキとの出会いを通して、確信を持った思想であることを考えれば、慥齋自身の形成過程において不自然なところはない。キリスト教との関係についていえば官版「皇朝身滌規則」にあるフルベッキの跋文の存在は大きい。慥齋の「悔過自新」は、第二節で「神道、キリスト教は共通の側面を持つ」と述べたが、改めて考えてみると、神道の「皇朝身滌規則」の中で使われ、もともとそれは儒学の言葉であり、同時に、慥齋の言う「靈魂」（即ち仏性）に至る道である。なお且つキリスト教宣教師のフルベッキが悔過自新としての祓除を認めている。とすれば、結局神・儒・仏・耶の四教に通ずることを意味するのである。このように慥齋の靈魂に通ずるは、伝統的な考え（思想）を基にしていると同時に普遍的な神・儒・仏・耶の四教に通ずる道である。しかし、キリスト教にも通ずるといっても、飽くまで自他の対立を前提とした西洋合理主義の考えとは別なのであり、そこに慥齋の天性本心＝靈魂の重要な意味があるのである。

おわりに

本章では、「人民平均の理」論告は下書きを慥齋が書いたこと、また慥齋は板垣と親しい関係があり、明治三年の藩政改革に深く関わりを持ち、「人民平均の理」論告には、慥齋の考えである「靈魂」に基づく自由論が入っていることを示した。慥齋の考えは同論告の自由平等の原理が「靈妙の天性」即ち「靈魂」に基づき、その「靈魂」とは「天性本心」や「靈妙の天性」と同じものであり、その本質は「喻俗 人間靈魂自由権利譯述」において、仏教や儒教にも通じ、「皇朝身滌規則」において神道にも通ずるものであった。慥齋はフルベッキとの交流を通して「靈魂」と「アニマ」は本質的に同じであるという確信を持ったように思われる。慥齋の「自由」の理解は、このように仏教、儒教、神道の本質的な認識である「靈魂」を土台にしたものであり、それはキリスト教にも通ずるものであった。

福沢諭吉は「リベルチ」(Liberty)の翻訳に苦しんで結局「自由」と訳したが、福沢において、政治的圧制からの解放という文脈で語られるこの語の訳の可能性に「靈魂」はなかった。我国に西洋思想が流入し、江戸時代の身分制の解放を宣言した「人民平均の理」において、拠って立つところの自由論とは、慥齋においては「リベルチ」(Liberty)の意味における「自由」ではなく、神・儒・仏さらにはキリスト教にも通ずる靈魂自由だったのである。このことは、経済的、軍事的にはもちろん社会制度、思想的にも圧倒的に優位に立っていた欧米に対して、ともすれば自己を見失いがちになる当時において、なお本質を見失わず深い認識をもち、進取の精神を持っていた慥齋の真面目を見る思いがする。鈴木大拙の晩年の文章に自由について述べたものがあるが、そこで大拙は「明治の初期といえ、何もかも西洋かぶれというわけではなかった。国粹だとか、日本主義だとか、愛国心だとか、東洋君子国などといって騒いだ人もあった。しかしその諸説はいかにも浅薄で、深いところには触れていなかった」<sup>73</sup>といているが、ここにその慥齋の、確固とした伝統に基づいた考えの例証を見出すことは、決して小さなこととはいえないだろう。慥齋が「人民平均の理」論告を書いた明治三年十二月の時点では中村正直訳の『自由ノ理』も出版されては、西洋的「自由」の概念が得られるのは、書物では福沢の『西洋事情』「初編」、「外編」、「二編」だけであった。慥齋はいち早くそれを取り込み、儒・仏・神・耶に通じた深い認識の上に立って「人民平均の理」論告を書いたのであった。

## 注

<sup>1</sup> 『土佐藩政録』歴史図書社、一九八〇年、六二五・六三〇頁、また、『自由党史』(上) 岩波書店、一九五七年、二九・三二頁、『自由党史』の方は日付が明治三年十一月となっているが、『土佐藩政録』を見れば十二月となっているので、十二月の間違いであろう。

<sup>2</sup> 平尾道雄『維新経済史の研究』、高知市立市民図書館、一九五九年、一八六頁。

<sup>3</sup> 高知市民図書館平尾文庫、受入番号二八、「修史餘録二八維新篇」、一六一頁、明治二年十一月改革の職制表において「知事府」の中に「刑法司、医学司」と並んで「諭俗司」が見られる。

<sup>4</sup> 高知市民図書館平尾文庫、受入番号三八三、「鷹雜記二」、八六頁に「奥宮周次郎 第五等官諭俗師都教月俸貳石 正月十日(明治三年)(明治三・一・二〇・) 爾来之役其儘副御家扶御侍讀兼帯被仰付之」とある。

<sup>5</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・四七「西巡紀程 天 稿本」、翻刻は前掲、島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部(二)・、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇巻一頁。

<sup>6</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・四八「東京日記」五月十五日条。

<sup>7</sup> 同右、六月二十七日条。

<sup>8</sup> 山内家史料『幕末維新』第一三編(第一六代豊範公紀)、一九八八年、二七八頁。

<sup>9</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・四八「東京日記」中、明治三年八月一日から、慥齋が高知に帰るために出発する十二月二日までの間、板垣の名前が出てくるのは五回(八月二日、九月十二日、十月二十三日、閏十月二十二日、十一月二十日)。

<sup>10</sup> 林有造は土佐国幡多郡宿毛村(高知県宿毛市)出身の政治家、自由民権運動を推進した。逋信大臣、農商務大臣を歴任。明治四年欧州視察の旅から帰ると五月十五日に高知藩少参事に任命され、六月一五日に高知藩権大参事に栄転し、九月になって大参事となった。(高知新聞社編『土佐百年史話』、一九六八年、浪速社、二八三・二八四頁参照)。

<sup>11</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四八・一、「慥齋先生遺稿」・巻上の「與権大参事林有造書」は書写したもの、原本は奥宮文庫、(区分) 草稿(受入番号) 一四四「草稿」にあり、慥齋の自筆である。これを参照した。これは内容から、慥齋が明治四年、林有造に送った数十条の建策に添えた文章であると思われる。林有造が権大参事であったのは明治四年中のことであった。前注参照。数十条の建策については、この文章に書かれてあるのみでその内容および原本は不明。

<sup>12</sup> 「匏瓜」は論語、陽貨十七にあり、ひさごで役立たずの意味。

<sup>13</sup> 「子欲翼朝廷耶、将扶藩制耶」とは藩政に協力を求めるという意味であろう。

<sup>14</sup> 関儀一郎、関義直 編『近世漢学者伝記大事典』(第四版昭和五十六年、「初版昭和十八年」) によれば藤川三溪(復古学)は「讃岐人物傳」として、讃岐の人、吉田東園の子、出で、叔父藤川の嗣となる。幼にして志気があり、長じて勤王の志を抱き、四方

慷慨の士と往来交歓す。維新戦争に従軍す。後ち太政官権少史・修史館御用掛等に任ぜらる。明治二四年没、七四歳」とある。

<sup>15</sup> 高知新聞社編『土佐百年史話』一九六八年、二四七頁、に「板垣は、後藤象二郎とともに九月十四日東京を出発、高知に帰ると連日会議を開き、藩政の今後について検討を重ねた」とある。

<sup>16</sup> 同右、同頁。

<sup>17</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・四八「東京日記」十一月二十五日条。

<sup>18</sup> 同右「東京日記」十二月十五日条。

<sup>19</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六・九四「人民平均ノ議」。翻刻は、前掲、島善高「奥宮慥齋日記」――明治時代の部(三)――『早稲田社会科学総合研究』、第一〇巻二号、七四―七五頁。

<sup>20</sup> 前掲、高知新聞社編、『土佐百年史話』、一九六八年、浪速社、二四七頁。

<sup>21</sup> 山内家史料『幕末維新』第一三編第一六代豊範公紀、一九八八年、二七八頁。

<sup>22</sup> 平尾道雄『土佐藩』、吉川弘文館、一九六五年。

<sup>23</sup> 前掲、高知新聞社編『土佐百年史話』一九六八年。

<sup>24</sup> 平尾道雄『維新經濟史の研究』、高知市立市民図書館、一九五九年。

<sup>25</sup> 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』(上)、岩波文庫、一九五七年、二〇頁。

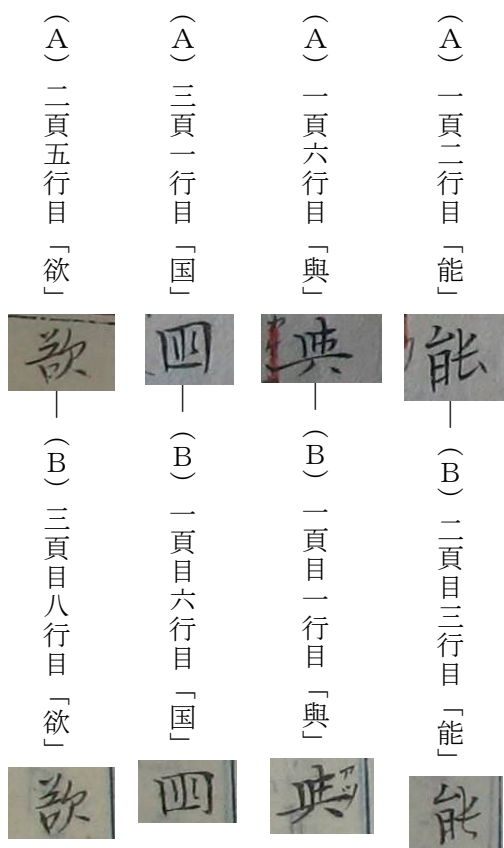
<sup>26</sup> 宇多友猪『板垣退助君伝記』第一卷、原書房、二〇〇九年、四五五頁。

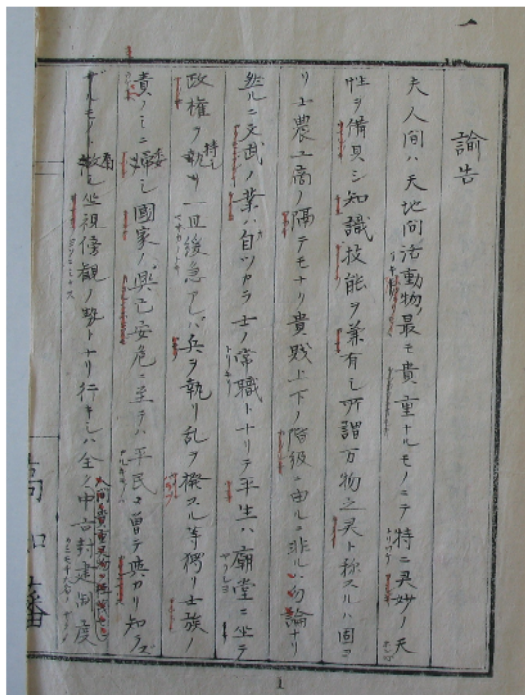
<sup>27</sup> 『高知県立歴史民族資料館研究紀要』第一号、一九九一年。

<sup>28</sup> 板垣退助「我国憲政ノ由来」『明治憲政經濟史論』、有斐閣書房、一九一九年。

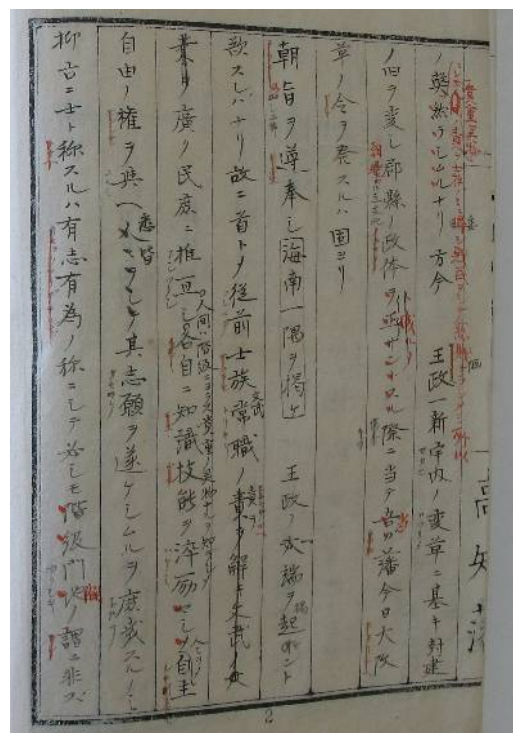
<sup>29</sup> 高知市民図書館平尾文庫、受入番号二五「修史餘録二五維新篇」の中の「諭告」(一一五頁)。

<sup>30</sup> 右記史料を(A)とし、明治六年三月下旬に書かれた慥齋自筆「宗旨問答」(奥宮文庫、受入番号三十九)(B)の中で、慥齋の書き方が比較的他和異なる、文字五個を選んで比較した。その特徴が全く同じであることが認められ、それらは同一人の筆跡と見ることが出来る。





(初め三枚は高知市立高知市民図書館平尾文庫所蔵、後四枚は同奥宮文庫所蔵)



【(A) 二頁一行目「革」】



【(B) 十頁目七行目「革」】



【この頁左の写真】 上は「論告」一頁、下は「論告」二頁。

【次頁の写真】 右上は「論告」三頁、右下は「宗旨問答」一頁目、

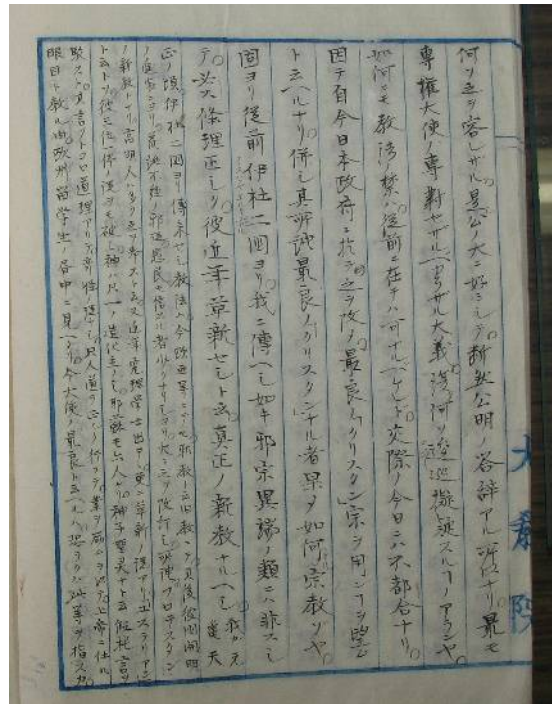
左上は「宗旨問答」二頁目、左下は「宗旨問答」三頁目。

【次々頁の写真】 「宗旨問答」十頁目。

\* 「論告」の修正は朱書きでなされている。







<sup>31</sup> 訂正文と比較したものは、高知県立図書館所蔵（コピー史料）「東京大学史料編纂所々蔵 南路志続編稿本二十三」の中の「朝官拜命次第 従四位福岡孝弟」と題された「福岡孝弟略履歴」。これは福岡の履歴書であるため、自筆であることは疑いがな  
い。(A)の訂正文を(a)とし、「福岡孝弟略履歴」を(C)とする。訂正した文の文字数が少ないので三例しか挙げられ  
ないが、それぞれの文字を比較すれば、それぞれの特徴は一致し、(a)と(C)の作者は、ほぼ同一人物であることが分る。

- (a) 二頁一行目「所」――(C) 二頁目十行目「所」
- (a) 二頁一行目「以」――(C) 二頁目十行目「以」
- (a) 三頁一行目「民」――(C) 十八頁目一行目「民」

<sup>32</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―四九「備忘日録」。

<sup>33</sup> 参政は旧役職名で大参事であった板垣のことと思われる。

<sup>34</sup> 明治四年一月から八月までに限って慥齋の日記「備忘日録」（高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号七一九九）から拾ってみると、二月四日「草布告文」、二月十八日「草諭俗文」、六月十五日「草諭文」、六月十八日「草教諭文」、六月二十日「書諭文」、七月十日「草諭文」、七月十三日「草諭文」、七月十六日「草諭文」という文字が見える。

<sup>35</sup> 『土佐藩政録』歴史図書社、一九八〇年、六二五・六二六頁。

<sup>36</sup> 丁野遠影編『土佐藩政録』、歴史図書社、一九八〇年、六二五・六三〇頁、を参照した。（また『自由党史』〔上〕、岩波文庫、一九五七年、二九九―三十一頁、にもある。）慥齋の草案とは多少の字句の修正のみで基本的な内容はほとんど変わっていない。

<sup>37</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四一五十三「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」、翻刻は島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部（四）、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇巻三号、二〇一〇年三月二五日発行、六四―六七頁。

<sup>38</sup> 駒沢大学内禅学大辞典編纂所編『禅学大辞典』大修館書店、一九八七年、一三〇―三頁。

<sup>39</sup> 「仏性」とは仏陀の本性、ここでは「大般涅槃經」で「一切衆生悉有仏性」といわれている心性と解する。

<sup>40</sup> 石田梅岩（一六八五―一七四四）は柴田実「解題」『都鄙問答』（岩波文庫、一九三五年、一三二―一三三頁）によれば、通称勘平、丹波桑田郡東懸村に生まれた。十一歳の時から京都に徒弟奉公に出された。たまたまその商家が立ち行かなくなり、一時帰郷、二十三歳にして再び上京し呉服商に雇われた。かれは商家にありながら暇あるごとに書物を読み、心に人の人たる道を求めたという。京都の中で緒家の講義をあちこちと聴き歩いた。あるとき小栗了雲という居士にめぐりあい、その提撕によって多年の疑団が一時に氷解し、はじめて自性の無我なることを開悟するに至った。四五歳にしてはじめて居宅で講義を開いた。講義は束修（月謝）を取らず、紹介者も必要なかったという。著書は「都鄙問答」〔後約〕「齊家論」など。

<sup>41</sup> 慥齋が二十四歳の時、即ち天保五年（一八三四年）三月五日の日記には「朝早起微雨春く、已後市川氏を訪う（中略）よりてまた心学を論ず、頗る省悟あり、傳習録一、二枚許読取、夜ことなし、例の常磐町へ詣ず、夜にいろいろと思ひ困じて竟に一 大疑団を醸す、こは都鄙問答によりて起りし疑なり、胸中判然たらず、いとくるし」（高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号五一、「慥齋先生日記三」）の中の「甲午日録」とあり、心学に取り組んでいたことが窺える。

<sup>42</sup> 日本思想大系四二『石門心学』、岩波書店、一九七五年発行の中の「莫妄想」(一〇三―一五頁)の一〇八頁。

<sup>43</sup> この「莫妄想」では「妙用」をミョウヨウと読んでいるが、仏教語としてはミョウユウ。

<sup>44</sup> 「空性」の「空」とは般若心経に書かれてある概念。「仏性」と言い換えてもよい。

<sup>45</sup> 『日本国語大辞典』第二版(第十三巻)、二〇〇二年、二九二頁。

<sup>46</sup> 安永祖堂「禅語としての「自由」をめぐる」『臨濟宗妙心寺派教学研究紀要』第二号、妙心寺派宗務本所教化センター、二〇〇四年、(五)―(十)頁、には『楞伽師資記』『六祖壇経』『南泉語要』『百丈廣録』『伝心法要』『臨濟録』『玄沙広録』『碧巖録』『虚堂録』『大応国師語録』『大燈国師語録』『驢鞍橋』並びに白隠(龍吟社『白隠和尚全集』)にたくさんの例を挙げている。

<sup>47</sup> 鈴木修次『日本漢語と中国』中公新書、一九八一年、一三八頁。

<sup>48</sup> 前掲、鈴木修次『日本漢語と中国』一四〇頁、に「自由」ということばは、中国の場合(中略)価値観を持たない、むしろ人間としては忌むべき方向のことばであった。しかし、このことばを、禅の世界においては別の価値観を付与して使用した。

禅の世界では、これまで常識的には価値のないものとしていたものを、逆にそれこそが価値のあることだとして、価値を転換をさせるといふ、おもしろい発想法があり、これを「抑下の託上」といふ。「自由」ということばの、禅社会における転換そのひとつのあらわれであるとみられる。」とある。安永祖堂「禅語としての「自由」をめぐる」『臨濟宗妙心寺派教学研究紀要』(第二号)二〇〇四年、一七〇頁にも同箇所が引用されている。

<sup>49</sup> 前掲、安永祖堂「禅語としての「自由」をめぐる」、一五七頁。

<sup>50</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四一五十三「喻俗 人間靈魂自由権利譯述」、翻刻は島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部(四)・翻刻は、前掲、島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部(四)・、六六頁下段。福沢自身の書いた原文は「リベルチ」とは自由と云ふ義にて、漢人の譯に自主、自專、自得、自若、自主宰、任意、寛容、従容、等の字を用ひたれども、未だ原語の意義を盡すに足らず」(『福沢論吉全集』第一巻、岩波書店発行、一九五八年、四八六頁)となっていて福沢は「リ

ベルチ」を自由といい、慥齋は自主自由といっている違いがある。

<sup>51</sup> 宇野哲人『論語新釈』、講談社、二〇〇一年、四六六頁に「言忠信、行篤敬、雖蛮貊之邦行矣」とあり、この部分の通釈は「誠ほど物を感動させるものはない。言が忠信であり、行いが篤敬であるならば、言行共に誠があるから、自然に人を感動させて、中国は言うに及ばず、南蛮北貊の遠い邦でも滞りなく行われて、人から信じ悦ばれる」となっている。

<sup>52</sup> 慥齋は「篤敬」と書いているが、前注に「篤敬」とあるので「篤敬」が正しいと思われる。前注『論語新釈』（四六七頁）に「忠信篤敬」は「皆誠である」。「忠は心と口と違わない」こと、「信は言と行と違わない」こと、「篤は浮薄でないこと」、「敬は過失のないように戒め懼れる」こととある。

<sup>53</sup> 前注、「忠信篤敬」は「皆誠である」。

<sup>54</sup> 金谷治訳注『大学・中庸』岩波文庫、一九九八年、二〇二頁。

<sup>55</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号二一六十七「皇朝身滌規則」、翻刻は、島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部（三）、「早稲田社会科学総合研究」、第一〇巻二号、二〇〇九年二月二五日発行、七十二―七十四頁。高知藩で行われたことがある関係上藩の史料にもある。それは「高知市民図書館、平尾文庫、受入番号二十七、修史餘録二十七維新篇、一一潔身褻畧式制定」また「平尾文庫、受入番号三十、修史餘録三十維新篇、四七皇朝身滌規則」にもある。

<sup>56</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号七―四九「備忘日録」三月十八日条に「諭告大旨且示神官於祓除潔祭」とある。

<sup>57</sup> 前掲、島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部（三）、「早稲田社会科学総合研究」、第一〇巻二号、七二頁。

<sup>58</sup> 「皇朝身滌規則」では「悔過自新」、「立教の議」では「改過自新」と記されているが、意味は同じであるので、本文では「悔過自新」を使用する。

<sup>59</sup> 「改過自新」は『論語』（学而第一）の「過則勿憚改」から来していると考えられる。他に『漢書』（刑法志）に「雖後欲改過自新、其道亡繇也」という例もある（『大漢和辞典』（巻五）大修館書店、一九五七年、四七一頁、「改過」の項）。

<sup>60</sup> 新約聖書マタイ四章十七節、マルコ一章十五節参照。

<sup>61</sup> 慥齋の「人間交際論」は高知市民図書館奥宮文庫に次の六種類が存在する。①受入番号二二一「人間交際往来、上」②受入番号二二五「人間交際論、下」、③受入番号二二五六「訓蒙人間交際論」、④受入番号三二五八「訓童人間往来」、⑤受入番号六五四「人間交際論」⑥受入番号六八八「人間交際往来」。①は末尾に「辛巳季冬臘月念六日日哺草了」と書かれており明治四年十二月二十六日に書き終えたことが分かる。②は①の続きで表紙に「稿 辛未季冬病蓐起草」とあり明治四年十二月に書き始めたことが分かる。③は上(帙)のみであるが、朱で校正されている。題名を「人間交際往来」から「訓蒙人間交際論」に改めている。本文の初めに「訓童人間交際論」と書かれている。④は題名が「訓童人間往来」となっている。上(帙)の途中で終わっている。⑤は上(帙)の途中で終わっている。⑥は慥齋の死後、長男奥宮正治(またはその援助者)が①と②を改めて書き直したもの。本稿の「人間交際論」とは③と②を指すものとする。翻刻は、島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部(五)一、『早稲田社会科学総合研究』第一二巻一号、二〇一〇年七月二五日発行、三六〇―六〇頁。

<sup>62</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・四九、「備忘日録」明治四年十二月十七日。

<sup>63</sup> 慶応義塾 編纂『福沢諭吉全集』第一巻、岩波書店、一九五八年、三八九頁。

<sup>64</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二二一「人間交際往来、上」一葉。

<sup>65</sup> 中村一は仏性を「大乘仏教ではこれがすべての人間、または存在に具わっているという。真の人間性。潜在する普遍的な人間性、人間の基本的な性格。本然の心。仏たる本質」と述べている(『広説佛敎語大辞典』下巻、東京書籍株式会社、二〇〇一年、一四五―四頁)

<sup>66</sup> なお、『ポリチカル・エコノミー』の著者はジョン・ヒル・バートン(John Hill Burton)、アルバート・M・クレイグ「ジョン・ヒル・バートンと福沢諭吉―『西洋事情外編』の原著は誰が書いたか―『福沢諭吉年鑑』十一、一九八四年、参照。

<sup>67</sup> Chambers's Educational Course: Political Economy, for use in schools, and for private instruction. William and Robert Chambers, 1873, London and Edinburgh, p. 1.を引用した。この部分を、村上紀昭は、福沢諭吉が直接訳したと考えられる「チ

エンバース版』『ポリチカル・エコノミー』(1852)から同氏の論文「福沢諭吉の西洋受容」、『西洋事情』外編の「人間交際論」  
 『北海道教育大学紀要』第1部A、第45巻第2号、一九九五年、七頁に引用しているが、筆者が引用したものと全く同一  
 であることを確認した。なお、太田臨一郎「福沢諭吉著訳書の原拠本について」、『福沢諭吉年鑑』三、一九七六年、一三六頁、  
 および富田正文『考証 福沢諭吉』上、岩波書店、一九九二年、二六六・二六八頁を参照した。

<sup>68</sup> 前掲、『福沢諭吉全集』第一巻、三九二頁。

<sup>69</sup> 前掲、島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部(五)一、四三頁。

<sup>70</sup> 前掲、『福沢諭吉全集』第一巻、三九二頁。

<sup>71</sup> 前掲、島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部(五)一、四二頁。

<sup>72</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三・七三、「神魂問答」一葉。

<sup>73</sup> 鈴木大拙『新編東洋的な見方』、岩波文庫、二〇一〇年、六六―六七頁。

### 第三章 明治四年における高知県の学校改革

#### ——奥宮慥齋と小林雄七郎の議論をめぐって——

#### はじめに

明治五年八月三日に「学制」が發布され、学校制度の大改革が行われたが、それ以前には各藩の藩校においてもそれぞれ改革の取り組みがなされ、先進的な取り組みとして岩国藩や福山藩の例<sup>1</sup>などが知られている。高知藩においても度々藩校の改革がなされている。明治四年七月の廢藩置県を契機にして、奥宮慥齋は県庁から小林雄七郎（一八四五—一八九一）が建言をした学校改革案に対して急遽意見を取り纏めるよう指示を受け、その改革案について小林雄七郎と議論を行い、「縣学議案」という文書を作成して提出した。本章で紹介する「縣学議案」<sup>2</sup>によって、国民教育としての「学制」に至るまで、高知において教育の近代化に向けて行われた取り組みの一端を知ることが出来る。またこれは、管見の限りでは、『近代高知県教育史』等、今まで高知県の教育史について書かれた書物等には全く触れられていない。

#### 第一節 小林雄七郎について

まず始めに、小林雄七郎について紹介しておこう。彼は明治四年当時においては二十七歳、少壮の洋学者であった。小林の研究については、内山秀夫の「解題小林雄七郎小論」<sup>3</sup>、丸山信の「小林雄七郎の生涯」<sup>4</sup>がある。また小林は小説も書いていて<sup>5</sup>、小林を小説家として見た柳田泉の研究もある<sup>6</sup>。それらを参考にして明治四年に焦点を当てつつ、雄七郎の生涯を瞥見してみよう。

小林雄七郎は長岡藩士小林又兵衛の末子として弘化二年（一八四五）に生まれた。字を子英、号を北陽、生化居士、戯号を酔死道人とした。兄小林虎三郎は「米百表」の話で名高く、戊辰戦争後、藩の大参事となり荒廃した長岡藩の復興に尽力した。雄



七郎の学問修行の初期の様子は殆ど分かっていない。元治元年、二十歳の時友人塚原周蔵を訪ねて横浜に来て、北方村東漸寺に同居し、アメリカの宣教使に英語を学び、パーレーの『万国史』を読めるところまでいったという<sup>7</sup>。その後東京に出て、明治三年五月十六日付で慶應義塾に入社している。塾内での彼の等級は最上級の四等（学生は一二三の等級がない）で、半ば学生、半ば教師と云うような資格であったという<sup>8</sup>。福澤諭吉の推薦により、明治四年五月から一年間の期限で高知藩の致道館の教官として赴任し教鞭を取った。そして同年七月の廢藩置県の際に、学校案を建言し、それを巡って慥齋と議論をした。明治五年帰京後、大蔵省に出仕し、当時大蔵大輔であった伊藤博文の知遇を得て、工部権助（六等官、従六位）に抜擢された。明治八年ごろ工部省をやめたが、その後の活動は翻訳などを中心としているが、政治活動を含めさまざまなことを行なった。明治十三年郷里の人、岸宇吉等の北海道移民会社設立の企業を助けるため駅遞局に入るが、その移民会社は議纏まらず、雄七郎も駅遞局を辞す。明治十五年、六十九銀行頭取岸宇吉等、郷党有志の勧告により長岡に帰郷。週一回銀行で経済学の講義をし、臨時講習会のようなものを興し、公民教育をした。明治二十二年、第一回衆議院選挙を前にして「東北日報」という新聞を発行し、堂々と論陣を張った。その内容は後藤象二郎の大同団結に近いものであったらしい。かくて明治二十三年七月、新潟五区から第一回衆議院選挙に出馬し当選、国会議員となった。同十月自由党入党。しかし、平生の大酒が原因で病をなし、明治二十四年四月四日四十七歳で没した。

小林魁七郎手記「小林雄七郎略歴」<sup>10</sup>は雄七郎の長男小林魁七郎が、昭和七年三月十五日執筆したものであるが、それには雄七郎の高知赴任の件が書かれていて、

慶應義塾へ入りシは明治四年二月一八日ナリ。（中略）同年五月ヨリ五年四月迄ノ一ヶ年ノ期限ニテ、高知藩士民教官トシテ招聘セラル海南校ニ教鞭ヲ執リツツ、授業開始前後ニ政治經濟ノ講義ヲナセリ。此時長兄虎三郎、塚原周造、梅浦精一、吉田五十穂（工学博士吉田太郎父）等モ同行セリ。慶應義塾入社ハ塾生トシテ（二）アラズ、或ハ校友トデモ云フノラシイ。

海南校へ行く為メノ準備的ラシキサマニ思ハル。<sup>11</sup>

とあり（「招聘セラル海南校」とある海南校は致道館の間違いであろう〔注9参照〕）、雄七郎が明治四年五月一年間の予定で致道館に赴任していることが書かれている。

## 第二節 初期明治政府の学校政策

ここで簡単に明治政府が発足してから明治四年の廃藩置県、文部省設置に至るまでの国民教育の趨勢を、小学校を中心に、簡単に確認しておこう。

慶応三年十二月九日の王政復古の大号令によって出発した明治政府は復古的国学思想を基本としていたが、同時に国家の富強を図る為に急速に近代化する必要に迫られていた。その近代化に必要なのは教育である。その為には高等教育も去ることながら、広範な国民の基礎教育を確立する必要があった。明治二年二月五日太政官布告第一一七「府縣施政順序」の第十項目には小学校の必要が示されている。

### 一 小学校ヲ設ル事

専ラ書学素読算術ヲ習ハシメ、願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ、又時々講談ヲ以国体時勢ヲ辨ヘ、忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ、風俗ヲ敦クスルヲ要ス、最才氣衆ニ秀デ学業進達ノ者ハ其志ヲ遂ケシムヘシ

次に、明治三年二月（大学）太政官布告第一六四「大学規則」では「学体」が示された後「学制」の中で大・中・小三段階の編成の学校体系が表明され、また「中小学校規則」は

小学

子弟凡ソ八歳ニシテ小学ニ入、普通学ヲ修メ兼テ大学専門五科ノ大意ヲ知ル

句読 習字 算術 語学 地理学 五科大意

子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ中学ニ入ル

中学

子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ、十六歳ニ至リ中学ニ入り専門学ヲ修ム、科目五アリ大学五科ト一般

子弟凡二十歳ニシテ中学ノ事訖リ、乃チ其俊秀ヲ撰ヒ之ヲ大学ニ貢ス

のように定められた。今日の学校制度と大きく違っている点は、「小学」は八歳で入学し、十五歳までの八年制で程度の高いものである。中学は十六歳から専門学を学ぶことにしている。今日の小中学校とは違い、大学に接続する予備段階として計画され、一般国民のためのものとは異なる性格のものであった<sup>12</sup>。当時の大学は政府の行政機関でもあり、明治三年の「大学規則」「中  
小学規則」は、政府の学校設置計画であったと考えられる。これらは政府が初めて示した総合的な学校計画として、注目されるべきものである。これらの布告は、政府の定めた学校制度であったので、府県・諸藩にはかなりの影響があったことが知られる<sup>13</sup>。しかし、廃藩置県の前であったので、影響はあったものの行き届かなかった。教育は各藩が独自で行っていた。では、高知藩の学校改革はどうであったのか。

### 第三節 高知藩の学校改革

明治初期、高知藩の教育の中心は藩校致道館（初めは文武館）であった<sup>14</sup>。旧教授館は、嘉永三年（一八五〇）六月に廃止されてから、旧館は文に偏するところがあるので、文武両道を修するという理念のもと、文久二年（一八六二）四月に文武館が開校した。学校の規模は拡大され、文武の行は師家の自宅で行うことを許さず、すべて新制の文武館（文館と武校に分かれていた）で行うようにした。慥齋も初め文館の経学教授であった（年譜参照）。慶應元年七月以降名称が致道館に改められ<sup>15</sup>、致道館は明治初期に様々な改革を経て、学制発布に伴って明治五年七月に廃止された。

明治維新が成立した時、高知には教育機関として郷学や私塾、寺子屋などがあつたが、それらは基本的に身分制に基づいており、当然ながら教育の一般化は成されていなかった。高知において教育の近代化へ向けた新しい改革が打ち出されるのは、「人民平均の理」が発せられた明治三年である。

明治三年九月十日太政官布告第五七九によって知事、大参事をはじめとする藩制が定められ、この後、藩校致道館では経書や史学と共に教育の中に洋学が取り入れられるようになった。同年十月に改正された致道館規則は次のようになっている<sup>16</sup>。

同年（明治三年―筆者注）十月科目を改むること左の如し

書学 算学 句読 経書講釈 史学大意 洋学初級

また、同年閏十月には<sup>17</sup>

同年閏十月、英学教師ヲ雇入レ、士族十二歳以上十七歳以下ノ輩ヲシテ就学セシム

とあり、英学教師を雇うことを決定している。また、その三ヶ月後の明治四年正月には<sup>18</sup>

明治四年正月翻訳書教場を本館中に設け、西洋各国の書を授く

とあり、洋学導入、教授がさらに加速されていることを示している。小林雄七郎等が明治四年五月、致道館の教師に採用されたのは、この流れに沿ったものである。

また、高知藩は小学校については、明治三年十月二十三日の布告に「追々各地小学校等ノ設モ可有之」とその設置を表明し、明治四年八月「小学校ヲ設ケ入学セシム」<sup>1)</sup>として致道館内に小学校を設置し、句読席、習字席の規則を示した。また明治三年十二月に藩が「私塾修行隨意たらしむ」として私塾を奨励したことは藩士の藩学強制廃止を意味しており、私塾の教育対象を人一般とすることで組織的な国民初等教育への道を開く道程として重要であるといえよう<sup>2)</sup>。次に示す「縣学議案」を、慥齋が書いたのはこのような時であった。

#### 第四節 「縣学議案」

この慥齋によって書かれた「縣学議案」は二十六頁から成っており、一頁から十四頁までがそれぞれの論題（項目）について県庁および雄七郎の考え、またそれに対する慥齋の意見、十七頁から二十六頁までが雄七郎の学校案が書かれている（一五、一六頁は空欄）。所々に雄七郎と覚しき字で付箋が張ってある。慥齋の書いた文の最後に「治末季秋<sup>2)</sup>中流拝草 伏 請 裁正」と朱筆されているので、この文書は明治四年九月中旬に書かれ、大属たる慥齋が県庁に提出し、判断を請うた書類の下書きであることが判明する。

まず「縣学議案」の冒頭の部分を示そう。

此度大改革ノ 朝旨ヲ遵法シ、諸事旧藩制ヲ更メ、新縣政ヲ張ル秋ニ当テ、猶又学校規則ヲ訂正更始セントス、抑モ国校ノ改正ハ、此迄ハヤ幾度ト云ヲ知ラス、客冬人民平均ノ令ヲ発セシヨリ、士ノ学課ヲ廢シ皇漢洋ヲ合併シ、廣ク士民普通ノ学制ヲ立ツ、其制備ラサルニ非スト雖トモ、皇漢洋各一科ニ歸シ、遂に普通ノ趣意行ハレ難シ、今日此来由ヲ辨シ、再ヒ学制ヲ更張シ、愈々中小学普通ノ体裁ヲ正サントスル折柄、適々東京ヨリ招ク所ノ福澤氏ノ門生小林教官、其議十數條ヲ建言ス、於是縣廳又コノ議ヲ学校係ノ官員ニ下シ熟議セシム、余亦俄カニ此ニ与カレリ、一日小林教官ト其事ヲ論ス、其ウチ固ヨリ小異同ナキニアラスト雖トモ、大意膺合ス、然ルニ教官ノ来ル、日浅キヲ以テ、吾カ州ノ人情習氣ヲ熟知セズ、余平素聞見スル所ヲ述ベテ曰ク、子ノ建言実ニ肯綮ニ中ルト雖トモ、愚恐ラクハ人氣ニ合ヒ難ク、劇カニ事实ニ行ハレ難カラント、教官曰、雖然天下形勢如斯、海内一変ノ時機已ニ到レリ、何ソ難キコトノアラント反覆論辨シテ不已、余退テ再ヒ廳議ト教官トノ議ヲ挙ケ、間々竊カニ愚案ヲ加へ、以テ縣廳ノ裁正ヲ乞ヒ、且以小林氏ニ質サントス<sup>22</sup>

始めに「藩制ヲ更メ、新縣政ヲ」と書かれ、廢藩置縣の前後であることが示されている。そして「人民平均ノ令」や「皇漢洋」の科目に触れた後、慥齋はこのことに関わることになった経緯について述べている。即ち（一）先ず、小林雄七郎の建言があったこと、次に県庁が学校係りに議論させて（二）俄かに慥齋が担当することになったこと、そして（三）一日小林教官と論弁し、かなり議論になり、（四）一旦退いて自分の意見を加え、（五）県庁の判断を乞い、小林雄七郎に再度質問しようとしていることである。

これらの経過は、奥宮慥齋の日記「備忘日録」<sup>23</sup>と丁度符合する。以下にその日記を示す。（明治四年九月分より抜粋）

十四日（前略）出官、復被命兼学校改革之事、晚訪教官小林雄七郎旅寓、農人街夜帰

十七日（前略）福岡参政伴来、有手書云学校議案尤急

十八日（前略）朝托野村又平上書及草稿福岡参政（後略）

念三（前略）出官、与小林教官談事、示余草稿学制案（後略）

念四（前略）訪福岡大参事（後略）

この日記から、県庁でこの学校問題を担当していたのは福岡孝弟であることが分かる。福岡はこの時大参事であった<sup>24</sup>。この日記によれば右記（一）は九月十四日以前、（二）（三）は九月十四日であり、十七日には福岡から使いが来て学校議案の提出を急ぐよう催促され、十八日には上書を依頼し提出しているので<sup>25</sup>、この草稿が書かれたのは九月十八日までのことであつたらう<sup>26</sup>。（四）は十八日までのことになり、二十三日になって慥齋は、再度雄一郎と話しをしているので（五）は二十三日となり、この「縣学議案」に付箋が付けられているのは二十三日に話し合われたものであろう。そして、二十四日その結果を大参事福岡に報告したと考えられる。

次に「縣学議案」の内容に入ろう。雄七郎の「学校案」は前半が第一から第十五まで、後半が第一から第十二までである。その考え方は第一に「国ノ学ヲ設クル所以ハ、唯英才ヲ養フ為ニ設ルニ非スシテ、各其天分ヲ尽サシムル為ニ設ルノ議」とあるように、教育は各人の能力を發揮できるようにする為とし、小学校の具体的な科目は第六に示されている。

## 第六

小学課業国文ニテ

習字 日本文典 假名綴 地理初歩 窮理初歩 日本史初歩 支那史初歩 万国史初歩 各国史初歩 美術初歩 化学初

歩 経済初歩

一方、慥齋の「縣学議案」は先に挙げた冒頭の部分の後、十四項目に渡っているが、第一項目から第四項目までが「縣廳議云」という書き出しで始まり、県庁の考えに対して慥齋の意見が、第五項目から第十一項目までが「教官議云」で始まり、雄一郎の学校案に対して慥齋の意見、質問が書かれている。第十二項目から第十四項目までは「皇漢二学課」という題で慥齋の結論が示されている。また、全体を通じて雄一郎と覚しき筆跡の付箋が所々に付いている。

ここにおける問題は、慥齋が冒頭部分に示した中に「客冬人民平均ノ令ヲ發セシヨリ、士ノ学課ヲ廢シ皇漢洋ヲ合併シ、廣ク士民普通ノ学制ヲ立ツ、其制備ヲサルニ非スト雖トモ、皇漢洋各一科ニ帰シ、遂に普通ノ趣意行ハレ難シ」と云っているように、明治三年十二月の「人民平均ノ令」が発せられた時から、致道館の小学校では士族の学課を廃して皇、漢、洋学を取り入れてみたが、いまだ普通一般教育としての趣旨および教科が確立されていないところにあつた。

県庁における考えは、「兵務司」のなかの幼年学を、この「普通学」に合併したいという考え(第二項目)も含めて、一般教育を推進するためには、郷学や私塾を奨励し、その内容は「普通科ヲ主トスベシ」と云うものであり(第三項目)、その為には、皇、漢、洋の三科は暫くの間残し、習字、句読によって「小学普通ノ趣意ニ帰シ、其教科ヲ立ツベシ」とするところにあつた(第一項目)。また小中学を兼ねざるを得ず、早急に決着し議決しなければならぬとしている(第四項目)。

それに対して慥齋の考えは大筋では一致しており、細部においては意見を補足し、小林教官の学校案を尊重すべきであるとしている。

雄一郎においては、当然ながら異論を唱えるところを付箋に記している。まず、第一項目に対して「習字句読中、右三科<sup>ニ</sup>ヲ寓スルコトハ実地ニ行フベキニ非ズ」とし、習字句読の中に皇漢洋を入れることに反対している。それに対して慥齋はさらに反論し、別の付箋を張って「習字句読中三科ヲ寓スル法仮令ハ、皇国千字文、世界国尽等ヲ雜ヘ用ユヘシ、何ソ実地ニ行ヒ難キコトノアラシヤ」としている。

同様の雄一郎の反論が現れるのは第十二項目に慥齋が皇漢二学課対して「各三科ト立テサルヲ得スト雖トモ、従前ノ皇漢二学



風ヲ大ニ改正シ、極簡易直捷ニスヘシ」としてその後具体例に入っているが、雄一郎は「以下全ク僕ガ説ト反ス」として自説を展開している。それは、簡易な国語で世界普通の書を述べて、それを小学に備えるという論であり、「皇漢ノ小学」では迂遠、旧来と同じになってしまうだろうとしている。

また、両者の意見が異なる点は、修身つまり道德教育をどのようにするかについてであった。慥齋は第五項目において、雄七郎の「学校案」の前半第六に掲げてある「小学課業国文ニテ」として挙げてある科目の中に、修身学がないことを指摘している。四書や後儒の書物には修身学に関するものが多く、その初歩的なものは入れるべきだとして「夫学問ノ本意ハ治己治人修身治国ノ外ナシ」としてその根本原理を説いている。それに対して雄一郎は付箋の中で「僕第六議ニ修身学ノ備ナキハ僕ガ見ノ能ク及ブ所ニ非レバナリ」としているが、欧羅巴小学には「リードル」と云うものがあり、簡易丁寧であり又外に修身学の小学に備えるものがある。我国においては支那学の外に経学はなく、その経学は大いに開化に障害がある、欧州の経学を直ちに公学に用いることも難しいので「大イニ適従スル所ニ迷フ所以ナリ」と正直なところを語っている。

今一つ慥齋が用語について注意している点がある。「縣学議案」第十項目で雄七郎の「学校案」前半の第八、第九について質問し、さらに付箋をつけて意見を述べている。それは「国学」と云う語に関して、雄七郎は「学校案」前半第五の「小学ハ専ラ国字ヲ以テ著ス所ノ、世界普通小学ノ書籍ヲ授ケ」という意味で使っており、それでは従来「皇学」の意味で使っていたの間違うので、それは「普通学」とすべきであると言っている。

その他細かい点は別にして大きな違いはないが、慥齋は第十三、十四項目で皇学、漢学については簡易にすべきとして以下に具体的な結論を示している。

皇学 小中学科

小学科書類

成課 句読

国史略 又皇朝史略 又王代一覽正統 政記 外史 皇国千字文

漢学 小中学科

小学科書類 句読

正課

孝経 論語 孟子

十八史略 付元明史略

上記に述べた点について雄七郎は、先に提示した科目を見ても分かるように、漢学や皇学を重視しておらず、開国の時代における世界一般の知識、教養を小学の基本に据えるべきであるという考えであった。一方、慥齋は洋学を重視しないわけではないが、従来教えていた漢学、皇学の欠点を見直して、新しく科目を設定し基本的な倫理観、道德観を失わないという立場であった。

この議論のあった直後、明治四年十月に改正された致道館小学校の規則が、『高知県史』<sup>28</sup>にあるので次に示そう。

同年（明治四年―筆者注）十月致道館小学校改則ヲ以、句読・習字・数学ノ三科ヲ合併シ、小学普通科ト為シ、在学三年ノ期限ヲ以就学セシム、句読ノ書籍左ノ如シ

一 四書 一 国史略 一 皇朝史略 一 十八史略 一 元明史略 一 日本外史 一 王代一覽ノ類

これを見ると洋学が入っておらず、殆ど慥齋の案に近いことは明らかであろう。

この後致道館は同年十二月二十七日小学規則改正の為、一時閉校となり<sup>29</sup>、翌明治五年二月七日には大規模な規則改正を行って開校している。その規則は、学科を六つに分け、「第一 正則、第二 変則、第三 医学、第四 数学、第五 幼年学、第六 郷学」とし、第一の正則では西洋学課程を八級とし、第二の変則では西洋学・漢学を分けて二席とし、第三の医学では課程を四級に分け、第四の数学では七級に分けた。この改革では洋学が大幅に取り入れられ、明治四年十月のものと比較すると、慥齋の方針は転換されたと見られる。

### おわりに

本章では、奥宮慥齋の残した「縣学議案」を通して、明治五年八月の学制改革以前、高知藩に於ける一般教育に向かう取り組みの一端を明らかにした。老大家慥齋の考えと気鋭の洋学者小林雄七郎との考えにはかなりの違いがあることが明らかになった。それは当然のことであろうが、修身学の問題のように、その後の我国の教育にとって本質的な問題も垣間見えるようにも思える。即ち、近代教育における知育と徳育はどうかというの問題である。慥齋と雄七郎の議論は、その問題の縮図とも捉えられないだろうか。小林雄七郎については、致道館の教官として高知に来ていたことは全く知られておらず、内山秀夫は「解題小林雄七郎小論」<sup>30</sup>の中で「在高知期における小林雄七郎の動きはほとんど不明なだけに」と言っているので本章の意義もあろう。

### 注

<sup>1</sup> 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六二年、一一一―一七頁。

<sup>2</sup> ①奥宮文庫、受入番号五・六、「縣学議案」、他に②奥宮文庫、受入番号三・六二、「更張県学議」があり、また③奥宮文庫、全集慥齋著書受入番号二四「更張縣学議案」もある。③は①を改めて書写したものである。①②とも慥齋の筆跡であるが、

①は②よりも内容が多く、小林雄七郎と覚しき筆跡の付箋が張ってある。本稿では①について検討した。

<sup>3</sup> 内山秀夫「解題小林雄七郎小論」復刻『薩長土肥』、慶応義塾福澤研究センター―近代日本研究資料八、(発行者)坂井達朗、二〇〇一年、一七一・一九〇頁。

<sup>4</sup> 丸山信「小林雄七郎の生涯」『三田評論』五九八号、一九六一年、五〇・五四頁。

<sup>5</sup> 小林雄七郎の書いた小説は『自由鏡』初篇(明治二十一年出版)、『自由鏡』第二篇(明治二十二年出版)、『薩長土肥』(明治二十二年出版)がある。

<sup>6</sup> 柳田泉は元早稲田大学文学部教授。明治文学研究第十卷『政治小説研究』下卷(春秋社、一九六八年)の中に「小林雄七郎研究」がある。

<sup>7</sup> 柳田泉『政治小説研究』下卷、一九六八年、四三三頁。

<sup>8</sup> 山下重一・小林宏編一九九八長岡史双書<sup>三</sup>三七『城泉太郎著作集』、一九九八年、六四頁に「新銭座時代の慶応義塾は面白い組織で、塾長が二ヶ月毎に交代した。即ち其順席は、小幡篤次郎、小幡仁三郎、長島貞次郎、安部泰造<sup>(蔵)</sup>、藤野善蔵、小泉

信吉、此の六人が二ヶ月づつ塾長を務めるのだ。小林雄七郎、秋山恒太郎(長岡人)等は半学生<sup>なかば</sup>、半は教師と云ふやうの資格だった」とある。

<sup>9</sup> 内山秀夫の「解題 小林雄七郎小論」、丸山信の「小林雄七郎の生涯」、柳田泉の「小林雄七郎研究」において雄七郎の赴任した学校をすべて「海南学校」としているが、明治四年当時、藩校は致道館のみであり、「海南」と名の付く学校はない。ちなみに、海南私塾が東京に設立されたのが明治六年、その分校が高知県に設立されたのが明治九年、それが正式に「海南学校」と改名されたのは明治十五年である(『近代高知県教育史』、高知県教育研究所、一九六四年、四三頁)。

<sup>10</sup> 内山秀夫「解題 小林雄七郎小論」復刻『薩長土肥』、慶応義塾福澤研究センター―近代日本研究資料八、(発行者)坂井達朗、二〇〇一年、一五七・一六七頁。

<sup>11</sup> 同右、一五九頁。

<sup>12</sup> 以下この節は『学制百年史』帝国地方行政学会（印刷発行）、一九七二年、八一・九一頁、の「一 明治政府の文教政策」を参照した。

<sup>13</sup> 同右、八七頁。

<sup>14</sup> 致道館の説明は、平尾道雄『高知藩』吉川弘文館、一九六五年、を参照した。

<sup>15</sup> 『高知市史』高知市、一九五八年、四八九頁。

<sup>16</sup> 『高知県史』近代史料編、高知県編集発行、一九七四年、四三頁また『高知藩教育沿革取調』青楓会発行、一九三二年、八五頁。

<sup>17</sup> 同右。

<sup>18</sup> 『高知県史』近代史料編、高知県編集発行、一九七四年、四四頁また『高知藩教育沿革取調』青楓会発行、一九三二年、八五頁。

<sup>19</sup> 『高知県史』近代史料編、高知県編集発行、四四頁。

<sup>20</sup> 『近代高知県教育史』高知県教育研究所、一九六四年、一〇・一一頁を参照した。

<sup>21</sup> 季秋とは旧暦で九月のこと。

<sup>22</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号五・六「縣学議案」。

<sup>23</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・四九「備忘日録」。

<sup>24</sup> 慥齋は日記の中で福岡孝弟を大参事と呼んでいるが、時々旧名で参政とも読んでいる。福岡が大参事になったことは他に史料を見ないが、同日記八月二四日条に「是日福岡藤次亦出仕、盖加大参事也」とあるので、この日に大参事になったことは明らかである。

<sup>25</sup> この日記に出ている野村又平なる人物は慥齋の手伝い人であろう。

<sup>26</sup> 前述のように、文末の記載から明治四年九月中旬に書かれたことが判明しているので、このように言えるであろう。

<sup>27</sup> 皇学、漢学、洋学のこと。

<sup>28</sup> 前掲、『高知県史』近代史料編、一九七四年、四四頁。

<sup>29</sup> 同右、同頁に「此月（明治四年十二月）筆者注）廿七日小学改則二付条目更定マテノ間閉校ス」とある。

<sup>30</sup> 前掲、内山秀夫「解題小林雄七郎小論」、慶応義塾福澤研究センター―近代日本研究資料八、復刻『薩長土肥』、一七六頁。

## 第二部 奥宮慥齋と教部省

### 第四章 教部省における神道改革

#### はじめに

奥宮慥齋は、高知藩で大属として藩政改革に携わった後、教部省に入省する為、明治五年に上京した。本稿では慥齋の遺した文献をもとに、慥齋が教部省において関った大祓制定について考察し、従来の神道を改革しようとした慥齋の提言を紹介する。また、それらを通して慥齋が教部省の行政をどのように改革しようとしていたのかを見る。明治初期の大祓の研究は多くはないが星野光樹氏の「明治期における大祓の成立に関する一考察」<sup>1</sup>や「明治八年式部寮達「神社祭式」の制定に関する一考察」<sup>2</sup>などがある。いずれも慥齋については触れられていない。

#### 第一節 慥齋の教部省入省および転課

慥齋は、日記によれば明治五年二月三十日東京に着いた<sup>3</sup>。暫くして教部省から出頭するよう連絡があり、翌日初めて教部省に行き九等出仕を拝命した。教部省の中で頻繁に転課をしているので、その記述を日記などから拾って確認しよう<sup>4</sup>。

明治五年三月十四日、教部省が設置され<sup>5</sup>、慥齋は、三月二十四日教部省九等出仕を拝命した<sup>6</sup>。そして翌日同三月二十五日、記録課に配置された<sup>7</sup>。程なく同五月四日、編集課に移り<sup>8</sup>。同五月二十四日には、教部省八等を拝命した<sup>9</sup>。翌月同六月二十七日には日誌課に入り<sup>10</sup>、同七月二十八日、教部省から使いが来て大教院の調掛を申し付けられ、代理で松岡毅軒（七助）<sup>11</sup>が拝命した<sup>12</sup>。同八月三十日、弟子の宮地生が来て、慥齋が大録を拝命したとの報せを持って来た<sup>13</sup>。

明治五年の目まぐるしく替った慥齋の転課については、慥齋が鴻雪爪<sup>14</sup>（一八一四―一九〇四）に宛てた書簡の写しの中にそ

れに触れた部分がある。それは

不意令茲春復拜命於教部、初入寺務課、無幾轉編輯局、未及成業而乍又任日誌之事、令則承乏於教務、入省以來僅數旬閱、而遷轉如駢舍然<sup>15</sup>（後略）

と書かれ、この中の「不意令茲春復拜命於教部」からこの書簡は明治五年に出されたものであることは疑いがない。この一文から慥齋は寺務課、編集局（課）、日誌課、教務課の順に転々として移っていたことが知られる。日記では、記録課、編集課、日誌課の順になっていて、編集課、日誌課は同じであるが日記の方には教務課の記載はない。また、入省時、一方では寺務課、他方では記録課となっていてこの関係は詳かではない。翌年の終り頃、明治六年十一月二五日、慥齋は教導職の大講義兼務を免ぜられ<sup>16</sup>、二日後同十一月二七日、考證課に入っている<sup>17</sup>。翌明治七年一月二十四日宍戸大輔に転課を要請したようだが<sup>18</sup>、それは適わなかった<sup>19</sup>。明治九年十一月二日、考證課は廃止となり、教務課に入り<sup>20</sup>、明治十年一月十一日に教部省は廃止された<sup>21</sup>。

## 第二節 大祓について

大祓とは古代・中世に行われた神事儀礼の一つであり、人が知らず知らずに犯した罪や穢れを除くことを目的としている。創始は七世紀末とされ、十五世紀応仁の乱の後廃絶された。その後、大祓は元禄四年、吉田家でわずかに清祓として復活された。一般に民間では大祓を年中行事として保存してきた神社も多い。政府は、大教宣布を推進すると共に明治四年、大祓の旧儀を復活することを決め、明治五年六月その儀式次第を定め府県に達した。この節では慥齋が明治五年六月の大祓制定に深く関わっていたことを示そう。



## 第一項 「教法ヲ革新シ教師ヲ撰フ議按」について

慥齋によって書かれた「教法ヲ革新シ教師ヲ撰フ議按」<sup>22</sup>（「教法革新の議按」と略記する）という文章がある。これは下書きであり、最後に朱書きで「治戊春初 外物外史<sup>23</sup> 妄草」と記されてあることから、明治七年一月に書かれたものである。また、これは大教宣布活動を革新する提言であり、冒頭に「教法ヲ皇張センヲ欲セバ従来ノ教法ヲ一旦革新セサルヘカラス、教法ヲ革新スハ書ニアラス人ニ在リ」といつて人を重視する立場に立って、第一議から第四議までの四項目に渡って「教法革新」の方法を提案している。その第一議は「良教師」を得る方法であり、第二議は「教師ヲ教育スル方法」、第三議では教法革新の「教法会議」を設置することを求め、第四議でその具体的な方法を述べている。この「教法革新ノ議按」については後で触れるとして、ここで注目されるのは第二議に書かれてある、慥齋自身が神祇官の官員であったときに建白をしたという部分である。慥齋はそこで

愚嚮キニ神祇官ニ在リシ時、今時神道者流ノ弊、荒誕不經一ツモ着実ナラザルヲ憂へ、身滌祓除ノ法ヲ更ラニ簡易ニ革新シ、是ヲ以テ普ク海内ニ布施センコトヲ建白セシニ、例ノ故障多ク因循シテ、壬申ノ夏迄テ遂ニ御布告トナリテ、普ク天下ニ行ハシムルニ至レリ<sup>24</sup>

と神祇行政の不調と「身滌祓除ノ法」を回想しているのであるが、ここで重要なのは「身滌祓除ノ法ヲ更ラニ簡易ニ革新シ」て「普ク海内ニ布施センコトヲ建白セシニ」といつていることである。「壬申ノ夏迄テ遂ニ御布告」といつているのであるから、これは明治五年六月十八日教部省から府県に達せられた大祓再興のことであると考えられる。それは次のようなものである。

第七号（六月十八日）

府縣

昨年六月大祓之旧儀御再興相成追々天下一般修行可致様被 仰出候處今般別紙之通祓式御一定相成候条於各地方御趣意行届候様厚相心得可申事

(別紙) 以下略<sup>25</sup>

これは(別紙)によつて大祓再興の具体的なやり方を示したものであり、明治四年六月二十五日の太政官布告には

第三百六 六月二十五日(布)

大祓ノ儀従前六月祓或ハ夏越神事ト称シ執行来候處全ク後世一社ノ神事ト相心得本儀ヲ失ヒ候ニ付今般旧儀御再興被為在候間追々天下一般修行可致様被

仰出候事

但祓式ノ儀ハ追テ被 仰出候事<sup>26</sup>

とあるように、大祓再興の実施は既に決定されていた。

大祓に関しては、慥齋はすでに高知藩で普及させようとしていた<sup>27</sup>。慥齋は明治四年三月十八日から四月八日にかけて高知東部地方を巡回し、それぞれの場所で神官を集めて「皇朝身滌規則」<sup>28</sup>を読み聞かせている。「皇朝身滌規則」とは夏季の祓除身滌の定式を示すもので慥齋がつくつたものである。第一章第三節第二項で示した通り、結局藩庁に採用され同年五月高知藩全域に渡る実施が決定されたものであった<sup>29</sup>。

## 第二項 慥齋と福羽美静

右記明治五年六月十八日の大祓再興の布達に至るまで、慥齋がその制定にどのように関わったかを検討しよう。そのために注目されるのは福羽美静<sup>30</sup>（一八三一—一九〇七）との関係である。明治四年に高知藩で実施された「皇朝身滌規則」は福羽美静の賛同を得たものであった。そのことは、明治四年に書かれた「請假選教典議」<sup>31</sup>の中に「皇朝身滌規則ハ嘗テ神祇少副ノ鑑識ヲ経」と書かれていることから理解される。神祇少副とは福羽美静のことであり、「鑑識ヲ経」たのは慥齋が東京にいた明治三年のことと思われる。なぜなら、慥齋の日記を見ると明治三年に慥齋は、親しく福羽と交際している様子が書かれているからである。同年六月五日条には「訪福羽少輔」<sup>32</sup>とあり、また同八月一日条には「遂訪福羽少副於小川街、飲楼上、夜涼風吹、燈々数滅、小野権判官亦来話、且話且飲、更深矣辞去」とある。当時福羽は宣教使の次官も兼任しており、この時は権判官の小野述信も加わって親しく話をしたことが記されている。さらに同十月五日条には「官中遇福羽四位、談事」とある。

慥齋が教部省に奉職して暫く経った明治五年五月二十二日の日記は注目に値する。それは

福羽大輔折簡見招、又命小車往、論事、大輔云、祓除者先年子建言、方今将行此事於闔国、以子為此周旋、余乃頗盡言所見、因示布留伯幾氏跋言<sup>33</sup>、坐中遇有客、則邂逅於楼上、千家尊福<sup>34</sup>云、出雲所謂国造也、尹人亦与禊事云<sup>35</sup>

と書かれている。文中「先年」とあるのは、慥齋が福羽と交流のあった明治三年のことであろう（明治四年は、慥齋は高知にいらる）。

この一文について次の三つのことがいえる。まず第一は、福羽が慥齋を呼び出して、「祓除者先年子建言」といっていることは慥齋が「先年」（明治三年）慥齋が「祓除」について建白していたことを示している。つまり慥齋は先に挙げた「教法革新の議按」の中で「普ク海内ニ布施センコトヲ建白セシニ」といったことは、自身が「皇朝身滌規則」を全国に実施することを企図して明治三年に建白したことを述べているのであった（下書き等は残っていない）。また明治四年慥齋が、高知藩論俗司の官員であった

時に指導した、「皇朝身滌規則」の考えを示した「立教議」<sup>36</sup>の中で、「此儀既ニ 朝廷へ奉伺、神祇省少副ノ鑑識ヲ経テ、弘ク天下ニ施行スヘキ意ヲ承ケタリ」<sup>37</sup>と書いていることは、慥齋が政府に建白したと同時に、福羽の承認を得て「皇朝身滌規則」を全国に普及すべきであるという、福羽の意思をも受け継いでいたことを示している。さらに、先に取り上げた「請假選教典議」(明治四年)の中で慥齋が「此(「皇朝身滌規則」・筆者注)ヲ朝ニ行ハントシテ未果」と書いたことは、政府(朝廷)に「皇朝身滌規則」を全国で実施するよう建白したが、明治四年の時点では何の音沙汰もないということを示しているのである。

つぎに注目されるのは、福羽の語「以子為此周旋」である。これは福羽が「祓除」を「闔国」に行わせようとして、慥齋に「周旋」することを命じているものである。明治五年の五月になって福羽がやっと慥齋の建言に対して積極的な姿勢を見せ、慥齋に「周旋」つまり中心になって関わることを命じたということであろう。この時福羽は教部省大輔であり、教部省の事実上の責任者であった。その「周旋」の意味には式部寮との調整も含まれていたであろう。

第三に「尹人亦与禊事云」と書かれていることは、同年四月二十九日教導職西部管長となった千家尊福が、福羽から「祓除」について協力を要請されたと解釈できる。

これで福羽の意図ははっきりした。福羽はその二日後の同五月二十四日教部大輔の職を免ぜられているのであるが<sup>38</sup>、解任を目前にして、今まで懸案となっていた大祓の施行準備を、以前それを建白した慥齋に托したと考えられる。翌日慥齋は、編集課の上司であった高崎五六<sup>39</sup>を訪問している(不在であった)のはこのことに関係しているであろう。

### 第三項 式部寮との関係と慥齋の意図

奥宮文庫にある、大祓について式部寮とのやりとりを示した史料を紹介しよう。すべて慥齋の筆跡で教部省用紙に書かれていることから、慥齋が深くこの問題に関わっていたことが知られよう。

式部寮より大祓式書再考案并祓詞考按相添更ニ打合有之候ニ付回答旁掛合案<sup>40</sup>

過日御廻有之候大祓式書御再考按、并祓詞考案一通右及評議候處、式之大祓詞ヲ不用新制之詞ヲ相用候方可然相決也、將式書之内再議有之候条掛ケ紙致シ及打合候、且此式書之儀ハ近日神官共江頒布致シ候祭式之一条ニ候間、従当省諸縣へ下行可致ト存候、右至急御回答有之度候也

壬申五月

式部寮御中

過日御廻し入候大祓式書再考致并ニ祓詞之考案一通相添更及御打合候、至急御評議御回答有之度候也

壬申五月廿八日

式部寮

教部省御中

第七十三号

大祓式（省略）

敷設図（省略）

昼第四字官員神官祓ノ坐ニ着ク

次官司或稱官  
下同追テ神殿ニ昇リ開扉ス

次官司祝詞ヲ奏ス再拜

祝詞（省略）

祓詞（省略、後に示す）

祓物（省略）

大祓ノ事

天朝ノ御儀ニ於テハ

玉體節折ノ御次第有テ朱雀門前ニ參集シ被行<sup>ツマ</sup>舌義ナリ、諸国ニテハ臨時ノ外定式ノ大祓ト云事無シ、今各所ニテ私ニ行フ事ハ、或ハ形代ヲ執テ身体ヲ祓ヒ川ニ流シ又ハ茅輪ヲ泳クル等ノ儀ナリニテ、是又行フ処アリ行ハサル所アリ、然ルニ方今府縣大祓ノ御布告有テ其式ヲ授クルニ及フ全ク新儀ナリ、熟思スルニ

天朝ノ御儀式未タ不全ト雖トモ其形古儀ヲ繹ネテ所被行ナリ、是上

一人ヨリ百官ニ至迄ノ祓ナリ、然レハ行フ所逐一天朝ノ儀ヲ奉スルニ及ハス、祓詞ニ至テハ最隔絶ニテタ、一府一縣一郷ノ事也、カノ延喜式中大祓詞ヲ讀ミテハ返テ不體裁ト云フヘシ、此分別ヲ以テ府縣祓詞ヲ案スル所ナリ

天朝ト諸国ト何レニモ其別可有之ト存候事

本文冒頭（題名を除いて）一行目に「式之大祓詞ヲ不用、新制之詞ヲ相用候方可然相決也」とある部分が重要であり、教部省では大祓の詞を新制のものにすることを決定したと式部寮に伝えているのである。旧制のものといえれば延喜式に書かれてあるものである（それが最初、式部寮の案であったのかどうかは不明である）。慥齋を含む教部省は大祓を全国に普及するという考えのもとに新制のものに決したと考えられる。そうすれば、史料中「大祓ノ事」と題された文章の中で「逐一天朝ノ儀ヲ奉スルニ及ハス祓詞ニ至テハ最隔絶ニテタ、一府一縣一郷ノ事也、カノ延喜式中大祓詞ヲ讀ミテハ返テ不體裁ト云フヘシ」とあるのは慥齋を含む教部省の考えであり、先の大祓の詞を新制のものにすることを決定したことを説明しているものであり、式部寮が言っているものではない。さらにこの「大祓ノ事」という一文は「府縣大祓ノ御布告有テ其式ヲ授クルニ及フ」とあるように大祓を府県に普及するという立場で書かれていることから、教部省の立場で書かれたものである<sup>41</sup>。

それ故、今までの経過を振り返ってみれば、慥齋は大祓について明治三年「皇朝身滌規則」を著し、それを高知で実践したも

のは福羽美静の賛同を経たものであったこと、そしてそれを更に全国で実施させようと建白さえも行い、ついに福羽に「周旋」するよう命じられたことを考えれば、この「大祓ノ事」以下の文は、慥齋が式部寮との調整の上で、大祓詞を簡略化しようとして書いたものと考えられるのである。そしてそれは福羽の意図でもあったのではないか。さらにいえば先の史料中、式部寮から教部省への回答が簡単なものであることから、これは教部省主導で行われたことが窺がわれ、大祓詞ばかりでなく大祓式そのものも慥齋の手が入っている可能性がある。先に省略した祓詞（大祓詞）は

此府縣乃官人又

某神社尔仝仕奉留神官等乎始

大神乃敷坐世留里々乃公民等我過犯气矣雜々乃罪事乎今年六月乃晦日乃夕日乃降乃大祓尔祓物乎置坐尔打積置豆祓清矣留事乃状乎此乃某神社乃大神高々尔見行志聞食左矣如此聞食豆婆瀬織津姫神速秋津姫神氣吹戸主神速佐須良姫神川海与利取持志根国底国尔伊吹放佐須良比失豆矣如此失豆婆此府縣乃官人神官等乎始豆里々家々尔波自今日始罪止云布罪波不在止祓清矣留事乎諸聞食世登宣留

となっている。明治五年六月十八日に発表された祓詞（大祓詞）は

此府縣乃官人又

某乃神社爾仝仕奉留神官等乎始

大神乃敷坐世留里々乃公民等我過犯气矣雜々乃罪事乎今年<sup>六月乃</sup>乃晦日乃夕日乃降爾大祓物乎置坐爾打積置豆祓清矣留事乎瀬織津姫神速秋津姫神氣吹戸主神速佐須良姫神相宇豆那比川海爾利持出豆根國底國爾伊吹放佐須良比失豆矣如此失豆婆此府縣乃官人神官等乎始豆里々家々尔波自今日始罪止云罪咎波不在止言祓布留事乎諸聞食世登宣留<sup>42</sup>（ルビは省略した）

となっていて多少省略変更されている。教部省の案は、若干の修正が加えられことが分かる。いずれにしてもこの教部省の案は、「一府一縣一郷ノ事」であるので「カノ延喜式中大祓詞ヲ讀ミテハ返テ不體裁ト云フヘシ」と書かれているように延喜式の大祓詞を大幅に簡略している。その内容は延喜式大祓詞のエッセンスだけを取り出し、最後に「自今日始罪止云布罪波不在止祓清矣留事乎諸聞食世登宣留」と結び、全体が大幅に簡略化された中で「悔過自新」がより強調されたものになっていることから、この大祓詞は慥齋が作成したか、もしくは作成に深く関わっていたことは充分に考えられよう（参考までに延喜式の大祓詞を章末史料①に示す）。

宮中での大祓は既に、明治四年六月二十五日の大祓再興の布告の後、同二十九日賢所前庭で行われている<sup>43</sup>。教部省大輔であった福羽にとって明治五年の六月末に各府県に大祓実施の準備をすることは喫緊の課題であったのであり、更迭の直前になってそれを慥齋に依頼し、慥齋は上司や式部寮と調整を図りながら、「更らニ簡易ニ革新シ」た大祓を推進したと考えられるのである。よって、この大祓詞の簡略化には、高知での実践を踏まえた慥齋の意図が入っていると考えられる（「悔過自新」の考えが現れた、慥齋の論説「大祓詞私抄」を章末史料②に示す）。

#### 第四項 大祓を普及させる意図

では、この「更らニ簡易ニ革新シ」た大祓を、慥齋が全国に普及させようとした意図はどこにあったのだろうか。それは高知において「皇朝身滌規則」を導入した理由と殆ど同じと考えられるので、それを示したものの見れば分かるであろう。

高知において明治四年に「皇朝身滌規則」を導入した理由を示す「奥宮正由再拝謹草」という一文がある。その中で慥齋は

客冬大改革従前藩法を以て束縛せし国俗を一旦解放シ、人民平均各々自主自由之権を許し候以上ハ、真教化之道不立候而者



何ヲ以て人心を維持すべきや、忽チ如何様之弊害可生も難斗、因テ立教議興り於是 皇国固有之神道本教祓除身滌法を再興し、是を以て世道人心を維持し政教の根原ト被定、諸藩ニ先タチ 朝政を奉輔翼候者<sup>44</sup>（以下略）

と述べ、明治三年十二月における高知藩の「人民平均の理」公布の後、自由平等の弊害を懸念し「世道人心を維持」することに重点を置いている。また、同文に「神道之幽渺果して現然事実ニ被行悔過自新之道祭政に寓し候」といつているようにその内容は「悔過自新」の考えを中心に据えたものであった。さらに自由平等の弊害については「喻俗 人間靈魂自由權利譯述」の中で「自由」を説明した後

（自由とは）決シテ我儘放蕩逸興ノ趣意ニ非ス、他ヲ外シ私ヲ利スルノ義ニ非ス、唯心身ノ働ヲ逞シテ人々互ニ相妨ケス、以テ一身ノ幸福ヲ致スヲ云ナリ、自由ト我儘トハ動モスレハ其義ヲ誤リ易シ（後略）

といつて、「自由」に対して我儘、放縦を懸念していることを考えれば、慥齋が高知藩において「皇朝身滌規則」を導入する際に考えていた重要な意図の一つは、自由平等を導入した後の民心の維持善導であるということが出来る。

また、もう一つのねらいは、先に挙げた「請假選教典議」の中に「皇朝身滌規則ハ（中略）私カニ他日異宗濫入ノ預防ニ充ントス」とあるように、大祓復活も大教宣布運動の一環である以上キリスト教の防御を念頭に置いていることは当然のことであった。

### 第三節 慥齋の神道的基盤と神道改革案

#### 第一項 吉見幸和に至った経緯と三条実美

ここで慥齋が神道について何故これほど知識があったかについて考えてみると、それを示す客観的な史料は見当たらないが、自らを語る次の史料を見ればある程度は知ることが出来る。

余カ家モト垂下ノ神道ヲ伝フ、先考ニ至テ始テ鈴屋ノ説ヲ信ス、余幼ヨリ家学ヲ受ケ、亦鈴翁ヲ信ス、後チ気吹舎ニ出入シ其奇ヲ喜フ、中比ニシテ二家ノ説ニ疑貳アリ、而シテ特リ正史実録ヲ考窮シ、益々近人ノ説ニ慥キタラス<sup>45</sup>

慥齋は「余カ家モト垂下ノ神道ヲ伝フ」と述べているように、もともと家は垂下神道を伝える家柄だったのであり、父弁三郎正樹に至って本居宣長を信奉するようになった。慥齋は幼少の時から父に宣長の神道を学んできたのであった。慥齋の神道の弟子としては、日記の中でよく宮地生として出てくる宮地殿夫（一八四七—一九一八）が挙げられる。宮地は神道家として知られ、高知で生まれ一時は慥齋の下で働いたことがある<sup>46</sup>。明治二十一年には宮内省式部職掌典となり、大正七年には式部官、従四位・勲四等となった<sup>47</sup>。さて、上記の一文によれば、慥齋は父奥宮正樹の信奉した宣長の説を信じ、篤胤にも一時心酔していたことがあったが、種々疑問が生じ、その結果、最後に行き着いたのは吉見幸和<sup>48</sup>の「実事神道」であった。上記の文に続いてその経過が述べられている。

八松正直ハ余カ旧門生ナリ、松崎慥堂<sup>49</sup>ノ勸メニヨリ中村光枝<sup>50</sup>ニ此ノ実事神道ヲ受ケ帰テ余ニ語ル、余於此初テ恍然風疑ヲ破ルヲ得タリ、今明治三年庚午東京ニ於テ、余亦光枝ニ面晤シ其淵源ヲ叩究シ、益々證悟スル所アルヲ覺フ、光枝ハ老人ニテ、今尚存ス、麻布末広稻荷ノ旧神官ナリ、此大綱及ヒ其師小野高潔<sup>51</sup>ノ著書數種ヲ借覽ス、高潔ハ即チ吉見翁ノ高弟ニテ其学ヲ伝フ、著述最モ多シ、余嘗テ其書ヲ三条相公ニ上ラシメ、実事神道ヲ相公ニ上申ス、公亦之ヲ首肯シキ

ここには、慥齋が「恍然夙疑ヲ破」った吉見神道へ行き着いた経過とともに、その「実事神道ヲ相公ニ上申ス」として三条実美が関係しているので、日記と照らし合わせて慥齋と三条との関係が如何なるものであったかを見ていこう。

慥齋が門人八松正直の話を聞いたのは明治三年以前であり、慥齋の上京後、日記の中に初めて中村光枝の名前が現れるのは明治三年七月二十一日である<sup>52</sup>（この時は吉見幸和の本を返却、借用しているのでその前に会っていた可能性もある）。慥齋は三条実美には同十月二日出向いたが「公、微痾」の為、直ちに辞去し、同九日になって連絡を受け謁見を請うた。この日が初めての面会であったと思われるが、日記に「賜坐寛話移刻」、その感想を「平生欽慕賢相、今日相遭、喜可知」と記している。同年十一月六日には訪問して不在であったが「神書八冊并草稿数部」を託し、同十二日には「謁輔相条公、南部生来会、賜酒、因云所欲言、至燭見跋」というように親しく話しをしたのであった。三条実美に慥齋が面会しているところへ弟子の南部生が来たとは少々意外な感じがするが、南部生とは、文久三年三条の護衛に任ぜられ、七卿落ちの時には長州まで随従した経験を持っている人物であった<sup>53</sup>。

慥齋がなぜ三条に訴えたかということについては、その理由として上記の南部生との関係ばかりでなく、藩主山内家と三条家は姻戚関係にあったことも挙げられる。実美の父実方の正室は（山内家）十代藩主豊策<sup>かず</sup>の娘眉寿姫であるし、十五代藩主豊信（容堂）の正室は実方の養女正姫であり、尚且つ実美の兄公睦<sup>きんむつ</sup>の正室は一四代藩主豊惇<sup>あつ</sup>の養女であった<sup>54</sup>。慥齋は侍読として豊信（容堂）にも出入りし、また弘敷役もしていた経験があるので三条家の話は充分聞いていたことであろう。

## 第二項 慥齋の神道改革案

慥齋が教部省に奉職した明治五年、最も力を入れたものは、三条実美に訴え出た神道改革案であったように思われる。その「建白」または「議按」などと称され、何度も書き直されたと考えられる、同じような内容のものが四種類も残されている（①「請革正神道議」<sup>55</sup>②「請革正神道議按」<sup>56</sup>③「建白」<sup>57</sup>④「請革新神道疏」<sup>58</sup>。このうち①「請革正神道議」を取り上げて紹介

しよう（「請革正神道議」の翻刻を章末に示す。この中には先に示した、慥齋が吉見神道に行き着いた経過も書かれている）。

高知藩において諭俗司に勤め、後神祇官に奉職した慥齋にとって宣教使の大教宣布運動が振るわなかったことは充分承知していたのであった。慥齋は明治三年以来、フルベッキを度々訪問して交流し、教えを受けている中で（勿論教えたことも多々あったであろう）、神道を重視する慥齋にとって問題と感じていたもの一つは、古事記・日本書紀に書かれている神話が、皇学者といわれる人物にも正しく理解されていないことであつた。そのことを慥齋は、或人の言として

或人云、方今ノ天下ヲ皇学者流、記紀万葉ノ書ニ拠テ治メントスルハ如何ニモ迂闊ナルニ非スヤ、況ヤ日月ハ我カ国カラ出生シタノ、地球ハ我カ国カラ産出ノ、外国ハ皆潮沫ノ凝タモノシヤノ杯、真顔デ皇張スルハ、実ニ笑止千万ナル事ニテ、外国ノ教師ガ憫笑スルノミナラス、漢洋ノ書生モ毎々嘲弄スル事也<sup>59</sup>。

と述べている。その原因は「請革正神道議」の中で、今までの神道は「方今文明日ヲ遂フテ進歩スルノ際ニ当テ」<sup>60</sup>は「幽渺荒誕」であり「兒女子ト雖トモ甘服スマジキハ理勢ノ自然ニシテ知者ヲ俟タスシテ知ルヘキ」ものであり「皆後人附会ノ偽説」とした。それらは「陰陽五行ノ儒説ニ附会スル者」（吉田神道）や「金胎両部ノ仏意ニ牽合スルモノ」（両部神道）また「近来ハ洋教ヲ剽竊シ究理天文ニ雜糅シ、奇怪ノ図説ヲ造リ、甚キハ天御中主神ヲ天主ノ字アリト云、カノ三位一体ニ附和シ、洋教ノ媒ヲ為サントスル者有ルニ至ル」（平田神道）ものであり、さらに本居宣長などの国学についても「只憾ムラクハ如是真ノ御傳アルヲ知ラス」であり、「神典ヲ釈スルニ務メテ理義ヲ解カス、語学訓詁ヲ釈スルヲ以テ主トス」としている。

慥齋のこの神道改革案は、神祇官の宣教使以来の大教宣布運動における神道の根本的認識を新たにする提案であり、且つ流入するキリスト教に対応できるものとして提唱したものであつた。この「請革正神道議」の冒頭には慥齋の主張の要点が示されている。

皇朝所謂神道ナル者ハ 天祖創業垂統ノ王道王迹ニシテ、後人云所ノ如キ一派ノ宗旨ニシテ荒誕不經ノ説ニ非ルナリ、然ルニ太古ヨリ言ヒ嗣キ語り傳ヘタル趣キ、又之ヲ書ニ筆セシ文法、故意ニ其跡ヲ秘シテ、兒童ノ稚物語ノ如クセシニハ、頗ル祖宗深甚ノ叡旨在ルコトニテ、是乃神道ノ神道タル所以ナリ（後略）

即ち、慥齋の主張は、神道とは「天祖創業」の「王道王迹」であつて、先に挙げたような後人の作った道理に合わない説ではなく、それは「太古ヨリ言ヒ嗣キ語り伝ヘタル」ものであつて、書の中に隠されていて古事記、日本書紀の神代巻に「兒童ノ稚物語」のように書かれているのは「祖宗」の深い叡智が込められていて、これが「神道ノ神道タル所以」であるという。

続いて慥齋は、それは「祖宗ノ機密ナルカ故ニ、其意ヲ祭奠儀式ノ例ニ寓シ、或ハ之ヲ授受宝器ノ象ニ示シ」た真意を漏らすことを禁じたのは、特に言語理屈に随すること嫌うばかりでなく、別に「深慮」があるからであるとし、この「深慮」を著書「神道弁」<sup>6.1</sup>において「如斯奇傳小説ノ如キ事ハ人情ノ喜フモノニテ、殊ニ幼童ナト聞クヲ愛スレバ、時々話シ聞カセテ暗記セシメ、生レナカラ上古祖宗神聖ノ尊信スベク、又朝廷稜威ノ震恐スヘキ事ヲ覚悟セシムル深謀遠議ナリ」と説明している。また同様のことを、慥齋は別の著書「神道大綱私淑抄」<sup>6.2</sup>（以下「私淑抄」と略記する）において「神代ノ事実ヲ、故意ニ其痕跡ヲ秘シテ、専ラ曲言比喻ヲ以テ、稚児ノ昔物語ノ如ク、言ヒ継キ語り嗣カシメ、歴史ニモ其趣キニ記載シテ、曾テソノ実ヲ漏逗セサルハ、所謂唯聖与聖ノ密勿」<sup>6.3</sup>ニシテ、ソノ実ハ上古未開ノ野民ヲ御スルノ皇猷神策ナリ」と述べている。

以上のことを、吉見幸和は（慥齋の表現では）「故アリテ大嘗会祭奠ニ参与シ、朝廷御即位ノ大礼ニハ天照皇以来歴々相伝ノ秘アル事ヲ窺ヒ奉リ、夙疑頓ニ霽レ、神典ノ事蹟奇々怪々ナルハ甚タ故アル書法ニテ（中略）深甚微妙ノ密旨ヲ曉得シ」<sup>6.4</sup>たという。

吉見幸和の神道を基にした慥齋の説は「神道ト云テ別ニ道アルニ非ス、即チ朝廷ノ布令スル所是ノミ」<sup>6.5</sup>であるという。慥齋

の別の言い方では「王道ノ外神道ナシ、神道ノ外王道ナシ」<sup>66</sup>。また「神道即王道」<sup>67</sup>であり、その表現は吉見幸和の著書「神道大綱」<sup>68</sup>の冒頭に「神道者天皇之道也」と述べていることに基づくものである（これら慥齋の考え方がよく現れているものに明治六年に書かれた「教法論」があり、翻刻を章末史料④に示す）。その意味を慥齋は、「私淑抄」の中で「昔王道ノ隆ンナルヤ、億兆ノ野民唯神道中ニ熙々<sup>ニ</sup>羣々トシテ不識不知帝則ニ遵奉シ（中略）別ニ神道ト唱フル名称ハ固ヨリ<sup>命</sup>濛濛<sup>ニ</sup>ヲ見サルナリ」と説明している。

慥齋が吉見幸和を通して発見した実事神道とは、今まで示したように「児童ノ稚物語」のように書かれた神代の記述を、叡智が込められた実事として捉えるものである。二、三の具体例を挙げよう。伊弉諾・伊弉冉の尊の国生みの神話については「開拓経営」のことであるとして、慥齋は「私淑抄」において次のように説明している。

此事ヲ夫婦ノ交合産児ノ如ク語り伝へ、歴史ニモ其如ク記載セシハ、祖宗深甚廟謨ノ所在ニテ、乃神道ノ神道タル所以ナリ、勿論其実事ハ皆開拓経営ノミ、是レ恭軒翁（吉見幸和―筆者注）ノ始テ発明セシ所ノ真訣ナリ、是事モト廟堂ノ秘略ナレトモ、文明ノ今日ニ至テハコノ産国ノ如キヲ、文ニ依リテ実解セハ、豈一場ノ笑話ナラスヤ、是レ余力不得已、此秘ヲ漏逗スル所以ナリ、詳カナルハ恭翁ノ神代紀正義直説等ニ具ス、参考スヘシ

また、高天原については慥齋は、吉見説によって

天都ヲ大和国高市郡葛城山ノ半腹、爽塏ノ原野ヲ開キ宮殿ヲ營築ス、之ヲ名付ケテ高天原ト謂フ

とし、その天上説に対して

後人如何ニ奇怪ヲ好メハトテ、天上北辰ノ内紫微宮<sup>69</sup>ナリ抔説クハ、迂ニ非サレハ黠ナルカ如シ

と非難している。また、前田勉氏の論文「吉見幸和の「神代」解釈」の説明を借りると

スサノヲノミコトの八股大蛇退治の説話については、八股大蛇とは熊坂長範のような大盗賊のことで、大蛇の八頭とは八人の盗賊頭、八尾とはその盗賊頭に従う者が八組いたこと等々<sup>70</sup>

となる。以上のような吉見幸和によって得た、慥齋のこの新しい神道解釈に対する決意は次の言葉に表れている。

予、古来朝廷ノ嚴秘ナル廟略ナレトモ、斯ク公然ト掲出シテ、世人ニ示シ決シテ我先王ノ迂遠ニシテ好奇ニ非ス、極メテ深謀遠慮アリシ事ヲ知ラシメント欲スルナリ<sup>71</sup>

明治三年十二月、慥齋が三条実美に吉見神道の書物を呈し、親しく話した時の内容はこれまで述べたものであつたらう。「請革正神道議」にはそのことを

遂ニ条公ニ謁シ、今日布教ノ挙カラサルハ職トシテ是レコレニ由ル事ヲ陳述シ、素ヨリ朝家ノ禁秘漏ラスヘカラサル機密ナレトモ、文明ノ今日ニ至テハ、復タ秘スヘカラサル勢アリ（中略）此真趣ハ密勿ニ与カル大臣等ハ知ラサルヘカラサル一大事ナルヲ、縷々弁論セリ、稍感悟アリシニヤ、其書ヲ出スヘキ由ヲ命セラレ、光枝（中村光枝―筆者注）ヨリ残ラス呈セ

リ

と記している。慥齋は「今日百般革新ノ際ニ当テ、コノ一大事件、革正ノ挙アラサルハ豈大闕典ニアラズヤ」と当時の状況について警鐘を鳴らし、「請革正神道議」の結論として

我開国祖宗ノ機密決シテ容易ニスヘキニ非ス、故ニ先ツ姑ラク朝廷ノ機密ニ与カル縉紳ノ外ハ之レヲ知ラシメス、矢張普通ノ神道者流何派ニテモ衆ノ信受ニ任カセ置キ、人民ノ知識開明ヲ俟テ、漸次ニ之ヲ誘引奨勸セシメンヲ要スヘシ

としてこの「機密」を当面政府部内に止め、一般には「知識開明ヲ俟テ」としたのであった。

ここで慥齋はこの神道について治教と宗教の区別もしていたことを付け加えておこう。慥齋が吉見幸和を通して発見した神道は、慥齋が「神道即王道」というように、神道と呼ばれる以前、天皇を中心とする調和した社会の精神ともいうべきで、天皇に対する畏敬の念がゆきわたり、そこには祭祀・伝統・歴史はあるが教義も教典もないものである。慥齋は「請區別治教与宗教議」<sup>72</sup>という一文で以下のようにいっている。

我カ皇朝所謂神道ハ即チ 天祖開国ノ王道王迹ナレハ其神教ト称スルモ所謂治教ニ属スルモノニシテ、決シテ所謂宗教トハ  
其趣キ殊ナルモノナレハ

即ち神道は宗教ではなく治教であるとして、「政教一致」という意味は政治と宗教が一致するという意味ではなく、政治と治教が一致すると解釈すべきであったとした。慥齋は宗教と治教の定義を次のようにしている。



治教ハ形迹ニ涉リ現在事上ニ係ル者ナリ、故ニ未来靈魂ヲ説カス、政ニ属スル所以、宗教ハ心術ニ涉リ幽冥上ニ根サス故ニ、  
未来ノ安心ヲ説カサルヲ得ス、政ニ属セサル所以

即ち、慥齋の神道は治教であり、そのまま政治が行われる社会であり、宗教とされる神道とは先に挙げた「陰陽五行ノ儒説ニ附会スル者」（吉田神道）や「金胎両部ノ仏意ニ牽合スルモノ」（両部神道）また「或ハ洋学ヲ挟ミ窮理ヲ雜ヘ天文ヲ説キ甚キハ天御中主神ヲ天主トシ、カノ三位一体ニ附和スル者アリ」（平田神道）などの後世につくられた神道を意味したのであった。

### 第三項 建言の不採用

奥宮文庫にある「教法革新ノ議」<sup>73</sup>には今まで教部省において提出した建言が不採用であったことが書かれている。即ち「一昨年教部建設ノ初ヨリ此事ヲ苦慮スルヨリ種々建言セシカトモ、ミナ採用ニ当ラス空シク齟齬ニ埋モシナリ」とあり、上記「建言」の割注には「凡ソ六七度ニ及ヘリ稿別ニ具ス」としていることから、教部省入省以来六、七度にも及んだ建言は悉く採用されなかったのであった。またこれには「一昨年教部建設ノ初ヨリ」とあることから、書かれたのは明治七年であり、また「最後病中建言ニ教法集議ノ策ヲ献セシカハ」とあることにより、「教法集議ノ策」とは第二節第一項で取り上げた「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」と考えられるので、同「議按」が書かれた後ということになる。よって同「議按」も採用されなかったであろう。

慥齋の建言は新しく提唱した神道に関するものであった。それが採用されなかった理由は教部省の鹿兒島閩の存在が考えられる。明治五年十月二十五日文教部両省が合併され、その後同年十一月二十四日三島通庸が新しく教部大丞に転じたことよって黒田清綱（教部少輔）との連繋によって、「黒田、三島を中軸とする薩摩閩主導の教部省はより一層強力な神道（皇道）重視策を展開」<sup>74</sup>した。それは三条の教憲を基にして大教院を中心に中小の教院を設置し、神官僧侶を動員した政策であったが、島地

黙雷が「大教院分離建白書」<sup>75</sup>の中で

方今増上寺仏殿ヲ改メテ大教院トシ、之ニ祭ルニ四神ヲ以テシ、注連ヲ飾リ、華表ヲ起シ、幣帛ヲ捧ケ、祝詞ヲ奉シ、二百余年伝灯ノ仏刹忽然変シテ一大神祠トナル、豈可不驚愕哉

と批判したように強く神主仏徒を推し進めるやり方であった。木戸孝允が、明治六年十一月二十九日付伊藤博文宛の書簡の中で

第一困窮は薩の黒田（神道家尤此節は大分さとり以前よりは頑説も漸薄らき候）<sup>76</sup>、今一人黒田之次席に居候ものに而薩人有之<sup>77</sup>（此人は黒田より一層神道家に而は此兩人之處ニ而信仰自由など、申事は些合点に入兼、且此人は薩州を一統神道にいたし候とて尽力いたし、滅仏寺候ときも相働候よし（後略））<sup>78</sup>

といつているように、黒田清綱、三島通庸は鹿児島における激しい廃仏毀釈を推進した人物であり、信仰自由とは程遠い宗教性の強い考えをもっていた。「教法ハ衆ノ信徒ニ任セ政府ハ與カラズ」<sup>79</sup>とした慥齋とは相容れないことは明らかであろう。福羽美静不在となり黒田、三島が支配するようになった教部省においては、たとえ正院の三条実美の理解があつたにしても、慥齋の建言が受け入れられる余地はなかつたのではないか。また、慥齋は自身の建言に意見する人物の独善的狭量を批判している。先の「教法革新ノ議」には「最後病中建言ニ教法集議ノ策」を献じたとき、ある「議者」の弁を記している。

折角編輯シテ漸ク府縣ニモ頒布刊行セシ教典（割注略）追々実效アラントスルニ及ンテ又教法革新ノ議ヲ起スハ、所謂無風起波ニテ徒ニ紛々無益ノミナラス此ニ因テ本省教院ノ瓦解ヲ速カニスヘシト、又謂、方今教院ニ募集スル神仏ノ学匠ハ、皆

天下ノ精選ヲ極メテ遺賢ナキニ誰レモ革新ノ議ヲ發スル者ナシ、将来ノ務ムル所ハ、只此今日ノ定ムル教典ヲ布施スルニ在ルノミ、事ヲ好ム書生論ヲ為スナカレト

慥齋は「嗟乎、何ソ自負誇伐ノ甚シキヤ」と嘆息して、現在の神官僧侶の中で、（自分のように）ニコライ<sup>80</sup>や福沢諭吉、中村正直と対等に議論できる者は幾人あるかと疑問を呈し、「神教要旨」などの著述は「鈴屋、気吹舎ノ余唾ヲ甘ンスル」者の外には信服するものはなく、「漢洋書生ハ皆、掩耳テ走ルヘシ、況ンヤ外国教師ニ示シテ誰カ肯フヘキ」と述べ、当時の洋学に向かうことが多い書生を納得させるものではなく、外国教師の疑問に答えられるものでもないことを嘆いている。

### おわりに

慥齋は、吉見幸和の神道に出会い三条実美の理解を得、神道改革案を建白したが結局採用される所とならなかった。明治七年慥齋は西国地方巡回を命ぜられている。明治八年五月には大教院は解散され、明治十年一月には教部省そのものも廃省となった。

大教宣布運動失敗の原因について、徳重浅吉は<sup>81</sup>

あの劇しい神仏判然や廃仏毀釈の実動までも背景としてゐた大教宣布運動が、何故に爾くも脆く敗れたか。それは色々の原因を挙げようが、第一に人間生活の一面に過ぎぬ国民的・政治的・道徳的生活の規範を人間生活の全面にまで押し拡げて、その最深にして根本生活なる信仰生活、就中その内容にまでも立入って断然たる変改を強要するに及びしこと、及びその強制信仰の主体たるべき大教そのものが、それ自身に於て幼稚蕪雜、矛盾なき論理と体系とを備えてゐない教法であつたことが主たる原因であつた。

と述べているが、慥齋の神道はこのような批判に耐えられるものではないだろうか。第一の点については慥齋の教法についての方針は、信仰生活の変改を強要するものではなく、先に見たように「衆民ノ信ンスルニ任セ」<sup>8.2</sup> というものであるし、第二の点については慥齋の提唱した神道は、少なくとも幼稚蕪雜といわれるようなものではなく、神話とは叡智が込められた実事であるという解釈をもつ吉見神道の上に立って、慥齋はキリスト教に対応し得るものと考えていた。慥齋の神道について理解は、二十代で「見性」といわれる経験を持ち<sup>8.3</sup>、その経験を基にして書いた『聖学問要』の初めに「聖人学、易簡直截」<sup>8.4</sup>と述べた深い洞察の延長線上にあると考えられる。この洞察から見れば、万民の罪や穢れを祓う、古来からの慣習であった大祓や「神道即王道」と述べた慥齋の神道理解は「清浄な精神の体現」と考え得る点において一貫性のあるものと考えられよう。大祓については古来の慣習であるからして受容が容易であるとしても、この吉見神道に基づいた慥齋の説を受け入れることの難しさは、当時一般的であった平田篤胤や大國隆正の神道を転換させる、個人的要求の高まりと柔軟な思考が要求されることであろう。であるからこそ、慥齋はその理解を当面政府部内に止め、一般には開化が進んでからとしたのであるが、結局この神道は、三条実美の理解はあっても政府の主流にはなりえなかった。しかし、慥齋が「振古ノ真神道」<sup>8.5</sup>と呼んだこのような神道を提案していたことは、結局は失敗に終わった大教宣布運動において、過去の勝れた神道を見出した点において、重要な意味があると言えないだろうか。

また、大祓については、全国に広めようと建白し、「皇朝身滌規則」を作成し高知で普及した経験をもつ慥齋は、教部省において福羽美静の指示を受け、大祓再興実施へ向けて尽力しつつにその実現を見た。民心善導に繋がる、慥齋の「悔過自新」の精神に基づいた大祓は、高知で実現され、さらに全国的に実施された。それまで長い間実施されず、明治五年に復活されたことは、慥齋の意図が深く関わって実現されたものであった。西欧列強に侵食されなかったための大改革であった明治維新において、伝統復活ともいえるべき日本の精神基盤の再確認は、滔々として流入する勝れた西欧の技術、文化、制度に対して、過去に繋がる自己を見失わないための一助になり得るものであろう。慥齋の目的はそのようなところにもあったのではないか。

注

<sup>1</sup> 星野光樹「明治期における大祓の成立に関する一考察」『神道宗教』第一九八号、神道宗教学会、二〇〇五年、一四四―一四六頁。

<sup>2</sup> 星野光樹「明治八年式部寮達「神社祭式」の制定に関する一考察」『日本文化と神道』第三号 (Japanese culture and Shinto No. 3)、文部科学省二一世紀CEOプログラム、国学院大学「神道と日本文化の国際的研究発信の拠点形成」、二〇〇六年、四七一―四七四頁。

<sup>3</sup> 島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部(六)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻二号、二〇一〇年一月二五日発行、明治五年二月三〇日条。

<sup>4</sup> 参照した日記は以下である。

① 島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部(六)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻二号、二〇一〇年一月二五日発行。

② 島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部(七)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻三号、二〇一一年三月二五日発行。

③ 島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部(八)、『早稲田社会科学総合研究』、第一二巻一号、二〇一一年七月二五日発行。

④ 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号五九「慥齋先生日記十一」。

<sup>5</sup> 『明治官制辞典』東京堂出版、一九六九年、一六二頁。

<sup>6</sup> 前掲注 4、①の明治五年三月二四日条に「拝命教部九等出仕」とある。

<sup>7</sup> 前掲注 4、①の明治五年三月二五日条に「教部係記録課」とある。

<sup>8</sup> 前掲注 4、①の明治五年五月四日条に「入編集課中」とある。

<sup>9</sup> 前掲注 4、①の明治五年五月二四日条に「是日拝八等官之命」とある。

<sup>10</sup> 前掲注 4、①の明治五年六月二七日条に「被移課於日誌」とある。

<sup>11</sup>松岡毅軒（一八一四—一八七七）、名は時敏、通称七助、字欲訥、別号を毅堂。文化一一年土佐藩士松岡甚吾の長男として生まれる。安政年中、山内容堂の侍読ついで『海南政典』の編纂に参画し、完成させた。維新後中央政府に入り、文部大丞、ついで左院に移り元老院議官となった。明治十年歿（『高知県人名事典』高知新聞社、一九九九年）。また、文久二年（一八六二）土佐藩において新たに設立された藩校、文武館のうち文館では松岡は史学教授、慥斎は経学教授であり同僚であった（平尾道雄『土佐藩』、吉川弘文館、一九六四年、八六頁）。

<sup>12</sup>前掲注 4、①の明治五年同七月二八日条には「本省俾来有命

八等出仕 奥宮正由

教院調掛申付候事

少丞天野以書命之、同僚松岡代拜命」とある。

<sup>13</sup>前掲注 4、①の明治五年八月三十日条には「晚宮地生来報、云拜命本省大録」とある。高知市民図書館奥宮文庫五二六「書簡」の中に慥斎の大録の辞令が残っていて日付は「壬申八月晦日」となっている。

<sup>14</sup>鴻雪爪は明治五年四月十二日左院の少議生で教部御用掛兼任となり、同五月二日には教部省七等出仕となった（『百官履歴』下巻、日本史籍協会、一九二八年）。

<sup>15</sup>高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号三七「文稿、中巻」の中の「答清涼寺先生書」。

<sup>16</sup>前掲注 4、②の明治六年十一月二十五日条に「被免兼務大講義」とある。

<sup>17</sup>前掲注 4、②の明治六年十一月二十七日条に「入考證課」とある。

<sup>18</sup>前掲注 4、③の明治七年一月二十四日条に「晚迂路穴戸大輔於九段坂、托轉課事」とある。

<sup>19</sup>前掲注 4、③の明治七年一月二十五日条に「是日又返考証課」とある。

<sup>20</sup> 前掲注 4、④の明治九年十一月二日条に「本省俾来云、考証課被廢、入教務課」とある。

<sup>21</sup> 朝倉治彦編『明治官制辞典』東京堂出版、一九六九年、一六三頁。

<sup>22</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二一五三「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」。

<sup>23</sup> 慥齋の号の一つ。

<sup>24</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二一五三「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」二葉。

<sup>25</sup> 『法令全書』明治五壬申六月、教部省、第七号。

<sup>26</sup> 『法令全書』明治四辛未六月、太政官、第三百六。

<sup>27</sup> 第一章第二節第四項参照。

<sup>28</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号四「皇朝身滌規則」また、これは実施されることが決まった為高知藩関係史料にもある。高知市民図書館、平尾文庫、修史餘録廿七（全）三一―三八頁。

<sup>29</sup> 第一章第三節第二項で示したように明治四年五月十九日の身滌祓の方法（略式）が定められた。

<sup>30</sup> 福羽美静は明治元年以来、明治政府の神祇関係を主導してきた。明治二年七月八日神祇少副、明治四年六月二十五日「本官并兼官」を免ぜられ、同六月二十七日神祇少副兼宣教次官。同八月八日神祇官が廃せられ神祇省となり同八月九日神祇大輔となる。

<sup>31</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二一三七「請假選教典議」。

<sup>32</sup> 少輔は少副の間違いであろう。

<sup>33</sup> 布留伯幾（フルベッキ）が慥齋の「皇朝身滌規則」に書いた跋のことをいつている。

<sup>34</sup> 千家尊福（一八四五―一九一八）第八十代出雲国造。出雲大社宮司。出雲大社教初代管長。第七十九代出雲国造千家尊澄の嫡男として生まれた。明治五年一月出雲大社大宮司となり、同四月には教導職権少教生に補任され、明治期の神道界の中心人物の一人となった。明治二十一年以降は政界に入り、元老院議員、貴族院議員、埼玉県、静岡県、東京府の各知事、司法大臣を

歴任した（縮刷版）『神道事典』弘文堂、一九九九年。

<sup>35</sup> 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部（六）、『早稲田社会科学総合研究』、第二一卷二号、二〇一〇年一月二十五日発行、五二頁、明治五年五月二二日条（日録）。

<sup>36</sup> 第一章第二節第五項参照。

<sup>37</sup> 同右四四頁の引用文参照。

<sup>38</sup> 内閣修史局「編」『百官履歴』上、（日本史籍協会、一九二七年、二〇九頁）によれば福羽美静は明治五年五月二十四日「免本官（本官とは教部大輔）」とある。また、この福羽の解任については、同日に伊地知正治、高崎五六も教部省御用掛を免職となっており、この両者福羽と伊地知・高崎の間には激しい対立があり、「双方痛み分けの形」で決着がつけられたのであった（阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』、第一書房、一九八七年、三九―四〇頁、また高木博志「神道国教化政策崩壊課程の政治史的考察」『ヒストリア』第一〇四号、大阪歴史学会、一九八四年）。これ以前伊地知・高崎は共に薩摩系官員として左院の役職兼任で、伊地知は同四月二二日、高崎は同四月九日以来それぞれ教部省御用掛であった（『百官履歴』上、日本史籍協会、一九二七年、一三九頁、および『百官履歴』下、日本史籍協会、一九二八年、一二七頁）。

<sup>39</sup> このとき慥齋は編集課に在籍していたが、高崎五六（一八三六―一八九六）は左院中議官兼務、教部省御用掛で、かつ編集課の課長であった。慥齋日記明治五年五月七日条に「高崎議官為課長来臨」とある。『明治維新人名辞典』、吉川弘文館、一九八一年、および島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部（六）、『早稲田社会科学総合研究』、第二一卷二号、二〇一〇年一月二十五日発行、五一頁。

<sup>40</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一―二四「式部寮より大祓式書再考案并祓詞考按相添更ニ打合有之候ニ付回答旁掛合案」。  
<sup>41</sup> 前掲、星野光樹「明治八年式部寮達「神社祭式」の制定に関する一考察」（四七一―四七二頁）では本稿の主張と違いこの「大祓ノ事」式部寮が教部省に示した再案であるとしているが、間違いであろう。



<sup>4 2</sup> 『法令全書』（第五巻・2）明治五年六月教部省第七号（六月十八日）、原書房、一九七四年（復刻原本Ⅱ明治二十二年刊）。

<sup>4 3</sup> 宮内庁「編」『明治天皇紀』第二、吉川弘文館、一九六九年、四八六―四八七頁。

<sup>4 4</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一四七「奥宮正由再拜謹草」二葉。

<sup>4 5</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号二、「神道大綱私淑抄」五葉の割注。

<sup>4 6</sup> 明治四年七月ころ宮地巖夫は異宗徒教諭において慥齋の下役であった。島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部（四）、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇巻三号、二〇一〇年三月二五日発行、参照。

<sup>4 7</sup> 『高知県人名辞典』新版、高知新聞社、一九九九年、七八七―七八八頁。

<sup>4 8</sup> 吉見幸和（一六七三―一七六一）江戸時代中期の神道家。名は「こうわ」「ゆきかず」とも読む。字は子孔。号は恭軒、風水翁など。祖父、父と代々名古屋東照宮の神官を勤め、元禄元年に家督を継いだ。はじめ正親町公通や玉木正英より垂下神道や橘家神道を学ぶが、独自の「国史官牒」主義の立場にたつて、考証主義を古典研究に持ち込み、吉田、伊勢、垂下といった従来諸神道説を批判した。厳密な考証主義により伊勢神道の神道五部書が偽書であることを実証し、その成果は「五部書説弁」としてまとめられ高い評価を得た。著書は『神道大綱』『神代正義』など多数（『神道辞典』弘文堂、一九九九年）。吉見幸和についての著作は阿部秋生『吉見幸和』春陽堂書店、一九四四年。論文は阪本是丸「近世国学者に見る神道の政治性と宗教性」吉見幸和と岡熊臣「『近世・近代神道論考』弘文堂、二〇〇七年、など。

<sup>4 9</sup> 松崎慥堂（まつざきこうどう）（一七七一―一八四四）江戸時代後期の儒学者。肥後国益城郡北木倉村の農家に生まれ、江戸に出て昌平黌に学ぶ。享和二年（一八〇二）掛川藩藩校の教授となる。致仕した後、文化十二年（一八一五）江戸目黒羽沢村に隠居、塾生を指導し、大名邸にも出講した。交友範囲は広く、門人には塩谷愛宕、安井息軒らがいる（『国史大辞典』第一三巻、吉川弘文館、一九九二年）。

<sup>5 0</sup> 江戸麻布末広稻荷神官であった。詳細は不明。

<sup>5 1</sup> 小野高潔（おのたかきよ）（一七四七―一八二九）江戸時代後期の国学者。通称は斎宮。延享四年（一七四七）に生まれる。幕

府の大番役を務めた国学者小野高尚の子。同じく幕府の小普請方となり、国学に委しかった。天明四年（一七八四）一二月家を継ぎ、寛政三年（一七九一）七月致仕した。国学関係の著書多数（『国史大辞典』第二卷、吉川弘文館、一九八〇年）。

<sup>52</sup> 島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部（二）、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇巻一号、二〇〇九年七月二五日発行、四八頁。

<sup>53</sup> 後に大審院長になった南部甕男（一八四五―一九二三）である（『高知県人名辞典』、高知新聞社、一九九九年、五八七―五八八頁）。

<sup>54</sup> 平尾道雄『高知藩』、吉川弘文館、一九六五年、二四一―二四四頁。

<sup>55</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六一四七「神道革正議、第三号、請革正神道議」。

<sup>56</sup> 同、受入番号六一四八「請革正神道議按」。

<sup>57</sup> 同、受入番号三一五七「建白」。

<sup>58</sup> 同、受入番号三一八四「請革新神道疏、請區別治教宗教議」。

<sup>59</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六一四三「晦堂一家私言、第五集」四葉。これは高知藩の用紙に書かれているが、三葉に「教部省、教院」とあるので明治五年以降に書かれたものである。ここにも吉見神道が述べられている。

<sup>60</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六一四七「神道革正議、第三号、請革正神道議」、四葉。

<sup>61</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号一、「神道弁」。

<sup>62</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号二、「神道大綱私淑抄」。

<sup>63</sup> 密勿（みつぶつ）、つとめはげむ、眼勉（『大漢和辞典』卷三、修訂第二版、一九九四年）。

<sup>64</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六一四七「神道革正議、第三号、請革正神道議」。

<sup>65</sup> 同右。慥齋は「本居宣長モ亦謂フ」として本文に繋げているが、慥齋の主張と考えてもよいであろう。慥齋は本居宣長については「神道弁」（注（五九））において「本居鈴屋翁出ルニ及テ（割注略）斯学ノ集大成ト称シ頗ル出藍ノ誉アリ」としている

が「其見識ノ原ヅク処、老莊ノ旨ニ出テ、我古史ニ附和シ、一種ノ家学ヲ構成スルニ過キス」として概ね否定的見解をもっている。

<sup>66</sup> 同右即ち、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六一四七「神道革正議、第三号、請革正神道議」。

<sup>67</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六一三〇「教法論」、四一五葉。

<sup>68</sup> 名古屋市蓬左文庫所蔵。

<sup>69</sup> 紫宮垣（しびえん）に同じ。古代中国の天文学で、天を三垣（えん）、二十八宿に分けた三垣の一つ。小熊座を中心として、大熊、龍、カシオペア、ケフェウスなど北極を囲んだ一七〇余個の星から成るもの。天帝の住居であるといわれ、転じて、天子・天位・宮廷などにたとえる。紫微宮、紫微（『日本国語大辞典』第十卷、小学館、一九九三年）。

<sup>70</sup> 第五章「吉見幸和の「神代」解釈」『近世神道と国学』、ペリかん社、二〇〇二年、一九四頁。

<sup>71</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号一、「神道弁」。

<sup>72</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六一五〇「第一号 神道革新建議」。

<sup>73</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四一六二「教法革新ノ議」。

<sup>74</sup> 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、岩波書店、一九九四年、二二一頁。

<sup>75</sup> 二葉憲香、福嶋寛隆 編集『島地黙雷全集』第一卷、日本仏教普及会、一九七三年、三四頁。

<sup>76</sup> 割注をカッコで示した。次の文でカッコで示されたものも同様。

<sup>77</sup> 黒田清綱は教部少輔、三島通庸は教部大丞であるのでこれは三島のことであろう。

<sup>78</sup> 木戸公伝記編纂所 編纂『木戸孝允文書』第五、日本史籍協会、一九三〇年、一一二頁、また阪本是丸『明治維新と国学者』、

大明堂、一九三〇年、一七八頁注（七六） 参照。

<sup>79</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三一一九「宗旨問答」の冒頭、また同文庫、受入番号六一三〇、「教法論」の初めには「教法ハ只衆民ノ信ズルニ任カセ、政府ノ権ヲ以テ強ヒテ信ゼシムルモノニ非ズ」とある。

<sup>80</sup>ニコライ（一八三六・一九一二）は日本ハリストス正教会の建設者。文久元年（一八六一）ロシア正教会の函館領事館付司祭として来日。沢辺琢磨や仙台藩の士族たちなどの信者を得た。一時帰国し、明治五年二月、再来日し上京する。この時、ニコライを訪れた人々の中に、太政大臣三条実美や外務卿副島種臣がいた（牛丸康夫『明治文化とニコライ』教文館、一九六九年、六〇頁、および『国史大事典』第十卷、吉川弘文館、一九八八年、八四二頁）。慥齋日記に初めてニコライが現れるのは、明治五年五月二十一日、この時は慥齋が訪問したが不在。同六月三日にはニコライが慥齋を訪問している。

<sup>81</sup>徳重浅吉『維新政治宗教史研究』、歴史図書社、一九七四年、六五五頁。

<sup>82</sup>注 79 参照。

<sup>83</sup>第六章第二節、および第七章第一節第一項参照。

<sup>84</sup>第六章三節参照。

<sup>85</sup>前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四一六二「教法革新ノ議」の中に書かれている。

## 第四章の史料

## ①延喜式の大祓詞

【『神道大系』（古典編十一延喜式（上））、財団法人神道大系編纂会発行、一九九一年、二六三、二六六頁】

六月晦大祓十二月准之

集侍親王緒王緒臣百官人等諸聞食止宣、

天皇朝廷尔仕奉留比禮挂伴男、手襪挂伴男、鞞負伴男、劔佩伴男、伴男能八十伴男乎始<sup>伊</sup>、官官尔仕奉留人等乃過犯家矣雜雜罪乎、今年六月晦之大祓尔祓給比清給事乎、諸聞食止宣、

高天原尔神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以<sup>伊</sup>、八百萬神等乎神集集賜比、神議議賜<sup>伊</sup>、我皇御孫之命波、豐葦原乃水穗之國乎、安國止乎久所知食止事依奉岐、如此依志奉志國中尔荒振神等乎波、神問志尔問志賜、神掃掃賜比<sup>伊</sup>、語問志磐根樹立草之垣葉乎毛語止<sup>伊</sup>、天之磐座放、天之八重雲乎、伊頭乃千別尔千別<sup>伊</sup>、天降依左志奉支、如此久依左志奉志四方之國中登大倭日高見之國乎、安國止定奉<sup>伊</sup>、下津磐根尔宮柱太敷立、高天原尔千木高知<sup>伊</sup>、皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉<sup>伊</sup>、天之御蔭日之御蔭止隱坐<sup>伊</sup>、安國止平氣久所知食武國 中尔、成出武天之益人等我、過犯家矣雜雜罪事波、天津罪止畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剥、逆剥、屎戸、許許太久乃罪乎、天津罪止法別氣矣、國津罪止八、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆蟲乃災、高津神乃災、高津鳥災、畜仆志蟲物為罪、許許太久乃罪出武、如此出波、天津宮事以<sup>伊</sup>、大中臣天津金木乎本打切、末打斷<sup>伊</sup>、千座置座尔置足波志<sup>伊</sup>、天津菅曾乎本茹斷、末茹切<sup>伊</sup>、八針尔取辟<sup>伊</sup>、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、如此久乃良波、天津神波天磐門乎、押被<sup>伊</sup>、天之八重雲乎伊頭乃千別尔千別<sup>伊</sup>所聞食武、國津神波高山之末短山末尔上坐<sup>伊</sup>、高山之伊穗理短山之伊穗理乎撥別<sup>伊</sup>所聞食武、如此所聞食<sup>伊</sup>、皇御孫之命乃朝廷乎始<sup>伊</sup>、天下四方國尔波罪止云布罪波不在止、科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃之如、大津邊尔居大船乎、舳解放臚解放<sup>伊</sup>、大海原尔押放事之如久、彼方之

繁木本乎焼鎌乃敏鎌以叩打掃事之如久、遺罪波不在止、祓給比清給事乎、高山末短山之末與理、佐久那太理尔落多支川速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神、大海原尔持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃、八鹽道之鹽乃八百會尔坐須速開都咩止云神、持可吞叩、如此久可吞叩、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國尔氣吹放叩、如此久氣吹放叩、根國底之國尔坐速佐須良比咩登云神、持佐須良比失叩、如此久失叩、天皇我朝廷尔仕奉留官官人等乎始叩、天下四方尔波自今日始叩罪止云布罪波不在止、高天原尔耳振立聞物止馬牽立叩、今年六月晦日夕日之降乃大祓尔、祓給比清給事乎、諸聞食止宣、四國卜部等、大川道尔持退出祓却止宣、

東文忌寸部獻横刀時咒西文部准此、

謹請、皇天上帝、三極大君、日月星辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四氣、棒以銀人、請除禍災、棒以金刀、請延帝祚、咒曰、東至扶桑、西至虞淵、南至炎光、北至弱水、千城百國、精治萬歲、萬歲萬歲、

## ②大祓詞私抄

【高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書 受入番号三「大祓詞私抄」】

大祓詞私抄

土佐 奥宮紀正由著

総論

夫レコノ祝詞ハ神代上卷ニ使天兒屋命掌其解除之太諄辞而宣之焉又旧事紀（割注）天皇本紀神武元年）ニ天種子命奏天神壽詞、即神世古事類是也、又曰天兒屋命解除天罪國罪之事ト見ヘタルガ始ニテ之ヲ中臣ノ禊ノ詞ト称スルハ古事拾遺ニ其事具在中臣禊詞ト云ヘリ、故ニ大祓詞ト云モ太諄辞ト称スルモ中臣禊詞ト云ハンモ皆同コトニシテ必シモ別ニ太諄辞ト称スルモノ有ニ非ス、中臣氏ハ最モ古キ姓ニテ既ニ神聖ノ朝ヨリ賜ハリシ姓ナリ、神代上卷ニ中臣連遠祖天兒屋命ト見ユ、然ルニ後世俗神道者流中臣

姓ハ欽明ノ朝ニ賜フト云ハ謬見ナリ、偕大祓ト云義ハ朝廷ノ大政事ナル故、例ノ美稱ノ詞ヲ付クルナリ、先輩云大衆ヲ集メテ祓フ故ニ大ト云ト恐クハ非ナリ、祓トハ解除又禊トモ書テ其身ノ罪科穢ヲ掃ヒ清ムル義、禊ハミソキニテ身ヲ洗滌スルナリ、其起原ハ最モ古キコトト見ヘタリ、神代上素尊ノ段ノ一書ニ有犯此者必債解除此大古之遺法也ト云ニ拠レハ、諾尊橋門ノ禊モ亦此法ヲ沿襲シテ行ヒ玉フナルベシ、此祓除法ハ我太上 神聖ノ創制セル大易大寬仁ナル政法ニシテ、乃チ教法ヲ寓セルモノナリ、抑モ人間ト云モノハ生活物中ノ最モ靈妙不測ノ貴重物ナレトモ、神聖ト雖トモ既ニ此血氣軀殼アレハ才自カラ過チ犯ス罪科ナキコトアタハズ、況ヤ庸人凡夫且ツ教化届カヌ辺土蛮野ヲヤ、從來過チト云コトハ聖賢モ必ス免カレ難キモノニテ聖賢ニ所貴ハ無過ヲ以テセスシテ改過ヲ以テスト云名言實ニ然ルコトニテカノ聖人ハ無過聖人ニシテ、過チアレハ聖人ト云フニ足ラスト云ハ甚タシキ謬説ナリ、孔子モ五十以學易可以無大過矣、又曰丘也幸也、苟有過人必知之ト又遽伯玉ヲ稱スルニ欲寡其過而未能ト云ヲ以セリ、後儒ノ説ハ聖人ヲ木偶金佛ノ如ク看做スヨリ如斯沿習ノ誤モ出来ルナリ、經語ニ改過自新ノ功夫ヲ説ルコト一ニシテ足ラザルヲ可觀、是所謂前聖後聖其揆一ナル所以ナリ（割注）祓除ノ法ハ儒ニ所謂改過、佛ニ所謂懺悔滅罪、洋ニ所謂洗禮法ニ通シテ皆同一揆ナリ）大祓ノ式法一定セシハ、何ノ朝ニ始マルヤ未タ其證ヲ見ス、延喜式第八祝詞部曰、六月晦日大祓（割注）十二月準之）集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣、天皇朝廷<sub>ル</sub>仕奉留比礼掛伴男手櫛掛伴男鞞佩伴男<sub>ル</sub>能八十伴男<sub>乎</sub>始<sub>ル</sub>官官<sub>ル</sub>仕奉留人等乃過犯家<sub>矣</sub>種々罪<sub>乎</sub>今年六月晦之大祓<sub>ル</sub>祓給比清給事<sub>乎</sub>諸聞食止宣ト是其式法ナリ、凡ソ大祓ハ京師ニ於テ年中二度諸親王ヲ始メ百官ヲ集メテ行フ行事ニテ、其外モ何ニゾ事アレバ諸國ニ行ハシムル古昔ノ政法ナリ、從來太古神聖ノ代ニハコノ祓禊ノ外ニ別ニ罪科ヲ糺正スル事ハナシト見ヘタリ、故ニ罪科アレハ貴賤共ニ此祓除法ヲ以テセシコト素尊ノ段ニテ觀ルベシ、且祓具ヲ責メ徴ルモ素尊ノ事ニ見ヘタル如シ、是ニテモ太古祓具贖物ノ簡約ナルヲ察スヘシ、手足ノ爪又唾洩等<sub>ト</sub>用ユル杯最モ朴實易簡誠ニ感スルニ堪ヘタル美風ナリ（後世ノ贖銅俗ニ所謂科量銀即コノ物ナリ律法ノ權興ト云ベシ）（割注）後世呪詛等ニ偶<sub>ル</sub>是法傳ハリタルハ太古ノ遺俗ナルベシ）凡ソ人心ニ於テ改過ノ道ヨリ愉快ナルハナシ、然ルニ其コレヲ自カラ知り自カラ改ムルハ、聖賢ノ難シトスル所ナリ、上古ノ神

聖深く此ニ見ル所マシハテ太古ヨリ祓除ノ法ヲ説ケ改過自新ノ道ヲ廣メ玉ヒ、後遂ニ諸王百官ヲ集メテコレヲ行フ典札トナレリ、夫レ人生ノ猥雜紛擾ナルヤ古今皆然リ、此中ニ処シテ誰レカ罪過ヲ造ラサル者アラン、知テ犯セシ咎、不知シテ過チシ罪許多ナルヘシ、是人生ノ必ス免レザルコトニテ人々皆意中ニ底氣味アシク恐怖ヲ懷カザル者ナシ、コレヲ今一ハ糺彈審判セントセバ極メテ難キ事ニテ亦極メテ恐怖スヘキコトナリ、然ルヲ朝廷ノ政ニテ祓ヒ清メ玉ヒ解除シ玉ハルトナラバ如何ニモ難有愉快ナルコトニ非ズヤ、古歌ニ六月ノ夏越ノ祓スル人ハ千歳ノ命延フト云ナルト詠ルハ誠ニ故アル哉、一年ニ二度行ハル、モ旨趣アルコト也、貴賤ニ拘ラス半年モ經ル中ニハ種々ノ罪過覺ヘズ積ルモノナリ、故ニ此祓除ハ即チ、猶罰行ノ如ク、詞ハ猶罰文ノ如シ、必ス祓ト詞ヲ混スルコトナカレ

此詞ハ最モ古ク祝詞中ノ名文ト称スルモノナリ、然レトモ神武ノ朝、天種子命ノ作ト云ハ俗説ナリ、真淵ハ天武文武ノ際ニ成レルナラント云、愚ハ則云千載邈絶作者年代トモ臆指スベカラズ、要スルニ古文辞ノ最モ古雅鬱然タルモノト云ヘシ、上古文詞ヲ貴ヒシコト且ツ我東方人文ノ夙ニ開ケシモ亦想フベシ、祝詞ハ如何ニモ如斯美婉ニ文飾スヘキモノニテ即チ神明ニ告ル法ナリ、人ノミナラス神モ文辞ノ美婉ニハ感應アルモノナリ

凡ソ古文古語ヲ釋クハ近代古學ノ諸先輩實ニ長所ナリ、中古ヨリ足利ノ季世杯ハ殊ニ陋説多シ、啻ニ陰陽五行ノ配當、金胎兩部ノ牽強ノミナラズ訓詁ノ議ヲ誤解セル陋説極メテ可厭、今釋ク所多クハ先輩ノ成説ヲ採リテ必シモ別ニ聰明ヲ作サス、偶マ自己ノ陋説ヲ雜ルモノアレトモ一々甄別セズ、且ツ夫レ訓詁ヲ離レテ理ヲ説ク者多クハ附會牽合ニ落ルヲ免カレズ、故ニ訓詁タケヲ釋シテ別ニ穿鑿ヲ為サズ、假ヘハ誠ト云語ハ真言ニテ人ノ真心ヨリ出ツル言語是ナリ、コレ乃所謂言靈ノ妙理ナリ

### ③「請革正神道議」

【高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六一四七「神道革正議、第三号、請革正神道議」】



## 請革正神道議

皇朝所謂神道ナル者ハ 天祖創業垂統ノ王道王迹ニシテ、後人云所ノ如キ一派ノ宗旨ニシテ荒誕不經ノ説ニ非ルナリ、然ルニ太古ヨリ言ヒ嗣キ語り傳ヘタル趣キ、又之ヲ書ニ筆セシ文法、故意ニ其跡ヲ秘シテ、兒童ノ稚物語ノ如クセシニハ、頗ル 祖宗深甚ノ叡旨在ルコトニテ、是乃チ神道ノ神道タル所以ナリ〔割注始〕古ヘヨリ朝廷ニハ語部ト云ヲ置テ、神代祖宗ノ故事ヲ説話セシム、今大嘗会ニ語部アルハ是ナリ、稗田阿礼ナト云女モ、此語部ノ内ノ一人ナルヘシ、故ニ書契アラサリシ已然ハ、古傳ヲ皆コノ語部ノ口碑ニ存セシメ、書契ノ後ハ、諸家ノ記録ニ存ス、所謂一書是ナリ〔割注終〕故ニ神トハ、即其事ヲ神ニスルノ義、〔割注始〕神武紀ニ、隱然其微旨ヲ示セリ、所謂神策是ナリ、和漢古今英雄ノ所為此類多シ、〔割注終〕上古王政ノ隆盛ナルヤ、〔此名称モ亦泯然跡ナク固ヨリ〔欄外注〕別ニ神道ト称スル一種ノ道ナク、又神道ノ教典ト号スル一部ノ經典有ルコトナシ、〔割注始〕紀記等ノ如キ俛々或ハ教意ヲ寓スルナキニ非レトモ、畢竟皆古史ノ体裁ニシテ、儒仏ノ如キ經書、又西洋約書ノ如キ、初メヨリ教法ノ為メニ撰ミシモノト殊ナリ、後人或ハ之レヲ知ラス、ハ一種教法ト看テ其説ヲ作セシハ〔欄外注〕ハ牽合附会ヲ免レサルナリ〔割注終〕唯其祖宗ノ機密ナルカ故ニ、其意ヲ祭奠儀式ノ礼ニ寓シ、或ハ之ヲ授受宝器ノ象ニ示シ、頭ハニ漏逗スルヲ禁セシハ、特ニ言詮理趣ニ隨ツルヲ嫌フノミニ非ス別ニ深慮ノアル所アレハナリ中古王道ノ浸々衰フルニ及テ、年代ノ久シキ禁秘ノ嚴ナル、イツシカ其真旨ヲ喪ヒ而シテ外教ノ東漸スル、或ハ陰陽五行ノ儒説ニ附會スル者之レアリ、又ハ、金胎両部ノ佛意ニ牽合スルモノ之レアリ、〔甚シキハ之ヲ以テ一門戸ト為シ切紙傳下利ヲ唱ヘ謀ルニ至レリ〔欄外注〕〕於此王道ノ外、別ニ神道ト称スル一種ノ宗教宗旨出来レリ、〔割注始〕此ノ禁秘ハ無乃絶ユルトモ人間ニ漏ラササル掟ニテ盖所謂唯聖唯聖ノ密旨ナレハナリ〔割注終〕爰ニ尾張ノ人吉見幸和ナル者、夙ニ世ノ神道ニ疑ヒアリ、〔割注始〕享保ノ人左京大夫ト称シ、恭軒又風水翁ト号ス、東照宮ノ神官ナリ、初メ垂下ノ流ヲ学ヒ、大ニ疑ヲ起シ、後上京シテ朝廷ノ大嘗会ニ参与シ遂ニ神典ノ実事實蹟アルヲ發明ス、著ハス所国学辨疑、神道大綱、五部書弁説、増補弁抄、偽書造言考等教部アリ、深ク齟齬ニ蔵シテ其人ヲ俟テ傳ヘントス、

現ニ尾張ノ文庫ニ存スト云世ニ稀ナリ、〔割注終〕故アリテ朝廷大嘗会ノ祭奠ニ参与シ、始メテ朝廷御即位ノ大札ニハ、天照皇以来歴々相傳ノ禁秘アルコトヲ窺ヒ奉リ〔照皇固ヨリ人体「体」の右に「皇」と書かれている〔筆者注〕〕ニテ開国ノ一大神聖ノミ都ハ大和国高天原ナリ詳カニ別ニ云〔欄外注〕夙疑頓ニ霽レ、神典ノ事跡、奇々怪々ナルハ甚タ故アル書法ニテ、其実ハ悉皆実事実跡ナルヲ、故意ニ其痕迹ヲ詭秘セシト云、深甚微妙ノ密旨ヲ曉得シ、其發明スル所ヲ以テ之ヲ正史実録官牒ニ徴スルニ、一々詔吟セサルナシ、於此乃チ書ヲ著シ以テ当時ノ謬傳偽説ヲ辨論ス、実ニ千古ノ秘ヲ關クモノニシテ、其功ノ偉ナル比類ナシト謂フヘシ、〔割注始〕就中伊勢両宮ノ詞訟ハ、当時極難ノ疑獄ナリシヲ、幸和幕府ニ召サレ之ヲ辨断シ外宮ノ誣妄ヲ弾劾シ永ク争端ヲ止メシハ世ノ能知ル所ナリ、宗廟社稷問答、五部書辨説等ハ此時ノ著述ナリ、凡ソ享保間ニ在テ、古学ノ諸先輩ニ先タチ、正史実録ニ考拠シテ俗神道ヲ辨正セシハ此人ノ外アルヲ聞カス、然ルヲ近来復古ノ功ヲ称スルモノ、此人ヲ挙ケサルハ世ニ知ラレサルカ將タ其説ノ殊ナルヲ嫌フカ、抑モ近人一家言ノ為メニ碍障アリテ、其英明ヲ忌憚スルカ、〔割注終〕其著ハス処ノ神道大綱ニ云ヘルコトアリ曰ク神道也者、天皇之道也、故ニ公式令曰ク明神御宇アツキカミトコトヲメシタシロシメス〔□は判読不能〔筆者注〕〕日本天皇コレカミ天皇亦自称曰惟神〔惟神ヲ近人多ク本注ニヨリテカムナカラト訓メリ蓋シ誤ナリ本注ハ意注ナリ本文ヲハコレカミト訓ムヘシ〔欄外注〕〕万葉集歌詞亦多称天皇者神爾志座波、不徒頌贊辞、皆指実也、本居宣長モ亦謂フ、神道ト云テ別ニ道アルニ非ス、即今 朝廷ノ布令スル所是ノミト、余亦嘗謂フ王道ノ外神道ナシ、神道ノ外王道ナシ、苟クモ王道ヲ外ニシテ神道ヲ唱フルモノ、惣テ後人附會ノ偽説ノミ、曩キニハ古学ノ諸先輩、彼ノ附會牽合ノ理説ニ懲ル、ヤ、神典ヲ積スルニ、務メテ理義ヲ説カス、語学訓詁ヲ積スルヲ以テ主トス、其意蓋シ謂ヘラク神典ノ義幽渺不思議、人智ノ窺ヒ得ヘキニ非スト、故文ニ因テ只其訓詁ヲ積スルノミ其理趣ヲ厭ヒ、古言ヲ積シ以テ後学ニ嘉慶スルハ至レリト云ヘシ、但憾ムラクハ如是真ノ御傳アルヲ知ラス、故ニ徒ニ儒佛二家ノ牽強附会ヲ辨スルヲ知テ、自家モ亦幽渺荒誕ニ墜テ、門戸ヲ標榜シ矯枉過直ノ弊アルヲ免カレス〔割注始〕語学訓詁ニ止マルハ、猶淺シ可ナルニ似タリ近来ハ洋教ヲ剽竊シ、究理天文ニ雜糅シ奇怪ノ図説ヲ造リ甚シキハ天御中主神ヲ天主ノ字アリト云カノ三位一体ノ説ニ附和シ、洋教ノ媒ヲ為サントスル者有ルニ至ルモ、職トシテコノ真傳ノ世ニ明カナラサルニ由也、〔割注

終)方今維新文明日ヲ逐フテ進歩スルノ際ニ當テ、従前幽渺荒誕ノ教法ハ、兒女子ト雖トモ甘服スマシキハ理勢ノ自然ニシテ知者ヲ俟タスシテシルヘキナリ、(割注始)太陽ハ我カ帝祖ナリ、地球ハ我カ国神ノ産ム所、故ニ地球ノ頂上ニ位ス自餘ノ国ハ皆潮沫ノ凝固セシモノナリ杯、真顔ニ説教スル類ナリ、(割注終)況ヤ外客有識ノ学士之ヲ聞カハ、コレヲ何トカ云ハンヤ宜哉今ニ於テ吾カ教義ノ擧ラサルヤ、余亦早年ヨリ神典ヲ講究ス、初メ鈴屋ノ説ヲ聞キ之ヲ喜ヒ、中頃又氣吹屋ノ奇説ニ耽リ、之ヲ隱微玄妙ニ求ムル年アリ、(割注始)余カ家旧ト神学ヲ傳フ、先人本居ノ説ヲ喜ヒ始テ古学ヲ唱フ、愚亦幼ヨリ其説ヲ信受セリ、(割注終)既ニシテ大ニ疑團ヲ起シ、以為ラク我古傳説恐ラクハ斯ノ如クナルヘカラス、是必別ニ深旨アリテ、適々未タ之ヲ聞カサルノミト、時ニ八松正直(割注始)余カ旧門生ニテ易学ニ邃クト筮ニ通スル者(割注終)東京ニ遊ヒ、中村光枝ナル者ニ従フテ此実事ノ神道ヲ受ク、(割注始)光枝、麻布末廣稻荷神官ナリ、嘗テ小野高潔、吉見家ノ直傳ヲ承ル者ニ從学シ悉ク其学ヲ傳フ、高潔ハ安永間ノ人、宣長ト同時ニシテ著ハス所数種琢玉集、日本書記集説、同別説裏書、古事記畧注、同裏書、中臣禊詞同正義、辨古事記傳等アリ、皆吉見翁ノ真傳ヲ發揮シ、世ノ偽説ヲ弁ス、其書現存スト雖トモ、知ル者稀ナリ、(割注終)於此テ始メテ其説ヲ聞キ、豁然開悟シ窃カニ見ル所アル若シ、庚午歳東京ニ来リ、光枝ニ遇ヒ其書ヲ借覽シ愈々其確微アルヲ信シ復タ之ヲ疑ハス遂ニ三條相公ニ謁シ此事ヲ献言ス(割注始)時ニ余神祇官ニ出仕ス、乃之レヲ献言セント欲スレトモ一斉衆楚其説ノ信セラレサルヲ慮リ黙止シカ、急ニ辞表シテ帰縣スルニ際シ、遺憾ニ堪ヘサルヨリ、遂ニ條公ニ謁シ、今日布教ノ挙ラサルハ職トシテ是レコレニ由ルコトヲ陳述シ、素ヨリ朝家ノ禁秘漏スヘカラサル機密ナレトモ、文明ノ今日ニ至テハ、復タ秘スヘカラサル勢アリ、勿論在来ノ神道者流ハ、其促ニ衆ノ信從ニ任カセ、此真趣ハ密勿ニ與カル大臣等ハ知ラサルヘカラサル一大事ナルヲ、縷々辨論セリ、公稍感悟アリシニヤ、其書ヲ出スヘキ由ヲ命セラレ、光枝ヨリ残ラス呈セシナリ、(割注終)且ツ曰ク、今日斯ク百般革新ノ際ニ當テ、此一大事件、革正ノ挙アラサルハ、豈ニ大闕典ニ非スヤ、若シ夫レ今時ヲ愆ラハ、恐ラクハ神道王道竟ニ萎蕪復タ振起セサルニ至ランカ、然リト雖トモ我開国祖宗ノ機密決シテ容易ニスヘキニ非ス、故ニ先ツ姑ラク朝廷ノ機密ニ與カル縉紳ノ外ハ之レヲ知ラシメス、矢張普通ノ神道者流何派ニテモ衆ノ信受ニ任カセ置キ、人民知識開明ヲ俟テ、漸次ニ

之ヲ誘引奨勸セシメンヲ要スヘシ（近日神道ヲ三等ニ分ツノ議又神道ハ所謂治教ニテ宗教ニ非ル辨アリ稿具シテ未定ナリ〔欄外注〕嗟乎是亦不知不識帝則二順ハシムル神道ノ一機密ナルノミ、是レ唯知者ト與ニ道フヘシ、謹テ心腹腎腸ヲ布キ以テ藹言ヲ陳ス、在上ノ君子其レ潜越ノ罪ヲ恕シテ千慮ノ愚衷ヲ諒察セハ、幸甚々々

④「教法論」

【高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二一五七「教法論」】

教法論

万国林立、何レノ国力教ナカラン、而シテ其教ヲ立ル、天道ノ自然、人心ノ固有ニ本ツキ、各其風土人情ニ適スルニ非レバ、衆民之ヲ信セズ、衆民信ズルニ非レバ、假ヒ一時ヲ風靡スルトモ、永ク千載ニ傳ラズ、千載ニ傳ハラザレバ、畢竟善教トスルニ足ルナリ、故ニ教法ハ衆ノ信スルニ任カセ、政權ヲ以テ強ユルモノニ非ズ、政府ハ只其妨害ヲ防クノミト云ハ、実ニ文明国ノ公論ト謂フベシ、夫レ宇内ノ教法多種ナリト雖トモ、之ヲ要スルニ、孔<sup>(耶)</sup>積<sup>カ</sup>那<sup>セ</sup>教<sup>ス</sup>ヲ最モ勝レタリトス（〔割注始〕支那ノ儒教、伏羲ニ権興シ、孔子ニ大成ス、竺ノ仏教波羅門ニ創リ、釈迦ニ大成ス、西洋ハ摩<sup>モ</sup>西<sup>セ</sup>ニ起リ、耶蘇ニ大成ス、孔子前後、老莊楊墨アリ、釈氏ノ前、九十五種ノ外道アリ、耶蘇ノ前、回々等アリト雖トモ皆各其同類ヨリ分派セルナリ〔割注終〕其流派亦多端ニ分ルト雖トモ、同流別派ニシテ、亦各其類ニ從フノミ、或ハ倫理綱常ヲ主トスルアリ、或ハ権法方便ヲ以テスルアリ、又ハ権実ヲ合一スルモノアレトモ、之ヲ要スルニ教法ハ権実ノ二法ニ過ギザルノミ、而シテ其教皆天道人心ニ本ツクト雖トモ、其風土人情ニ因テ、大同小異ナキ能ハズ、故ニ徒ニ彼ヲ非トシ此ヲ是トシ、相攻撃并論シテ已マザルハ、皆其門戸標榜ノ見ニテ、畢竟大方ノ活見ニ非ス眼孔ノ狭小ナルヲ免カレズ、況ヤ同流中ニ在テ、相鬩牆スルモノヲヤ、世ニ政府ノ設ケアルハ、只其教法ヲ網羅籠絡シ

テ、世道人心ヲ維持セシメンガ為メナリ、故ニ教法ヲ保護スルヲ良政府ト称シ、教法モ亦相依頼シテ互ヒニ裨益ヲ相為スナリ、故ニ政府ハ教法ハ教法ノ賄ヒ方ニテ、一部ノ仲間会社ノ如キモノナレハ一ニシテニ、ニニシテ一、始終相須テ相離ルベカラザルモノナリ、然レバ古今相合フベキ筈ナルニ、毎ニ相合フヲ得遂ニ判然一鴻溝ヲ分ツニ至ルハ何ソヤ、請フ詳カニ其故ヲ論セン、夫政教ハ水火ノ如ク、其形モトヨリ分レテ、其情アイ容レザルモノアリト云ヘドモ、畢竟相離レテ用ヲ為スモノニ非ズ、政教ノ岐スルヤ久矣、カノ孔釈耶ノ如キ、各国ニ於テ皆所謂聖人ト称スルモノニテ、万世ノ祖師ト仰ガル、道德アリト雖トモ、當時ヲ以テ之ヲ觀ルニ、其人大率志ヲ得ズ、屈辱譏謗、躬ニ千辛万苦ヲ嘗メ、或ハ刑戮ニカ、リ、其身命ヲモ保ツ能ハザルハ、盖時勢氣數ノ然ラシムル所ニシテ、天命ヲ奈何トモスベカラザルモノ、君子ノ其命ニ安ンスル所以ナルベケレトモ、後世ヨリ之ヲ想ヘバ、豈ニ亦太甚シキニ非ズヤ、然ルニ當時ニ在テハ其尊信心服スルモノハ、只其門人弟子ノミニテ、其他ハ多クハ仇敵ノ如ク世ニ容レラレズ、モトヨリ徳位共ニ備ハリ、其躬政權ヲ有シ、思ケ俛ニ其教法ヲ行ヒシト云モノ有ラサレバ、其勢情亦自カラ政府ト殊ナラザルヲ得ザルモノアリテ、政教一致ノ実、到底行ハレ難キニ終レリ、然レバ政教一致ハ古俗皆然リト云ト雖トモ、古ニ在テモ既ハレ難シ勢アリ、況ヤ後世ニ在テハ、猶難中ノ難ナリ、何トナレバ、政權ヲ執ル人、モトヨリ必シモ聖賢道德アルニ非ズ、只其国々ノ立憲政体ニ拠テ、其民ヲ御シ、又ハ門閥世襲ニテ、政權ヲ專ニスレバナリ、或ハ師道ノ立ツハ、君道ノ衰ヘナリト云説アレトモ、是亦後世ニ在テハ、盖シ已ムヲ得ザルニ出テ、君道ノ外ニ、師道立タザルヲ得ザル勢アレバ、却テ両ツナカラ宜ヲ得ルトモ云ベキナリ、若シ或ハ後世ノ人ナマナカ君師ノ氣取ニテ、政教一致ヲ行ハントセバ、必ス其人ノ流ニ牽強スルニ非レバ、己ノ政權ヲ以テ世ノ自由ヲ束縛シ、人情ニ適ハズ、無理ナル事多ク、其下モ堪ヘ難カルベシ、是欧米諸洲、別ニ教師ヲ置キ、教法自由ヲ許シ、政府ハ與カラズ、但其妨害ヲ防クト云所以ナリ、サレバ彼ノ政權ヲ以テ教ヲ施スノ、又世ノ教法ヲ一ニ帰セシムルノト云論ハ、天理人情ニ戻リ特リ、衆民信從セザルノミナラズ、却テ政府ヲ邪魔ノ如ク視做シ、遂ニ教法戦争ヲ醸成スニ至ラザレバ已マサルナリ、故ニ教法ハ教師ニ委任シ、教師ヲシテ各相磨練シテ、次第ニ旧弊ヲ去リ、新得ヲ来ス様ニサセ、政府ハ與カリテ関カラザル如ク、而モ政府官員、各宗ニ於テ、毫モ阿党偏頗ノ意ナク、極メテ公平闊量ニシテ、所謂議論自由宗

旨自由ヲ許シ、相共ニ勉勵研究シ、革新教義ノ日々ニ上進シテ、前人ニ超過セシメンヲ要シ、勿論其氣脈ハ相通シテ、其周施保護ハ少シモ怠慢ナク、教師ヲ愛子ノ如ク視做スベキナリ、然ルヲ或ハ政學理科ノ片端ヲ聞キテ、政憲ダニ立テハ、教法ハ無用ノ長物ナリ、一切廃止スベシ杯云説アルハ、以ノ外ノ辟説ナリ、併シ是亦其原由ヲ討ヌレハ、迂遠ノ教師、自カラ招ク処ナキニ非サルナリ、余嘗テ従前封建ノ弊習、教学ノ陋風ヲ察シ、頗ル慨然タルコトアリキ、今ハ則文明日ニ進ミ、文教二省ノ学科益盛ニシテ、次第ニ旧弊ヲ除キ新益ヲ謀リ、旧來ノ陋習ハ一洗セシ如クナレトモ、僅カニ此十數年前ヲ顧リミレハ、天下億兆ノ信ヲ取ル、眞実崇敬スベキ教法未タ立タス、只各々自便ノ流義ヲ銜争シ門戸ヲ主張シ、各自ニ其門人弟子ヲ導クノミニテ、勿論政府ヨリ民間ニ教ヲ布カシムト云コトハナク、偶々教ト云ヘバ、習字ノ師、幼童ニ実語教、今川狀ナト習ハセ、又師ノ好事家ハ、唐詩選等ノ如キモノヲ、田舎農家ノ兒輩ニ授ケ、其中善ト称スルモノハ、童兒ノ躑方行儀ヲ教ユルカ、否ラザレバ仏家ノ法談説法ナト称スルモノ、外、更ラニ衆民ノ教法ト云ベキモノナク、或ハ諸侯ニヨリ誦法ノ式等行フモノアレド、是政法ノコトニテ教ト云ニ非ズ、又縉紳士大夫ノ弟子書生ハ、(割注) 足利ノ季世五山ノ僧徒學事ヲ司トリ、稍々教權ヲ有セリ、侯伯ノ国亦皆之ニ倣ヘリ) 儒家ニ入門サセ、假令ハ古學家ナレバ専ラ漢唐ノ古注用ヒ、考證ト力經學トカ、高上ニ唱ヘ、畢生ノ精神ヲ無用ノ故紙堆中ニ疲耗セシメ、理學家ハ、性命理氣、大極無極ナド、玄妙ノ書ヲ、初學少生ニ課讀セシメ、又小學ノ礼法ニテ束縛シ、少壯ノ者ヲ身動キモサセヌ様督責シ、又心學家ハ、未ダ志モ立タザル凡庸下愚ヲ捉ヘ、明悟ノ本心ノト、高妙ニ説キ聞カセ、凡夫ヲ直チニ聖域ニ推躋スル如ク、所謂師心自用ノ弊ニ堪ヘズ、其他文章歷史經濟杯称スル學流、可惜夫人ノ子ヲ賊フコト少カラズ、併シ是皆其善ト称スルモノニテ、其殘劣ニ至テハ、只漢字漢文ヲサヘ解スレバ、最早人間ノ能事ハ畢ル如ク、少シク漢籍ヲ讀メハ、傲然自カラ尊大ニナリ、世故ヲ輕蔑シ、己ヲ言ブリ、人ヲ悔リ、其心術品行、遙カニ無學俗人ニモ劣レルモノ多キハ、豈ニ學術ノ人ヲ誤マルカ、抑モ教法ノ未タ立タザル故ナルカ、又國學先生ト称スル者、近代先輩ノ一時為メニスル所アル、矯枉過直ノ一家言ヲ、初學少生ヘ会えしやく積モナク課讀サセ、紀記万葉ニテ、今日ノ天下ヲモ治メル積リニナリ、或ハ太古鴻荒ノ歴史ヲ牽合附和シ、一種教法書ノ如ク説キ做シ、先王政体ヲ以テ、一家ノ門戸ヲ標榜スル等、又上古野蠻ノ俗習、礼儀モナキ直情徑行ヲ以テ、

却テ大和魂ト称シ、人間ハ教モ学モ入ラヌモノト云放チ、儒ヲ罵リ仏ヲ斥シ、何ンテモ其派ノ書サヘ流行スレバ、直チニ神代ノ美風ニ立復ル如ク想像シ今日文明ノ進歩、日新ノ景況ヲ、少シニテモ旧習故態ニ復古シタク思フナト、時勢人情ノ流行ニオク晚ル、ノミナラズ、甚シキハ大政 朝旨ノ在ル所ヲモ錯認シ大ニ反対スル等、豈氣ノ毒笑止ナルコトニ非スヤ、又時尚ニ阿諛スル生洋学家ハ只管時好ニ投シ、権家ニ迎合セントシテ、何事モ洋式々々ト、ヤタラニ贊頌シ、從來我方固有ノ長所善良ノモノアルヲ、知ラズ、他ヲ羨ミ自ヲ棄テ、翻テ洋客ノ嘲笑ヲ惹クコト多ク、惣テ世道人心ノ為ト云ニハ頓着ナク、平素利慾紛拏、厭ヲ知ラザル黷俗ヲ、益々扇動蠱惑シ、廉恥義務ト云辺リハ、夢ニモ思ハザル輩ナキニアラズ、從來此全世界ノ如斯治安ナルハ、何ヲ以テ維持セシモノヤ、欧米等ハ如何ナル仕方ニテ太平ヲ致スヤ、又彼ニハ修身治心ノ教学ハ、絶ヘテ講セザルヤ、政ト教ト相須テ偏廢セザル訳ハ、如何ト云ヲモ察セズ、漫然ト開明ヲ口ニ籍キ、時処位ノ釣合ト云ヲモ顧慮セズ、躁卒鹵莽ニ実務ヲ逆施倒行シ、秦越ノ肥瘠相憐マザル如キ惡弊ナキニ非ス、其他凡百世教学派ヲ唱フルモノ、紛々競ヒ発リ、天下億兆衆庶方向適從ヲ知ラズ、幾ント所謂舟師多クシテ、船山ニ登ゴトク、其流弊ノ由来スル所、実ニ一朝一夕ノ故ニ非ルナリ、是他ナシ我カ 皇教ノ本未ダ立タズ、學術未タ明カナラズ、真教法未タ興ラザルニ由ルニ非ズヤ、抑モ欧米等ノ文化年ヲ逐テ進ミ、日ヲ逐テ新タナル、其根原果シテ何処ニ在ルヤ、堂々タル我方神聖開國ノ聖朝ニシテ、如何ソ如斯ナルヤ、苟クモ世教ノ責アル君子、豈ニ三タヒ意ヲ致サ、ルベケンヤ、嘗聞ク米人ノ初メテ東京ニ来ルヤ、街上所在ニ習字塾ノ扁額ヲ掲示セルヲ見テ、以謂ヘラク、日本教学ノ盛ナル駭クニ堪ヘタリ、誰レカ日本ニ教法ナシト云フヤト、既ニシテ其実幼童習字ノ私塾ニシテ、其規模最モ淺陋、只塾師糊口ノ為メニスルニ過ギズ、衆民ニ普ク施行スル教法ニ非ルヲ知り、而後人ニ謂テ曰ク、貴國何ヲ以テ教トスルヤ、仏教ヲ用ユルカ、儒法ヲ借ルカ、抑モ所謂神道固有ノ教ニヨルカ、吾等見ル所ヲ以テ察スレハ、古昔ハ知ラス、当今ノ景況ニテハ、神道ノ教世道人心ノ為メニナル所アルヲ見ズ、神官等ノ宮社ヲ掌ルハ、実ハ祈禱配札ヲ以テ、僅カニ自家ノ活計ヲ為スニ過キサルノミ、更ラニ世道人心ニ益スルモノニ非ス、仏教モ亦然リ、偶像ヲ飾立シ、愚民ヲ眩惑シ、檀家ヲ勸財シテ、堂塔ヲ修理シ、葬埋等ノ事務ヲ以テ、財物ヲ募縁スルヲ知ルノミ、道德ヲ以テ俗ヲ化スト云フモノニ非ス、其中儒者ト称スルモノ、一番淡泊ニシテ、而シテ

其教ノ及フ所モ、亦真ニ浅々ナリ、纔カニ縉紳士夫ノ好事玩物ニ供シ、支那風ノ及第学ノ真似ヲ為セトモ、而カモ及第ノ法ナケレバ、無用ノ虚文ニ過キス、渾テ世教ニ関係ナク、政府モ亦之ヲ度外ニ置キ、長物ト視做シタリト、口ヲ極メテ散々誹謗セシト云、又英ノ教師某、横濱貿易掛リノ何某ニ問フテ曰ク、貴国方今道学ノ大家アリヤ、其著書アラバ之ヲ示セト、何某良久按シテ對ヘケルハ、其人今ナキニ非ズ、且其著書モアレトモ、国禁ニテ外人ニ示スヲ許サスト、英人呵々大笑シテ曰ク、其人モ其書モアルマジ、予嘗テ書肆ニ就テ、現存スル所ノ書目ヲ閱<sup>(マ)</sup>ケシカ、是ト思ホシキモノ絶テアルコトナシ、但支那真似ノ詩文ト、洋書ノ翻訳ノミ、偶々国学ト称スルモノハ、残陋看ルニ足タラスト嘲笑セシトソ、是モトヨリ外人誇口ノ常言ニテ、云ニ足ラズト雖トモ、其指笑スル処亦全ク謂レナキニ非ズ、是実ニ我カ教法ノ立タサルヨリ、毎々斯ル侮慢ヲ来スハ、如何ニモ慨歎スベキニ非ズヤ、抑モ我カ太上 神聖首出、垂統創業、万古一帝ノ皇基ヲ建テ玉ヒ、盖シ無為ノ徳化ヲ以テ、惟神隨神、無言ノ神教、自カラ億兆ニ默契セシムルモノアリテ、其名称混然痕ナシト雖トモ、真純素朴ノ至誠ヲ以テ本教トシ、所謂神<sup>カンナカラコトアケセズ</sup>隨<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>言<sup>ニ</sup>国風ニテ、是其教法ト唱フル名称ヲ併セテ混然痕ナキハ却テ尊ムヘキ所以ナレ、後世所謂神道者流、陰陽五行ノ理説ニ出テザレバ、必ス両部習合ノ牽強ニ入ル、或ハ此二家ノ非ヲ弁スルモノアレトモ要スルニ皆處士ノ一家私言ニシテ、太上 朝廷ノ真傳ニ非ズ、真傳ノ本教ハ、即太上 祖宗ノ世ヲ經シ玉フ王道王跡ニテ、其事实ヲ詭秘セシハ、所謂神<sup>ニスル</sup>ニ<sup>ニ</sup>其事<sup>一</sup>ノ 廟謨ニシテ、実ニ唯聖与聖ノ惟神道ナリ、故ニ神道即王道々々即神道ニシテ、王道ヲ外ニシテ神道ヲ言フモノ、皆異端曲学タルヲ免カレズ〔割注始〕神道ノ正傳、之ヲ御傳ト云、一名ヲ実事神道ト云、享保年間、尾張人、吉見左京大夫源幸和、恭軒又風水翁ト号ス、嘗テ 禁廷大嘗会ニ參シテ、神代ノ故実皆実跡アルコトヲ悟リ、之ヲ正史官牒ニ徴シテ、鑿々明誌アリ、由テ書ヲ著シ、此ヲ尾侯ノ文庫ニ蔵シテ、以テ世ノ識者ヲ俟ツ、宗廟社稷問答、五部書辨説、国学弁疑、神道大綱等数種アリ、〔割注終〕嗟乎太上ハ、教法ノ名称未タ立タズト雖トモ、其風紀純朴ニシテ、其実行自カラ身滌祓除等ノ祭ニ存シ、其人皆神聖ノ資ヲ以テ、真純素朴ノ誠意ヲ立テ、加レ之改過自新ノ功ヲ用ヒ、自カラ虚ニシテ人ニ取テ善ヲ為シ玉ヘリ、故ニ其言論名称、未タ詳カナラスシテ、其実事実行自カラ先ツ顕ハルモノ如是中古以来ハ、其言論名称、益々繁多詳密ニシテ、其実事実行ハ愈々偷薄ニナリ降り、近代ニ及テハ、名



実共ニ併セテ之ヲ失フ如シ、豈ニ我カ皇国ノ一大欠典ニ非スヤ、方今維新、開明進歩ノ皇運ニ膺ラセラレ、万事三四十年來ノ旧弊ヲ革正シ、更始一新ノ

朝旨ヲ皇張ナサシメ玉フ秋ニ当テ、特リ人生第一義ノ教法ニ於テ、未タ改正革新ノ大議論ナキハ何ソヤ、廟堂豈ニ其人ニ乏キカ、將タ其任ニ堪ヘタル大耆宿ナキカ、抑モ何ニカ嫌疑忌憚スル所アリテ、之ヲ革新改訂セント欲シテ、未タ能ハサルコトアルカ、愚ハ窃カニ謂フ万機ノ開明如此迅速ニ運歩スルヲ見レハ、廟堂固ヨリ人材ニ乏シキニ非サルナリ、或ハ恐ラクハ時機未タ到ラスシテ、ソノ機會ヲ待ツモノアルカ、アレハ世ニ大英雄出来リテ、我ガ皇教革新ノ舉ヲ興シ玉ハ、今時ヲ棄テ、好機會ハアルベカラズ、豈ニ機會ノ先見未タ其人ヲ得サルカ、苟クモ其人一タヒ憤然之ヲ擔当スル志アラハ、只是一刀兩断ノ英決勇裁ニ在ヘキノミ、因テ教法革新ノ議ヲ建白シ、当事都下ニ輻湊スル所ノ祠官僧侶ヲシテ、教法會議ヲ為サシメントス、而シテ其事未タ允サレス、尔後教師ヲ教育スル師範学校ノ議ヲ献ス、今又古今教法ノ沿革ヲ挙テ、之ヲ概論シ、以テ世ノ教義ニ志スモノニ問フトシ、此一篇ヲ著スノミ、庶幾ハ識者余ガ不逮ヲ憐テ痛正ヲ賜ハ、幸甚々々

癸酉仲夏

慥々齋 奥宮正由識

#### 第四章 教部省における神道改革

## 第五章 明治六年における長崎布教と信教の自由

### はじめに

奥宮慥齋は明治六年教部省官員（八等出仕兼大講議）として長崎へ大教宣布に赴いた。長崎の大教宣布に関しては、藤井貞文氏の古典的研究「明治政府の長崎縣布教」<sup>1</sup>や武知正晃氏の「明治初年の長崎における大教宣布運動について」<sup>2</sup>などがある。前者には社寺取調類纂などの史料をもとにして長崎の宣教活動の概略が詳しく述べられており、後者には西川吉輔日記をもとにして明治五年の教部省設置の前後までの様子が具体的に示されている。慥齋は西川吉輔らを引き継いで長崎の大教宣布に当たったのであるが、その頃キリスト教禁止の高札が撤去された。そのような状況における、慥齋を中心にした長崎の大教宣布の研究はまだない。本章は慥齋の日記および筆記史料をもとにして、明治六年に慥齋が長崎に大教宣布に赴いた活動の様子をたどり、併せて禁教問題をめぐって慥齋の考え方を探る。

### 第一節 明治政府のキリスト教政策と長崎

慥齋の活動を見る前に、明治六年頃までの長崎に関する政府の禁教政策の歴史を振り返っておこう<sup>3</sup>。

慶応四年（一八六八）三月十五日明治新政府は、従来の高札を撤去し改めて定三札、覚二札の併せて五高札を諸国に掲示した。

その第三札には「切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御禁制タリ、若不審ナル者有之ハ其筋之役所へ可申出、御褒美可被下事」<sup>4</sup>と書かれていた。新政権は旧幕府の禁制を踏襲したのであるが、イギリス公使ハリー・パークスの高札文中「邪」の文字に対する嚴重な抗議に対し、結果的にこれを認め、同閏四月四日切支丹禁制と邪宗門を二か条に分け「一切支丹宗門之儀ハ是迄御禁制之通固ク可相守事 一 邪宗門之儀ハ固ク禁止候事」<sup>5</sup>のように改めた。

長崎は神道国教化を進める明治政府にとって、キリスト教防御のための最も重要な土地であり、幕府の禁教政策を引き継いだ

政府は、欧米との関係と禁教の狭間にあつてその対応に苦慮した。慶応元年（一八六五）、浦上の隠れキリシタンがフランス人神父プチジャンに信仰の表白をして以来、本来は厳刑である捕縛された浦上信徒は多数にのぼり、その処置をめぐつて英仏等との交渉を経て、紆余曲折の結果全員流刑に決つた。慶応四年五月には百十四名が山口・津和野・福山の三藩に送られ、ついで明治二年十二月上旬から約三千三百名前後がおよそ二十藩に分散されて流配された。

明治三年二月二十三日各国公使との談判の席で、寺島外務大輔から改心者の浦上への帰村が約束され、この事が諸藩に通達されたが、実施されるのは大幅に遅れた。この間、イギリス公使の信徒処遇改善要求を契機として、明治四年四月政府は外務大丞楠本正隆、中野健明の派遣を各藩に通知し、預託信徒の処遇改善に当たらせた。信徒中改心者が解放されたのは明治五年二月七日に出された第三六号太政官布告<sup>6</sup>によつてであつた。同年二～四月に長崎へ帰郷した浦上信徒は九百～千名程であつた。この頃政府方針は変り、同年五月十四日付の正院から各府県長官に出された「切支丹信仰ノ者」に対して寛大な処置を求めた布達は、禁教緩和政策への転換であつた<sup>7</sup>。そしてついに明治六年二月二四日、キリスト教禁止の高札は撤去され、ついで政府は同年三月十四日各県に流配されていた浦上信徒千九百三十八名の帰籍を許し、信徒達は同年四月から六月にかけて各県から長崎に戻つた。

## 第二節 長崎における慥齋の活動

明治六年一月頃、長崎にはキリシタンによる不穏な情勢があつたようだ。教部省が正院にその対処を求めた同年一月一九日付けの文案「長崎縣異件正院伺按」は次のようになっている<sup>8</sup>。

長崎縣異宗之徒、神祇ヲ侮謾シ国憲ヲ蔑視シ農業ヲ治メス、祖先ノ位牌ヲ焼棄スル等之所業実ニ凶頑ノ至候ニ付、其俣被差置候而ハ彼ガ暴焰ハ日々一日ヨリモ甚敷相成、第一施教之方法ニ關係致シ候間、至急御處置有之度此段申進候也

慥齋は、同一月二十四日（本章での慥齋の日付けおよび行動は断らない限り日記<sup>9</sup>を参照する）教部省に出省し、大丞三島通庸から長崎の状況がはなはだ逼迫しているの、督教に出向いてほしいとの要請を受けた。暫くして東京に出張中の長崎県大属の松村辰昌から下役の小栗憲一<sup>10</sup>、木下靖<sup>11</sup>は先に行くからと懇請され、多病であったが止むを得ず引き受けた<sup>12</sup>。同日付けで「八等出仕兼大講義奥宮正由（慥齋―筆者注）、九等出仕兼大講義小栗憲一十等出仕兼権大講義木下靖」の三名が「教導為御用」として出張することが長崎県に達せられた<sup>13</sup>。同一月二十八日松村大属と共に小栗、木下は先に長崎へ出発した。慥齋は同二月五日下午の寓居を出発し、途中大坂で小栗、木下と落ち合い同二月十二日に長崎に着いた。

慥齋の長崎での活動は神官僧侶を試験して試補等に任用し、中教院を建てることに主眼があつたのであろう。二月十四日には県令宮川房之に面会し、十六日には本蓮寺で県下の僧侶三十名と会い、十八日には聖福寺で三十名の僧侶と会っているが、これは二十三日から行われる合同説教の準備と思われる。『皓台寺誌』<sup>14</sup>には「明治六年二月より、長崎諸宗寺院の僧侶は協議のうえ、合同にて説教を行なうことになり、同月二十三日その第一回目が皓台寺を会場にして始められ、住持伝翁<sup>15</sup>はその第一席を勤めたのである」とある。また『長崎市史』（地誌編仏寺部 上）<sup>16</sup>皓台寺の項によれば、二十三日を始めとして説教を行なつたのは、第一日初席皓台寺山主海雲祖心、次席教部省派遣講師椿原了義、第二日初席大音寺山主寛誉鳳道、次席椿原了義、第三日初席本蓮寺山主渡辺日力、次席椿原了義、第四日以後またこの順序によつた。常に次席で登場する椿原了義<sup>17</sup>とは教部省派遣講師と書かれてあるが、『真宗人名辞典』<sup>18</sup>には椿原が教導職権大講義に補されたことが記されているので恐らく大教院の教導職として派遣されたものであろう。慥齋は子息正治宛の書簡<sup>19</sup>の中で「東京より召連候説教師三人<sup>一人上</sup>手アリ」と書いているが、三人とは小栗、木下ともう一人はこの椿原であろう。椿原は雄弁の評判（椿原の注参照）があり、慥齋が三人のうち一人「上手」といつていることも一致する。慥齋は毎日忙しい思いをし、各寺院にはたくさんの人々が集まっていたようである。先の書簡には「着後<sup>20</sup>。日々存外世話敷一日も餘閑無之日々、説教場江出張いたし候」また「毎日寺院二而説教、一日も虚日なく三十ヶ寺程

有之寺々ニ而日々説教し、男女大勢集会殆三千人にも及申候」と書いている。

慥齋は長崎布教の前任者、西川吉輔<sup>21</sup>、安国清<sup>22</sup>、神代名臣<sup>23</sup>などに会って意見も聞きいた。漸く布教の雰囲気が高まり、聖福寺少講義渡辺善応は、同二月二十二日崇福寺以下三十ヶ寺の連署をもって慥齋、小栗、木下に中教院開設の提案を提出した<sup>24</sup>。また同年二月、光永寺住職正木円備の看坊、聞名寺住職の石基湛然は、賛同者三名と共に自坊の庫裏を教院に用立ててもらいたいと出張中の教部省官員に申し出た<sup>25</sup>。慥齋は県庁と九州諸寺院の許可を得て、三月二十日付で仮中教院を光永寺に建てることを教部省に申請した<sup>26</sup>。教部省は同四月十三日これを許可した<sup>27</sup>。このように長崎では中教院の体制が出来つつあったが、ここで問題が起こったのは禁教の高札撤去であった。

政府は同二月二十四日の太政官布告第六八号<sup>28</sup>を府県に達したが、それには「従来高札面之儀ハ一般熟知ノ事ニ付向後取除キ可申事」という文面が添えられていた。これによって高札は撤去され、ついで三月十四日政府は司法省に対し「諸縣へ御預相成居候長崎縣下異宗徒、今般帰籍」<sup>29</sup>を命じ、約二千名の信徒が四月から六月にかけて長崎に戻った。混乱は高札撤去を契機にして起こっていたと思われる。慥齋にはこの高札撤去に対して真意が知らされていなかったであろう、教導職説教者が困難を生じて苦情を申し出ているとして三月二十日教部省に伺いを立てた。「今般第三高札御取除之儀ニ付、当地教導職説教心得方、種々苦情申出候ニ付（中略）何分現在黒白論争之地方ニテ、疑惑難解支悟不尠候条、今後心得方委曲至急御指令有之度、此段相伺候也<sup>30</sup>」。その返答は四月十二日付で、高札を取り除いたのは布告通りであり、「三条之大旨を以、精々教導可致候事」<sup>31</sup>という簡単なものであった。慥齋は長崎でこの返信を受け取ったかどうかは定かでないが、急遽東京に帰った。日記の同四月二十日条に「同廿日の夜、東京に帰る船中」という記述があり、そのまま船に乗って東京に帰ったとすれば、帰京はその数日後ということになる。その理由は高札撤去の真意を確かめることにあった。それが書かれている文章を示そう。奥宮文庫の中の「崎陽近傍異宗徒・・・」で始まる文章（下書き）<sup>32</sup>は慥齋が再度長崎への出張を申請したものであるが、ここに東京に戻った理由および経緯が書かれている。岩倉使節団の話に触れて

(前略) 海外ニ於而宗門之儀、公使御談判トカ申謬傳説有之折柄、内地ニ於而モ御高札被取除、旁以衆人大ニ疑惑ヲ生セシ場合、彼教師機会ニ投シ勢ヲ得テ百方手ヲ廻シ、宗門禁止ハ既ニ被許タリナト申触ラシ、宗徒ハ益之ニ力ヲ得テ児童ニ至迄良民ヲ愚弄シ、今ニ宮寺モ取毀ニ可成、早ク汝等モ吾カ宗旨ニ改宗セヨ杯、争端ヲ開キ中ニハ戸長へ公然改宗届ケ致セシ者不少(〔割注〕 此事人員姓名其詳ニ別ニ記ス) 戸長杯甚当惑シ 廟堂之御変議ハ無之哉杯、頻リニ不審申出、良民ハ只訳モナク憤懣ニ堪兼動輒ヤ、モスレハ、騷擾ヲ醸出サンカト愚臣等殆ント困却不知所為、不取敢為御伺、一旦上京致シ(後略)

とあり、岩倉使節団の談判で信教の自由を許したというわさ、高札撤去によってキリシタン教師の禁教は既に解かれたという広言、宗徒の良民にたいする愚弄や喧嘩、公然たる改宗届け、それらに対して戸長は当惑し良民は憤懣に耐えず、騷擾さえも起ころうとしていた。それに対して慥齋らは困却し、取りあえず禁教に対する真意を確かめるために帰京したのだった。

明治六年五月の日記は残っていないので、慥齋は東京に帰って誰に会って確かめたかは分からないが、この文章の続きには、再出張の願いが書かれている。

廟堂之御確説萬々不易之处、且都而海外風説ノ謬傳妄説ナルコトヲ拝承シ、始而安堵致シ、愚臣等ニ於テハ大ニ夙疑ヲ霽シ候ヘトモ、残り留ル所ノ同僚此等ノ確説ヲ不知、サゾサゾ防邪ノ儀ニ付當惑困窮可致ト想像ニ不堪ナリ、右ニ付万一今日何ソノ行違ヒ等有之トキハ、一拍子ニテ忽チ邊民ノ沸騰ハ有之間敷哉ト杞憂ニ不堪、頃日(注 五月廿七日白川縣ヨリ巡廻而)<sup>33</sup> 彼地ヨリノ来簡ニモ別後絶テ消息ナク、偏ニ返報ヲ渴望ノ由、愚臣帰京後早速兩度迄(〔割注〕 一ハ物集高見行ノ時托ス一ハ教導職鈴木某江託ス) 報知スト雖トモ、如何ナル事ニヤ遅延シテ未タ達セサル趣、愈掛念仕候(中略) 願クハ今一度彼地出張仕(中略) 此議最至急評決ヲ奉懇請候也

政府の禁教の方針が変わったわけではなく、海外の風説も誤っていることを聞いて自分は了解したが、一步間違えば騒擾になりかねない現地で活動している同僚が心配で、自分が再度直接行って説明すると懇請している。

日記によれば、慥齋のこの願いは一旦は受け入れられ、同六月二十三日長崎再出張が発令されが、結局同七月八日取り消しとなり、再出張はかなわなかった。なお長崎に留まった小栗憲一は、木下靖らと共に長崎周辺を精力的に巡回し説教、試験等をおこなって同九月十七日まで滞在し九月二十八日帰京している<sup>34</sup>。なお再出張取り消しの理由はよく分からないが、小栗憲一の「東京雑記<sup>35</sup>」によれば物集高見<sup>36</sup>が六月前後（五月から七月にかけてのどこかの日）のころから派遣され大分県などの巡回に合流しており<sup>37</sup>、慥齋の代理であったのではなからうか。

ここで再出張に際して書かれた慥齋の要望書を紹介しておこう。二種類の①「長崎再出張見込伺」<sup>38</sup>と②「長崎再出張二付見込伺」<sup>39</sup>と題する書類が残されておりこれによって慥齋の提案や考えを知ることができる。①は日付が明治六年六月、「宍戸大輔、黒田少輔、三島大丞」宛、②は明治六年七月、「本省」宛となっていて、①は再出張が決まる前と考えられ、②は中に「臣等再出張ヲ聞キ」と書かれてあるので一旦出張が決まった六月二十三日以降、七月に入ってから書かれたものと考えられる。②は①の追加であると考えられる。

まず第一に再出張の目的は禁教方針の継続を伝えることであるから、①では出張者の権限強化を求めると共に②では禁教伝達の具体的な文例まで示している。第二は教導説教に関するもので長崎県では松村権典事がやっているように各県の地方官にも教導掛の担当者を置くべきであると提案し、また社寺のない所には適宜説教場を設けることも要望している。第三は指示伝達に関することで、今回の慥齋等の巡回出張について、大教院の大教正管長から祠官僧侶に伝達してほしいことを要望し、また地方官へも教部省および大教院から布達が必要であるとしている。

以上のように慥齋は、結果的には中止となったものの再出張に対して政府の禁教継続の意思を伝えるに行こうとしたのであり、



足らざる所を補い積極的に任務を改善しようとしていることが窺われる。

### 第三節 宗教政策への関わりと信教の自由

#### 第一項 「議按」

慥齋の宗教政策に対する関わり方はどのようなものであるか。慥齋は明治五年三月二十四日に教部省に奉職しているが<sup>40</sup>、奥宮文庫にはその頃書かれたと思われる「議按」と題する史料がある<sup>41</sup>。

#### 議按

- 一、教法ハ衆ノ信徒ニ任セ政府ハ只其妨害ヲ防クノミト云ハ勿論ナリ、然ルニ今教法未タ立タス、衆ノ信徒亦未タ定ラス、方向ニ迷フ時ハ政府ヨリ教ノ本ヲ立テサルヲ得ス、其教ヲ立ル果シテ如何、復別法ナク神道ヨリ外ナキコト
- 一、従前ノ神道幽渺高妙ノ説ヲ除キ只今日

朝廷ノ王道即神道ナル大旨ヲ光明正大ニ揭示スヘキ事

付神道改正ノ挙ノコト

- 一、従前ノ宣教使ヲ改メテ方今改正ノ教ヲ億兆ニ周布告諭スヘキ事
- 一、教部下文部ハニシテ一ナリ、文部ハ文字ヲ諸生ニ教ユルノ教部ニシテ、教部ハ教化ヲ億兆ニ敷クノ文部ト云ヘシ、然ラハ相通シテ一ツナルヘキ事
- 一、敬神尊王ノ四字極メテ広大ニシテ、一家私言ニ落チサル様、且各家宗旨ハ殊ナリトモ苟モ此四字ニ適ヘハ、皆資テ今日ノ王政神道ノ羽翼ト為スヘキカノ事

これが書かれた時期は、第四項で「教部ト文部」と書かれていることから教部省設立以後、さらにその後慥齋が教部省に入省した明治五年三月二十四日より後であり、第三項目で「宣教使ヲ改メテ」としていることから、宣教使の替りとなる教導職が設置される四月二十五日以前であると思われる。即ち教部省設置後、明治五年三月から四月にかけてと理解してよいだろう。

同じ頃書かれた「初入省時愚存草稿」<sup>42</sup>（「愚存草稿」と略記する）という文章があるが、こちらは文章中に三条の教則（教憲）<sup>43</sup>が書かれており、よってそれが教導職に示された四月二十八日以降のものである。この「愚存草稿」を見ると、冒頭には「教法ハ人民ノ信從ニ任カセ、政府ハ只其妨害ヲ防クノミト云ハ、実ニ文明ノ公論ト言フ」と「議按」と同じように信教の自由が示され、またこの「議按」で使われている重要な語句「王道即神道」、「教部ト文部ハニニシテ一」がこの文章にも使われて縷々説明されているので、この「議按」が慥齋の考えを示すものであることは疑いが無い。

この「議按」は下書きであろうが、慥齋が教部省行政に積極的な提言をしていたことを示すものである。第一項目については、国家のとるべき「教法」が示されており、信教の自由が前提とされ、慥齋の結論は「教ノ本」は神道しかないことを主張している。政府においては、明治三年正月に「大教宣布の詔」が発せられて以来宣教使によって神道国教化の啓蒙活動が行われてきたが、それが行き詰まり新たな方策が求められている時期であった。「愚存草稿」によると、三条の教則（教憲）が示された時、教部省の政策に関して議論が成され「衆教ヲ折衷シテ新タニ一大教法ヲ創立スヘシ」や「此三条ヲ範圍トシテ在来ノ神仏二教ヲ用ヒ、二者ヲシテ各自ニ教ヲ布カシムルニ若カス」、また「中人上下ノ教法ヲ分チニ教ヲ革新シ、方今ノ時勢ニ適セシムヘシ」、「万国交際ノ今日（中略）耶蘇新教ヲモ許シ開カシムルヘシ」、「仮令開クトモ姑ラク黙許ニヨロシ」等<sup>44</sup>の意見があつたが、慥齋は、先に示した信教の自由を前提として、「衆庶ノ信從スルモノハ神仏二教ノミ」であるとして、新たに一教を立てることは必要なく、「我国固有ノ神道ヲ本トシ、而シテ三条ノ教憲ヲ以テ範圍」となし、主は神道、従は儒、仏、その他とすべきであると示した。

「議按」について第二項目以下についても簡単に触れておこう。「王道即神道」とは慥齋の神道観であり、「愚存草稿」には「今

日朝廷ニテ行フ所ノ王道王政ニテ、別ニ所謂神道ト号スル一種ノ道アルコトナシ」と説明されている。第三項目は低調だった宣教使の活動を改めようとする積極的な姿勢が伺われ、第四項目は教部省と文部省とは教育という点に関して重なる部分があり、「愚存草稿」では「相軋レハ、両ツナカラ傷敗ニ至ルヘシ」と懸念を表明している。第五項目において、「敬神尊王」を「王政神道ノ羽翼ト為スヘキ」としていることは、この後に示された三条の教則（教憲）はこの考えを含んでいるのであるが、これは大教宣布運動の普遍的原則を定める上において示された慥齋の基本的な考えであろう。

## 第二項 信教の自由

「議按」で前提とされた信教の自由「教法ハ衆ノ信徒ニ任セ政府ハ只其妨害ヲ防グノミ」は「愚存草稿」の冒頭にも出てくることは、先に見た通りであるがさらに長崎滞在中に書かれた「宗旨問答」<sup>45</sup>の初めにも現れる。この「宗旨問答」は長崎滞在中の明治六年三月に書かれたものであり、問答形式で信教の自由と禁教に対する考え方を述べたものである。即ち問答に入る前に信教の自由を示している。「教法ハ衆ノ信徒ニ任カセ、政府ハ与カラズ、政府ハ只其妨害ヲ防クノミト云ハ、実ハ已ムヲ得ザルニ出ツルト云ヘドモ、天理人情ニ叶ヒ、否ト云ハレヌ名言ナリ」。慥齋は「教法」を論ずるとき必ず、信教の自由を前提にしていることから、これは慥齋の信念であったと言つてよい。一般に信教の自由は禁教政策の中から出て来たと考えられるので、いくつかの例で明治六年ころまでの経過を振り返ってみよう。

慶応四年三月五箇条の誓文發布の翌日、五榜の掲示が立てられて以来、政府は幕府の政策を引き継ぎ、禁教政策を布いてきたのであるから、同年四月浦上教徒三千余名の処分案について御下問がなされたときの答申（七十六名）<sup>46</sup>の中に信教の自由の考えは出て来ていない。

明治四年七月佐佐木高行（一八三〇—一九一〇）は右院で「宗旨」について議論があった時、次のように言っている<sup>47</sup>。

或日、右院ニテ宗旨ノ義ニ付、大評議アリシニ、諸省長官・次官見込区々ナリ、其内後藤ハ断然解禁論ナリ、山縣兵部大輔モ同論ナレ共、コレハ少シ寛也、高行思フニハ、耶蘇宗モ幾年迄モ嚴禁モ見込ナシ、去トテ当時断然解禁不可然、如何トナレハ、日本ノ光景、御一新ヨリ僅カノ年月ニテ、未百事挙ラス、就中法律及諸規則等、各国人へ相对シ信用ヲセラル、程ノ事ハ、四五年モ経スシテハ、逆モ見込ナシ、(中略) 夫是五六年モ経ル中ニハ、耶蘇宗解禁スルモ可也ト云ヘリ

ここには後藤象二郎、山県有朋は解禁論であり、佐佐木自身は、キリスト教をいつまでも嚴禁にして置く訳にはいかないが、解禁出来ない理由として法整備などの未熟を挙げている。ここでもまだ信教の自由ははっきりとは示されていない。明治政府はこの時点で廢藩置県を断行し、急速に国内体制を整えつつあったが、社会的にまだ不安定要素も多く、暗殺事件なども起こっていた<sup>48</sup>。状況を考えれば、信教の自由よりも国権の確立が何よりも優先された事は当然であつたろう。

明治五年になって信教の自由の意見があつたことが認められる。明治五年の「神祇省 御改革書類概略抜抄」<sup>49</sup>には第一章の中に「教法は民の好尚する處を自擇信從せしめ而して其風俗事業を害する事なきよう査督する事を説」とあり、また第二章の中にも「此教法に従はんと欲する者あらは寛恕し自擇に任さん事を説」とあり、神祇省の中に信教の自由を推進する人物が居たことを示している。慥齋が「議按」を書いたのは、教部省が出来てからであるので、これらの考えが表明された後ということになる。

慥齋は「宗旨問答」の中で、ロンドン滞在中の岩倉具視(一八二五—一八八三)の発言が新聞に掲載されたのを読んで、改めてその考えを理解したことを書いているので、岩倉の考えをたどりながらそれを紹介しよう。

### 第三項 岩倉具視の考え

岩倉自身は、慶応四年の前掲、御下問に対する答申のなかでは、説諭改宗論(原案賛成)に属するが、付言を見ると「彼ヨリ

異端申立候得者、縦令戦端ヲ開候共御趣意貫徹候様不顧成敗利鈍、無二念可執行事ト存候」<sup>50</sup>と書かれており、戦争をも辞さないという強い気概を持った禁教論者であった。明治四年七月前掲の「宗旨ノ義」について佐佐木高行の弁には、その続きに岩倉のことが書かれている。「岩公ハ、確乎トシテ禁制、従前ノ通ト見ルニ付、色々ノ議論アル中ニ、遂ニ岩公ノ議ニ決シタリ、岩公モ何時迄モ防キ留メルコトノ見込ニテハ無之、漸々人心モ落合、知恵附キタル上ノ事トノ考ノ光景也」<sup>51</sup>即ちこの頃、岩倉は確固とした禁教論者であつたが、佐佐木と同じく禁教は何時までも続くとは思つていなかったのである。

明治五年一月、岩倉使節団はアメリカに到着し、交渉において早々に禁教問題が取り上げられ、使節団は、最後には「法教と条約は関係がない」と言い切つたが<sup>52</sup>、アメリカは譲らず「教法ノ呵責ヲ防キタル上ニアラサレバ、自由ノ交際ハ出来サルモノニ候」<sup>53</sup>という態度を示した。条約改正交渉を開始した使節団は、全権委任状を取りに大久保利通、伊藤博文を一旦帰国させ、留守政府に対して禁教政策を解くため、高札撤去を願ひ出ることにした。高札撤去は拒否されてしまつたが、その後大使一行はイギリスに渡り、一八七二年十一月二七日外務尚書クラン威尔との会談で「今日に至りては仮令之を奉ずるとも政事上に害なきものは之を咎むることなし終には寛恕の期に至るべく候」<sup>54</sup>と述べ、アメリカへの対応とは違い寛恕の方向を示した。

#### 第四項 慥齋の理解

「日新真事誌」明治六年二月十四日号（第二三七号）は英国新聞の報道として、ロンドン滞在中の岩倉大使の宿舎に第一法官が訪問したことを紹介している<sup>55</sup>。

千八百七十二年二月十日<sup>56</sup>（ヘラルド）新聞ニ曰ク英国（ロンドン）ニ於テハ、前一週間ニ（ランベスパース）ト云フ亭院ニ於て、僧官等会合ヲ為シタルガ、此議事ノ中ニ日本政府ノ（クリスタン）宗ヲ制禁スルコトヲ論ジタリ、之レニ因テ第一法官某ハ日本公使ニ面会シテコノ事ヲ議セントテ公使ノ旅館ニ至リ、同職一統ノ名ヲ以テ先ズ両国親睦ノ喜ヲ述べ、且ツ両

国ノ交際間ニ於テ今一層善良ノ方法ヲ成サンコトヲ望メリ、続テ（クリスタン）宗ノ事務ヲ扱フ社中、統領ヲ始メトシテ数人茲ニ来リ、大ニ論シテ此ノ宗旨ヲ日本国内ニ普ネク聞カンコトヲ欲セリ、因テ岩倉公ハ手カラコノ答文ヲ渡サレタリ、其ノ文ニ曰ク我等貴社ノ尊来ヲ得テ何ノ喜カ之レニ如カン、且ツ日本帝国ノ為メ大利ヲ興サントノ尊意、我等ニ於テ大ニ之レヲ好ス、而シテ又汝ノ諷示スル日本国ノ（クリスタン）宗禁制ノコトニ就テ我等答辞無カル可カラズ、則チ公明ニ汝ニ告ゲン、日本国ニ於テ従来（クリスタン）宗ヲ禁スルノ国制ハ大ニ不正ナレハ、自今日本政府ニ於テハ最良ノ（クリスタン）宗ヲ用ヒンコトヲ望ム、而シテ之レヲ民間ニ開ラキ並ニ文明ヲ進歩セシメント欲ナリ、汝如シ此ノ真證ヲ得ンコトヲ要セバ、我ガ本国及ヒ外国ニ於テ方今我等ガ為ス所ノ行ヒヲ以テ之ヲ察知スベシ

慥齋は「宗旨問答」の中の質問、漫然と信教の自由を許したとき「異教」に必ず圧倒されるがどうしたらよいか、「今は之レ制禁セズシテ漫然トシテ衆ノ信従ニ任カセバ、忽チ異教ニ圧セラレンコト必セリ、是ヲ如何センヤ」に対して、右記の全文を引用して次のように説明している。

慥齋は、まず神道が必要であることを述べて歴史をたどり、現在神祇官を廃し教部省を創り大中小の教院を置きあまねく教化をしていることは「千載一遇」といふべきであるとしている。最近うわさで岩倉公が彼の地で「宗門ノ禁ヲ解キ開教ヲ許可」したと聞いて初めは信じられなかったが、「日新真事誌」の記事を読んで理解できたという。それは「教法ノ禁ハ従前ニ在リテハ可ナルベケレド交際ノ今日ニハ不都合ナリ」<sup>57</sup>ということであり、大使が「日本国ニ於テ従来（クリスタン）宗ヲ禁スルノ国制ハ大ニ不正ナレハ自今日本政府ニ於テハ最良ノ（クリスタン）宗ヲ用ヒンコトヲ望ム」といったことに対して、慥齋は、「最良ノ（クリスタン）宗」とは「条理正シク彼近年革新セシト云真性ノ新教ナルベシ」<sup>58</sup>と理解した。結局、大使の「帝国ノ為ニ大利ヲ興」<sup>59</sup>とすする深い考えを理解して「我国ニ大利アリト云時ハ豈ニ拒絶スベキノ理アラン」<sup>59</sup>とし、又国の根幹とされた国体についても「ヨシヤ之ヲ開キタルトモ国体ヲ傷リ帝国ヲ害スルコトハ有マシク」<sup>60</sup>としてキリスト教を導入することを了解したのであ

る。

慥齋は明治五年以来、信教の自由を前提とした考えを表明していたが、「議按」第一項目に見るように、神道による国権の確立が急務であると考えていた。長崎滞在中、高札撤去による混乱を目の当りにしてみれば、信教の自由の考えは直ちに禁教解除に結びつくものではなく、むしろ慎重だったと考えられるのであるが、「日新真事誌」に書かれた岩倉の言葉「交際ノ今日」「帝国ノ大利」および「最良ノ（クリスタン）宗」の考えを深く理解し、キリスト教の導入即ち禁教の解除に賛意を表したのである。

### おわりに

本章では慥齋の長崎における活動、信教の自由などについてその考えを紹介した。慥齋は高札撤去に対してその真意を確かめる為に東京に戻ったが、禁教の継続を確認した。これは高札撤去は禁教の解除を表すものではないという、従来の研究に反するものではない。この高札撤去の意味は、少数の政府担当者だけしか知らなかったことを改めて確認するものである<sup>61</sup>。

また慥齋は宗教政策の提言をし、明治五年から信教の自由を表明していることを示した。明治三年の高知藩改革において慥齋は「人民平均の理」論告の草稿を書き、自由平等の根拠を人間の本性に基づく「靈妙の天性」としたが<sup>62</sup>、「教法ハ衆ノ信徒ニ任セ政府ハ只其妨害ヲ防グノミ」という慥齋の信教の自由は、人間を社会的集団的に見た場合の考えであるが、自由という点に関しては右の論告の考えと無関係ではあり得ないであろう。この信教の自由は個人の権利を最大限に認めるプロテスタント的信教の自由ではなく、神道を国教とすることを前提にした宗教的寛容であり、自由を基調とした社会一般の人間のあるべき姿を理解したものであると云うことができる。

この考えをどのようにして獲得したのかについては、二つ考えられる。一つは福沢諭吉の『西洋事情初編』（巻之一）の「政治」の項目のなかで「欧羅巴政学家の説に、凡そ文明の政治と称するものには六ヶ条の要訣あり」としてその「第二条信教」に「人々の帰依する宗旨を奉じて政府より其妨害をなさざるを云う」と信教の自由が紹介されていることである。慥齋には福沢の『西洋

事情外編』を引用しつつ自らの考えを述べた著作「人間交際論」や『西洋事情二編』（巻ノ一）を引用した文章「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」があり、『西洋事情』初編も読んでいたと思われる。もう一つはフルベツキやニコライと交流を持ったことであり、とくにフルベツキとは、明治三年ころ頻繁な交流をもち、明治六年七月に上梓された慥齋の著作「皇朝身滌規則」の後書き（跋）は同人が書いている。岩倉使節団派遣はもともとフルベツキの建言「ブリーフスケッチ」<sup>63</sup>によることが大きな要因であったことはよく知られており<sup>64</sup>、そこには「宗教的寛容」として「いかなる国の人民も自分自身の良心に従う宗教的信条と崇拜形式とを保持することが許されているということの意味にすぎない」<sup>65</sup>と書かれている。フルベツキの使命は日本に信教の自由を知らせること、「その一点にあつた」<sup>66</sup>ことを考えれば、慥齋がフルベツキから信教の自由について学んだと考えることは決して不自然ではない。

注

- 1 『国学院雑誌』第八一巻第一二二号（通巻五八〇号）、皇典講究所、一九四二年。
- 2 『日本思想史研究会会報』第二〇号衣笠安喜先生追悼特別号、二〇〇三年。
- 3 家近良樹『浦上キリシタン流配事件』、吉川弘文館、一九九八年、また三上昭美「明治政府のキリスト教政策」『近代日本の形成と宗教問題』、中央大学出版部、一九九二年を参照した。
- 4 『法令全書』第一巻、原書房、一九七四年、六七頁。
- 5 同右、一〇七頁。
- 6 その条文は「去巳年各地方官へ御預ケ相成候異宗徒ノ中、悔悟致シ候者ハ御赦免相成候条管下民籍へ編入、又ハ本籍へ復帰等本人ノ望ミニ任セ厚ク世話可致事」。
- 7 三好祥子「明治初期のキリスト教政策の転換に関する一考察」『お茶の水史学』第三五号、一九九二年。



<sup>8</sup> 「社寺取調類纂」一六六、マイクロフィルム版、藤井貞文編圭室文雄校訂、雄松堂フィルム出版、一九八三年。

<sup>9</sup> 島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部(七)、『早稲田社会科学総合研究』第一一卷三号、二〇一一年三月二五日発行、原典は高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号七一五一、奥宮慥齋日記「壬申日録并改暦日抄」、および同文庫、受入番号、全集慥齋著書五八『慥齋先生日記十』。

<sup>10</sup> 小栗憲一は教部省九等出仕(『官員録』明治六年一月一四日改)、号は布岳、一八三四年生、一九〇一年歿、豊後国戸次駅真宗大谷派妙正寺の次男として生まれる。兄は小栗栖香頂、明治初年本姓小栗栖の栖の一字を取って小栗を自らの苗字とした。明治二年日田縣知事松方正義に抜擢され、弾正台出仕、長崎で外教取り締まりを行なった。明治四年宮内省に転じ権大録となる。明治六年教部省に転じ、明治八年大蔵省に移る。明治一〇年官を辞し宗門の事に専心し活躍する。明治二一年善教寺住職となる。晩年は詩画に優遊し著書及び南画が多数残されている。(「六法院小栗憲一師小伝」『竹林庵布岳遺響』、明治館、大正四年)。

<sup>11</sup> 木下靖は教部省十等出仕(『官員録』明治六年一月一四日改)、明治五年九月二三日改の『官員録』では妙蓮寺石舟(十等出仕)となっている。

<sup>12</sup> 同右の日記、明治六年一月二四日条に「遭三島大丞、云崎陽之事甚切迫、煩往督教」、「有頃松村大属亦来云、(中略)請俟疾癒来督、念八初朝、小栗木下亦行、予辞不能」とある。

<sup>13</sup> 前掲、「社寺取調類纂」一六六にあるこの書類は日付けが「明治六年廿四日」となっていて月が欠けているが、慥齋等が既に活動を始めている二月ではありえないので一月であろう。

<sup>14</sup> 『皓台寺誌』編集兼発行者、金子帰山(宗一)、発行所、海雲山皓台寺、一九八六年発行。

<sup>15</sup> 皓台寺二五世伝翁祖心(海雲)。

<sup>16</sup> 『皓台寺誌』編集兼発行者、金子帰山(宗一)、発行所、海雲山皓台寺、一九八六年発行。

<sup>17</sup> 椿原了義(一八三二—一八七九)「天保三年近江真福寺に生まれる」『明治六年大教院が設置された時、神官・僧侶が東京に雲集』

したが了義の雄弁に勝るものはなかった」(『真宗本派学僧逸伝』永田文昌堂発行、井上哲雄著、三二三頁)。

<sup>18</sup> 赤松徹真「ほか」編『真宗人名辞典』、法藏館、一九九九年。

<sup>19</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号四四「問目」、明治六年三月四日付(これは子息正治氏「および援助者」の書写したものの)。

<sup>20</sup> 長崎着のこと。

<sup>21</sup> 教部省九等出仕、『官員録』明治六年一月改)。

<sup>22</sup> 教部省十二等出仕、『官員録』明治六年一月改)。

<sup>23</sup> 教部省十三等出仕、『官員録』明治六年一月改)。

<sup>24</sup> 前掲、「社寺取調類纂」一六六。

<sup>25</sup> 同右。

<sup>26</sup> 同右。

<sup>27</sup> 同右。

<sup>28</sup> 「自今諸布告御発令毎ニ人民熟知ノ為メ、凡三十日間便宜ノ地ニ於テ令揭示候事 但管下へ布達ノ儀ハ是迄ノ通、可取計從來高札面ノ儀ハ、一般熟知ノ事ニ付向後取除キ可申事」。

<sup>29</sup> 『法令全書』第六卷一、原書房、一九七四年、七五五頁、三月一四日条。

<sup>30</sup> 前掲、「社寺取調類纂」一六六。

<sup>31</sup> 同右。

<sup>32</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号一、一八、「崎陽近傍異宗徒・・・」。

<sup>33</sup> これは慥齋本人の注、「白川縣を巡回したものが五月廿七日帰って来て」と解釈できる。

<sup>34</sup> 小栗憲一の記した「東京雜記②」(大分県善教寺所蔵)の一葉に教部省に提出した出張届け(下書き)が「本年一月廿八日ヨ

リ長崎出張被仰付同日出立、二月十二日長崎着、九月十七日彼地出立同廿八日帰京候、此從早速御届可申之処所勞二付延引候、此段御届申上候也 明治六年十月廿二日 九等出仕小栗憲一 本省御中」と書かれ、滞在日、帰京日が分かる。

<sup>35</sup> 小栗憲一が明治六年二月から九月にかけて、長崎および九州各地を巡回教導した里程、滞在費用などが書かれている。

<sup>36</sup> 物集高見（一八四七・一九二八）明治・大正時代の国学者。号は鶯谷・董園。弘化四年（一八四七）豊後国速見郡杵築城下（大分杵築市）に生まれる。幼少から漢学・国学に親しみ、長崎遊学を経て、慶応二年京都の国学者玉松操に入門、明治二年東京に移り平田鍊胤に学ぶ、神祇省・教部省・文部省を経て明治一九年帝国大学文科大学教授、このとき教部省十等出仕（『官員録』明治六年一月改、および『国史大辞典』、吉川弘文館、一九七九年）。

<sup>37</sup> 前掲の小栗憲一の記した「東京雑記②」には小栗憲一等の巡回里程が書かれており、二葉に「五月九日ヨリ七月九日迄 里程二百九十四里 白川縣大分縣へ巡回試験、尤白川へハ木下同道、大分ニテハ物集出會ノ事」とあり、一三丁には「八月十三日より廿三日迄天草出張（割注）物集小栗」、また一四丁には「七月廿五日より八月四日迄福岡出張（割注）物集小栗」とあり五月から七月のいつかは定かではないが、物集という人物が小栗憲一と共に巡回に加わっており、この人物は教部省の物集高見であることは、ほぼ間違いないであろう。

<sup>38</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号二・四二「長崎再出張見込伺」。

<sup>39</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号二・二二「長崎再出張二付見込伺」。

<sup>40</sup> 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部（六）、『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻二号、二〇一〇年一二月二五日発行、四九頁、明治五年三月二四日条。

<sup>41</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号六一〇五「宗教議按」。

この「議按」は初出ではなく、「中野健明の高知巡視と奥宮慥齋のキリシタン教諭について」『キリシタン研究』第五輯、吉川弘文館、一九五九年、一七四―一七五頁、に引用されているが、そこでは詳細に分析されていない。

<sup>42</sup> 前掲、島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部（六）、六四―六九頁。原典は高知市民図書館、奥宮文庫、受番号三二六三、

「初入省時愚存草稿」。

<sup>43</sup> 三条の教則（教憲）とは

第一条

一 敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事

第二条

一 天理人道ヲ明ニスヘキ事

第三条

一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

（『法令全書』、明治五年四月二八日）

<sup>44</sup> 前掲、島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部（六）、六四頁。

<sup>45</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号三一一九、「宗旨問答」、末尾には「時明治六癸酉三月下浣属稿于碓陽傲居 外物外史識」

とある。尚「宗旨問答」もう一つ受入番号三一二一にもあり、前者は後者の書き直したものであると考えられる。本稿では前者を参照した。

<sup>46</sup> 村上格山「明治初年の対耶蘇政策考」、『国史論纂』、躬行会、一九四二年。

<sup>47</sup> 『保古飛呂比 佐左木高行日記』（五）、東京大学出版会、一九七四年、一七三頁、このとき佐佐木高行は司法大輔。

<sup>48</sup> 明治四年一月九日参議広沢真臣暗殺事件起こる。

<sup>49</sup> 『岩倉具視関係文書』第七、日本史籍協会、一九三四年、四三九頁。

<sup>50</sup> 前掲、村上格山「明治初年の対耶蘇政策考」。

<sup>51</sup> 前掲、『保古飛呂比 佐左木高行日記』一七三頁。

<sup>52</sup> 『大日本外交文書』五卷、一九三九年、一六一頁、また山崎渾子「岩倉使節団と信教自由の問題」、『日本歴史』第三九一号（一

二月号)、一九八〇年、五四―五五頁を参照した、また以下本節では同論文を参照した。

<sup>53</sup> 『大日本外交文書』第五卷、一九三九年、一六一頁。

<sup>54</sup> 『大日本外交文書』第一卷、一九四一年、二二八―二二九頁。

<sup>55</sup> 複製版『日新真事誌』、ぺりかん社、一九九二年、四四五頁。

<sup>56</sup> 一二月一〇日の間違いであろう。二月一〇日は岩倉大使一行はまだアメリカにいる。大使一行のロンドン滞在は陽暦一八七二年八月一七日から二月一六日まで(田中彰『岩倉使節団』、『米欧回覧実記』、岩波書店、二〇〇二年、二二二頁)。

<sup>57</sup> 前掲、奥宮文庫、受入番号三一一九、「宗旨問答」六葉。

<sup>58</sup> 同右。

<sup>59</sup> 前掲、奥宮文庫、受入番号三一一九、「宗旨問答」七葉。

<sup>60</sup> 同右。

<sup>61</sup> 鈴木裕子「明治政府のキリスト教政策・高札撤去に至る迄の政治過程」、『史学雑誌』第八六編第二号、一九七七年、六九(一)

九一)頁、また鈴江英一「第三講 禁教は解かれたか」、『キリスト教解禁以前』、岩田書院、二〇〇〇年。

<sup>62</sup> 第二章第二節第一、五項参照。

<sup>63</sup> 梅溪昇『お雇い外国人』⑩政治・法制(付録一フルベッキ「ブリーフ・スケッチ」(Brief Sketch))、鹿島研究所出版会、一九七一年。

<sup>64</sup> 同右、三二―三三頁。

<sup>65</sup> 同右、二五―三頁。

<sup>66</sup> 高谷道男編訳『フルベッキ書簡集』、新教出版社、一九七八年、一三頁、また安岡昭男「岩倉使節と宗教問題」、『近代日本の形と宗教問題』、中央大学出版部、一九九二年、二七六―二七七頁。

## 第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響

### はじめに

ここでは慥齋の考え（思想）の成り立ちを探り、自由民権家三名（板垣退助、中江兆民、島本仲道）を取り上げ、彼らが慥齋からどのように影響を受けたのかを考察する。

### 第一節 慥齋と佐藤一齋

慥齋は佐藤一齋（一七七二—一八五九）の存命中、二回教えを受けた。それは数え年二十二歳の頃と四十四歳の頃のことである。慥齋は文政十三年（一八三〇）二十歳の時、父正樹に従って江戸に出て佐藤一齋の門に入ろうとしたが、父の病気やまた本人が重篤な病に陥って果せなかったらしい！。天保二年（一八三一）一旦高知に帰り、同三年また出京し、一齋に入門したのは二十歳の時であったろう。同四年にはまた高知に帰っている。このとき一齋に教えを受けたのは約二年間である。天保三年から四年にかけては『客中記』<sup>2</sup>という日記があり、その日記には「揚子岸の学塾」と記されているが、それは一齋が講義をしていた八代洲河岸の学塾であり、頻繁に通っている様子が書かれている。それは林家の学塾で、將軍綱吉の頃、儒学興隆の機運と共に昌平坂の聖堂構内にあった学舎の外に八代洲河岸にもう一つ設けたものであった。

慥齋は四十四歳の時に、嘉永七年（一八五四）八月十二日築地藩邸の弘敷役を申付けられた。母と従僕の伊太郎、および途中で岩崎弥太郎を伴い同年九月高知を出発し、同十一月江戸に着いた。一齋に久しぶりに面会したのは翌年一月二十三日のことであった。この頃交わった儒学者は若山勿堂、大橋訥庵、安井息軒、藤森弘庵、芳野金陵、塩谷岩陰など、錚々たる人物である。

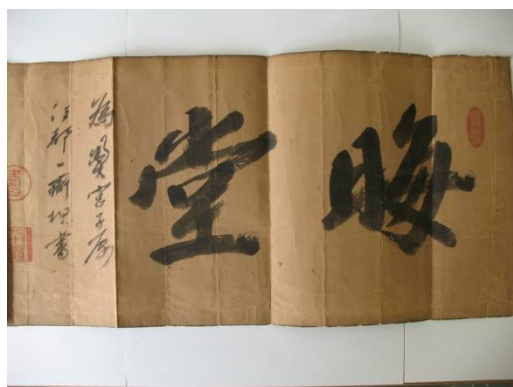
慥齋が高知に帰ったのは安政三年（一八五六）四月であった。慥齋は自身の号の一つとして「晦堂」を使っているが、これは一齋から授けられたものであり、一齋によって書かれた書が残っている（左上）。慥齋は一齋から大きな影響を受け、自らの参究と相俟って土佐における陽明学の首唱者となった。

## 第二節 慥齋の省悟

奥宮慥齋の考え（思想）を理解する上で最も重要なものは「聖学問要」<sup>3</sup>である。

この小著は慥齋が生涯に亘って推敲に推敲を加えたものであり、その最後の草稿の末尾には「丁丑二月念六夜校了、六十五年八箇月慥齋老人」<sup>4</sup>と記されていて、丁丑は慥齋が死去した明治十年であるので最晩年まで校正をしていたことになる。若い頃の日記<sup>5</sup>にこの『聖学問要』が書かれた経過と共に、慥齋が省悟に至った経過が書いてあるのでそれを見てみよう。

天保四年（一八三三）二十三歳のとき、慥齋は一齋に学んで江戸から高知に帰ってから市川子文（彬齋）やその他の友人と読書をしたり討論を深めていた。ある時から子文の持ってきた心学の書について話すようになった。天保五年三月五日条には「（前略）よりてまた心学を論ず、頗る省悟あり、（中略）夜にいろいろと思ひ困して竟に一大疑団を醸す、こは都鄙問答によりて起こりし疑なり胸中判然たらず、いとくるし」と記している。これはある禅僧と親しくなり『碧巖録』を借りたとき、「これはわが門の最高峰であり、君らのような小根劣気の為す所ではなく、俗な人間には貸さないのだ」と言われたことに激して日夜それに取り組んだ<sup>7</sup>ことに始まり、真剣な議論や工夫の結果、疑問が高じて疑団にまで至ったのであろうと思われる。ついで三月十六日条には「午後市川子とともに象山先生文集を読む（中略）けふ頗る省悟あ



佐藤一齋から慥齋に送られた号「晦堂」

（高知市立高知市民図書館奥宮文庫館所蔵）

り、頃来の一大疑團忽然として打破し、見性せしを覚ふ、胸中初而豁然たり、可喜々々」とあり、その前の疑團が解消されたことが示されている。「見性」とは禪語であり、本心本性を見得ることをいう。この時点で慥齋は自らの抱いた疑團に対しそれを解決しようとして集中して努力した結果、何らかの確信を得たことを意味する。翌日の十七日条には「午後市川子と会読す、益躍然たり、実に頃年用力皆誤矣なることを覚えて甚後悔す、此を古書に徴し之を念頭に験するに井々大小味あり、即是佛氏所謂本来面目を見得するもの是なり、超然として聖域に至るも亦此一大路耳」とあり、「本来面目」も禪語であるが、颯爽として欣喜雀躍する様子は至り得たものが確信に満ちたものである様子が示されていて、新しい世界が開かれたことを覗わせるものがある。

これは日記にある通り、陸象山の文章を読んだことであつた。このことは早速一齋に書き送つたに違いない。それに関すると思われる一齋からの書簡が残っている。そこには「扱、前書中陸象山集御覽ニ而大頭腦之所、恍然省悟あられし由如何様ニも陸子之書直裁端的ニ候得ハ、読ミ様次第にて有益不少与被存候、凡ソ書ヲ読候事古人に出会候も同様ニ候間、随分心ヲ平力にして読候様可被致候」と慥齋の省悟のことが書かれていること、また陸象山の書は有益であり、一般に書を読むときの注意や心を公平に保つて読書すべきであることなどが書かれている。この書簡には日付けのみで年号がないが、慥齋の省悟の報告に対する一齋の返信であることは間違いないと思われる。

慥齋はこの省悟の経験の後、天保六年三月六日条には「終日聖学端的稿本を刪す」同三月十二日条には「聖学端的草稿つゞる」、また同四月八日条には「午後市川子を訪て草稿の端的刪改す」と書いており、「聖学端的」を書いては直している様子が窺える。この書の名前は日記では「聖学端的」となっているが、嗣子奥宮正治によれば最初は「為学端的」で再三改稿し、遂に「聖学問要」になったという。

### 第三節 「聖学問要」の内容

ではその「聖学問要」の最も重要と思われる部分を中心に紹介しよう。「聖学問要」は十一項目の問いを立ててそれに答えると



いう形で慥齋の主張を展開している。一番目の問いは、「聖人の学は是の如くどうしてこんなに苦しく難しいのでしょうか」<sup>10</sup>。という問いである。慥齋はこれに対して「聖人学、易簡直截」と明快に答えている。この冒頭の問いに対する答えは、一齋に学び自らの工夫によって得た慥齋の儒学に対する確信を表していると思われる。その「易簡直截」を次の問いの答えによってその基本を説明している。即ち、二番目の問い「私は今まで得る所がなく、その本質を聞いたことがありません。志を立てて学びたいと思います。その本質とは如何なるものでありましょうか」<sup>11</sup>に対する答えは

昔堯が舜に政權を譲る時「人心惟レ危ク道心惟レ微カナリ、惟レ精惟レ一允ニ其ノ中ヲ執レ」と言い、孔子は曾子に「参や、吾道一以テ之ヲ貫ク」と言い、また「博文約礼」と言い、「己に克チテ礼ニ復ル」と言い、「知ヲ致シ物ヲ格ス」と言った。曾子は「夫子の道は忠恕のみ」と言った。子思は「戒懼慎独」と言い、「徳性ヲ尊ビテ問学ニヨル」と言い、また「善ヲ明ニシ固ク執ル」と言った。孟子は「義ヲ集ム必ズ事アリ」と言い、また「放心ヲ求ム」と言い、また「扩充其ノ為ス所ヲ推ス」と言った。朱子は「学ヲ成スニハ本ヲ立テんコトヲ要ス」と言った。程子は「仁ヲ識リ誠ヲ立ツ」と言い、王陽明は「致良知」と言った。それらは時に従って教えを述べたものでその帰着するところは一つである。これに由る行いを「善行」といい、これに背く説を「邪説」という。即ち「聖学之所以」は「易簡直截」なのであり、人々はこれを学ぶべきである。<sup>12</sup>

というものであった。これは慥齋の儒学の原理であり、慥齋の得た確信であったと言えよう。最後の十一番目の問いは、『格物致知』の工夫をしています。どのようにしたら心が暗闇にならず本心から納得できるのでしようか<sup>13</sup>。というものである。その答えは最初の問いの答「易簡直截」を具体的な経験に基づいて詳しく示したもので、その答えを以下に示そう（長いので要点だけを示した）。

ではどのように工夫して一旦の見処を得たらよいであろうか。それは各人の性質によって遅速はあるが、要するに志が急切であるかないかによるのである。(中略)私はいま、程伊川の意を示そう。学ぶ者は平生疑う所を参究し来たり参究し去るが、愈々開けず、わずかな間でも思ひは離れず、発奮激昂して次ぎのように考える、「聖人となるも愚人となるも、同じ人である。また、堂々たる一男児であつても、志を遂げず、疑いを開かなければ、人となる道がひらけない。一生を間違つて過ごしている。もしこの疑いを打破しなければ生きて何の益があるうか」。力をつけて此処に至り、日常生活のいつでもどこでもこの一念を常に胸中に置くようにしていけば、こころは熱く燃え、真黒々で進むことも出来ず、退くことも出来ない。疑いは益々大きくなり、思ひは益々窮まる。頭の頂きから足のつま先に至るまで通身是れ一大疑団となり、思ひ尽き意識が喪失するほどになって、その後、広がりをもって脱け出すようにこの疑団を打破し、軽快で自主自由の別世界となり、心は爽やかで精神は高揚し、夢にも見たことが無い一大活路を得ることが出来るであろう。これが即ち孔子の「一貫」、孟子の「覚」、程朱の「一旦貫通」、龍溪の「悟」であつて、初めて進歩出来たというべきである<sup>14</sup>。

これは先に日記で示したように、明らかに慥斎の省悟の体験が基になっている。日記では「見性」と書かれているが、ここでは儒学の立場から孔子や孟子の例を引き、具体的な経験を基に獲得された真理が示されている。禅の「見性」が孔、孟、程朱、龍溪の「一貫」「覚」「一旦貫通」「悟」と同じといっているのであるから、この『聖学問要』の内容は禅と儒学の根底が同一であることを示している。このことは慥斎の生涯に亘つて一貫しており、明治以降、第二章に示した「靈魂自由論」の基調をなしていると考えられる。

慥斎はこのような深い認識に立ち、「蓮池書院」という塾を自宅に構え、陽明学を講義しこの『聖学問要』も教えていた。一方、慥斎は真理は行動に結びつかなければならないという「知行同一」の陽明学的立場に立っていたので、現実の政治世界に関わつてそれを変革してゆくという思いがあり、幕末の土佐において講学によって勤王運動の支えとなった。

#### 第四節 弟子名簿

安政四年（一八五七）の時の慥齋の弟子名簿<sup>15</sup>（章末の史料一）が残されているが、この内わかっているだけで九名が土佐勤王党または戊辰戦争東征軍に参加している。その氏名略歴は以下の通りである（年齢はすべて数え年、最初の年齢は安政四年時、履歴は『高知県人名事典』〔高知新聞社、一九九九年〕による）。

嶋本審次郎、二十五歳（一八三三・一八九三）土佐勤王党、武市瑞山と共に獄に入り永牢処分を受ける。維新の際許されて、新政府に仕え、明治五年司法大丞、大検事・警保頭を兼ねた。征韓論政変により下野し、立志社の民権運動に参加した（第五節第三項に記載）。

石川潤次郎、二十二歳（一八三六・一八六四）土佐勤王党、京都池田屋で新選組に襲われて闘死、二十九歳歿。

小畑孫次郎、二十九歳（一八二九・一九一三）土佐勤王党、明治に入って弾正大巡察、司法大解部、京都裁判所長、名古屋控訴院裁判所長を経て元老院議員、男爵、八十四歳歿。

吉井茂一（之光）、二十三歳（一八三五・一八六八）土佐勤王党、戊辰戦争箱根山の戦いで戦死、三十四歳歿。

秋澤清吉（貞之）、（未詳・一八八四）土佐勤王党、戊辰戦争で活躍し凱旋帰国。明治四年御親兵となるも同六年皇居炎上の責を負って辞職。明治十七年病死、四十余歳歿。

北代忠吉（正臣）、（未詳・一九〇八）土佐勤王党、維新後大蔵省出仕、内務省に転任、青森県知事、裁判所判事、商務省、通信省に勤め後藤象二郎と衝突し退官、晩年は禅に帰依し悠々自適の生涯を送った。明治四十一年歿。

小笠原謙吉、十八歳（一八四〇・一八六八）戊辰戦争に参加、若松城の攻撃で戦死、二十九歳歿。長兄唯八もこの時戦死。

吉松速之助、十三歳（一八四五・一八七七）早くより文武に長じ、鳥羽伏見の戦い、さらに東征軍に参加、維新後陸軍大尉か

ら少佐、神風連の乱を鎮圧後、西南戦争で戦死、三十三歳歿。

島村源六、土佐勤王党、その他不詳。

慥齋の弟子は、上記に見るように土佐勤王党や戊辰戦争に参加したものが多く、慥齋の陽明学の影響は大きいと言えるだろう。

## 第五節 自由民権家との関係

### 第一項 板垣退助

#### (1) 慥齋と板垣との関係

板垣退助（一八三七・一九一九）と慥齋の本格的な交流が始まったのは、第二章第一節第一項で見たように高知藩の藩政改革がなされた明治三年の頃であると思われる。「人民平均の理」を基調とする高知藩の改革において、慥齋は板垣とともに尽力したが、明治四年一月板垣が薩長土の三藩による親兵献上のため高知を離れても、慥齋は引き続き藩政改革に従事した。明治五年になつて慥齋は東京に赴くが、引き続き板垣との関係は良好であつたと考えられる。

慥齋は明治五年二月三十日、教部省に入省するために上京した。早速、既に参議になつていた板垣から使いが来て、祖先信形の肖像図に題を書くよう求められ、翌日送られてきた肖像画の上層に数字の題を書いて返却した<sup>16</sup>。慥齋と板垣との関係は引き続き良好であり、この年慥齋は板垣を数回訪問している。明治六年は、慥齋は長崎出張し板垣は所謂征韓論論争で下野した年であり、慥齋が板垣に面会したのは同十二月二日であつた。日記には「暫話、辞職後初遇、稍談時事」<sup>17</sup>と書かれている。翌明治七年一月一四日慥齋は板垣に会い、翌日十五日高輪の後藤（象二郎）邸に至り、副島種臣、由利公正らと議論に参加している<sup>18</sup>。同一月十七日に民選議院設立建白書は左院に提出されている<sup>19</sup>。こうして見ると、慥齋が民撰議院設立建白に、また愛国公党に参加したのは板垣との関係であることは容易に推測できよう。

## (2) 板垣の自由民権運動の出発点

板垣にとって自由民権運動の出発点であったのは、会津戦争に際して会津人民の冷淡さに遭遇したことであったと『自由党史』に書かれている。即ち

會津は天下屈指の雄藩なり、若し上下心を一にし、戮力以て藩國に盡さば、僅か五千未滿の我が官兵豈容易く之を降すを得んや。而かも斯の如く庶民難を避けて遁散し、毫も累世の君恩に酬ゆるの概なく、君國の滅亡を見て風馬牛の感を為す所以のものは、果して何の故ぞ。蓋し上下隔離、互に其樂を俱にせざるが為なり。既に樂を俱せず、曷んぞ其苦を俱にせしむることを得んや。(中略) 此時に方り、我帝國にして苟くも東海の表に屹立し、富國強兵の計を為さんと欲せば、須らく上下一和、衆庶と苦樂を同ふし、闔國一致、以て經綸の事に従はざる可からず。

として板垣は、君民共同、富國強兵を重視し、その為に階級を打破し、四民平等が必要であったのであった。板垣はこの会津での経験が自由民権運動の出発点であったことを、いろいろなところで述べている。

板垣自身が談話として語っている例を示そう。明治十五年三月、東海道を遊説中「三州幡豆郡西尾」において在地自由黨員との質疑応答を記録した『板垣君口演 征韓民権論 勇退雪冤録』<sup>20</sup>には、「民権自由」の何ものかを質問されて、板垣は次のように答えている。

① 「夫れ國の滅亡するを見て其君を助けざる而已ならず、却て敵に役使せられて其敵を助け國亡ひて然る後に芋を主君に獻して、以て国恩に報ゆるの心地すとは抑も何んの心ぞや、今会津の一人民を以てせば尚可なり、若し日本全國の人民が皆な此心にして政治は悉く官吏に委托し、敢て國の盛衰興亡に關せざる時は我国幾百万の兵士ありと雖も、必らずや外人の侮辱

を免れざるべし（中略）抑も余は此時初めて我國人民に政治思想なかるべからざることを知りしなり」<sup>21</sup>

②「我國若し外國と事あるの日には、我人民は恐らく會津人民と敢て異なる所あらざるべし」<sup>22</sup>

③「我國一日も速く民権自由を伸長し、以て人民をして悉く政治思想を有せしめ、邦国を憂慮愛護するの精神を喚起せざるべからざるなり」<sup>23</sup>

即ち、会津の君民離反は、これが日本全国であつたらどうかという板垣の懸念であつた。もし外国と戦争が起こつた場合、会津と同じことが起きる可能性がある。それを避けるためには「民権自由を伸長する」政治思想が必要であり、「邦国を憂慮愛護」する精神を起さなくてはならない。これが板垣の会津攻略の経験から生まれた、自由民権運動の原点であり、究極の目標はペリー来航以来、欧米の圧力に対する国家の独立、挙国一致体制の確立であつた。それを達成するためには専制政治ではなく、民権を拡張し、人民に自由を与え、ひいては君民共同の精神を培うことであると板垣は考えたのであつた。

### (3) 慥齋の板垣への影響

先に、「人民平均の理」論告は慥齋が書き、「靈妙の天性」は慥齋の考えであることを示した（第二章第一節第三項および同第二節第一〜五項）。この論告は自由平等の宣言であるが、会津攻略の反省に立った板垣の、自由平等、挙国一致という観点から見ると、士の常職を解き庶民と平等にしたのではなく、「寧ろ庶民をして士の位置に向上せしめ、以て四民平等に帰せしむる」<sup>24</sup>ものであつた。普仏戦争を例に取つて、フランスが「屢々敗を取」つても「其民挙国憤興し、愈報国の志強く、其都府長圍を受け、猶屈せざるを聞けり」とフランス人民の「報国の志」を賞賛し、最後に「畢竟民の富強は即ち政府の富強、民の貧弱は政府の貧弱」として政府と人民の一体性を強調しているのも、先に示した君民共同、富国強兵をめざす考えの現れである。つまりこの「人民平均の理」論告には板垣の自由民権運動の基となる政治思想が表わされていて、自由平等はそれを実現するための基本

理念であり、その根拠が慥齋の「靈妙の天性」であったのである。「人民平均の理」論告は、『自由党史』の冒頭に書かれ、立憲政体を論じた「我国憲政ノ由来」<sup>25</sup>にも、国家のあるべき姿を論じた『立国の大本』<sup>26</sup>にも全文が掲げられている。それは即ち、板垣の自由民権運動の原点であったからであろう。その中に書かれている「靈妙の天性」が慥齋の思想であったことを考えれば、慥齋の板垣に対する影響はあつたと考えられるが以下に考察してみよう。

自由民権思想の淵源について、板垣は、谷干城と一代華族論の論争をしている。即ち、谷が板垣を非難して「伯（板垣―筆者注）は性質極端より極端に走る癖あり、明治二十三年の頃は極端の階級論者なり」<sup>27</sup>とし、板垣が「執政職」にあり、士族を九等に定めたのに対し、「此の時に當り伯か脳裡は些の自由平等なし」と決め付けたのに対して、板垣は反論して、「民選議院の建白より一転してルソーの民約論となりスペンサーの社會平權となれりといふも、これ亦老生を誣ふるの甚だしきものにして（中略）彼の民選議院の建白、愛國公黨愛國社、若くは愛國社再興等の趣意書は勿論、當時日本全國に起りし同志の結社の趣意書を閱するに、文字に於ても思想に於ても民約論の影響は毫も之を見出す能はず」<sup>28</sup>とルソーやスペンサーの影響を否定している。谷は更に「●將軍の再反駁書」においてさまざまな板垣の誤りを指摘しつつ「野夫（谷干城―筆者注）の記憶に依れば中江氏が民約論を講ぜしは明治八九年の頃なりしと覺ゆ」として「吾土佐の壯士等が壓制政府を盪瀾せよルイ十四世の首を切れ杯」とルソーの「中毒」を付け加えて、板垣の説は信ずることは出来ないと非難した<sup>29</sup>。これに対して「●板垣伯の再覆答書」における板垣の答えは

当時老生の四民平等を説くや固より一時の直覺的觀念たるのみ、具體的に之を説きたるには非ざるも、他日士の常職を解くの宣言の如き、若くは民選議院の建白の如き、皆この直覺の萌芽の擴充して、所謂自由民権の主張と進化し來りしものにして、決して吾兄の臆断せるが如く極端より極端に反撥（反）したるに<sup>30</sup>あらず唯其間許多の日月を閱し以て歐米の新學説と融合するにいたれるのみ<sup>30</sup>。

と、「四民平等」を説いたのは「一時の直覚的観念」のみとして、飽くまで西洋思想の影響を拒否している。伊藤勲氏は、「民選議院設立建白書」の中の「夫レ人民、政府ニ対シテ租税ヲ払フ義務アルモノ、乃チ政府ノ事ヲ与知可否スルノ権利ヲ有ス」を「これは天賦人權論を根拠とする財産権の侵害と代表権の不可分を説く英国の政治理論を前提としたものである」<sup>31</sup>と述べ、「愛国公党本誓の思想がルソーの民約論の天賦人權論の焼き直しである」<sup>32</sup>とも言っている。「民選議院設立建白書」も「愛国公党本誓」も天賦人權論の影響があるのは明らかである。伊藤勲氏は、板垣の「文字に於ても思想に於ても民約論の影響は毫も之を見出す能はず」の発言を「欺瞞性を暴露したものと云つてもよいものではなからうか」<sup>33</sup>と結論付けている。果してそうであろうか。

筆者の考えを示そう。上記「●板垣伯の再覆答書」の引用文中「四民平等を説くや固より一時の直覚的観念たるのみ」をよく考えてみよう。板垣の自由民権運動の原点は、本人の言う通り会津攻略によって得た挙国一致、君民共同、自由平等の必要性であったことは間違いないであろう。「四民平等を説く」とは「人民平均の理」論告を発表したことを意味する。問題は、この論告がルソーなどの西洋思想の影響を受けているのかどうかということに帰着する。先に示したようにこの論告の考えは慥齋の靈魂自由論に基づいている。即ち、この論告の冒頭には、人間を「靈妙の天性を具備し」、「萬物の靈」と称し「階級に由るに非ざる也」と示しているように、自由平等の根源を「靈魂」（「喩俗 人間靈魂自由權利譯述」）＝天性本心（「喩俗 人間靈魂自由權利譯述」）＝靈妙の天性（「人民平均の理」論告）に置いている。では慥齋の靈魂自由論はどこから来たのであろうか。それは慥齋の書いた「人間交際論」によって理解することが出来る。

第二章第三節で示したように「人間交際論」は福沢諭吉の『西洋事情外編』を敷衍しつつに分け、それらに慥齋の考えを交えて敷衍し解説したものである。第二章第三節の第一項にあるように、人間認識において『外編』では「氣力と性質」としているのに対し慥齋は、「靈魂」を第一位において「靈魂、氣力、性質」とした。ということは、仏性と解釈される靈魂を『外編』とは違って、人間の第一に置いている。即ち、神・儒・仏に通ずる考えである「靈魂」は、普遍的な考えであると同時に、『外編』に書



かかれている西洋的な概念に対峙した、伝統的な考えであることも示しているのである。よって、第二章第三節二、三項で示したように「人民平均の理」論告の中の「靈妙の天性」即ち「靈魂」は、慥齋においては神・儒・仏に通ずる普遍的な道であると同時に、伝統的な立場に立っていると考えられる。そこで示したように天賦人權論に立ってはいないが、その天賦人權論とは、ルソールの天賦人權論とは違い、その根拠を仏性とも解釈出来る、「靈魂」に置いているので、本質的に近代西洋思想の立場に立っていない。その考えは同時に板垣の考えでもあったので、板垣は西洋思想の影響を拒否したと考えられるのである。「四民平等を説くや固より一時の直覚的観念たるのみ」という板垣の発言の中には、国粹的な気負いも感じられるが、「人民平均の理」論告に書かれている「靈妙の天性」|| 「靈魂」において四民平等とする考え方の基は、外来思想の導入ではなく、慥齋の神・儒・仏の基盤に立った靈魂論であるので「文字に於ても思想に於ても民約論の影響は毫も之を見出す能はず」(板垣の発言)と言い得るのである。同じ天賦人權論の形をとつてもその根底となる思想が神・儒・仏的なものであれば、それは欧米外来思想ではない。『西洋事情外編』を詳細に見れば、天賦人權論は見出せるのであるが<sup>3,4</sup>、これをもし板垣が知っていたとしても、その解釈はルソールの *man is born free* であろう筈はなく、むしろ、慥齋が下書きし、自らが認めた「人民平均の理」論告に書かれているように、慥齋と同じく神・儒・仏的に解釈していたであろうと考えるのが妥当である。板垣は決して欺瞞や虚言などと言っていないと考えられるのである。ただ、適切に説明出来なかつたに過ぎない。遺著として書かれた『立国の大本』には

抑も人類が社會を成すの目的は幸福を増進するに在り、幸福を増進せんと欲せば先づ智識の發展を圖らざる可らず。何となれば自己と外物の關係を知り、充分に自家の良知良能を發揮し、其靈性を涵養して、自主自由の人間となることを得るは、知識發展の賜なれば也<sup>3,5</sup>

とあり、ここにはまず「良知良能」という『孟子』(尽心章句)にある儒学の基本的な言葉が使われていることによって儒学的精

神が板垣の基盤にあることが窺われよう。また、「其靈性を涵養して、自主自由の人間となる」という板垣の語について、慥齋の場合は「自主自由」の根底は「靈性」にあるという考えを示しているのであるが、他方実生活上でそれを養うという立場に立てば、仏教では「修行」という如く、板垣が「其靈性を涵養」して「自主自由の人間」となると表現することは、慥齋の本来的意味に反するものではない。この引用箇所は「諭告」の全文を引いたすぐ後に書かれ、また板垣がめつたに使わない「靈性」という言葉を「自主自由」の前に使っていることから、その理解の深さは慥齋と同じではないにしても、それらの語は「諭告」の「靈妙の天性」を踏襲した表現と考えられる。であれば、慥齋の板垣への影響は、大きくないにしても、あつたと言えるであろうし、板垣の「一時の直覚的觀念」は神・儒・仏の伝統思想に基づいたものと考えられるのである。

## 第二項 中江兆民

### (1) 従来の説

中江兆民（一八四七—一九〇一）は自由民権運動の理論的指導者として名高い。彼が藩校に入学したのは文久二年（一八六二）十六歳のときである。慥齋は同年三月二十七日に藩校文武館の文館経学教授に就任している<sup>36</sup>。文武館は同四月三日開館した後、致道館と名前が替わる替っている。

従来、慥齋と兆民の関係において、兆民が慥齋から陽明学の影響を受けたことは否定されている。飛鳥井雅道氏は「篤介が藩校時代から、教授奥宮慥齋について陽明学を学び、陽明学者となったという伝説は、小島祐馬の説にしたがって否定しておきたい」<sup>37</sup>として、「この伝説が発生したのは、明治二十九年（一八九六）に「兆民居士王学談」が雑誌『陽明学』に掲載されて以来のものだが」<sup>38</sup>、その内容が「拡大流布されたにすぎなかった」<sup>39</sup>とした。また「奥宮慥齋の私塾、蓮池学舎に通ったことはあつたかと思われるが、藩校で学んだのはやはり伝統的な朱子学が中心であつた。藩校で陽明学の影響が明治維新後、奥宮が勤王国学者としての名声を得て、教科が改定されたあとである。幕末の公武合体派が主流の土佐にあつて、奥宮慥齋はむしろ異

端であり、慶応元年（一八六五）十二月、篤介が長崎に去った直後に解任され、幽門百日の処分をうけたほどであった<sup>40</sup>と述べている。これについて、兆民が「陽明学者となった」かどうかは別として、以下に兆民は慥齋から陽明学と禅の影響を受けていることを示そう。

## （2）兆民と禅の修行

「兆民居士王学談」<sup>41</sup>には「私は格別陽明学を修めたと云ふでは有りませんから、別に嘖しする程の説もありませんが、国の奥宮先生（土佐の王学者慥齋と号す）が陽明学者で暫く是に就て居りましたから、時々伝習録の講義を聴いたり王陽明全書とか靖乱録などを読むで、陽明の道を聴ひた事が有りました」<sup>42</sup>と、慥齋に陽明学を学んだことが書かれている。兆民は慥齋の塾に通っていたことも考えられるが、当時、兆民が入学した致道館では初めて陽明学を教えることが公認された<sup>43</sup>。つまり、兆民は藩校で陽明学も学んだのであろう。当時高知藩は、士分の子弟が文武の業を修めるとき、師家の自宅の学塾または道場で学習することを公認していたのを廃止し、すべて致道館で修行しなければならなかった<sup>44</sup>。兆民が慥齋から陽明学の教えを受けたのは藩校致道館である可能性が高い。

兆民が禅の修行をしていたことは、雑誌や新聞などではしばしば「兆民居士」という呼び方をされていることで分るように世間では有名であった。例えば東京中新聞<sup>45</sup>明治二十四年一月二十七日には「兆民居士座禅を修せんとす」として「兆民居士中江篤介氏は、帝国議会閉会後直ちに三重県に到り、目下同県津市大字町長楽寺に滞在中の勝峰大徹和尚（中江氏とは子弟の間柄なる禅僧なり）の許に於いて、凡そ一ヶ月間滞在して禅学を修し度旨、中江氏より同和尚の許へ報知したる由」という記事が見え、このころ兆民は勝峰大徹について禅の修行をしていたことが分る。

慥齋と兆民の交流が多かったと思われるのは明治八年から九年にかけてである。慥齋の明治八年の日記<sup>46</sup>、六月六日条には「無事、晚中江生高橋生見訪、約講荘、中江生嚮渡洋」とあり、中江生と高橋生なる人物が慥齋を訪問し、『莊子』の講義を要請し慥

齋が承諾したものと解釈できる。実際慥齋の日記にはこの後継続的に『莊子』が講義されたことが書かれている。高橋生は不明であるが「中江生嚮渡洋」とあることから、この中江生とは明治七年にフランスから帰国したばかりの兆民に間違いあるまい。兆民は慥齋の『莊子』の講義を聞いて熱心に勉強していたものと思われるが、少なくとも慥齋に講義を要請している点からみても、この時期『莊子』の解釈を慥齋に求めていたことは確かである。その後慥齋は円覚寺の今北洪川を拝請して両忘社（両忘会）という禅会を明治八年十月二十一日発足させたが<sup>47</sup>、その会に兆民も参加していた。そのことは両忘社の発会を記念する寄せ書きのなかに「篤助」の署名のある漢詩が書かれていることによつて明らかである<sup>48</sup>。また今北洪川の著作として、妻木頼矩によつて明治十一年に出版された『飲醍醐』<sup>49</sup>（章末の史料参照）には、他の両忘社（両忘会）参加者と共に、洪川の詩偈に対する兆民の評が掲載されている。恐らくこの会の主催者である慥齋と兆民とのそれまでの関係からして、慥齋の誘いがあつたものであるろう。翌明治九年一月四日の慥齋の日記には「中江生来賀、暫話辞去」<sup>50</sup>とあるのは兆民が年始の挨拶に来たものと考えられる。明治九年五月二十九日付、長男正治宛、慥齋書簡には「過日来、又々於湯島撰心有之（中略）昨日ハ中江篤助コレハ一日語切也、大隅春吉、弘田兼二モ来参、受公案段々洋学生ニ波及せしも一笑ハハ」<sup>52</sup>として慥齋は、公案をもらつて修行する洋学生が段々多くなるのを喜ぶと共に、兆民の、十七日間の接心会を全日程参加したその奮闘ぶりに注目している<sup>53</sup>。

兆民はこの頃、明治七年フランスから帰国し、後の「仏学塾」となる「仏蘭西学舎」の広告を東京日々新聞に出したり、年が明けて東京外国語学校の校長に任命され、二ヶ月半で辞め、元老院権少書記官に任命され調査掛に配属されるなど多忙な時期であつた。つまり兆民にとつてフランス留学後様々な活動が始まつた時期と言える。その忙しい中でも上記のように時間を割いて禅の修行をしていたのである。

兆民の禅修行歴について『立志独立進歩之友成功』という雑誌の「中江兆民居士の禅学」と題する記事<sup>54</sup>、および島善高氏の小論「中江兆民と禅」<sup>55</sup>を考え合わせると、兆民は明治八年慥齋の両忘社に参加して、四年ほど今北洪川に就いて参禅した後、勝峰大徹に就いて修行を継続し、大徹が活動を東京に移した後「興禅護国会」という禅会に参加したのであつた。

### (3) 兆民の「浩然ノ一氣」

飛鳥井雅道氏は、先の『中江兆民』のなかで、兆民の自由を「リベルターモラル」（精神心思ノ自由）と「リベルターポリチック」（行為ノ自由）二つに分けている自由論について、兆民の説「リベルターモラルトハ我ガ精神ノ絶エテ他物ノ束縛ヲ受ケズ、完全發達シテ余力無キヲ得ルヲ謂フ是レナリ。古人所謂義ト道トニ配スル浩然ノ一氣ハ、即チ此物ナリ。」を引用して、次のように述べている。「古人とは孟子であることはいうまでもない。兆民における儒教とは、幕末にしばしば『西洋の技術』『東洋の道徳』と対立概念で捉えられたようなものではなく、ルソーの自由の論理を支える孟子として、東西が合体したものと成り立っていた」<sup>56</sup>。一応その通りで筆者も賛成するのであるが、これは兆民が今北洪川について禅の修行をしていたことを考えれば、「浩然ノ一氣」とは禅の公案を念頭においたものと考えられるのである<sup>57</sup>。それを以下に示そう。

「孟軻浩然の氣」といわれる公案がある。今北洪川が作ったもので『禅海一瀾』巻の下、「浩然第七則」として掲載され、初めに「孟軻曰、我善く吾が浩然の氣を養ふ。其の氣為るや、至大至剛、直を以て養つて害する無くんば、則天地の間に塞る」とある。これは『孟子』公孫丑章句上から取られた一節<sup>58</sup>である。洪川は次のように解説し、公案として問いを發している。

凡そ天下の儒流、孟軻浩然の章を読み、翹乎として過ぐる者は、眞の儒人に非ず。山野、疇音、此の章に逢ひ、求道の志を根ざせり。故に後來、常に歎じて云く、当に大教未だ東来せざる以前にあたり、此の卓見有り。孟軻は、謂つ可し生れながらにして之を知る者なりと。試みに學者に問ふ、正文二十九字、但だ一字、生知の全力を用ふる處有り。作麼生か那一字。

この中の「大教未だ東来せざる以前にあたり、此の卓見有り」という表現も禅と儒学の根底が一致しているという洪川の見解を示している。

この孟子の「浩然の氣」は「疇音、此の章に逢ひ、求道の志を根ざせり」といつている通り、洪川が二十五歳の時出家する動き機となった語である。即ち、洪川は十九歳の時、「浪華中之島」に漢学塾を開き「従学する者常に三十員を下らず、昼講夜講孜孜として研究する者凡そ五年。一日孟子を講じ、浩然の章に至つて、征ち声を抗げて曰く、孟子は浩然を説き我は浩然を行ふと。門人皆驚異す。是より脱俗の志を抱<sup>5,9</sup>」き、遂に妻子眷属門人と決別して、京都相国寺の大拙承演に投じたのである。

「浩然ノ一氣」とはこのような因縁を持った、今北洪川にとつては最も重要な語の一つであるので、数年間師事した中江兆民は提唱（講座）等でこの話を聞いている筈である。また『禅海一瀾』はもともと慥齋が今北洪川に出版を促し<sup>6,0</sup>、教部省発行「教部省准刻書目」として明治七年八月〜一二月に刊行許可<sup>6,1</sup>されている書物であるから、『碧巖録』を愛読していた兆民は目を通していたに違いないのである。

ともかく、兆民は「浩然ノ一氣」を単に孟子の一節を取つたのではなく、今北洪川と関係する重要な禅語として認識していたことは殆ど間違いないであろう。また、明治八年十月二十一日、今北洪川を拝請して慥齋が発足させた両忘社という禅会に参加した兆民が「リベルテモラル」（「精神心思ノ自由」）を「浩然ノ一氣」と解釈していることは<sup>6,2</sup>、自由の根底を禅儒一致に置く<sup>6,3</sup>うとしていたことの証左であり、土佐で陽明学を学び、禅儒一致を深く理解していた、両忘社（両忘会）の主催者である慥齋の影響を受けていたことは間違いない。

こうして見てゆくと兆民は慥齋に儒学を学び、兆民が禅の修行に入るきっかけを作つたのも慥齋であつたと考えられる。また『莊子』の手ほどきも受けた。兆民の愛読書は『史記』以外では『碧巖録』と『莊子』であつたといわれているが、『碧巖録』は禅門第一の書であり『莊子』も道家の代表的著書である、その二書を好んだことは、民権家でフランス学者である兆民の底に流れる思想傾向を表し<sup>6,4</sup>、また慥齋の影響も大きかつたということが言えるのである。

### 第三項 島本仲道

慥齋は、若いころ大塩平八郎と盛んに書を取り交わし、その著『洗心洞筭記』に深く傾倒している。慥齋の日記<sup>65</sup>の天保六年五月十二日条には「大塩子への書、岡本退蔵へ属しやる」との記事が見え、八月一日条には「市川子の家にて大塩後素が筭記を読む、甚可喜書也」と記している。嗣子奥宮正治によれば、慥齋は八松旭山という易学者の紹介によつて平八郎と親密となり、書面の往復が頻繁であつたが、乱の後旭山は慥齋に嫌疑を受ける恐れがあるので書簡は焼き捨てるように要請し、慥齋はそれに従つたとのことである<sup>66</sup>。慥齋の関係者で大塩平八郎に傾倒した人物は島本仲道である。

島本仲道（一八三三・一八九三）は通称を審次郎、号を北洲といい、土佐藩士島本卓次の次男として生まれた。政府高官を経て、板垣退助らと自由民権運動に挺身した。

間崎滄浪や大井魚隠、安井息軒に師事し、更に土佐勤王党にも参画し、慥齋にも学んでいた。「故奥宮正由履歴書類」の「奥宮正由略傳」には<sup>67</sup>

（前略）癸丑甲寅已来海警事起リ、尊攘ノ物論沸騰、紛々トシテ天下多事ノ時ニ方リ、正由（慥齋―筆者注）ハ夙ニ勤王ノ志篤ク（中略）講学ニ因リ大ニ志氣ヲ激励シ、尊攘ノ大義ヲ鼓吹セルヲ以テ、少壮有為ノ子弟翕然トシテ正由ノ門ニ集マリ、小畑孫二郎（美稻）、小畑孫三郎、門田為之助、丁野遠影、吉永亮吉、秋澤清吉、依岡城雄、長岡謙吉、北代正臣、島本審次郎（仲道）、淡中新作等ノ如キ早クヨリ勤王ノ志ヲ懐キ、大ニ國事ニ盡シタル志士ハ多ク其ノ門ヨリ輩出セリ（後略）<sup>68</sup>

として島本仲道の名前も挙げている。ペリー来航以来国論が沸騰する中、慥齋の江戸滞在中の弟子名簿である「同盟名簿」（章末に掲載）によれば、島本は、安政五年（一八五八）六月四日慥齋に入門している<sup>69</sup>。安井息軒には同年十月に入門しているので<sup>70</sup>、息軒に入門する前に慥齋に入門していたことになる。文久元年の土佐勤王党結成以前から武市瑞山の同志として行動し、同年勤王党に加盟した。また、慥齋の日記文久三年（一八六三）一月二十八日条には「（前略）今朝秋南二生京師二行とて来告別、

潤次、審次郎等モ来別」<sup>71</sup>とあり、仲道の名前が見え、その呼び方からして親しい関係が窺われる。島本は、文久三年土佐勤王党の獄のとき永牢処分となり、武市瑞山らが斬罪となる中、辛くも死を免れ、維新に際して放免された。その後数々の活躍をなし、明治五年には司法大丞、さらに大検事・警保頭となった。同年四月一日の慥齋の日記に「晴、関口生来、請島本司法判事添書、即書与之」<sup>72</sup>とあり、弟子の関口生が慥齋に、政府高官になった島本への紹介状を書いて欲しいと要請していることは、慥齋と仲道との間に子弟関係があったことを物語っている<sup>73</sup>。島本は、後に司法卿となった江藤新平に信頼され新律綱領の制定に尽力した。そして、明治六年征韓論が決裂して下野、その後自由民権運動に参加し、翌年大阪で北洲社を設立、また立志社法律研究所の長となった。板垣退助の信頼を得、板垣と行動を共にし、明治十年西南戦争が起こった時、暴発を防ぐ為板垣が東京から高知に赴くときその不在を任されたのは島本であった<sup>74</sup>。明治十五年自由党が自由新聞を発行するとき板垣が社長となり、島本は主幹となった。明治二十年保安条例により東京退去を命ぜられ、大磯、山梨へ転居した。その著『夢路の記』には老齡となつて退去命令のような憂き目にあつたことが俳句と共に綴られていて、中江兆民が序を書いている。

島本は自由民権運動に奔走し活躍したが、その底流に流れるものが陽明学であることは、もう一冊の著書『青天霹靂』<sup>75</sup>によつて知ることができる。この書は大塩平八郎の乱を描いたもので、「官吏ハ賄賂、富民驕リ享樂ニ耽ル、朋党税検日ニ重ク公民、将ニ堪エザルニ、凶作ノ年至レバ官吏穀倉ヲ閉メテ救済セズ、誰レゾアル慷慨ノ士憤然タル哉、平八郎ニシテ止ム能ワズ」<sup>76</sup>と述べ、平八郎の知行合一の精神を讃えている。大塩の乱は社会的に大きな影響を及ぼしたが、島本の『青天霹靂』による大塩平八郎への傾倒は、若い時に土佐勤王党に参加し、その後も社会と戦い続けた島本本人の不屈の闘志がその大きな理由であるが、土佐勤王党に多くの弟子を輩出した慥齋の陽明学の果した影響も少なくないと考えられるのである。

## 第六節 弟子および親交のあった人々

### 第一項 親交のあった友人弟子一覽



慥齋の弟子または親交のあった人々の中で、自由民権運動に関係した右記以外の人物には、片岡健吉と図って立志社を創設し、板垣の領袖として活躍した林有造がいる。また、慥齋と共に明治七年の愛国公党に参加し、後に小説『汗血千里の駒』や大著『維新土佐勤王史』を書いた坂崎紫瀾も挙げられる。また、代表的民権家、私擬憲法「日本国国憲案」を起草し、板垣のブレーンでもあった植木枝盛も慥齋の関係者と言っている<sup>77</sup>。慥齋の弟子中自由民権運動に深く関わったのは、この外には見当たらない。慥齋の弟子はさまざまな分野に亘っていて、むしろ自由民権運動に関わらなかった人物も多い。慥齋自身は、明治七年一月に愛国公党に加盟して、民選議院設立建白書の提出に関わったが、その後は民権運動に関わった形跡がない。慥齋は明治七年は西国地方への巡回を経て、今北洪川との出会いを通して禅に傾倒している。慥齋の弟子の殆どは儒学の教養が基礎に置かれているように思われるが、禅学や神道の影響を受けた者も多いであろう。次に示すのは「故奥宮正由履歴書類」<sup>78</sup>に掲載されている「親交ノ友人及門弟中ニ於ケル著名ノ人物」の氏名である。慥齋の幅広い関係が窺われよう。

土佐人で親交あった人々

日根野鏡水（漢学者、詩人、儒官）、田内菜園（和学者、歌人）、楠瀬六太（歌人、画家）、岡本寧浦（漢学者、経学家）、戸部廉平（儒官、兵学家）、中村十次郎（儒官）、大町利平（儒官）、吉田文次（儒官）、原傳平（兵学家）、竹村東野（漢学者）、岡村水一方（漢学者、詩文家）徳永達助（国学者）、吉田東洋（漢学者、政事家、開港論者）、箕浦萬次郎（儒官）、松岡毅軒（漢学者、文章家、元老院議官）、松村如蘭（漢学者）、岩崎秋溟（漢学者、文章家）、松下與膳（歴史家）、森田梅磧（詩人）、町田梅屋（詩人）、門田宇平（歌人）、平井善之丞（兵学家、勤王家）、小南五郎右衛門（執政、勤王家）、齋藤利行（参議、勤王家、歌人）伯爵後藤象二郎、伯爵板垣退助、侯爵佐々木高行、子爵福岡孝弟、子爵谷干城、男爵細川潤次郎、武市半平太（勤王家）間崎哲馬（漢学者、勤王家）、清岡道之助（勤王家）、坂本龍馬（勤王家）、小野隼助（勤王家）、小笠原唯八（後牧野群馬、東征軍監軍、會津ニ戦死）、本山唯一（愛媛県大参事）、西野彦四郎、高屋佐平（海軍大丞）、長屋重名（陸軍大佐、

詩人、画人)、林有造(元通信大臣)、古澤滋(元山口県知事)、大石弥太郎(勤王家)、渡邊影吾(国学家)

土佐国以外の人で親交のあった友人

佐藤一齋(正由の師家)、若山勿堂(一齋の高足、学者)、安積良齋(一齋ノ門人、幕府ノ儒官)、河田迪齋(一齋ノ女婿、学者)、安井息軒(考拠学者)、藤森天山(学者、勤王家)、大橋訥庵(学者、勤王家)、羽倉簡堂(学者、律法学者)、吉野琴(金力)陵(学者)、田口文蔵(学者)、尾臺良作(学者)、柳川星巖(詩人、勤王家)、藤本鉄石(学者、勤王家)、春日潜庵(陽明学者、勤王家)、大塩後素(陽明学者、革命家)、春日載陽(大坂ノ大医、学者、勤王家、禅学者)、佐々原宣明(学者、絶世ノ奇才)、岡松辰吉(学者)、木戸孝允、西郷隆盛、勝安房、鳥尾小弥太(陸軍中將)、伊達自得(禅学家、歌人)、小中村清矩(国学者)、今北洪川(禅家)、荻野独園(禅家)、島地黙雷(仏学家)、大洲鉄然(仏学家)、鴻雪爪(仏家)

門人中著名なる人々<sup>79</sup>

南部従吾(漢学者、南部甕男氏ノ実父)、尾崎忠治(枢密院顧問官)、岩崎弥太郎、男爵南部甕男(枢密院顧問官)、男爵岡内重俊(貴族院議長)、仁尾惟茂(貴族院議長)、男爵小畑美稻(勤王家)、淡中新作(学者、勤王家)、丁野遠影(学者、元警視)、島本仲道(勤王家、権大判事)、吉永清徳(判事)、都築門次(学者、論客)、北代正臣(元農商務省書記官)、中尾捨吉(判事、陽明学者)、中尾篤助(号兆民、仏蘭西学者)、島田正平(判事)、澤田衛守(学者、志士、於鎮西為国事死)、宮地徹夫(宮内省掌典、国学者)、土居通豫(号香國、元通信省局長、詩人)、弘田正郎(教育家、学和漢洋ヲ兼又)、宮崎簡亮(実業家)、仲彦太郎(検事)、杉本清胤(電信学校教授)、西森真太郎(漢学者、文章家)、山本弘堂(詩人、俳人)、河田小龍(画家)、坂崎紫瀾(著述家)、田内逸夫(国学家、禅学家)、中澤重業(判事)、秋澤清吉(勤王家)、依岡城雄(勤王家)

## 第二項 明治以降の弟子一覧

慥齋の周りには常に弟子が出入りしていた。次に示すのは（章末の史料二）明治元年から九年までの慥齋の日記に現れる弟子と思われる人物の一覧表である。「何々生」と書かれてあるのは親しい関係にある弟子の呼び方である。慥齋は頻繁に講座を設けて講義もしていたが、参加者の名前は殆ど日記には書かれていない。慥齋の日記は公務の内容、会話の中身は全くといっていいほど書かれていないが、会った人物の名前は克明に書かれている。この表は出会った人物ばかりでなく、書簡の受取、送付先の人物等も含まれている。

この表について二、三述べてみれば、坂崎生の名前が明治六年八、九、十月に六回、同七年二月に一回、同八年五月に一回現れているのは明らかに坂崎斌（紫瀾）であり、坂崎は野崎左文「坂崎紫瀾翁の伝」<sup>80</sup>に「（坂崎は）六年二月出京シテ希臘教ニコライ尼格頼ニコライに学び同教の少講義に補せられたが、宗旨の事で尼格頼師と大議論を闘はし、七年の春同塾を去って教会新聞の記者となり此冬心機一転して宗教家たらん事を断念し東京を辞して郷里に帰った」とあり、明治六年に坂崎が頻繁に慥齋を訪れた時は、坂崎がニコライの下で希臘正教を熱心に学んでいる最中であつたことが分かる。付け加えて明治七年八月二十一日に見える坂崎耕芸は坂崎斌の父であり、慥齋はこの父とも親交があつたことを示している。

また、中江生の名前が明治三年八月、同八年六月、同九年一月、十月にそれぞれ現れるのは中江兆民であろう。兆民は明治四年十一月岩倉使節団に随行してフランス留学を果たし、同七年六月帰国していることも矛盾しない<sup>81</sup>。というより、兆民は留学の前後に慥齋の所に顔を出していたのだった。兆民は、同八年十月に発足した慥齋の主催する両忘会に参加したりして、この頃慥齋とかなり交流があつたことを示している。最後に些細なことであるが、明治八年八月に島本生または島本百助とあるこの人物は、島本仲道とは別人で、明治三年三月九日から始まる高知西部地方巡回に下役として慥齋に同道した人物である。

以上板垣退助、中江兆民、島本仲道の三名の民権家について慥斎との関係を取り上げたが、明治十年に死去した慥斎が、自由民権運動とは無関係ではないことが理解されるであろう。自由民権思想の源は何かと考える時、ルソーやスペンサーが取り上げられる事は多いが、その自由論が慥斎のような、東洋的な禅や陽明学に基づいているとする議論は重要であるように思われる。なぜなら、西洋から新しい思想が入りその思想を解釈するとき、まず伝統の中に解釈を求めるところを出発点にするからである。幕末から明治に移行した時代において、価値観の転換が起こり自由平等の思想が流入して、自由民権運動に至る状況を見ると、慥斎の「靈魂」に基づく自由論は、輸入思想に日本の文化的伝統に基づいた一つの解釈を与え、それによって思想が断絶することなく、連続性が保たれるものである。上に取り上げた三名の民権家はそのような足場を充分意識していたのではないかと思われる。

## 注

- 1 『土佐史談』四〇号（一九三二年九月）、村松巖「陽明学者奥宮慥斎」一六二、一六三頁にその経緯が書いてある。
- 2 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号五〇、『慥斎先生日記』二、の中にある。『慥斎先生日記』とは嗣子奥宮正治氏等によって改めて書写されたもので、一く十一までである。
- 3 活字は『陽明学』鉄華書院、第一五号から第二二号に掲載、いずれも明治三〇年発行。
- 4 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三・三九、「聖学問要」。
- 5 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号五一、『慥斎先生日記、三』以下慥斎の省悟において日記の引用はこれから取っている。
- 6 この頃慥斎の親しい友人だった。『高知県人名事典』（高知新聞社、一九九九年）によれば和漢の書に通じ詩作に優れるという。
- 7 奥宮文庫、受入番号六二、「慥斎存稿」、雑稿文章六篇（雑稿抄録）の中に「一日又訪老衲、借碧巖録一書、衲乃謂余曰、吾子稍聰敏、能解録中隻句半語耶、夫我門風固絶俊、不為子等小根劣機設、否則不許借俗子、余激其言、日夜閱碧巖」とある。

<sup>8</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、区分、名家手簡、受人番号二「佐藤一齋先生手簡」一巻。

<sup>9</sup> 奥宮正治 口演「土佐に於ける王学の系統」〔『陽明学』鉄華書院、第一五号、明治三〇年発行、一頁〕。

<sup>10</sup> 原文は「豈聖人学、如是苦且難乎」〔『陽明学』鉄華書院、第三三三号、明治三〇年発行、二頁〕。

<sup>11</sup> 原文は「曰吾嘗困苦無得者、因未聞其要、今即聽有之、切願立志以学之、敢問其要可得而聞乎」〔同右四頁〕。

<sup>12</sup> 原文は「曰、昔者、虞廷之相授受、曰、人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執其中、夫子謂曾子曰、參乎、吾道一以貫之、又曰、博文約礼、又曰、克己復礼、又曰、致知格物、曾子曰、夫子之道忠恕而已矣、子思曰、戒懼慎独、又曰、尊德性而道問学、又曰、明善固執、孟子曰、集義必有事焉、又曰、求放心、又曰、擴充、推其所為而已矣、周子曰、主静無欲、又曰、学聖一為要、程子曰、識仁立誠、又曰、根本既立後可趨向、張子曰、明善為本、固執之乃立、擴充之則大、朱子曰、為学要立本、陸子曰、理会得這箇明白、然後方謂之学、王子曰、致良知、又曰、学有要德有本、不於其本、而泛然從事、高之而虚無、卑之而支離、終亦流蕩失宗、勞而無得矣、其他四子六經、先儒之言、雖隨時而立教、若或不同、而窮其歸趣、則一焉耳矣、是所謂要也、故知此要謂之知学、得此要、謂之自得、故博学者学此也、審問者問此也、慎思者思此也、名弁者弁此也、篤行者行此也、同之謂之同然、異之謂之異端、循之而說、謂之善言、由之而行謂之善行、遺之而說、背之而行、謂之邪說、謂之詖行、故除之而無聖学、外之而無功夫、是乃聖学之所以易簡直截、固有其要、而人々亦可学而到者也已」〔同右四、五頁〕。本文はこの要点を纏めた。

<sup>13</sup> 原文は「則恐仮令能務格致之功、不懈惰〔中略〕不識、如何用功以得打破此昏闇」〔『陽明学』鉄華書院、第二二号、三〇頁〕。

<sup>14</sup> 原文は「然則如何用功、以可期一旦見处乎、曰、雖是亦由各性之所近、而有得力之遲速、要亦在其志之切与不切耳矣〔中略〕余今則演伊川氏意、以示其方法焉、夫学者就平生所疑、参去参来、而其所疑愈窒礙、積日累月、造次顛沛、莫須臾或下思、而時々發憤激昂、以謂均是人也、或為聖賢、或為愚不肖、我亦堂々一男兒、而所志未遂、所疑未開、為人而未得為人、枉費一生、若是而俟斃、則真夢生夢死、与草木虫豸同朽矣、我若打破此疑、則生果何益、死亦何為、着力到此、日用云為、咳唾息動静語黙、無時無处、不使此一念每不置在胸中、則必有心胸熱悶、黑窅々地、而進不得、退不得、仰不得、俯不得、思不得、不

思亦不得之時節、而其所疑益大、所思益窮、自顛至踵、通身渾是為一大疑團、而思竭意喪、心斷神失、然後恍然脫然、乍打破此疑團、則悶々黑窅進退俯仰皆不得之地、翻而為清涼輕快自主自由之別境界、心志爽然、精神發越、得生來未曾夢見之一大活路矣、是即夫子所謂一貫、孟子所謂寬、程朱所謂一旦貫通、龍溪所謂悟者、而斯始可以進歩上路径也」(『陽明学』鉄華書院、第二一号、三二―三四頁)。

<sup>15</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六・六七「同盟名簿」。

<sup>16</sup> 島善高「奥宮慥齋日記」、明治時代の部(六)、『早稲田社会科学総合研究』第一一卷二号、二〇一〇年十二月二十五日発行、四七頁。

<sup>17</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・五四、「慥齋日抄、十二月之部」、十二月二日条。

<sup>18</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号、全集慥齋著書五八『慥齋先生日記十』、一月一四、一五日条。

<sup>19</sup> 『自由党史』上、岩波文庫、一九五七年、八八頁。

<sup>20</sup> 『板垣君口演 勇退雪冤録』(明治一五年六月九日御届、編輯人、遊佐發、出版人、渡部虎太郎) また小畑隆資、「板垣退助と自由民権運動」(『岡山大学』法学会雑誌)第二八卷第三・四号(通卷九九号)五四二―五四四頁を参照した。

<sup>21</sup> 同右、『板垣君口演 勇退雪冤録』五頁。

<sup>22</sup> 同右、『板垣君口演 勇退雪冤録』九頁。

<sup>23</sup> 同右、『板垣君口演 勇退雪冤録』九頁。

<sup>24</sup> 板垣退助『立国の大本』忠誠堂、「二一九一九年九月序」、五八頁。

<sup>25</sup> 板垣退助「我国憲政ノ由来」『明治憲政經濟史論』、一九一九年、有斐閣書房。

<sup>26</sup> 前掲、板垣退助『立国の大本』一九一九年。

<sup>27</sup> 島内登志衛「編」『谷干城遺稿』四、東京大学出版会、一九七〇年、六九五頁。

<sup>28</sup> 同右、七〇二頁。

<sup>29</sup> 同右、七一―二頁。

<sup>30</sup> 同右、七一九頁。

<sup>31</sup> 伊藤勲「板垣退助の自由主義運動」『法学新法』第七十一卷第九号、中央大学法学会、一九六四年、四六頁。

<sup>32</sup> 同右、五三頁。

<sup>33</sup> 同右、五五頁。

<sup>34</sup> 慶応義塾 編纂『福沢諭吉全集』第一卷、岩波書店、一九五八年、三九二頁に「其生るゝや束縛せらるゝことなく、天より附與せられたる自主自由の通義は、賣ル可らず亦買ふ可からず」とある。

<sup>35</sup> 前掲、板垣退助『立国の大本』、六二頁。

<sup>36</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号一・八・九「年譜記」。

<sup>37</sup> 飛鳥井雅道『中江兆民』、吉川弘文館、一九九九年、二二―二二頁。

<sup>38</sup> 同右。

<sup>39</sup> 同右。

<sup>40</sup> 同右。

<sup>41</sup> 「兆民居士王学談」明治二十九年十月二十日『陽明学』七号、寄書、これは、島善高「鉄舟と兆民と梧陰と」『井上毅とその周辺』木鐸社、二〇〇〇年、一七〇頁、また、前掲、飛鳥井雅道『中江兆民』、吉川弘文館、一九九九年、二二頁、などよく引用される。

<sup>42</sup> 中江篤介『中江兆民全集』一七、岩波書店、一九八六年、二〇四―二〇五頁。

<sup>43</sup> 小関豊吉『南学と土佐の教育』高知県教育会、一九三七年、一五〇頁、経学併読の書に『伝集録』を加えたという。

<sup>44</sup> 同右、同頁。

<sup>45</sup> 国立国会図書館蔵、紙名の変遷があり明治二四年八月一六日より名称が「中央新聞」となる。

<sup>46</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号、全集慥齋著書五九『慥齋先生日記十一』。

<sup>47</sup> 島善高「鉄舟と兆民と悟陰と」『井上毅とその周辺』木鐸社、二〇〇〇年、一六六頁。

<sup>48</sup> 同右一六〇頁。

<sup>49</sup> 『飲醍醐』（明治十一年八月三十一日御届、著作人中教正今北洪川、出版人静岡縣士族妻木頼矩、發兌書肆 江島喜兵衛）早稲田大学中央図書館（四階古書資料庫）所蔵。

<sup>50</sup> 前掲、奥宮文庫、『慥齋先生日記十一』。

<sup>51</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号四五「慥齋先生俗簡録」、一〇二一―一〇三葉。

<sup>52</sup> 同右、一〇三葉。

<sup>53</sup> 麟祥院の摂心会は十七日間であつたようで、兆民は門外不出で参加したということ。

<sup>54</sup> 中江篤介『中江兆民全集』別巻、岩波書店、一九八六年、四八九頁（明治三九年一月一日『立志独立進歩之友成功』八卷二号）。

<sup>55</sup> 島善高「中江兆民と禅」『日本歴史』第六七〇号（三月号）、吉川弘文館、二〇〇四年、三四―三六頁。

<sup>56</sup> 前掲、飛鳥井雅道『中江兆民』、一三二頁。

<sup>57</sup> この点に関して、島善高氏は筆者と同じ指摘をしている。即ち、氏は前掲、「鉄舟と兆民と悟陰と」（一七四―一七六頁）において、梶田明宏の論文「西南戦争以前の言説状況―士族民権論をめぐる『氣』の問題について―」（『書陵部紀要』第四十三号、平成三年三月）の中の兆民の「リベルテーモラル」（「精神心思ノ自由」）を説明している中の一句「浩然ノ一氣」は今北洪川の『禅海一瀾』第七則の公案から出ていると指摘している。

<sup>58</sup> 『孟子』上、岩波文庫、一九六八年、一二二頁。

<sup>59</sup> 鈴木大拙『今北洪川』、春秋社、一九六三年、二二四頁（第三編洪川老師伝）。

<sup>60</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七一五五『書道叢書』六月一八日条。

<sup>61</sup> 小川原正道、『大教院の研究』、慶応義塾出版会、二〇〇四年、一〇六頁。



<sup>62</sup> 松永昌三編『中江兆民評論集』岩波書店、一九九三年、一四頁。

<sup>63</sup> 島善高氏は「中江兆民の『自由』について」『法史学研究会報』第八号（島田正郎先生米寿記念号）、法史学研究会、二〇〇三年、四七頁で、兆民の「リベラテールモラル」には『孟子』や『碧巖録』の影響があると指摘している。

<sup>64</sup> 劉岳兵「中江兆民の思想における儒学と自由主義との関係について」『兆民をひらく』光芒社、二〇〇一年、では兆民と慥齋の関係について論じている。

<sup>65</sup> 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号五一「慥齋先生日記三」。

<sup>66</sup> 前掲、奥宮正治 口演「土佐に於ける王学の系統」『陽明学』鉄華書院、第三三号、明治三〇年発行）『自由党史』上、岩波文庫、一九五七年、八八頁。

<sup>67</sup> 序章第三節第一項参照。

<sup>68</sup> 「故奥宮正由履歴書類 贈位申請時」（東京大学史料編纂所、区分特殊蒐、請求記号 維新史料引継本・追加・二〇）の「奥宮正由略伝」。

<sup>69</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六一六七「同盟名簿」。

<sup>70</sup> 島本昭訳・著『島本仲道「青天霹靂史」』（大塩平八郎伝・口語訳）、「夢路の記」（口語訳）『アビアランス工房』二〇〇七年、一〇三頁。

<sup>71</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・三八「敬簡齋日抄」。文中の「潤次」とは後に貴族院議員となり、学者でもあった細川潤次郎であろう、「秋南二生」は不明。

<sup>72</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・五一「壬申日録并癸酉改暦日抄」明治五年四月一日条。

<sup>73</sup> このとき仲道は四十歳、慥齋は六十二歳。

<sup>74</sup> 『自由党史』上、岩波文庫、一九五七年、一九二頁。「板垣の去れる後ちは、後藤象二郎を顧問と為し、島本仲道を推して一切の衝に當たらしめ」とある。

<sup>75</sup> 島本仲道 編集『青天霹靂』 出版人 今泉巖、明治二〇年（一八八七） 出版。

<sup>76</sup> 前掲、島本昭訳・著『島本仲道「青天霹靂史」（大塩平八郎伝・口語訳）、「夢路の記」（口語訳）』、四四頁。

<sup>77</sup> 慥斎と植木枝盛との関係は、島善高「鉄舟と兆民と梧陰と」『井上毅とその周辺』木鐸社、二〇〇〇年、一七一・一七三頁、参照、植木が明治七、八年頃頻りに慥斎の講座に通い、禅的な素養もあったことが書かれている。

<sup>78</sup> 前掲、「故奥宮正由履歴書類」（東京大学史料編纂所、区分特殊蒐、請求記号 維新史料引継本・追加・二〇）

<sup>79</sup> 島善高「奥宮慥斎日記」・明治時代の部（一））、『早稲田社会科学総合研究』、第九卷三号、二〇〇九年三月二五日発行、一・二頁、にも記載がある。

<sup>80</sup> 野崎左文「坂崎紫瀾翁の伝」『新旧時代明治文化研究』十月号（第三年・第九冊）、福永書店、一九二七年一〇月、二〇頁。

<sup>81</sup> 前掲、飛鳥井雅道『中江兆民』（略年賦）二六五・二六六頁。

第六章の史料一 慥齋の弟子名簿

安政四歳次丁巳	同盟名簿	嘉平月初吉 慥齋私塾
先年	入門	北代俊吉
全	全	宮村克治
全	全	池川修吉
全	全	山本恕平
全	全	野老山藤五郎
同	同	北岡剛次郎
同	同	安井宇太郎
同	同	山田早苗
同	同	宮崎六郎

同	同	石川麟之助
十一月	同	中内清次
先年	同	青木喜右衛門
同	同	弘田専吾
十一月	同	堀場官右衛門
同	同	福留健次
同	同	小阪象治
同	同	美濃部右吉
同	同	伴劉太郎
同	同	門田為之助
同	同	下横目勝之助
門外	同	原 傳平
同	同	末松謙吉
入門	同	林清次郎
入門午正月	同	前田祐之進
十七正月廿二日	同	中山覚一郎
十二月	同	全 左馬次
十二月	同	日根野直馬
十二月	同	樫井銘次郎

一月廿四日	御供押	遠藤定馬
同日	道弥	井家竹馬
同日	野村栄蔵	
同日	生駒内某	
二月末	竹下源蔵	
二月末	乾 坤三	
二月末	下横目石川潤次郎	
二月末	小畑孫次郎	
二月末	熊谷蘭次	
二月末	氏原	
二月末	笹村洞栄	
二月末	岡崎直次郎	
五月廿八日	刈谷恵迪	
五月廿八日	下横目 平兵(之力)衛	
同	同 淳次郎	
同	同 孫三郎	
同	吉井茂市	

第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響

六月四日	北岡由五郎
	嶋本審次郎
同	同 弟吉次
後藤金 <small>(弥九)</small> □殿内	添矢銀次郎
	西田茂平
	濱口愛丞
畠山庸蔵殿内	
	天津秀之助
	高橋懿三郎
松原誠丞殿内	
	紅呉録蔵
増田八十之助殿内	
	伊東仙三郎
	刈谷谷恵
	野村栄蔵
	鈴木茂助
稲葉様内	木村寛六郎

	下横目 民平
	同 直助
	同 元助
	同 宗助
秋澤清吉	
北代忠吉	
森田象吉	
山本安太郎	
澤田衛守	
□□鍊四郎	
瀧本新蔵	
小崎方輔	武作
	安並貞之進
	松木鎗吉
	山中弼作
	小笠原謙吉
	奥宮弁馬
	同 厳吉
	吉松速之助

	浅井巡之助
	前足軽 権吉
	坂本金次
	同 五市
武藤清八	箕浦猪之吉
宮地熊太郎	□□□光三郎
	本居夙之助
	大野青三郎
	□□林屋之□
	奥之郎
	岡村猪三郎
	島村源六
	成田百種
	元治郎
	足軽
	時助
	足軽
	甚五郎
	森本菊馬

日比虎作  
同 久馬治  
宮崎辰吉

出典（高知市民図書館奥宮文庫六・六十  
七「同盟名簿」）

〈解説〉

これは「慥齋私塾」とあり、高知における慥齋の塾を予想させるが、そうではなく慥齋が江戸滞在中のものである。表中「午正月」とあるのは安政五年（一八五八）のことであり、慥齋は安政四年十月二十五日から同五年十二月六日まで江戸に滞在している（奥宮文庫七・二九「驛程記」、奥宮文庫七・三〇「帰程漫録」）。

第六章の史料二 慥齋日記中の弟子一覧（明治元～九年）

明治元年	五月 二日 山本安生、石川生
六月 一日 沢田・岡村二生	六月 十九日 淡中生
七月十九日 澤田生	八月 二日 白石生
四日 西森姪	十五日 西森姪
二〇日 都築生	三〇日 岡村生
九月 四日 西姪	一一日 都築生等
一四日 北代生	一六日 北代生

一七日 田中生、都築生	二一日 西森姪	二八日 西森	十月 二日 杉本生	九日 池内生	一三日 都生	二三日 藤崎生	明治三年	三月 九日（高知西部地方巡回出發）島本百郎、乙政甚五	四月 一日 亀谷生	十四日 岡林生	十五日 岡林生	一七日（家に帰る）	五月十五日（船で東京に向って高知を發つ）澁生	十八日（東京着）
-------------	---------	--------	-----------	--------	--------	---------	------	----------------------------	-----------	---------	---------	-----------	------------------------	----------

第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響

五月	小野生
三日	濊生
七月 一日	福留生、森本生、濊生
二五日	小野生
二三日	杉本生、小野生
二二日	長岡生
二一日	福留生
二〇日	林生
一五日	下国、鈴木
一四日	長岡生
九日	長岡生
八日	長岡生、坂井、福留
六月 二日	岩崎生
二九日	高橋生
二七日	岩崎介吉
二四日	安彦、長岡生
二二日	小野生、長岡生

八月 一日	細川生
二日	板生
三日	林・福二生、小畑生
八日	宮崎生
三〇日	吉永生、福留生
二九日	小笠原楠弥太
二七日	岡、堀
二六日	賀川生
二五日	福留生
二四日	小野生
一八日	名東生、杉本生、名東生
一六日	南部生、生田生
一五日	名東才石
一四日	長岡生
一三日	小野修一
七日	福留、松岡
六日	細川、丸山

一〇月 一日	宮崎生
一〇月 一〇日	福留生
二六日	島村生等、南部生
二五日	小野生
二三日	濊生
二〇日	小笠原生
一七日	浅川・利岡生等
一四日	酒井生
五日	田中生
三日	濊生
九月 二日	木村史生
二日	伊賀生
一九日	小畑生、吉永生
一六日	中江生
一三日	藤川生、伊賀・利岡生
一二日	藤川生
一〇日	宮崎生、大村生

二四日	竹内生
二三日	北代生等
二二日	吉永生、山根生
一八日	穂積生
一四日	長岡生
一三日	北代忠吉
一二日	宮崎生、長岡生
一日	長岡生
一〇日	北代生
八日	福留・吉永等
閏一〇月六日	橋詰生
二三日	福留生、宮崎生
二〇日	福留生
一八日	宮崎生、福留生
一七日	宮崎生
一五日	杉本生
一三日	宮崎生

二二日	長岡生
二〇日	長岡、吉本
一九日	磯部生
一七日	長岡生、吉本生
一六日	尾形、米川
一四日	池生、青柳・高鞆
一三日	松岡及多田生
一二日	南部生
一日	南部生
八日	尾崎及福留
六日	長岡生
五日	北代生
三日	北代生
一月二日	長岡・北代二生
生	
二八日	北代・長岡両生、尾崎
二五日	福留生、長岡生

二八日	伊藤生、濱田生
二六日	浅川、森川、濱田
二三日	濱田生
二二日	利岡生
一三日	山本生
一日	高橋・朝川二生
六日	西尾生
一月一日	小畑生
明治四年	
一八日	岩崎生
一七日	岩崎生
一五日	縫生
一三日	小畑生
一日	小畑生
三日	宍戸・福留二子
一月一日	伊賀生
二四日	雨森

第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響

二九日	吉永生
二月 一日	田中生、横川生
二日	宮地生
五日	横川生、宮地生
六日	山本生、濱中生
八日	藤崎生
九日	西養次
一〇日	浅川生
一五日	楠本生、西養次
一六日	西生、利岡・楠本等五人
一八日	丸岡生
二〇日	伊藤、弘瀬、田中三生
二八日	田中生
二九日	田中生
三月 三日	小畑生、西養二
六日	小松生
九日	弘田、田中生

一六日	坂本・横山二生
一七日	高橋生
一八日	弘瀬、藤川、西、小松
四月 一日	山本生
三日	細木生
一日	弘瀬、小松、本山生
一四日	宮崎生
一九日	吉良生
二一日	利岡生
二二日	西姪
・ 二四日	浅川生、田中生・小松・弘瀬生、小畑生
二五日	小畑生、丁野生
五月 一日	利岡生
三日	木村生
四日	本山生
六月 四日	弘田久助

五日	白石、漾生
七日	中山生、山本生
一日	藤崎生
二日	浅川生
一四日	藤崎生
一六日	時助生
二四日	木村生
二七日	吉川生
七月 八日	宮地巖夫、吉川留七郎ら
一二日	宮地・浅川・広瀬・吉川生
等	
一五日	弘瀬・小松
二〇日	田中生
八月 七日	高橋、藤崎二生
一六日	藤崎・高橋二生
二六日	弘瀬・小松二生
九月 一日	弘瀬生、西尾生



五日	西森及藤崎生
六日	坂本五一
一〇日	池菅太郎
一九日	福岡生等
二〇日	池菅太郎
二四日	吉川富七郎
二六日	酒井ら、高野生
二七日	弘瀬、田中生
三〇日	高橋保造
一〇月一日	藤崎生
一四日	八束
一七日	吉之助
一八日	弘田九助、濱田八束
二五日	安岡生
二七日	濙生七八名
二八日	藤崎
二九日	西森姪

一月九日	弘田久助
一〇日	宮崎生
一五日	宮崎生
二〇日	小松生
二二日	北岡儀之助
二三日	北岡生
二五日	宮崎辰吉
二二月一日	濙生
七日	西岡生
九日	松村・山本二生
一日	福富生
一六日	濙生、小松生
一七日	松村生
一八日	弘田久助
二〇日	田村生、西養二
二二月二日	友野生
二五日	濱田八束

三〇日	坂本生
明治五年	
一月二日	小松生、有澤・森本二生
四日	淡中生
八日	淡中生
二九日	淡中・坂本二生
二月二日	高橋新作
三日	田中敬作
四日	日比生、浅川生
五日	本山生
七日	淡中生
八日	淡中生
一〇日	坂本生
一三日	木村生、松野生
一四日	田中生
一七日	吉永生
二一日	坂本生

第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響

二五日	小畑生
三〇日	西杜姪
三月 一日	申田生
二月 二日	申田生、西杜姪・杉本生
等	
五日	宮崎生、池月生
六日	池月生
一〇日	伴・福留等
一三日	宮崎生
一六日	村山生
一七日	宮崎生
二〇日	関口誠一
二一日	長岡生
二二日	関口・村山・西杜姪ら
二六日	長岡生
四月 三日	宮地厳夫
七日	宮地生

八日	西姪
一日	長岡氏
一五日	濱田八束
一六日	宮崎生、坂本惇輔
一七日	関口生
一八日	長岡謙吉
二一日	坂本・長岡二生、月池生
二四日	西姪・関口・田部生等
二七日	吉本・南部二生
二八日	近重生
五月 五日	長岡生
一二日	濱田八束
二三日	宮崎生、宮地厳夫
六月 三日	西姪
二一日	西姪等
二五日	宮地生
七月 七日	関口生

一五日	宮地生
一六日	丹保生
二〇日	宮崎生、渋谷生
二一日	宮崎生、吉永良吉
二二日	西森姪・関口等、井上琢
馬	
二三日	関口生、朝川・久保生
二四日	西姪
二七日	川久保生
二八日	西姪
三〇日	川久保生
八月 四日	姪等
五日	宮地生
七日	戸原生
八日	井上琢馬
一一日	田部生
一三日	岩崎・谷等

第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響

一四日	岩崎生
一五日	田部生
一八日	村山生
一九日	利岡兄弟
二二日	田部生、弘田生、岩崎生
二二日	宮地生
二七日	宮地・山本二生、川久保生
二九日	宮地生
三〇日	杉本生、宮地生
九月一日	荒尾生
四日	岩崎生
六日	利岡乙弥
一六日	森生
二〇日	濱田八東
二四日	濱田八東
二六日	西姪

一〇月一日	岩崎生、渋谷生
四日	淡中新作
五日	小畑生
六日	宮崎生
九日	神原・利岡ら
一日	岡生
一三日	田倉岱州
二八日	淡中生
三〇日	田部・淡中・浦川・神原
十一月一日	弘田兼二
一四日	勝浦・宮地二生
一六日	利岡生
二二日	濱田生
<b>明治六年</b>	
一月一日	濱田生
二日	宮地生

二月四日	西森姪
五日	西姪
六日	利岡武
六月一〇日	宮崎生
一七日	宮崎生
一八日	谷・河本両生
二〇日	濱田生
二二日	田村生、重松生
二三日	弘田生
二五日	垂井生
二六日	北代正臣
七月一六日	島本司法大丞
二九日	宮崎生
三〇日	坂崎属
八月二日	坂崎斌
二〇日	坂崎生
九月一日	坂本生、木村生

第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響

一六日	姪、林有造
一二日	池月生
六日	池月真澄、南部生
一二月四日	西姪
二六日	濱田生
二四日	福富生
二三日	坂崎生
一九日	岡村生ら四人、西姪
一五日	西姪
一〇月一日	西姪
二九日	西姪
二八日	西姪
一七日	坂崎生
一三日	坂崎生
七日	弘田生
四日	濱田八束、千葉生
三日	弘田生

二〇日	林有造
二四日	西姪、濱田八束
二七日	西姪
二八日	西姪
一二月一日	西姪、田内生、萩原・村松 二生
六日	谷生、西姪
七日	重松能通、西姪
二六日	西姪
<b>明治七年</b>	
一月 二日	濱田八束、豊田生、西姪
三日	利岡武之
六日	村山・田内二生、森生、濱 田八束
一〇日	北代正臣
一日	弘田生、濱田八束
一四日	板垣氏

一七日	西姪
一八日	田辺生、弘田生、西姪
一九日	弘田生
二〇日	宮崎生、西姪
二二日	小堀生
二六日	萩原生
二九日	宮崎・西森姪等
三一日	西姪、岡本生、重松生
二月 一日	仲生、重松生
四日	西姪、濱田氏
九日	西姪、坂崎生、濱田八束
一〇日	北代正臣
一日	北代生
一二日	西姪
一五日	沢田生
一九日	坂崎生
二一日	田内与西姪

二五日	河本生
二八日	伴生
三月 一日	弘田生、三田内生
六日	田内生
一日	重松生
一三日	北代生
二四日	小畑生、仲生
二六日	萩原生
四月 五日	沢田生
一〇日	沢田生
一八日	田内逸雄
五月十一日	(山陽山陰地方巡回の為東京を発つ)
八月十六日	(途中高知に寄る)
十七日	広瀬生、小松生
二二日	島本百郎、伊藤善平、藤崎尚齋、山本安太郎、坂崎耕

芸	
二三日	田中生、西姪
二四日	西姪
二六日	島本生、堀内生等
二九日	小山生、島本百郎
九月 二日	(東京へ向って高知を発つ)
六日	(帰京)
<b>明治八年</b>	
二月 二日	遠藤生
三月二一日	濱田生、佐川・北添生
四月十六日	田内及田中生
五月 一日	西岡生等
二日	小山生
八日	浅井医生
一〇日	清水生
一八日	遠藤医生、坂崎谷
二六日	坂崎生

三十日	沢田生
六月 一日	沢田生
六日	中江生、高橋生
二六日	澤田生
二九日	中島信行
七月 二日	安並生、高橋生
三日	上島生
五日	弘田生
一日	弘田生
一二日	中尾生
二一日	宮崎生
二二日	坂上生
二五日	谷生
二六日	弘田生
八月 六日	廣田生
八日	田中生
一日	田中生

第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響

一〇月四日	高橋生
二八日	広瀬生
二六日	高橋生
二一日	高橋生
一四日	高橋・田内等、中尾生等
九日	田中生、西岡生
六日	高橋安彦
九月 一日	萩原生
三一日	武津生
二八日	田中生、武津生
二七日	田中生
二二日	高橋保造
一八日	高橋安彦
十六日	野口生
一三日	梶本生
一二日	村山生
六日	高橋生

一月一日	弘瀬生
明治九年	
一八日	梅原生
十六日	坂田・斎藤・岩崎生、丁野生
七日	梅原・浅川二生
十二月 一日	宮崎生
三十日	木村生
二三日	岩崎生、植松生
二一日	鳥尾生、宮地生
一四日	高橋
二一月 九日	高橋生
二五日	小山生
二二日	弘瀬生
一二日	弘瀬生
一一日	武津生
八日	武津生

五月 四日	弘田生
二三日	田内、高橋、籠甲等
二八日	高橋、田内等
二二日	浅川生
六日	濱田生
五日	中江生
四日	中江生
三月 一日	宮崎生
一三日	尾崎生
二月 二日	高橋、川尻、田内等
一三日	尾崎生
三月 一日	宮崎生
一一日	北代忠臣
十六日	弘瀬生
二七日	弘田兼次
二九日	谷生、宮崎生
四月 一日	高橋生
三日	弘瀬生
二十日	島田生
五月 四日	弘田生
一三日	斎藤安通、田内逸雄

九月 三日	弘田生等
一〇日	弘田生
二二日	千谷生
十月 一日	弘田・宮崎生
二日	弘田、中尾、千谷、宮崎、 中等
六日	弘田生、宮崎生
八日	中江・廣田二生
一〇日	深尾、末長、弘田
一二日	北代生
一四日	宮崎・高橋二生
二一日	深尾生、宮崎生
二五日	宮崎生
二六日	安積医生
三一日	沢田生

出典(島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代  
の部(一)～(一〇)〔序章の注25参

照)より抜粋)

## 第七章 奥宮慥齋と禪

## はじめに

奥宮慥齋の考え（思想）は神・儒・仏が融合している。とりわけ慥齋における禪は、自由民権家にも影響を及ぼしたものであり、青年期の見性体験から老年期に至るまで一貫して追求された。晩年に至って精神の多くがそれに傾注されたことを見ても、慥齋にとって神・儒・仏の中でも禪は特に重要な位置を占めることは明らかであろう。慥齋と禪に関しては、『近世禅林僧宝伝』（第一巻）<sup>1</sup>には慥齋の略伝が載せられており、明治以降については島善高氏の「鉄舟と兆民と悟陰と」<sup>2</sup>において、「両忘会の寄書解読」および明治八、九年頃の慥齋の禪についての研究がある。本章ではそれらの研究を踏まえて、慥齋の禪を生涯において捉え、慥齋がどのような勝れた人物に、禪をどのように学んだのかをたどる。そして、それが結局今北洪川（二八一六―一八九二）との出会いを齎し、慥齋が中心となり洪川を盟主として結成した両忘会が、明治前期における在家仏教運動や居士禪の発展に寄与していたことを示す。

## 第一節 修行と歴参

## 第一項 大休和尚

慥齋は天保五年（一八三四）二十四歳のとき、ある老和尚との交流によって省悟の経験をも持つに至った。以下にそのことを振り返ってみよう。

土佐は鎌倉時代に高名な禅僧夢窓疎石が、五台山下に吸江庵を建立した土地であり、五山文学の双壁といわれた禅僧絶海中津、義堂周信の出身地でもある。また初代藩主山内一豊は南化国師について禅学を修めており<sup>3</sup>、曹洞宗の真如寺は山内家の菩提寺であった。禅宗の寺院も少なくはなく、明治初年の廃仏毀釈以前において高知の城下町とその付近（現高知市地区）では、曹洞



宗が三十八ヶ寺、臨濟宗が五ヶ寺存在したことが知られている<sup>4</sup>。天保四年（一八三三）の頃、慥齋は江戸で佐藤一斎に就いて学んで帰ってきたばかりであったので、意気軒昂であり、友人と学問について切磋琢磨し、禅寺にも行った。

「雑稿抄録」<sup>5</sup>によれば、慥齋は、友人と近くの「叢林」に行き、「経疏祖録」を借りて読んだところ、「高明円融」で人を感じさせることに「驚嘆」した。遂に「一老衲」を訪い「禅録」を講ずることを請うた。自分でも一々調べて研究したが「学人」の「意路情識」を断絶するものであった。ある日「老衲」を訪い「碧巖録一書」を借りたとき、「老衲」から「我祖門風」はもとより「絶峻」であり「子等小根劣機」の為すところではなく、「不許借俗子」といわれ、その言に激して日夜咀嚼しようとしたが「快々」として楽しまず、「一旦」は「（碧巖）録」を「抛」うとしたが考え直して「老衲」に返した。その時も、「揶揄漫罵」され、払子を払って「不為少動」であったという。辞した後もさらに「胸裏黒窳」として「従前英邁」の「氣」は消失した。ただ「不快」であるばかりでなくおおいに「惑溺」を増すような状態となり、何日も何ヶ月も経過して「一個」の「大疑団」となった。（市川）子文と「陸象山先生集」を読んでいるとき「意思甚適」い「脱然」「失」するところあるが如くであった。「従前」の「窒礙」は「和」して「底」に消えた。「心胸」は「軽快」となり、「疑惑」は「絶無」となった。日記天保五年（一八三四）三月十六日条には<sup>6</sup>。

十六日雨、午後市川子とともに象山先生文集を読む（中略）けふ頗る省悟あり、頃來の一大疑団忽然として打破し、見性<sup>7</sup>せしを覚ふ、胸中初而郭然たり、可喜々々

とあり、疑団が氷解して省悟の経験を裏付けているような表現が見られる。

慥齋は「三十歳之今而、追憶之」といっているようにこの一文は「距」つること「七、八年」の過去を語ったものであるが、天保五年（一八三四）三月一六日の経験は慥齋にとつてたいへん大きく、翌年、「聖学問要」（この時は「聖学端的」と題される

一書を書いた。友人の市川（子文）は慥齋の経験を「賛嘆」したが、この経験が慥齋の出発点であったのであり、後年、神儒仏の本質に通じたのも、このような経験の延長線上にあったと考えられる。先にも述べたように、慥齋はこの経験を日記の中で「見性せしを覚ふ」といったが、ここに至ったのは「一老衲」との折衝が大きかったのであり、内容からするとこの老衲が意図をもつて慥齋を導いたとも考えられる。この老衲については、その後友人と出向いて行ったことを記している部分がある。それは同年四月八日である。

八日（前略）未半ころ潮江の釈迦會に詣づ、市川、前島、吉川三子與之、大休師に逢う、静黙にしてことは少し、頗る禅理を得たる様子なり

『近世禅林僧宝伝』（第一巻）。の「奥宮慥齋居士伝」には「初参叩大休和尚于土佐真如」とあり、真如寺は山内家の菩提寺であり曹洞宗の寺院である。真如寺は潮江にあったので、この日記中「潮江の釈迦會」とは真如寺で催されたものであろう。即ち、「老衲」とは真如寺の大休和尚であった。大休の生涯については不明であるが、後年、慥齋が四十四歳のとき日記、嘉永七年（一八五四）五月十九日条に「十九日（前略）今日大休先達て遷化の由に而、悔状正行寺迄出ス（後略）」とあり、この和尚が亡くなったとき悔み状を出しているのが見える。

慥齋は大休和尚との交流の中で「見性」といわれる経験を果たしたが、この頃はまだ儒学の仏教に対する優位性を信じていた。天保六年（一八三五）の日記二月八日条にそのことを記している。

八日（前略）夜幸閑なれば市川子を訪う、ともに中庸の首章をよむ、近頃仏書最上の教を讀によりて、益吾儒の高大高明に  
 仏氏の如上の第一義などの比すべき類に非ざるを知得ず、中庸一書本異端の真をみだるを慮りて、聖学全功中の理、微妙精

神天地鬼神も逃ること不能ものを掲出て示明せり、然るに其所謂異端なるもの皆豪傑奇偉の人にて、元聖学を志して神化に到入せず、清虚一大の道体を一見して中庸精微の理に悟入せざるもの也、故に狂狷の見あるを不免、其中釈迦等の仏は中庸精微の密に悟入せんことを欲して不達一間、故に其心微細にして稍狂見疎濶の心なきがことし、然れども只兎角に中の天理を体認し出さざる故に、遂に虚寂に墮て用なし、中庸の一書蓋これ等の者の為に著せしものなり、豈彼ノ釈迦達磨等の最上近似の異端真偽難解の者の為に作りしもの歟、作者不可臆指といへども聖人の徳を具するものに非しよりはこゝに及ぶまじ

(後略)

これは『中庸』が仏教より勝れていることを述べているものである。また「聖学問要」でも「一大要訣」を示した後、最後の部分で

然ルニ、是レ吾聖門則チ初学入頭之地ニ在リ、此ヨリ以往、尚、多少無窮之層次有リ、而シテ夫ノ釈氏二乗之徒、見性ノ一着ヲ以テ究竟ノ法ト為スノ比ニ如クニ非ザル也（原漢文）<sup>10</sup>

として釈氏二乗（仏教）より聖門（儒学）の方が勝れていることを主張している。後年はこのような主張は見られないが、慥齋は、この時まだ二十五歳であり、「見性」を経験したとはいえ、限られた経験の中で主張していることは否めず、求道における深化の一断面として捉えられよう。

## 第二項 春日載陽

慥齋と禅を語る上において春日載陽（寛平）との関係は重要である。慥齋が四十四歳の時、母と弥太郎<sup>11</sup>を伴った旅において

大坂に着いた時、慥齋は二十年間手紙のやり取りをしてきた春日載陽との出会いを果たすことが出来た。載陽は大坂で医業を開業しており、慥齋は載陽の人物や見識について極めて高く評価しており、談論風発置く能わざる様子が窺えて興味深い。嘉永七年（一八五四）十月二十五日の日記にはその様子が次のように記されている。少し長いが次に引用しよう。

廿五日（前略）弥生<sup>1</sup><sub>2</sub>を拉して辞して春日寛平氏を訪ふ、尼ヶ崎丁一町今橋通り也、名刺通せしかハ、主人在宿にていたいた喜び迎ふ、こは備前の人にて医をもて業とし、当時は名たゝる大医となりたりとそ、二十年來の知己にて、しばしば文書の往復なとせしかと、相見しハ今日はしめて也、予か莫逆の友にて識見超邁頗る臭味を同しくせり、談話晷を移來、目撃道存していたいたおもしろけれと、病客雜踏且診病の客頗る多きよしなれハ、強いて辞しかへる、寛平云、診病了なは今夜必ず君か旅寓を訪へし、二十年來の久話、徹夜談せすんハ盡くへからすなと、ねんごろにいゝかかはして別る（中略）丑三つころ門たゝきて果然と來訪せり、飲命しあるししてかたみニ欣慕の情なと話す、酔に乗して談話頗る熟し、詞鋒争出、弥出て愈奇也、実に予が所見に違はず見道明白、識趣高邁、今人の比すへきなし、磊落真率にして真に晉宋六朝の人ニ似たり、愉快いふへからず、輿中にて詩つくりたりとて送別詩を示さる、四言数章、頗る高古玄幽也、鷄啼燭跋を見るニいたりて、賓主ミな酔て眠につく、余ハはやく目さめて送られし詩の次韻なとす、日出後やうやう目さめたり、相見てまた呵々大笑し、別れん（と）して去るニ忍ひす、刀を杖にしてまた談話すること殆半時強、輿夫弟子等とくより迎ニ來りて促かすに、さらハとて別を告ぐ、雖然、惘然、頗る悪をなす（後略）<sup>13</sup>

このように春日載陽（寛平）との出会いに感激した慥齋であったが、春日載陽とは如何なる人物であろうか。『大阪人物辞典』<sup>14</sup>および『近世禅林僧宝伝』（第一巻）「春日願居士伝」<sup>15</sup>によれば、彼は文化九年（一八一二）大坂生まれの医家で、字は叔観、寛平は通称、居士号を靈と云った。父春日蕙山は元池田藩士、致仕して大坂に移り、医を業とした。載陽はよく家業を継ぎ尼崎

町で開業、名声都下に広まった。文久元年（一八六一）池田侯の藩医の一人に迎えられる。いつごろかは明らかでないが、つねづね禅門の頓悟を貴ぶことに疑問を持ち、ある日友人の話を聞いて兵庫祥福寺象匏和尚に参じ、朝参暮請、寝食を忘れるほどであった。ある夜豁然として従来の疑団が氷解し、自己本来の面目を発見して象匏和尚に許された。その後八幡田福寺海山和尚のところへ行ったが、高津少林寺の匡道禅師に参ずるよう勧められ、匡道のもとにあつて孜々兀々、道を参究すること三十年に及んだ。その間、祥福寺の陽関和尚、円福寺の石心和尚に歴参した。明治十九年（一八八六）七十四歳で没している。

慥齋が初めて載陽と会った嘉永七年（一八五四）は載陽は四十三歳、慥齋とは一歳違いで殆ど年齢が変わらない。載陽は象匏和尚のもとで見性を果たし、さらに匡道禅師について修行に励んでいる頃であつたと思われる。

この後、慥齋は何回か江戸と土佐の間を往復しているが、大坂を通る時には必ず載陽の所に寄っている。二人の間の会話には当然、載陽が修行している禅の話題が出ることは自然であつたろう。次に示すのは、慥齋が江戸の勤めを終え、母と共に土佐に帰る途中の事である。安政三年（一八五六）三月十九日条には

十九日昨夜寛平氏折簡、且見贈寒貝短冊等、云請乘閑来晤、乃訪春日氏、談話移咎（伽力）、主人嘗参禅、機鋒極峻、愈出愈不窮、云昨匡道和尚見訪、憾不使子相見、因見贈匡道題圓相喝一幅、匡道河内人、今住兵庫某寺、今知識也（後略）<sup>16</sup>

とあり、ここで載陽は、昨日匡道和尚がせつかく自分を訪問したのに、慥齋に会わせなかつたのは残念だ、と述べているので、後に慥齋は匡道を訪問しているがこれは載陽の紹介によるものである。慥齋は匡道について「河内の人、兵庫の某寺に住む」と簡単にしか言っていないが、伝記によってその生涯を概観してみよう。

## 第三項 匡道慧潭

『近世禅林僧宝伝』(第三卷)「大坂府少林寺匡道禅師伝」<sup>17</sup>によれば、匡道は文化五年(一八〇八)に生まれ、諱は慧潭、匡道は字、要津軒と号した。十三歳の時少林寺の月叟について剃髪した。十五歳から七年間伊予の行応に師事、後再行脚して美濃の天沢庵棠林に参ずる。天保五年(一八三四)二十七歳のとき少林寺の月叟が病気で帰寂した為、翌年少林寺の住持となり、また妙心寺の第一座にもなった。ある日隣の僧に隻手音声<sup>18</sup>を問われて答えられず、また歴参の士であった不白居士という人の娘の葬儀をとり行い、終わってから「先ほどの葬儀の中での一喝は、臨濟四喝<sup>19</sup>の中のどの一喝で、わが娘をどこに引導したのか」<sup>20</sup>、と居士から問われて、通身汗流れて答えられず、居士から口を極めて罵倒された<sup>21</sup>。ここに至つて匡道は五内張り裂けんばかりとなり、自らに憤激して八幡円福寺海山の室に投じて修行をやり直した。少林寺から円福寺まで八里を毎日往復し、脇席につけず勇猛精進し、十年余りで海山の印可を受けた。弘化二年(一八四五)三十八歳の時、老齢となった祥福寺の陽関に突然跡継ぎとして抜擢され、師家として衆僧を指導し参禅入室を受けることとなった。安政二年(一八五五)勅命により妙心寺の住持となり、紫衣を賜った。爾来、たびたび妙心寺の住持となり、管長を務め、齢八十八で示寂した。衆を接化すること二十八年、その数は数千人に上る。中でも嗣法の者は大株、喚応、月舟、九峰および載陽居士等であった。葬儀は雪江<sup>22</sup>以来初めて妙心寺の寺葬として行われた。

この伝記を見るに匡道は傑出した禅僧と呼ぶにふさわしい人物であろう。載陽が慥齋に匡道を紹介しようとして果たせなかった安政三年(一八五六)は、匡道が勅を奉じて妙心寺の住持となった翌年に当る。慥齋は嘉永七年(一八五四)から万延二年(一八六一)までの間に高知と江戸の間を三回も往復している。当時高知と江戸の間は徒歩で旅行すると一ヶ月余りかかる。最初が嘉永七年(一八五四)、弘敷役を命ぜられて母を伴い、途中大坂で載陽と邂逅した旅であり、母と共に高知に戻ったのは安政三年(一八五六)四月であった。次は安政四年(一八五七)八月江戸勤めを命ぜられ、同九月高知を出発し、安政六年(一八五九)一月高知に戻った。同八月には藩主の侍読に抜擢され、同九月また江戸勤めを命ぜられた。同一〇月高知を出発、高知に戻ったのは万

延二年（一八六一）二月であった。この間、慥齋は大坂に来た時は必ず載陽のところへ寄っている（時には不在で会えなかったときもある）。慥齋が匡道と会った記述は元治元年（一八六四）十二月二十四日の記事に見える。そこには「午後訪匡道禅師、共淡生、是日有省」<sup>23</sup>とあり、匡道に就いて自らを啓発している様子が窺える。この時は藩主に扈從して大坂に滞在していた時期であった。次に慥齋が匡道と会ったと確認出来るのは、明治三年（一八七〇）十二月七、八日である。その両日の日記は以下の通りである。

七日晴、朝十字達兵庫碇泊、欲換船、乃上陸宿本陣、訪匡道禅納于平野村祥福寺、時行施餓鬼法、暫話辞去、（後略）

八日（前略）又訪匡道老衲、談話移晷、被命飯、余請書一語、老衲云近来老懶不作字、乃見贈嘗所書暮雲遠山一則、且叮嚀垂示、余亦恍然若有省、辞去将出門、雛僧打晚鐘、声々徹心骨、忽得二句、懶足為詩

晚鐘撞破世年夢 依舊暮雲帰遠山、夜無事、醉眠早寢<sup>24</sup>

慥齋は明治三年六月に明治政府の神祇官権大夫を拝命していた。同年十一月末、願いによって官を免ぜられ、十二月初め船で東京から高知に帰る途中、兵庫に上陸して匡道の居る祥福寺に七、八の両日に立ち寄ったのであった。八日に慥齋は「一語」書いて欲しいと乞うたところ、以前に書いたという「暮雲遠山」という語の書を贈られ、丁寧に解説までしてもらった。この「暮雲遠山一則」とは、禅語で、『碧巖録』第二十則に「龍牙西来意」<sup>25</sup>と題する公案があり、それに対して雪竇重顕<sup>26</sup>が偈頌を付している、その中に

堪对暮雲帰未合 对するに堪えたり、暮雲の帰って未だ合せざるに

遠山無限碧層々 遠山限り無し碧層々

という句がある。これは禅語としてよく知られた句であり、夕暮れの空に雲が悠々と流れてゆく山々に対した感慨を詠ったものであり、『新版一行物』（下巻）によれば、この句は「自己人格の完成という仏道修行の目的の一半を成し遂げた段階」を表し、「長い苦しい旅を終えて我が家に帰り、威儀も規範も忘れてドツカと安住する」<sup>27</sup>境涯という意を詩に表したのだという。慥齋はこの詩の説明を聞いて何か気がついたところがあった。そして難僧の打った鐘の音が「心骨に徹し」、出来た詩が上記引用の「晩鐘撞破す卅年夢 舊を俵らし暮雲遠山に帰る」であった。暮雲遠山の句の本来の意味と合致するかどうかは分からないが、慥齋にとつて手ごたえのある世界が開けたことを暗示するものである。結局、慥齋は友人春日載陽を通じて禅に傾倒するようになり、機会がある度に匡道を訪問し教えを受けていたことは確かである。

慥齋は後、晩年になって今北洪川に師事し参禅弁道に励むのであるが、その前に相国寺の荻野独園との関係がある。『近世禅林僧宝伝』（第一巻）「奥宮慥齋居士伝」には独園との関係は記載されていないが、前掲、加納彝軒「奥宮慥齋、暁峰兄弟事跡」によれば

京都相国寺（萬年山）の独園禅師は、客と偶々陽明の学に及ぶや、曰く儒学の徒にして我が室に参ずる者多し、然れども能く其学力あるもの、奥宮慥齋の如きは稀なり、十余年前、土佐の高知城東薊野に留錫せし時、慥齋日として来らざるはなし、一夜更深けて去るに、羽織の脱して途に落ちしを知らず、家に帰りたることあり、精修一たび此に至り始めて道を語るべきなると（後略）<sup>28</sup>

とあるが、羽織が落ちても気がつかなかったことなど、慥齋の工夫の真剣さが窺える挿話であるが、いつのことなのかは不明である。独園が相国寺の住持となったのは慶応三年（一八六七）のことであるから<sup>29</sup>、それ以降であるに相違ないが、明治三年以



降の日記に独園の名が出てくるのは一ヶ所だけで、明治五年五月二十三日条に「念三（前略）拉宮地巖夫、訪独園禅師於芝金池院（後略）」という記事が見える。独園は明治五年四月上京し、教導職権少教正に補され、五月には大教正となっている<sup>30</sup>。この時、どのような用件で会いに行ったかは不明であるが、独園と慥齋とは浅からぬ関係があり、独園が慥齋の禅的境涯を高く評価していたことは、後に著した『近世禅林僧宝伝』（第一巻）に山岡鉄舟などと並んで、慥齋の伝記を入れていることよって明らかである。

## 第二節 今北洪川との出会い

### 第一項 静坐説

これまで慥齋が春日載陽や大休、匡道、独園などの人物に禅を学んだことを見たが、日記を見ても坐禅をしたという記述が見当たらない。ここでは、慥齋がどのように静坐工夫をしていたかについて見ておこう。それについては奥宮文庫に「静坐説示西森姪」と題する一文がある。「西森姪」とは慥齋の妹猪佐の長男、西森真太郎（鉄研）（一八四七—一九一八）であり、慥齋の甥にあたる。慥齋の日記の中では「西森姪」または「西姪」としてよく登場する。『高知県人名事典』<sup>31</sup>によれば、西森は明治七年文部省出仕を補せられ中書記となるが間もなく辞し、高知県中学校（追手前高校）、海南私塾分校、県立海南学校などに勤め、教職歴三十数年、多くの後進を世に送り、その功績は大であったという。その西森鉄研の求めに応じて、慥齋はこの一文で儒学における静坐の仕方を示して、静坐を薦めている。慥齋においては儒学と禅が不可分であることが窺がえるのでその一部を紹介しよう。慥齋は高忠憲<sup>32</sup>の七規説<sup>33</sup>がよいとして

其説曰、復七者、取大易七日来復之義也、凡応物稍疲、即当静定七日以濟、先入室炷香趺坐、凡静坐之法、喚醒此心、卓然常明、志無所適而已、志無所適、精神自然凝復、不待安排<sup>34</sup>、勿著方所、勿思効驗、初入静者、不知摄持之法、惟体貼<sup>35</sup>。聖

賢切要之言、自有入処、静坐三日、必臻妙境、四五日後尤宜警策、勿令懶散、飯後必徐行百歩、不可多食、酒肉致昏濁、臥不得解衣、欲睡則乍醒即起、至七日則精神充溢、諸疾不作矣。食芹而美、敢告同志<sup>36</sup>。

とし、最後に「噫姪果能成七日、功課必有効驗矣、予將俟刮目汝再舉問也」として西森姪に期待を寄せている。この一文が書かれた時期は、西森姪が青年期のことであるとすれば、明治維新前後であろう。慥齋はこのように七日間の静坐を真太郎に薦めていることは、自らも実践していたということである。慥齋はこのような実践を通して、二十代の見性の経験を基にして更に心境を深めていたと考えられる。

## 第二項 慥齋の地方巡回と今北洪川

教部省大録であつた慥齋は明治七年、同省の方針に従つて同年五月十一日東京を出発し、第四大学区（「廣島縣、鳥取縣、島根縣、北條縣、小田縣、愛媛縣、山口縣、濱田縣」<sup>37</sup>）を巡回指導し、途中高知に寄つて同年九月六日東京に戻つた<sup>38</sup>。その旅の中で今北洪川と出合つたことは慥齋にとつて大きな出来事であつた<sup>39</sup>。慥齋は同年六月一四日に山口中教院で指導し、翌十五日再度訪問した時の日記には「午後偶然中教院ニ至ル、永興寺今北洪川等二、三名ノ僧侶ニ遭フ、暫話晷ヲ移ス」とあり同一六日には伊藤老人という人物に洪川の著書『禅海一瀾』を示されて「義山、越溪等数名の序跋アリ、儒生ノ為ニ著セシモノト見ユ」と記している。慥齋はこれを読んでその内容を高く評価したのである。同十八日には洪川が慥齋を訪問した時、慥齋は「禅海一瀾ヲ上梓センコトヲ勸」めたのであつた。洪川は後にこのことを振り返つて「祭奥宮慥齋居士文」に記している<sup>40</sup>。

（慥齋と、筆者注）山僧<sup>41</sup>防之山口ニ会ス、皆禅意ヲ質問ス、山僧亦親ク客舎ヲ訪問ス、共ニ道話ヲ打ス、乃チ禅海一瀾ノ原稿ヲ示ス、居士始メテ禅意ノ窺ヒ易カラザルヲ知ル也、懇ニ速カニ拙著ヲ上木シテ、天下ニ公行センコトヲ勸ム、熱望面

二見ハル、且曰ク、我幸ニ教部考証課ニ在リ、帰東後切ニ周旋ス<sup>42</sup>

この『禅海一瀾』は文久二年（一八六二）洪川が岩国藩主吉川経幹に献じたものであり、慥齋の推薦によって『教部省准刻書目』に列せられ<sup>43</sup>、明治九年「官許」として山口県から出版されている<sup>44</sup>。

ここで慥齋と最も関わりの深い禅僧、今北洪川の略歴を述べよう。『蒼龍窟年譜』<sup>45</sup>によれば、今北洪川は、諱を宗温、号を虚舟という。摂津福島郷の人。文化十三年（一八一六）七月十日生まれ。九歳のとき福泉仙桂に学び、十四歳のときから藤沢東隠に学ぶこと五年、十九歳のとき折衷学を唱えて大坂の中之洲に塾を開いた。学ぶ者常に三十名を下らなかつたというが、孜孜として研究すること五年、ある日、孟子浩然の章を講じたとき大声を出して言った。「孟子は浩然を説き、我は浩然を行ふ」と。この時から出家の志を抱き、父母はこれを憂いて、田中氏の娘を妻に迎えさせた。しかし、志は変わらず鬱々として楽しまなかつたが、二十五歳の時、相国寺の大拙和尚は接化に際して険峻で鬼大拙の名があることを聞き、妻や父母、眷属、門人を集めて別れを告げ、京都相国寺に上った。大拙和尚に師資の礼をとり、「隻手音声」の公案を授かった。孜孜兀々刻苦精励すること三ヶ月、志願を認められて剃髪受戒し、守拙という安名を頂いた。それから怠ることなく朝参暮請したが、ただ「徹底の分なし」と言われるのみであった。ある時、「竹影掃階塵不動、月穿潭底水無痕」という句を聞いて省する所があつたので、入室して所見を呈した所、罵倒されて打ちのめされた。燈下に涙を呑んで、道が開けず宿世の罪業の深いことを懺悔した。師の扱いは仇敵のようになり、洪川は呈すべき言なく、進むに進めず退くに退けず、進退窮まり憔悴して斃れる寸前であつた。ある時深夜禅堂に入り、氣力を振り絞って打坐、前後裁断して曉板も耳に入らず工夫三昧に入り、豁然として真眼が開けた。喜びのあまり「百万の經典日下の燈<sup>46</sup>、也太奇、也太奇」と連叫したという。大拙和尚は四句誓願<sup>47</sup>を奉じて、さらに修行を継続するよう注意された。天保十三年（一八四二）二十七歳のときであつた。三十二歳のとき大拙和尚から、老齡により「これからは曹源寺の儀山善来について修行を成就せよ」と言われ、儀山のもとで刻苦勉励し三十八歳のとき終に法の淵源を尽くした。安政六年（一八五

九) 四十四歳のとき請に応じて周防岩国の永興寺に住し、三年後『禅海一瀾』を著し藩主吉川公に献じた。幕末から明治にかけて世情は騒然としてその混乱は寺をも巻きこんだが、洪川は僧堂を定め、寺の請いに応じて経典を講じ衆僧を指導した。この後洪川は教部省の教導職に任命され大講義となり、明治六年山口中教院において天龍大教正から教導取締職を委任された。慥齋が明治七年六月中教院で洪川に会ったのはこの頃であった。その後明治八年円覚寺の住持となり、多数の雲衲、居士を鍛錬し、明治二十五年(一八九二)七十七歳で示寂した。

## 第三節 両忘会

### 第一項 設立の経緯

教部省が推進してきた神仏合同の大教宣布は、明治五年十二月外遊中の真宗僧侶、島地黙雷の建白によって批判された。黙雷は三条の教則を批判し、「所謂敬神トハ教也、愛国トハ政也」として政教を混同するものとして建白書を提出した。明治六年七月島地は帰朝し、本願寺や教部省また政府筋に再三再四、神仏合同布教の不合理、政教分離、信教の自由を説いた。この年、明六雑誌が発行されるなど、欧化思想が鼓吹されたのと相俟って、政府は次第に政教分離へと傾き、ついに明治八年四月三十日、三条実美は教部省に「神佛各宗合併教院相立布教候儀、被差止候條自今各自可致布教、此旨教導職へ可相達候事」<sup>48</sup>と達し、五月三日教部省は、神道各宗管長へ神仏各宗合同布教の差止めを命じ、各自教院を設け布教させることとした。併せて大教院も解散された。各宗はそれぞれ大中小の教院を設け、三条の教則を奉じて布教することとなった。この政府の措置によって、臨濟宗が設置したのが「東京十山総鬘」<sup>49</sup>であった。初めは芝金地院に置かれ、後に湯島麟祥院に移った<sup>50</sup>。『蒼龍窟年譜』によれば、洪川は明治八年四月十四日山口中教院において、東京十山総鬘大教師選任の命を受けた。その後同年五月上京して芝の金地院に上り、六月には『碧巖録』を開講し、七月十山総鬘は湯島麟祥院に移った。鎌倉円覚寺長老らは洪川を本山の住持として迎えるべく三度四度と手厚く要請し、一山懇願の署名まで差し出した。洪川は最終的に決意受諾し、教部省の任命を経て、十一月二十

八日初めて円覚寺に入山した。これより暫く洪川は円覚寺と「総覺」を往復して両方を指導した。その頃の総覺の生徒は約百余名、参禪の居士は約三十名であったという<sup>51</sup>。

慥齋が今北洪川のもとに通うようになったきっかけは、明治八年八月二十七日伊達自得の所へ訪問したときに洪川と再会したことであった<sup>52</sup>。その日の慥齋の日記には「廿七日（前略）夜訪自得、遇洪川師」<sup>53</sup>とある。先に示した「祭奥宮慥齋居士文」に洪川はそのことを

山僧東上、宗覺を掌る、一夜居士（慥齋―筆者注）と伊達自得居士の寓居に邂逅し、禪談頗る熟す、二居士此れより遂に意を参学に決し、始めて吾が禪に入る。

と記し、慥齋は次のように決意を示し、洪川はそれに応じたという

蓋し居士の束脩を行ふや、要言して曰く、我れ嘗つて東西に奔走す、唯だ其の究むるところの者は、主として心術に在り、則ち到るところに師を求め友を募り力を殫し、思ひを精しくすと雖も、多くは記誦詞章に流れて、未だ自から深く道に造ることを肯はず、焉んぞ能く卓爾として立つ所有ることを知らんや、馬齡已に晩暮におよび、寧ろ精神を無益の伎に費やさんよりは、心を参禪に傾けて、軀の斃るるを待つに如かざるなり。願はくは人情を挟まず、厳正に予を撰せられよと、山僧其の誠を投ずるの至情を知る、乃ち授くるに兜卒の三関を以てす、之を久しふして頗る得る所有り、曰く、道果たして此に在り、奚んぞ以外に求めん、我れもし和尚に遇はずんば幾んど一生を空しくせんと、遂に（伊達―筆者注）自得居士と相議り、山僧を以て盟主と為し、始めて両忘社会を設け、大いに吾が化門を助く<sup>54</sup>。

と記している。このように慥齋は不退転の決意を示し、洪川はその志を高く評価して接得した。慥齋の日記によれば両忘会の発会は同年十月二十一日に行われた<sup>55</sup>。日記同日条に「会者凡十人許」とあり、参禅居士約三十名の一部と考えてよいだろう。慥齋は伊達自得（伊達千広）とともに「両忘会を設け」（上記文中）とあるが、両忘会の発会の寄せ書きなどを見ても、伊達自得が両忘会に参加した形跡が見られない。高瀬重雄著『伊達千広』によれば、「伊達千広は）明治九年六月の頃から、その深川の邸に二、三の同志を集めて、和歌を語り、禅道を説くところの会合を開き始めたのであった。（中略）ここに於いて千広は、新たに和歌禅道と名づける一堂を営み、十月二十一日を以つてこの新禅堂に第一回の講義を開講した。爾来十一月六日に第二回、十一月十六日に第三回の会合が開かれるといふようにして、会はかさねられて行つた」<sup>56</sup>とある。自得は自らの学識と禅の経験を基に和歌禅道という新たな道を創始し、両忘会には加わらなかつたと考えられる。

洪川は明治八年六月一日から芝金地院で碧巖録の提唱（講義）を始めた。総覺は七月から湯島麟祥院に移つたので、講座はそこで成された。慥齋は、日記によれば明治八年八月二十七日の伊達自得邸における洪川との再会の後、同九月十六日麟祥院に洪川を訪問している。そして同九月二十一日にはその麟祥院で碧巖録の提唱を聴いている。同十月一日付正治<sup>57</sup>宛慥齋の書簡には「我等近来頗ニ、永興寺洪川於湯島麟祥院、碧巖提唱有之、通聴一六朝也」<sup>58</sup>とあり、一と六のつく日に提唱が行われたことが分かる。この頃から慥齋は頻繁に碧巖録の提唱を聴きに行っている。日記中よく「碧巖会」と記されているのは、この碧巖録の提唱を聞く会であろう。先の正治宛書簡に「老後之思出ニ参禅且育英を志し候、同志ナキヲ嘆息ス、洪川社中に一、二アルノミ」とあり、この後結成される両忘会は慥齋が「碧巖会」に参加している最中に同志を集めた会であることが分かる。両忘会発足後、同十一月二十日付け正治宛書簡には「両忘社中も次第に人員加り、山岡鏡太郎<sup>59</sup>ナド参社甚愉快ニ候」<sup>59</sup>とあり、山岡鉄舟が参加したことを喜んで報じている。

両忘会が開かれたのは、慥齋の日記<sup>60</sup>によれば、明治八年十月二十一日以降、十一月二十一日、十二月二十一日、明治九年一月二十一日、二月二十一日、三月二十一日、四月十六日、五月二十一日であり<sup>61</sup>、加えて六月十八日条に「赴湯島、終日雅興」

とあり、また十一月十二日条にも「赴湯島、終日遊」とあるので、それらの日も両忘会が開かれたと考えられる。付け加えて九月十七日は書簡から両忘会が予定されていたことが分かる<sup>62</sup>。十一月十二日以降については自筆日記が同十一月二十四日で途切れているので不明である。

## 第二項 両忘会の参加者

島善高氏の「両忘会寄書解説」<sup>63</sup>によれば、「両忘会寄書」にはそれぞれ参加者の名前と短い漢詩が書かれている。上段には、山岡鉄舟、高橋泥舟、今北洪川、奥宮慥齋、水月道者（未詳）、妻木頼矩（棲碧）、中段には、誠節（前田誠節か）、中江兆民、浩一閑人（不詳）、下段には鉄哉（不詳）、田内逸雄（透閑）、奥宮暁峰（存齋）の名前がある。これが発足当初の参加者であろう。

『飲醍醐』（和綴じ本）<sup>64</sup>は両忘会を記念する今北洪川の著作として、妻木頼矩によって明治十一年に出版された。これは、「飲醍醐」と題された洪川の二十編の詩偈を集めたものである（第七章の史料参照）。即ち、陶淵明の「飲酒二十首」に倣って韻を巧みに使用し、両忘会の会員の為に禅道を説いたものである。またこれは、始めに山岡鉄舟の書が付されていて後半には、鳥尾得庵、済門文幢、高橋泥舟、奥宮慥齋、棚橋松村、小野湖山、大内青巒、妻木頼矩（棲碧）、大沼枕山、奥宮暁峰（存齋）、田内逸雄（透閑）、中江兆民、の洪川の詩偈に対する評が書かれている（同、史料参照）。奥宮文庫には「蒼龍老師近稿」<sup>65</sup>と題する、『飲醍醐』とほぼ同様の洪川の詩二十編とその評を載せた小冊子が存在する。『飲醍醐』と「蒼龍老師近稿」を詳細に比較してみると、後者には妻木頼矩、大沼枕山、中江兆民の評が欠けている。また両者にある奥宮暁峰（存齋）、田内逸雄（透閑）のそれぞれの文について見ると、前者は後者に若干修正が加えられたものであることが分かる。それに後者小冊子の最終頁に「明治十年」と書かれていることから、この小冊子は和綴じ本『飲醍醐』の校正原稿だったのでないかと考えられる。「両忘会寄書」と『飲醍醐』に書かれている判明した人物（不詳や疑問の者を除いて）を纏めると、洪川も含めて両忘会参加者は、発足の翌年明治九年当時の年齢（数え年）を書き加えてみると、今北洪川（六十一歳）、山岡鉄舟（四十一歳）、高橋泥舟（四十二歳）、鳥尾

小弥太（得庵）（三十歳）、濟門文幢（五十三歳）、奥宮慥齋（六十六歳）、妻木頼矩（棲碧）（五十二歳）、奥宮暁峰（存齋）（五十八歳）、棚橋松村（五十歳）、小野湖山（六十三歳）、大内青巒（三十二歳）、大沼枕山（五十九歳）、田内逸雄（透関）（三十一歳）、中江兆民（三十歳）となる。

この参加者を見て気がついたことを挙げてみると、第一は慥齋に深く関係している人物が多いということである。奥宮暁峰（存齋）は慥齋の弟であり、田内逸雄（透関）は慥齋の次女鶴の夫、中江兆民は漢学の弟子であり、小野湖山は以前からの友人である（後述<sup>251</sup>頁参照）。これによっても参加者の中心は慥齋であることが知られよう。第二は、社会的に大きな影響を与えた人物が多いことである。山岡鉄舟、高橋泥舟、鳥尾小弥太（得庵）、大内青巒、中江兆民らである。このうち山岡鉄舟、鳥尾小弥太（得庵）、大内青巒は在家仏教を世の中に広めることについて大きな力があつた。第三は、全員が詩文をよくする教養人であり、専門の漢詩人もいること。第四は在家者ばかりでなく濟門文幢のような僧も参加していたことである。

### 第三項 「両忘社会約」

奥宮文庫に「両忘社会約」<sup>66</sup>という一文があり、これによってある程度両忘会の内容を知ることが出来る。

#### 両忘社会約

傾者與同志結社於麟祥院精舎、会者若干人、誦、誦、誦、命曰両忘社、以洪川和尚碧巖提唱之余暇推為盟主、述各所見、交修互証以質之、時或詩歌文章、以言志、時或琴碁書画寄興、或商確古今、品題風月、唯随意之所適、以為蓋半日間娛焉、而立会約法曰、不許談論江湖塵俗、及官途榮辱辺警機事也、二曰席間唯設飯一鉢酒一壘蔬菓三盆、各釀暖席錢拾貳錢五厘、以充其費、除之外不許增一物、三曰是会元以真率為主、故不煩賓主相獻酬及送迎之礼、或疾病事故不能会者、亦不須謝告也、四曰請新入社者、必告盟主、紹介社友中以許入社、蓋避俗客雜沓破雅興也、因予定其会約云



健齋は両忘社が発会する前日明治八年十月二十日の日記に「草両忘社会規」と書き、また翌月の同十一月二十日条にも「草両忘社会約」と書いている。この「両忘社会約」は書写したものであるが、どちらのもの（十月二十日または十一月二十日の写しまたは草稿）であっても健齋の書いたものあることは間違いないであろう。

「明教新誌」第二〇九号（明治八年十二月八日刊行）<sup>67</sup>に両忘社会約が載せられている<sup>68</sup>。

#### ○両忘社会約<sup>(44)</sup>

傾者と同志結社会於湯嶋麟祥精舎、緇素潮海雜焉、命曰両忘社、適以洪川和尚碧巖録提唱之余、推為盟主、各述其所見所修以請益、時或詩歌以言志、時或書画以寄興、時或商確古今、品題風月以為娛、唯意所適、不必設題目也、以明治八年第十月為發会、皆曰、既有社名不可無社約、<sup>(於カ)</sup>□是立定条約、一曰、会以每月念一日午前第九時為期、不必卜夜也、二曰、是会以真率為主、故疾病事故不必告謝、三曰、唯設飯一鉢酒一壘蔬核三盆、各釀二十九錢以充暖席錢、此外不許增一物一錢也、四曰、饑則食、渴則飲不必煩賓主獻酬礼也、五曰、請入社者、先必介社友告盟主以結盟、不許衆賓喧雜破雅興也、六曰、言論縱横各随意、而不許談市<sup>(塵カ)</sup>□塵俗及官府機密也、若夫古今人物嘉言懿行、以資道義之談則不在此限也、約成、又申訂之以告同志

明治八年十一月二十一日

奥宮正由 識

これを見ると先の「両忘社会約」（奥宮文庫）は、改変されてこの「両忘社会約」（『明教新誌』）となっていることから、前者は後者の原案であったことが分かる。恐らく前者は健齋によって（明治八年）十月二十日に書かれ、同二十一日の發会日に協議され、修正を加えて後者が同十一月二十日に書かれ、翌日承認されたものであろう。

この「両忘社会約」(『明教新誌』)を見て気がついたことを述べてみよう。まず、第一に挙げられることは、この両忘会は、「詩歌」をやりとりをしたり「書画」を楽しむことなどが中心であったと思われるが、「是会以真率為主」と書かれている通り、洪川を中心とする参禅問法を前提とした同参同志の会であったことである。また入社の際は「先必介社友、告盟主以結盟」というようなことも決められていた。第二には、「各述其所見所修」や「六曰、言論縦横各随意」とあるように真剣な言論が活発に行われたであろうことが推測される。「言論縦横各随意」は原案(奥宮文庫)には入っていないことから、協議の結果総員の意思であったことが窺がわれよう。よって当然、当時盛んになりつつあった自由民権思想などもテーマになったであろうことは充分考えられ、島善高氏は、洪川が『飲醍醐二十首』の第九首目で『民権』という政治思想を、禅の教説から理解しようとしている」と指摘していることは<sup>6)</sup>、この会の中でもそのことが話題となったことを示唆している。第三は「四曰、饑則食、渴則飲、不必煩賓主獻酬礼也」とあるように「賓主」の平等を強調したのであった。

#### 第四項 両忘会参加者の人々

参加者の各人物について紹介しよう(このうち山岡鉄舟、鳥尾小弥太(得庵)、大内青巒の三名については次節で扱う)。

**奥宮暁峰**(正路、存齋、禮、卯之助、右之助)(一八一九―一八九三)は慥齋の弟であり、慥齋の日記には「礼弟」として頻繁に登場する。略歴は、序章第二項慥齋の家族、参照。晩年は高知に住み、温恭の人柄が尊敬され、書家として一家をなした。慥齋の日記には明治八年十一月二十日に弟が高知から東京に出てきて、翌日同二十一日弟を連れて碧巖会および両忘会に行ったことが書かれている<sup>7)</sup>。奥宮文庫「正路履歴」<sup>7)</sup>には八年十月二十七日、「依願免出仕(高知縣十四等)」、九年三月七日「任内務中録」となっていることから内務省に奉職するため上京したものである。

田内逸雄（透閑）（一八四六一不詳）は愛媛縣士族、弘化三年（一八四六）生まれ、明治四年六月大学（訳局写字専務）に出仕し、同七月文部省（史生准席）、同八月同（十四等）出仕などを経て明治六年二月正院（地理誌写生）、同七年八月地理寮（等外一等）、同八年六月元老院（十四等）出仕となり、同十年には依願により出仕を免ぜられている<sup>72</sup>。田内の洪川の「飲醍醐」に対する評には勢いがあり「予嘗得喫老師家醍醐一滴、滋味満口不能忘、転喫転甘、請有志者亦親就而喫之可矣」と書いていることから洪川のもとで見性を経験しているに相違なく、「透閑」は安名または道号であろう。透閑は慥齋の信頼篤く、慥齋の次女鶴と婚を成したのは明治八年であった<sup>73</sup>。この慥齋の次女鶴も洪川に参禅し「慧鶴」の号を送られ禅林では有名であったという<sup>74</sup>。

中江兆民（一八四七—一九〇一）は、この頃慥齋の居所に出入りしていたので両忘会に参加したのも、慥齋の影響によるものであろう。『飲醍醐』（和綴じ本）に洪川の「飲醍醐」に対する各人の評の最後に兆民のものがあるので紹介しよう。

醍醐上乘之真味、親在老師手裡、而世之人不及染指焉、遺憾矣哉、余也雖嘗醉其醇濃、却不自知焉、令蒙老師之指摘、始知烈醇妙味横溢、佩服之余、聊贅小語耳、若夫字句之巧妙、諸君子已有高評、余又何言

居士中江篤輔拜識<sup>75</sup>

第六章第五節第二項<sup>76</sup>で、明治九年五月二十九日付、長男正治宛、慥齋書簡に「過日来、又々於湯島撰心有之（中略）昨日ハ中江篤助コレハ一七76、大隅春吉、弘田兼二モ来参、受公案段々洋学生ニ波及せしも一笑ハハ」とあるように兆民は、慥齋の所へも出入りし、修行は頑張っていたようであった。この詩のうち「令蒙老師之指摘、始知烈醇妙味横溢」とあることから洪川に指導されつつ何らかの所得があったことが示されている。「両忘会寄書」にも名を連ねており、両忘会に参加し、熱心に洪川に参禅していたことは一層はつきりした。しかし、田内逸雄は慥齋の次女鶴が道号（安名）を授けられ<sup>77</sup>、兆民が授けられていない所を見ると、兆民の心境は洪川の認めるまでには至っていなかったのではないか（兆民については第六章第五節第二項、および第

六章末「日記中慥齋の弟子一覧（明治元〜九年）」参照。

**小野湖山**（一八一四―一九一〇）については、安政五年（一八五八）に慥齋によって書かれた一文「紀遊」<sup>78</sup>の中に名前がある。それには慥齋が二人の弟子（北代生と西村生）と春の散策に出かけた様子が書かれていて、「訪横山湖山於玉池、談話移晷」（横山は小野湖山の以前の姓）とあり、慥齋とは旧知の間柄であったことが分かる。小野湖山は『近世漢学者伝記著作大事典』<sup>79</sup>および『近江人物誌』<sup>80</sup>によれば、近江の人、詩人、漢学者（折衷学）本姓は横山、後小野と改める。父は吉田の藩儒、江戸に出て梁川星巖に学び、嶄然頭角を表わす。豊橋藩に仕え、権少参事兼藩覺督学であった。また、「大沼枕山、鱸松塘と明治三詩人に推さる」とあり、当時名のある漢詩人であったことが分かる。

**大沼枕山**（一八一八―一八九八）も小野湖山と並んで有名な漢詩人であり、『日本人名大辞典』によれば、江戸下谷の生まれ、十歳の時父が歿したことにより、母とともに尾張に移住し、十八歳の時、江戸に戻り菊池五山に入門し、梁川星巖や小野湖山らと交遊した。下谷御徒士町に下谷吟社を設け、多くの勝れた人物が集まったという。

**高橋泥舟**（一八三五―一九〇三）は槍術家として知られ、鉄舟の義兄である。「泥舟翁略伝」<sup>81</sup>によれば、二十二歳にして講武所槍術教授となり、文久三年従五位伊勢守に叙される。慶応二年新設遊撃隊の頭取となる。明治元年將軍慶喜帰東し、寛永寺にある時再三恭順を説き、將軍に随従して水戸に行った。明治四年静岡藩大属席となるも、廢藩置県以降職を辞し退隠する。両忘会に参加したのは隠棲後である。

**妻木棲碧**（頼矩）（一八二五―一八九一）は『日本人名大辞典』によれば幕府旗本であった。父小源太が罪なくして貶黜される

や慨然、昌平覺に入り学に勤め、秀才の名を檀にする。嘉永四年学問所教授方から始まり、文久二年には目付に任ぜられる。閣老板倉静勝は頼矩に長州藩と交渉させようとしたが、事成らず、幕吏の疑いを受けた。これより世事を絶ち武蔵野長徳寺の住持願翁に就いて禅を学んだ。その後大目付に任ぜられる。明治二年静岡藩少参事となり、後大参事、同四年七月名古屋大参事となる。同五年三月官を辞し、横浜毎日新聞の主筆に挙げられ、同七年十二月文部省附属書記の嘱託となる。健齋の死と前後して、洪川の許可を取り『飲醍醐』を纏めて出版した。妻木は『飲醍醐』（和綴じ本）の末尾にその経過を次のように書いている。「飲醍醐詩一篇、老師在東京時所作、居士等頻乞鐫之、師不許、客秋師晦跡於相之鹿山、余公務余暇、訪師於鹿山蒼龍窟、請之數四、乃上梓以便参学之徒云 戊寅晚秋 頼矩再識」。妻木の尽力があつてこの本が出版されたことが分かる。

**棚橋松村（大作）**（一八二七—一八九三）は盲目の詩文家であつた。両忘会においては異色の存在である。『大日本人名辞書』<sup>82</sup>によれば、松村は美濃国山県郡出身、天資英邁にして書を好み、最も誌賦を嗜んだ。十七歳の時、目を患つて盲目になりそうだった。医者は読書を厳禁したが、本人は従わず、曰く「肉眼の明を減ずと雖も心眼の明を増すに若かんや」と。二十五歳にして失明する。二十六、七歳の時大阪に出て、広瀬旭荘に就いて詩学を研鑽する。後、郷に帰つて子女を教えて僅かに生を営む。妻を娶り一子を挙げる。維新後東京に出て中村敬宇、杉浦重剛、長三州らと詩文の交流に虚日なしであつたという。

松村が当時名のある漢詩人であつたことは、死去した明治二十六年五月二十五日から間もない同六月十七日発行（第五編第十二号）の雑誌『天則』には訃報が載せられ、同雑誌の同九月十七日発行（第六編第三号）から三回に渡つて「棚橋大作翁略伝」<sup>83</sup>が掲載されていることによつても知られよう。その「棚橋大作翁略伝」によれば「翁（棚橋松村―筆者注）禅僧に接し悟道を聞くを嗜みぬ。もと旭翁（広瀬旭荘―筆者注）と同門なりしさきの円覚寺今北洪川老師は、慷慨家なりしが年二十六を以て発心出家したりと、曾て旭翁より聞きたりたることありしが、ひと年東京に於て、偶然奇遇し、爾来贈答往来を絶たず」とあり、この中で「もと旭翁と同門なりしさきの円覚寺今北洪川老師」という意味は洪川も一時広瀬旭荘の門に往来したことがあるというこ

とであり<sup>84</sup>、その同門の両人が偶然東京で再会したということである。よって松村が両忘会に参加したのは直接洪川との関係であった。また、先に挙げた「棚橋大作翁略伝」には山岡鉄舟との関係が全く触れられていないが、松村は鉄舟の門下ともいうべき関係にあった。それは、松村および夫人の棚橋絢子<sup>85</sup>、長男の一郎の墓は、鉄舟の多くの門人たちと並んで鉄舟創建の全生庵の中にあることによって明らかであろう<sup>86</sup>。鉄舟と松村との関係は、明治十一年の竹橋騒動の時、鉄舟がいち早く天皇のもとに駆けつけ、ご所望によって洋刀を献上した経緯などを、後に記した「鉄舟居士遺物護皇 洋刀記」<sup>87</sup>は松村の撰（書いたのは高橋泥舟）であることによっても見出される。このような松村の鉄舟、泥舟との密接な関係は共に洪川に参じた、両忘会を抜きには考えられないであろう。

濟門文幢（一八二四―一九〇五）は洪川を除けば唯一の僧である。『近世禅林僧宝伝』や『禅学大辞典』を見れば勝れた禅僧であったことが知られる。性毫邁にして、博学多技、詩文和歌をよくし、書画も巧みであったという。十五歳で出家、二十歳の時、美濃瑞竜寺天沢僧堂にて雪潭紹璞に参じ、侍すること前後十余年雪潭の印可を得る。安政六年には江戸海禅寺に住山した。両忘会に参加したのは海禅寺の住持であった時である<sup>88</sup>。明治十二年天沢僧堂の師家となり、同十七年には東福寺管長となる。その職にあること二十余年、その後海禅寺に退居して示寂した。『蒼龍窟年譜』明治八年の項に洪川が円覚寺の住持となり、十二月八日開堂式を行なった際の参加者にも海禅敬冲（濟門文幢）の名前があることから、この頃、文幢は洪川に親炙していたと思われる。

#### 第四節 在家仏教への影響

##### 第一項 在家仏教運動の嚆矢

両忘会には鳥尾小弥太（得庵）、大内青巒、山岡鉄舟などの人物が参加していたことによって、洪川を含むこれらの人物との関

係が在家仏教運動を含む仏教振興に影響を与えたことを以下に述べよう。

鳥尾小弥太（得庵）（一八四七—一九〇五）は長州出身、軍人、政治家、在家仏教の布教者であった。「得庵先生年譜」<sup>8</sup>、および「明道協会要領解説」<sup>9</sup>。によってその経歴をたどってみよう。得庵は十二歳の時父に従って江戸へ出て江川太郎左衛門に学んだ。十七歳の時から奇兵隊に入り、戊辰戦争では参謀として奥州に転戦し、明治三年（二十四歳）には兵部省に出仕した。明治九年には中将にまで昇進した。維新後、世の中が落ち着くと「自心」に疑問を感じるようになり「吾こそは何とかして此不思議を看破し、無前無後の大道を明了すへけれど思ひ定めたり。」<sup>10</sup>と考えるに至り、「先づ不思議の第一は、自心で自心の何物たるを知らず」でありそれを解決することであった。得庵の工夫は徹底していて、「二十三歳より二十九歳まで読書を廃し、万事放棄して工夫を尽し、其間此事の為に身命を捨て、十日廿日間も不眠にして恍惚として夢中の如く、工夫裏に墮在せしこと度々なり」であったという。洪川に参ずるに至った経過については、「伊達自得翁は禅理に通せし人なれば、毎々其説話を聞き、我か求むる所は仏法の禅門に在りと信し、始めて洪川禅師に謁す。」とあり、洪川との間を取り持ったのは伊達自得であった。健齋とは、健齋の日記明治八年四月二十二日条に「訪自得邂逅、鳥尾、富永氏」<sup>11</sup>とあり伊達自得の居宅で会っている。また同九月二十六日条には「赴碧巖録提唱、与鳥尾小弥太、望月某亦来、高橋生迫予跡来会、席上禅話最入佳境、予席上賦一絶、呈鳥尾先生」<sup>12</sup>、欲証箇中猶未確、恰如蚊子牛角、問君一滴洪川水、寢耳濺来覚不覚<sup>13</sup>、午後辞帰、是日欲共遊向島、以天陰止」<sup>14</sup>とあるので、両忘会発足（同年十月二十一日）以前から既に親しい関係があったと見るべきであろう。得庵は洪川に謁し、隻手音声の公案に対する所見を求められ、「師（洪川、筆者注）大に賞嘆して曰く、卿は是れ吾門の一宿覚なりと。而して余猶所見未だ明了ならず、（中略）その年の冬に至り、客と対話の序で、己か言声に即し脱然として桶の底の抜けたる様に見徹し了せり。後ち、之を独園禅師に証す。師曰く、子の言を聴き寒毛を生ずと。（中略）爾後は看経照心を旨とし、事理の一致を修し、漸く深密に至」<sup>15</sup>ったという。得庵は洪川、独園に参じ、精神の大転換が起こったのであった。この経験が後の活動の原点になったことは疑いない。洪

川に参じたのは両忘会が開催されていた明治八、九年頃のことであろう。そしてその後「今三十七歳にして仏法は四恩を報い十善道を行ずるの外は一事なきことを明らめぬ」として四恩、十善道を重視した。また「此護国の義は人々の一大事なり。」<sup>95</sup>として護国、仏法、安心立命、四恩などを骨子として<sup>96</sup>。明治十七年一月、明道協会（護国協会を改名）を設立した<sup>97</sup>。この明道協会には、山岡鉄舟、大内青巒、今北洪川が関わっている。鉄舟は副会長となり<sup>98</sup>、青巒は庶務幹事に名を連ねている<sup>99</sup>。青巒が主催する『明教新誌』は「明道協会録事」の欄をつくり継続的に記事を載せている。洪川は碧巖録の提唱もし、入室参禅<sup>100</sup>も受けていた<sup>101</sup>。支援者は他にもいたが、明道協会にとってこの三名の協力は大きく、これには両忘会で培われた関係が基になつていであろう。明道協会は、明治十年代の「所謂西洋文明撰取が急速に行わるゝ時期」<sup>102</sup>に設立、展開された運動であり、高瀬重雄氏は「仏教苦境時に於けるその擁護をめざしたところにも、また一つの特異な地位を占むるものであつて、後の日本国教大道社の前身的存在となつたところに、歴史的な意義が見出されると言へよう」<sup>103</sup>と位置づけている。

得庵は明治二十一年には山岡鉄舟、河合清丸らとともに日本国教大道社を設立、その設立趣意には「国教は国の精神なり、我々の精神は神儒仏の三道也」として神・儒・仏三教一致を唱えた。明道協会や日本国教大道社の精神は基本的に慥齋の考えと変ることではなく、慥齋が生きていればその協力を惜しまなかつたであろう。

**大内青巒**（一八四五―一九一八）は仏教思想家として大きな足跡を残し、活動は多岐に亘り、著書は多数に登る。『日本人名大辞典』<sup>104</sup>『国史大辞典』<sup>105</sup>『禅学大辞典』<sup>106</sup>によれば、青巒は、弘化二年仙台上に生まれ幼少にして父母を失い、仙台藩士但木土佐に養育された。一六歳の時水戸に赴いて曹洞宗の僧照庵に投じ出家した。後、師照庵に従つて江戸に赴き、大槻磐溪に漢学を学び、仏教研究に志し禪を原坦山に、仏典講読を福田行誠に学んだ。後、本願寺法主大谷光尊の侍講となつた。以来還俗居士として在家主義の仏教を主張し、社会福祉活動にも従事した。明治八年仏教新聞『明教新誌』を発行し、啓蒙思想家として幅広い活動を行い、仏教思想普及のため尚和会、和敬会を起し、また尊王奉仏大同団を結成した。ついで曹洞宗扶宗会を起し、



そこで大衆教化の為、『洞上在家修証義』を草し、曹洞宗在家教化の標準を確立したことは今日にも影響を及ぼすものである。晩年には東洋大学の学長となった。

青巒が、両忘会に参加した時には、既に通仏教主義の立場から仏教結社運動を始めていた。池田英俊氏は「最も早い仏教の結社は、明治八年（一八七五）五月二十六日に青巒が主唱者となり嶋地黙雷、渥美契縁の協力を得て結社された尚和会の結社活動に始まる。」<sup>107</sup>として、さらに昭和十二年に結社された和敬会の活動に言及している。青巒は両忘会も在家仏教運動の一つと捉えていたかもしれない。健齋の日記には青巒の記述は見当たらないが、両忘会設立以前に健齋と青巒の関係を示す史料がある。

この史料は、「神仏混淆改正之議」という題で青巒が提出した建白書に対して、左院が教部省大少丞に「明治七年六月廿七日」付けで意見を求めているものである<sup>108</sup>。建白書の末尾は「明治七年六月十七日 熊谷縣下武蔵国児玉郡本庄宿平民諸井興久附籍 大内青巒」となっている。すべて健齋が書き写したものである。明治七年六月は健齋は西国地方巡回中であり、書写したのは東京に帰った同年九月六日以降であろう。この建白書の内容は次の五項目に分かれている。一 神道ハ決シテ宗旨ニ非サル事、二 神道ヲ以テ宗教トスハ皇室ノ瑕瑾タル事、三 政教一致ナルヘカラサル事、四 宗教ハ民ノ帰嚮ニ任スヘキ事、五 神官僧侶管理ノ事。それぞれを要約すると、一では神道非宗教論を説き、二ではもし神道を宗教となせば、矛盾が甚だしくなり皇室を瑕つけることを示している。三では政治と宗教の定義をし、政教一致は誤りであるとした。四では信教の自由を説き、五では結論として、題名の示す通り神官と僧侶の管理を別にし、神官の管理を式部寮にし、僧侶の管理は全くなくすか、太政官中に教部寮を設けるべきであるということ提案している。この建白書の神道非宗教論、信教の自由、政教一致は誤りであるという内容は、殆ど健齋の主張と同じである<sup>109</sup>。この書類が何故奥宮文庫に残されているかという理由を考えてみれば、健齋は明治七年当時教部省考証課に在籍していたので上司の求めに応じて検討するために書写したのかもしれない<sup>110</sup>。建白の結論はともかくとして、青巒の主張に健齋が関心をもったことは事実であるように思われる。ここに両忘会発足以前、健齋と青巒の接点があったのではないか。

その他、青巒と両忘会との関係において、青巒が、先に述べた『明教新誌』に慥齋の書いた「両忘社会約」を載せたことは、両忘会が単なる私的な集まりではなく、開かれた会であったことを示している点において重要である。また、青巒と得庵の関係において、青巒は先に述べたように得庵の「明道教会」に協力し、得庵は、四恩十善戒を重視してその運動を推進した。「得庵は十善戒のもつ意味を、大内青巒や雲照を通して慈雲尊者の法語とその思想に接し、そのなかで知ったのである」<sup>111</sup>とすれば、青巒と得庵の密接な関係は両忘会が何らかの役割を果たしたであろうと考えても間違いではあるまい。

**山岡鉄舟**（一八三六一—一八八八）は剣・禪・書の達人として名高い。また、江戸無血開城に当たって重要な役割を果たしたことはよく知られている。明治維新後、明治五年六月には十年間の約で天皇の側近に仕えることとなり、六年五月宮内少丞、八年四月宮内大丞、十年八月宮内大書記官となり、十一年十二月には皇后宮亮を兼ね、十四年五月宮内少輔となった。十五年六月これを辞したが、宮内省御用掛を命じられた<sup>112</sup>。剣においては「久須美閑適齋に真影流を学び、後井上清虎の門に入り、北辰一刀流を学ぶ、猶一刀流正伝を極めんと欲し、浅利義明に随学数十年、明治十三年三月三十日、元祖一刀齋の所謂夢想剣の極処を得」、「自是無刀の一流を開」<sup>113</sup>いたという。禪においては「武州芝村長徳寺願翁、豆州沢地村龍沢寺星定、京都相国寺独園、同嵯峨天龍寺滴水、相州鎌倉円覚寺洪川の五和尚に参じ、終に天龍寺滴水和尚の印可を得たり」<sup>114</sup>という。鉄舟は公務の傍ら、剣道場を経営し、剣禅一如の立場に立つて多くの弟子を養成し、深い感化を及ぼした。また、入木道五十二世を継いだ鉄舟が寄進した揮毫はおびただしい数にのぼり、小倉鉄樹は「師匠は一生貧に甘んじて居られたが、社会公益事業に、教育事業に、災厄救助に、各宗の慈善事業に各宗寺院の復興に、此の腕一本で寄進された金額は莫大なものである」とし、「国泰寺や鉄舟寺の復興も全生庵の建立も皆こうして出来たもので、例を挙げたら枚挙にいとまがない」<sup>115</sup>としている。これら三つの寺院について付言すれば、国泰寺復興については、明治十一年鉄舟が天皇に扈從して越後高岡に行った時、国泰寺の名刹たるを聞き訪問して住持越叟に会ったことが端緒であった。翌年春、越叟は鉄舟を東京に訪い国泰寺の再興を諮った。鉄舟はこれを壮とし、墨蹟の寄贈

を以て賛助を誓い、屏風千二百隻、其他半切額面等臨時の揮毫は数えきれないくらいであったという<sup>116</sup>。また、全生庵も越叟の縁で建立されたものであった。明治十三年越叟が鉄舟を訪ねた時、鉄舟は、維新の際、国事に殉ずる者の為に、一寺を建立したい志を懐いていることを越叟に告げた。両者は相携えて調べさがし、谷中の国泰寺末派の廃院を有縁の地と定めた。明治十六年越叟は鉄舟と諮り隣地を購入した際、この地が鎌倉建長寺開山蘭溪道隆草創という全生庵の旧址であつことが分かり、寺号を全生庵とした。この年、官許を得て、越叟が住職となり、全生庵第一世となつた<sup>117</sup>。また、駿河の鉄舟寺も鉄舟が再興した寺である。元は補陀洛山久能寺といつて由緒ある寺であつたが、維新の廃仏毀釈で長らく廃寺となつていた。明治十六年から鉄舟が再興に着手して名を鉄舟寺と改め、京都妙心寺の今川貞山を招じて開山とした<sup>118</sup>。この他、在家仏教運動について鉄舟は、先に挙げた、鳥尾得庵の明道教会には副会長となつて協力し、また、洪川が明治十四年に禅堂再建を發願した時には、中島長城（信行）、北代瀛洲（正臣）、鳥尾小弥太（得庵）と共に勸進帳に名を連ね發起人となつて推進した<sup>119</sup>。このように鉄舟は、寺院の復興、創建、在家仏教運動にも力を尽くした。

『近世禅林僧宝伝』<sup>120</sup>の「山岡鉄舟居士伝」には洪川との関係が詳しく書かれてないが、『蒼龍広録』（卷三）で洪川は「山岡君、宰官身而入余禅社、参得古徳諸訛因縁」<sup>121</sup>としてるので、「禅社」とは両忘禅社と考えられるから、鉄舟が洪川に参じたのはこの両忘会に参加した時からであろう。慥齋の日記に鉄舟が現れるのは一箇所あり、明治九年二月二十一日条には慥齋が鉄舟に画を所望したことが書かれている。

以上見てきたように鉄舟、得庵、洪川の関係は緊密で強力なものがあつた。その関係の初めは、洪川が東京に來た明治八年以前とは考えられず、そうだとすれば明治八、九年の慥齋が主催した両忘会であつたことはほぼ間違いないと思われる。よつて、鉄舟が両忘会に参加したことは後にまで影響を持ったことになるのである。

## 第二項 慥齋の心境と家族

ここで先に『蒼龍広録』で慥齋は、並々ならぬ決意をもって洪川に参じたが、その心境の変化はどうであったのかを見てみよう。慥齋が洪川から隻手音声の公案を授かったのは、両忘会の始まる前、明治八年十月三日であった<sup>122</sup>。明治九年一月九日付、長男正治宛、慥齋書簡には「例之参禅騒キ大流行、内一家ハ渾而禅客のみ只理屈ヲ云、不入モノハ謙之<sup>123</sup>一人ノミ」<sup>124</sup>とあるように、この頃、三男謙之を除いて、家族中が禅の修行を始めたのであった。即ち、次女鶴、長女兼、婢静、次男健吉、また鶴の夫内逸夫、弟暁峰である。慥齋日記、明治八年十月二十六日条には「命車、至湯島提唱会、健吉已在」とあり、同二十八日には「お鶴修行上ル」とあつて、次男健吉は提唱を聴きに来ていたし、次女鶴は修行を始めたのであった。家族の中でも次女鶴と婢静は特に熱心で、慥齋日記明治八年十一月三十日条には「二女阿鶴、婢静被授公案、皆豁然有所省、可喜々々」とあり、慥齋も明治九年一月十日付、正治宛書簡で「お鶴などは大墳<sup>(マ)</sup>発中ハ感心也、静も余程丈夫になりトホカミ<sup>125</sup>などは付一笑候」と二人の意気軒昂なところを報告している。一方慥齋の方は、日記明治九年一月八日条には「呈所解、洪川肯之」とあり、洪川に見解が許されているところが見られ、同年一月十日付、正治宛書簡には、お鶴や静が公案を透過しているようであることに触れ、自分は「学解邪魔ニなり愧入申候」であるが「一、二則は了得」とある程度自身を覗かせている。また、一月二十日付、正治宛書簡には、自身が真剣に工夫している様子を「近来ハ誰ニも出会不申候、唯々洪川師参禅のみニ而、余事無之候(中略)今度程ニ実ニ苦行いたし候事は年来無之」と伝えている。また同書簡において、長崎に赴任していた正治にも禅の修行を薦め「崎陽ニ善応老和尚アリ、試ニ何ニ而モ一公案ヲ授リ参得シ所見ヲ呈、入室ヲいたし可申候、必別格進歩アルモノ也」として、「男児一タビ此況味ヲ不知ハ、生涯之楽ヲ不知、生テモ無益也如何々々」とまで言い切っている。そして自分は幸い「洪川老漢」を得て「是非ハ一回透過セサレハ弗措卜老腕ヲ扼申候呵々々」と決意の程を語っている。日記によれば、慥齋は明治九年九月下旬から十月にかけて発熱、腹痛、下痢など病気が悪化した、その後回復し、十月十八日には「閱、臨濟録、有省」と記して工夫を再開し、また、十一月二日には夜十一時になっても寝られず、臨濟録を読み「若有所省、得六十五年為底事、依然聴法無依人句」と所懐を述べ「欣然益難眠」であったという。翌日洪川を訪問し前夜のことを談じている。さらに、高齢で体力は相当衰え

ていたにも拘らず十一月五日、八日、十二日、二十日と頻繁に湯島碧巖会（十二日は両忘会であろう）に赴いていることは慥齋の最後の力を振り絞った真剣さを見る思いがする<sup>126</sup>。

### 第三項 居士禅の繁栄

『蒼龍窟年譜』<sup>127</sup>によれば、洪川は明治十年九月三日大教院で告別の宴が開かれた後、円覚寺に帰った。これより先、円覚寺の執事は嘆願書を大教院に出し、洪川の鬢長職を解き円覚寺に帰住出来るよう要請していた。洪川も三年になろうとしていたので、長く勤めることを欲せず、書を京都の二、三の教正に送って辞意を固くしていた。洪川が円覚寺に移ると「洪川会下の居士は円覚寺僧堂の隣の正伝庵の擇木園を居士林として参禅した」<sup>128</sup>。そして『円覚寺史』によれば「明治十四年二月の『忘路集会闔集名簿』の居士籍には鉄舟、長城、雲窩、瀛洲、透関、栖碧、宝岑、以下二十二名、禅子（女居士）籍に恵光禅子以下十八人の禅子の名が連ねてある」<sup>129</sup>という。鉄舟は山岡鉄舟、長城は中島長城（信行）、雲窩は河野雲窩、瀛洲は北代瀛洲（正臣）、透関は田内透関（逸雄）、栖碧は妻木栖碧（頼矩）、宝岑は川尻宝岑である。このうち、鉄舟、透関、栖碧は両忘会の会員である。河野雲窩については不詳。中島長城については慥齋の日記に一箇所<sup>130</sup>出てくるのに加えて、長城は海援隊の元隊員であり、同じ隊員であった佐木高行や長岡謙吉と慥齋は親しい間柄であったので、慥齋と何らかの関係があった可能性が高い。北代瀛洲（正臣）は古くからの慥齋の弟子である<sup>131</sup>。川尻宝岑は、洪川の居士身の嗣法者であり、両忘会には名前が見当たらないが、慥齋の日記に名前が散見されるので<sup>132</sup>、慥齋とは親しい関係があったとみるべきであろう。こうしてみると、ここに書かれた殆どの人物は慥齋と関係があり、円覚寺の居士禅会は両忘会、およびその周辺の慥齋に関係した人物が中心であったことが分かる。

『円覚寺史』は更に、居士禅会の発展を「蒼龍窟会上居士禅子名刺」（正統僧堂蔵）を紹介し、「この名簿の筆頭には宝岑川尻義祐、恵總妻テイがあり、以下三百四十六名を数へられる」とし<sup>133</sup>、また、「円覚寺は洪川るとき正伝庵に擇木園なる居士寮が設けられ居士止宿修禅の便宜が与えられて、以来居士の来山修禅する者が後を絶たず現在<sup>134</sup>益々盛大を極めてゐる」と居士禅

の繁栄を謳っている。明治二十四年洪川に入門し、後宗演に参禅した鈴木大拙は著書『今北洪川』の中で、「師（洪川―筆者注）は永興でも禅道を復興し、円覚でも住後七年にして正法眼堂を再建せられた。また居士のために正伝庵を栢木園として四來の求道者の宿坊に当てられた。そのころから学生で禅を学ばんとするものが次第に多くなって来た。（中略）毅堂（秋月左都夫―筆者注）居士に引き続き円覚寺に來た人の中で、自分の記憶しているのは、北条時敬（学習院長）、早川千吉郎（三井重役）、川村善益（控訴院長）、織田小覚（前田家家扶）、平沼騏一郎（前総理大臣）、鈴木左馬也（住友重役）、山路一善（海軍中将）、秋山雅之介（公使）、土田元作（新聞記者）、花田仲之介（陸軍大佐）、小畑文三郎（海軍技師）、山沢幾太郎（陸軍中将）等々であった」<sup>135</sup>としている。また、『円覚寺史』によれば、先の「蒼龍窟会上居士禅子名刺」の中には菅虎雄（後の一高のドイツ語教師、夏目漱石の参禅の手引きをした）や米山保三郎（漱石の小説に出てくる人物）は夏目漱石に影響を与え、漱石は洪川の法嗣釈宗演の代になって円覚寺に参禅した<sup>136</sup>。また初め洪川に入門し、釈宗演に嗣法した釈宗活は居士禅を發展させた<sup>137</sup>。

### おわりに

本章は奥宮慥齋の禅について、その生涯に出会った重要な人物の経歴をたどり、慥齋が主催した両忘会の参加者、内容、その影響を考察した。今北洪川との出会いは、慥齋の禅にとって最も大きな出来事であった。その理由は儒学から禅に入った過程が同じであり、また同じ儒学に対する深い教養を持っていたからであろう。洪川は慥齋に対して「数往来陋室、見慰山僧羈泊寂寥」<sup>138</sup>と述べている通り、慥齋は洪川にとっても必要な人物であったし、弟子であり、友人でもあった。その慥齋と洪川の関係が生み出した両忘会には多士済々の人物が集まった。両忘会が開かれた時期は短かったかもしれないが、小人数で充実したものであったことは妻木栖碧が明治十一年に『飲醍醐』を出版したことによっても理解出来よう。両忘会は、期せずして明治十年代に盛んになる在家仏教運動のさきがけとなった。また『円覚寺史』では「居士禅の盛大」という一項を設け、「両忘社はこの後發展する」として、両忘社（両忘会）がその基礎になっていたことを認めている。

そもそも居士禅とは、出家の禅に対して、熱心な在家者の求めに応じて師家が対応して行われてきたものである。居士の禅は、唐時代の白居易（楽天）、柳宗元、李翱、宋時代であれば蘇軾（東坡）や黄庭堅（山谷）、など主に文人と結びついて発達し、わが国に入って芸術文化と深い関連をもち、茶の千利休、俳句の松尾芭蕉にも影響を与えた。近世に入って白隠は市井の人々の求めにも応じ、山梨了徹、阿察婆、原駅婆子<sup>139</sup>などが知られている。明治以前は居士禅の組織化は行われたことはなく、明治以降近代化の波と共にいくつかの居士禅会、在家禅教団が設立されている。両忘会は居士禅会の最も早いものである。慥齋と洪川の出会いによって出来た両忘会は、その後得庵、青巒、鉄舟が互いに援助しながらそれぞれ独自の活動を成し、洪川の移動と共に円覚寺の居士禅会に移った。その居士禅会は洪川から積宗演<sup>140</sup>によって受け継がれ、さらに積宗活<sup>141</sup>によって発展し、また鈴木大拙らによって禅が世界に普及する遠因となった。これらの発展の元をたどり、それが慥齋と洪川の出会いから始まったことを考えれば、この会を主催した慥齋の力も大きかったといえるのである。

## 注

- 1 荻野獨園『近世禅林僧宝伝』（第一巻）、思文閣、一八九〇年、三一七頁。
- 2 島善高「鉄舟と兆民と悟陰と」悟陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、木鐸社、二〇〇〇年、一五三―二〇六頁。
- 3 平尾道雄『土佐藩』、吉川弘文館、一九六五年、六四頁。
- 4 『高知市史』上巻、高知市、一九五八年、五一四―五二二頁。
- 5 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号六二「慥齋存稿」の中にある「雑稿 文章六編」の最初にある「雑稿抄録」、慥齋の原稿は不明であるが、それを書写したものである。
- 6 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号五一「慥齋先生日記」三、天保五年三月一六日条。
- 7 「自己の本性を徹見すること」（新版『禅学大辞典』大修館書店、一九九一年）。

8 前掲書。

9 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七二〇「晦堂日抄、嘉永七甲寅集」、嘉永七年五月一九日条。

10 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三三三九「聖学問要」。

11 岩崎弥太郎のこと、慥齋は従者の名目で高知から江戸へ同道させた。

12 同右。

13 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六〇「慥齋先生自筆甲寅東行日記」嘉永七年（一八五四）十月二十五日条。

14 三善貞司 編『大阪人物辞典』清文堂出版、二〇〇〇年、「春日載陽」の項。

15 前掲、『近世禅林僧宝伝』（第一卷）一三一―一三三頁。

16 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七二七「丙辰帰程雑録」安政三年三月十九日条。

17 小島文鼎『近世禅林僧寶傳』（第三卷）、思文閣、一九七三年、一六〇―一七一頁。

18 「片手の音を聞いて来い」という公案。

19 臨濟四喝とは「有時一喝如金剛王宝剣 有時一喝如踞地金毛獅子 有時一喝如探竿影草 有時一喝不作一喝用」（入谷義高訳

注『臨濟録』、岩波文庫、一九八九年、一七一頁参照）。

20 原文は「今日一喝、下得四喝中那箇喝、而引導我娘何處去麼」。

21 原文は「驀地抗声曰、咄這瞎漢、ウツルハツ焉得安他心、我早知恁麼、不敢使你餞送我女」。

22 雪江宗深（一四〇八―一四八六）妙心寺中興六世（新版『禅学大辞典』（大修館書店、一九九一年）六六二頁、「雪江和尚語録」

の項）。

23 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七二四〇「日録」元治元年十二月二十四日条。「共淡生」とは門下生の淡中新作と共に

つたということ。

24 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七二四九「備忘日録」、明治三年（一八七〇）十二月七、八日条。



- <sup>25</sup> 『碧巖録』岩波文庫（上）一九九二年、二七七頁。
- <sup>26</sup> 雪竇重頭（九八〇―一〇五二）『碧巖録』の本則、頌の作者。
- <sup>27</sup> 『新版一行物』（下巻）、淡交社、一九九六年、九四頁。
- <sup>28</sup> 同右、三八頁。
- <sup>29</sup> 前掲、小島文鼎『近世禅林僧宝伝』（第三巻）、一五〇―一五一頁。
- <sup>30</sup> 同右、一五一頁。
- <sup>31</sup> 『高知県人名事典』、高知新聞社、一九九九年。
- <sup>32</sup> 高忠憲は明末において東林学派と呼ばれた学者・官僚グループの領袖、二大巨頭（もう一人は顧涇陽）の内の一人であった（『朱子の後継（下）』（朱子学体系第一巻）、明徳出版社、一九七八年、一〇頁）。
- <sup>33</sup> 『朱子の後継（下）』（朱子学体系第一巻）、明徳出版社、一九七八年、八一頁参照。
- <sup>34</sup> 安排とは作為をくわえること（同右、八一頁）。
- <sup>35</sup> 体貼とは身にひきあてること（同右、八一頁）。
- <sup>36</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号三六「文稿、上巻」（静坐説示西森姪）。
- <sup>37</sup> 『法令全書』（第七巻・2）、原書房、一九七五年、一二二―六頁。
- <sup>38</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五六「懺悔書」。翻刻は島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部（八）、『早稲田社会科学総合研究』、第一二巻一号、二〇一一年七月二五日発行。
- <sup>39</sup> 前掲、島善高「鉄舟と兆民と梧陰と」梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、一六五頁を参照した。
- <sup>40</sup> 同右、同頁を参照した、また今北洪川『蒼龍広録』第一巻、三七葉。
- <sup>41</sup> 洪川の自称。
- <sup>42</sup> 前掲、今北洪川『蒼龍広録』第一巻、三七葉。

- <sup>4</sup><sub>3</sub> 小川原正道『大教院の研究』、慶応義塾大学出版会株式会社、二〇〇四年、一〇六頁。
- <sup>4</sup><sub>4</sub> その本のはじめには「明治九年板権免許、今北洪川著、禅海一瀾、山口縣、昌興蔵版」とある。
- <sup>4</sup><sub>5</sub> 北條時敬 編集『蒼龍窟年譜』（発行兼印刷人、大倉保五郎）、一八九四年。
- <sup>4</sup><sub>6</sub> 「日下桃孤燈」とは「太陽の下で灯をかがげること。転じて、仏法を注解分別で捉えようとするのは、あたかも日中で一個の灯をかがげることくむなしく、役に立たないものであることをたとえた語」（『禅学大辞典』大修館書店、一九七八年参照、九八二頁）。
- <sup>4</sup><sub>7</sub> 一般には四弘誓願は、一衆生無辺誓願度、二煩惱無尽誓願断、三法門無量誓願学、四仏道無上誓願成の四つ（『禅学大辞典』大修館書店、一九七八年参照）。
- <sup>4</sup><sub>8</sub> 『法令全書』（第八卷・2）「達書乙第4號」（明治八年）五月三日輪廓附）原書房、一九七五年、一六八五頁。
- <sup>4</sup><sub>9</sub> 十山総覺とは臨済宗大教院に置かれた臨済宗十山（相国寺、南禅寺、建仁寺、天龍寺、東福寺、大徳寺、妙心寺、永源寺、建長寺、円覚寺）の総覺。覺は学校（銚之原美鈴編『和訳蒼龍窟年譜』大珠院直心会、一九八二年、四八頁）。
- <sup>5</sup><sub>0</sub> 玉村竹二、井上禅定『円覚寺史』春秋社、一九六四年、六四三頁。
- <sup>5</sup><sub>1</sub> 前掲、北條時敬 編集『蒼龍窟年譜』一八葉、明治八年乙亥（六〇歳）に「当制、衆凡百余名、参禅居士凡廿名」とある。
- <sup>5</sup><sub>2</sub> 前掲、島善高「鉄舟と兆民と悟陰と」悟陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、一六五―一六六頁。
- <sup>5</sup><sub>3</sub> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五七「日録、明治八年・九年日記」明治八年八月二七日。
- <sup>5</sup><sub>4</sub> 前掲、今北洪川『蒼龍広録』（巻一）、一八九二年、三七葉、また島善高「鉄舟と兆民と悟陰と」、悟陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、木鐸社、二〇〇〇年、一六五頁参照。
- <sup>5</sup><sub>5</sub> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五七「日録、明治八年・九年日記」明治八年一〇月二一日。
- <sup>5</sup><sub>6</sub> 高瀬重雄『伊達千広』創元社、一九四二年、九九―一〇〇頁。
- <sup>5</sup><sub>7</sub> 慥齋の長男、奥宮正治。

<sup>58</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号四五「慥齋先生俗簡録」、四一葉。

<sup>59</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号四五、「慥齋先生俗書簡録」、六二葉。

<sup>60</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七一五七「日録、(明治八年・九年日記)」。

<sup>61</sup> 前掲、島善高「鉄舟と兆民と悟陰と」、悟陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、一六九頁。

<sup>62</sup> 明治九年九月一六日付、慥齋から正治宛書簡(書写したもの)に「明日ハ両忘会と申す事出掛可申候」(高知市民図書館文庫、全集慥齋著書、受入番号四五「慥齋先生俗簡録」一〇九葉)とあり、同九月一七日に両忘会が予定されていることが書かれている。前掲、慥齋の日記「日録、明治八年・九年日記」同九月一七日条を見ると「朝衝雨赴碧巖會、早辞帰、々途風雨」とあり、両忘会が開催されたかどうか書かれていないが、ともかく予定されていたことまでは事実である。

<sup>63</sup> 前掲、島善高「鉄舟と兆民と悟陰と」、悟陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、一五七―一六三頁。

<sup>64</sup> 『飲醍醐』(明治十二年八月三十一日御届、著作人中教正今北洪川、出版人静岡縣士族妻木頼矩、發兌書肆 江島喜兵衛) 早稲田大学中央図書館(四階古書資料庫)所蔵。

<sup>65</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三・八三「蒼龍老師近稿」。

<sup>66</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書三六「文稿、上巻」。

<sup>67</sup> 「明教新誌」とは大内青巒らによって始められた仏教新聞。その経緯については高岡隆真『「明教新誌」の性格とその変遷』印度学仏教学研究 五三(二)、二〇〇五年、五一―四一五六頁。

<sup>68</sup> 「明教新誌」第二〇九号(明治八年十二月八日刊行)(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵)。

<sup>69</sup> 島善高「自由民権と禅」『日本歴史』(第六三七号)吉川弘文館、二〇〇一年、三二二頁。

<sup>70</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七一五七「日録、明治八年・九年日記」明治八年十一月二〇日条には「潮江弟来自郷」、同二二日には「朝拉弟赴湯島碧巖會、終日与諸彦遊」とある。慥齋は弟を碧巖會に連れて行ったと書いているが、「終日

与諸彦遊」と書かれていることから「両忘会」も開かれたと考えられる。

<sup>71</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一・五・六「正路履歴」。

<sup>72</sup> 国立公文書館、「職務進退・元老院 判任官以下履歴原書 転免死亡ノ部」（請求番号…本館ニヤ〇三二一〇九・職〇〇一五

一一〇〇〇）、「田内逸雄」の項。

<sup>73</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六・四「奥宮氏系図」にある「女、鶴」の項。

<sup>74</sup> 同右。

<sup>75</sup> 前掲、『飲醍醐』一六葉。

<sup>76</sup> 前掲、高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号四五「慥齋先生俗簡録」、一〇二二一〇三葉。

<sup>77</sup> 田内逸雄は「透関」（本文、右記）、鶴は「慧鶴」（高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六・四「奥宮氏系図扣」という道号（安名）が授けられたと考えられる。禅家においては一般に、師家が弟子の見性を認めれば道号（安名）を授ける習慣である。

<sup>78</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号四八「慥齋先生遺稿 卷上」の「紀遊」最初の頁。

<sup>79</sup> 井上書店、一九八一年第四版。

<sup>80</sup> 滋賀県教育委員会編集兼発行、文泉堂、一九一七年。

<sup>81</sup> 安部正人『泥舟遺稿』国光社、一九〇三年、一一一五頁。

<sup>82</sup> 『大日本人名辞書』大日本人名辞書刊行会発行、一九三七年。

<sup>83</sup> この記事の筆者については名前が記されていないので、この雑誌の編集者井上円成であろう。

<sup>84</sup> 前掲、『蒼龍窟年譜』八葉に「往来篠崎小竹、旭荘之門」とある。

<sup>85</sup> 夫人棚橋絢子（一八三九―一九三九）は女子教育に専念し、百一歳まで生きた。『国史大辞典』（吉川弘文館、一九八八年）に

は「明治から昭和時代前期にかけての女子教育家。天保十年大坂の生まれ、幼時より学を好み、漢籍を学んだ。十九歳で盲目の儒者棚橋松村に嫁し、内助につとめ、また塾を開いて家計を支えた。明治以降、名古屋や東京の小学校・女学校で教鞭をと

り、後半生は名古屋市高等女学校・東京高等女学校などを経営し、修身・倫理を講じて、賢母良妻の道を具体的実践的に説いた」とある。

<sup>86</sup> 小倉鉄樹炉話『山岡鉄舟先生正伝おれの師匠』（石津寛、牛山栄治手記）、小倉鉄樹師顕彰会製作・発行、一九三七年、三三九頁には、全生庵の鉄舟の大墓碑をとりまいているのは「石坂・松岡・村上・千葉・円朝・中村・棚橋・荒尾・栗津・松原・依田・鈴木・桑原・三神・宮本・内田」等とあり、「棚橋」は松村であろう。

<sup>87</sup> 円山牧田編集『鉄舟居士乃真面目』全生庵発行、一九一八年、一一九―一二〇頁。

<sup>88</sup> 海禅寺の正式名称は大雄山海禅寺といい、「飲醍醐」の評における文幢の署名は「浅草雄山同敬冲」（敬冲は文幢の号）である。

<sup>89</sup> 『得庵全集続編並年譜』得庵会編集兼発行、一九三四年。

<sup>90</sup> 鳥尾得庵「明道協会要領解説」『明治文化全集』第一巻、日本評論社、一九二八年、二九九―三〇〇頁。

<sup>91</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五七「日録」明治八年四月二二日。「富永氏」は不明。

<sup>92</sup> 得庵は明治六年には陸軍少輔、正五位であった（前掲、「得庵先生年譜」）。健齋とは親子ほどの年齢差があるが、敬意を表してこう呼んだのであろう。

<sup>93</sup> 筆者の解釈は以下である。「私は洪川老師に参じて証を得ようとしているが、未だ確かではない。それは、恰も蚊が牛角に向かうようである。君に問うが洪川の一滴水（悟り）とはどのようなものか。わたしは以前からある程度は分かっていた積もりであったが、洪川老師の提唱を聴いて、分かっていることを改めて覚った。その驚いたことは寝耳に水のようにであった」。

<sup>94</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五七「日録」明治八年九月二六日。

<sup>95</sup> 前掲、「明道協会要領解説」『明治文化全集』第一巻、一九二八年、二九七頁。

<sup>96</sup> 『明道協会総則』（明治一七年一月）（国立国会図書館）冒頭には「明道協会要領五則」が載せられている。

明道協会要領五則

一我協会、以護国大意、明創設之義。

一 宗仏法、以集天下之善術。

一 安心立命、各任其所信之宗義。

一 事皆以報四恩、即為會員実践之要旨。

一 為會員者、当捨身命財帰正法。

<sup>97</sup> 『東京日日新聞』明治一七年一月一五日（国立国会図書館新聞資料室）。

<sup>98</sup> 『明教新誌』一六四四号（東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫）。

<sup>99</sup> 同右。

<sup>100</sup> 参禅入室、師家の室内に入つて公案に対する指導を受けること。

<sup>101</sup> 『明教新誌』一六四二号（東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫）には「去る一日（明治一七年三月一日——筆者注）明道

協会法筵は（中略）第一座が行誡上人の心地観経、続講第二座は過日の紙上に報道せし如く、彼の洪川和尚の提唱にて其第一

則を挙揚せられ、聴衆無慮三百有余名何れも謹て聴講し、講后禅師の室内に入て参詳（禅力）する者十有余名あり」となつて

いる。また、前掲、『蒼龍窟年譜』二七葉の明治一七年の項に「二月師、鳥尾得庵、山岡鉄舟二居士の請に応じ明道協会に莅み

碧岩録を提唱す、此より毎月一会必ず席に臨み講演することを約す（原漢文）」とある。

<sup>102</sup> 高瀬重雄「鳥尾得庵と明道協会の運動について」『支那仏教史学』第七卷・第二号、法蔵館、一九四三年、一九頁。

<sup>103</sup> 同右、三一頁。

<sup>104</sup> 『日本人名大事典』平凡社、一九三七年。

<sup>105</sup> 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』吉川弘文館、一九〇八年。

<sup>106</sup> 駒沢大学内禅学大辞典編纂所編『禅学大辞典』大修館書店、一九九一年。

<sup>107</sup> 池田英俊「大内青巒の教化思想と教会結社をめぐる問題」『宗教研究』二六八号、一九八六年六月、四二頁。

<sup>108</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二一四三「大内青巒神仏混淆改正之議」。

<sup>109</sup> 拙稿「教部省における奥宮慥齋の神道改革」(三一) 慥齋の神道改革案)、早稲田大学大学院社会科学研究所『社会学論集』一九号、二〇一二年三月発行、参照。

<sup>110</sup> 慥齋の書写した前掲、「神仏混淆改正之議」(高知市民図書館奥宮文庫)の原本である大内青巒の建白書は国立公文書館にある(「神仏混淆改正之議」(熊本県下平民農大内晴巒)、本館NA1031108・建000049100)。それを見ると青巒の建白書は明治七年六月十七日付となっており、同六月二十四日付で左院の議長は、教部省へ指回し意見を求めている。慥齋が書写した、左院書記官から教部大少丞に意見を求めた書類の日付は同六月二十七日である。日付はないが、教部省から左院書記官へ、建白者に対する「示諭」の文を示し、「参酌」を求めている。結局、同十二月二十三日付で左院議長は「大内青巒建白之旨意勘考候処、教部省意見ノ如ク、誤認之廉モ相見候得共、立論一応尤ト相聞候間、后日為参照書面ハ本院へ留置可然存候也」と決した所を見ても、青巒の建白はそれなりの影響を持っていたことが窺われる。この国立公文書館にある建白書は、阪本是丸氏によって「祭政一致をめぐる左院の「政教」論争」(『國學院雑誌』第八二卷第十号、國學院大學広報課、一九八一年)の中に全文が引用されている。

<sup>111</sup> 池田英俊『明治の新仏教運動』、吉川弘文館、一九七六年、一六二頁。

<sup>112</sup> 国史大辞典』第一四巻、吉川弘文館一九九三年、一一三一一一四頁。

<sup>113</sup> 前掲、『鉄舟居士乃真面目』(『鉄舟居士自叙伝』)、一頁。

<sup>114</sup> 前掲、『鉄舟居士乃真面目』(『鉄舟居士自叙伝』)二頁。鉄舟と禅については、島善高「山岡鉄舟と禅について」『比較文化の可能性』、成文堂、二〇〇七年、参照。

<sup>115</sup> 前掲、『山岡鉄舟先生正伝おれの師匠』(小倉鉄樹炉話、石津寛、牛山栄治手記)、一九三七年、三九一頁。

<sup>116</sup> 前掲、『鉄舟居士乃真面目』(附録、「全生庵開山越叟禅師伝」七―八頁)。

<sup>117</sup> 同右『鉄舟居士乃真面目』(附録、「全生庵開山越叟禅師伝」八―九頁)。

118 前掲、『山岡鉄舟  
先生正伝おれの師匠』（小倉鉄樹炉話、石津寛、牛山栄治手記）、八二―八三頁。

119 前掲、『蒼龍窟年譜』一―三葉。

120 前掲、荻野獨園『近世禅林僧宝伝』（第一卷）、三一八―三二六頁。

121 今北洪川『蒼龍広録』（卷三）（「和山岡鉄舟居士高韻呈意見序」）一八九二年、一一葉。

122 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五七「日録」、明治八年一〇月三日条に「見授隻手公按」とある。

123 奥宮健之（一八五七―一九一一）慥齋の三男。明治四十三年大逆事件で検挙され、翌四十四年幸徳秋水らとともに死刑に処せ

られた（『国史大辞典』第二卷、吉川弘文館、一九八〇年）。

124 以下慥齋の書簡による引用は、高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号四五「慥齋先生俗簡録」による。

125 吐苦加美神道のこと、禊教ともいう。慥齋の日記（高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五七「日録」）明治八年九月二〇

日条に「従今日、婢入禊社」とあり静はここに入っていた。

126 日記（高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五七「日録」）は明治九年一月二三日で終わっている。

127 前掲、『蒼龍窟年譜』一―五頁。

128 前掲、『円覚寺史』、春秋社、一九六四年、六六二頁。

129 同右。

130 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五七「日録」明治八年六月二九日条に「（前略）今日地方会議傍聴、予ト子安氏ナリ、午前十一時過始、議道路事、紛々遂決於中島信行之議、然再議、擬小会議云（後略）」とあり、中島信行が登場する。

131 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六―六七「同盟名簿」に名前がある。

132 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七―五七「日録」明治九年二月二日、同七月二日。

133 前掲、『円覚寺史』、春秋社、一九六四年、六六四頁。

134 『円覚寺史』の出版は一九六四年であるから、この頃をさす。



<sup>135</sup> 鈴木大拙『今北洪川』春秋社、一九六三年、四二頁。

<sup>136</sup> 前掲、『円覚寺史』、春秋社、一九六四年、六六四頁。

<sup>137</sup> 同右。

<sup>138</sup> 前掲、今北洪川『蒼龍広録』第一卷、三七頁。

<sup>139</sup> 前掲、『近世禅林僧宝伝』第一卷、三三頁。

<sup>140</sup> 积宗演（一八五九—一九一九）号は洪嶽、室号は楞伽窟。明治三年妙心寺越溪について得度、明治十一年鎌倉円覚寺今北洪川に参じ、のち法を嗣ぐ。同二十年セイロンに遊学し、同二十五年円覚寺住職、同派管長となる。翌二十六年、渡米し万国宗

教大会に出席す。同三十六年建長寺派管長も兼ねる（新版『禅学大辞典』大修館書店、一九九一年）。

<sup>141</sup> 前掲、『円覚寺史』春秋社、一九六四年、七五八頁に「宗活一派の居士禅」として积宗活の略歴が載っている。

## 第七章の史料

### 「飲醍醐」

【早稲田大學中央図書館四階古書資料庫所蔵】

蒼龍老師近稿

東京參學居士等謄写

飲醍醐二十首

乙亥秋。餘寓于東京下谷茅街教院。有志諸賢。時時來訪。質道問禪。遂結兩忘禪社。固蓋簪之道義。以被慰野衲羈泊之寂寥焉。何慶幸似之。於是禪餘和陶隱飲酒二十韻。聊述所思。乃題以飲醍醐也。固山林閑言語。雖不足具呈。且記以充諸賢兩忘之草料。兼供一粲已。

其一

生大與死大。這裡更無之。君看機中婦。駐梭不語時。迷膜見空華。幻影叵脫茲。吾家醍醐味。一飲解百疑。寄語兩忘社。庶幾急受持。

其二

生死固迅速。汲汲佛出山。世人何樂緩。等閑金口言。道何論緇素。軌範楊大年。侑君醍醐味。只是以心傳。

其三

諸君丈夫兒。更無陋劣情。近來大雅歇。妄唱鄭衛名。五十惡逆徒。皆曰樂土生。此是教中弊。佛起亦可驚。病婦一期藥。健人奚施成。

其四

鳩槃荼逼迫。鷓鴣也橫飛。殘害不知止。揚聲大叫悲。慈父患兒難。苦苦謀所依。羊鹿大牛車。奔馳安樂歸。到底無三車。白牛肥不衰。醇純醍醐味。金口決不違。

## 其五

灌木繞茅居。對坐忘市喧。禪話或清談。無黨又無偏。九成坐徑塢。居易結香山。傳心入密室。究理付八還。醍醐精醇味。畢竟在不言。

## 其六

吾家醍醐味。喫却只這是。一言智則知。百言愚愈毀。世無這逸事。師僧多徒爾。不知為不知。識者惡語綺。

## 其七

上味止醍醐。大權止育英。幸有諸君子。吾盡育英情。頻嘗甘美物。令吾嬰皆傾。含露籬菊馥。呼友林禽鳴。嗚呼。餘亦得此生。

## 其八

我笑慕小者。窮子姿。休甘為下劣。月撐珊瑚枝。寧與除糞穢。不如領寶奇。先覺是何物。男子皆有為。慇懃勸諸君。醍醐掃塵羈。

## 其九

聖帝應天御。駸駸德化開。政體張民權。黎庶有好懷。因思禪法教。文明不相乖。隨處立主權。凡居即聖栖。即心知即佛。合水能和泥。

自主特權術。我宗大相諧。匪宗奪人權。天主縛愚迷。君嘗醍醐味。知駕不可回。

## 其十

爰有善誘子。率客過嶮隅。道路遠迥絕。怠心生中塗。此行本求寶。化城子招驅。娛樂任客意。疲療快有餘。見機侑醍醐。引客至寶居。

## 其十一

吾山何所有。玄路與鳥道。社遊五福友。追隨皆忘老。可樂自雲中。大雅未枯稿。誰無衣裡珠。探得固慶好。若不明箇物。埋沒無價寶。

贊揚諸君子。雍容世塵表。

## 其十二

行休一瞬間。守屍復幾時。或慨扣舷歌。又感歸去辭。可憫少年輩。遊蕩不知茲。縱與醍醐味。不嘗復狐疑。我有起屍術。必定不相欺。

寬事與急務。丈夫其擇之。

其十三

可貴社中君。忘懷得失境。環堵蕭然室。老僧恒醒醒。醉心魯叟意。浴折只能領。七十二弟子。英苔又秀穎。印許出意表。孔蹟千蔚炳。

其十四

温涼忽忽代。首霜皤皤至。熟與淫世味。熟若醍醐醉。鵠林唱古曲。增進立級次。嶮中有便宜。善巧固可貴。熱信不廢置。定知甜美味。

其十五

悲嘆濁濫世。賈緇迷火宅。周妻與何肉。都不見勝跡。或養枯楊莢。癡情期歲百。不知惡報至。況復辨黑白。非盛醍醐器。人生深可惜。

其十六

晚起太可樂。燈下看妙經。金口深深說。心事集大成。入海算砂輩。玄微味變更。明窓起清風。新菊薰禪庭。鵠鳩翔簷遊。鳥雀群林鳴。

境邃如深山。終日狼道情。

其十七

氣節振士風。清操振僧風。士人有氣節。元氣充國中。僧侶有清操。元氣宗脈通。鮮道伯楊老。天道猶張弓。

其十八

下學看吾詩。牆面無所得。上達好思量。忽地除物惑。法譬醍醐味。服膺胸間塞。一入見性門。破執即樂園。此外也何有。可崇長沙默。

其十九

人生因緣府。帶符又致仕。禍福皆有應。的的出於己。高旻與大塊。在中求無恥。克正吾心行。處處樂鄉里。佛法在世間。不離世間紀。

禽獸猶知止。人何不擇止。我止此醍醐。世醪安可恃。

其二十

無上醍醐實。主心即是真。屈眴航萬里。一言傳精醇。六遞至曹溪。甜美轉鮮新。江西出機軸。猶戰國有秦。達者打八十。大法遍刹塵。正傳歸濟北。脫體實慇懃。烈醇至此極。機用着着親。今此文明世。挈醇餘問津。諸君請快飲。清風生烏巾。看看赤肉上。有無位真人。

廿首玉韻。自生死上說起。浸入深談微旨。恰如讀一部妙典。每章筆頭放光。且至警語。句句峭絕。刺愚迷痛腸。佩服佩服。

居士鳥尾得庵拜評

一處透則千萬一時透者。不是我心之得自在哉。夫學多途也。一以貫之者。得於質道問禪上。而後可論也。和其陶飲酒。以作醍醐。謂點鐵是金也。豈空言乎。雖然。是日方便一斑而已。我不與也。此中誰知不當其熱喝噴拳哉。竿木逢場之遊戲者。是師他日之全斑策略也。拭目膜可待者。

淺草雄山同敬冲拜題

飲醍醐二十首。字句精鍊。格調高遠。自然流出於胸襟中。恰如讀寒山詩。老師亦佛陀之化身乎。

高橋泥舟居士妄批多罪

餘幼時。讀寒山拾得詩。不解其意所在。而唯愛其流暢。暗誦一二首。後來因此若有所得矣。今誦此篇。反覆玩味。頗覺有所得。雖然。幼時不解意而喜其詩之情。猶不能忘焉。則童心未全除歟。噫。

居士奥宮慥齋拜識

奉讀洪川老師擬陶飲醍醐之佳什。賦二絕句代愚評。醍醐味別甘篇詩。向上工夫冷暖知。靖節寒山莫言遠。兩忘社裏有餘師。又欲下妄評迷指歸。有無之境未離時。不如唯學維摩默。免遇豐干饒舌規。

棚橋大作拝題

餘會有小詩。云酒趣在吟邊。超然妙思運。我自述吾懷。豈借老陶韻。今讀 洪川老師飲醍醐二十首。句々雋爽。首首靈活。韻則借陶。思則自運。禪味詩言。何其超妙也。因知餘平素不好次韻亦屬偏見耳。漸服之餘。漫題。

湖山居士長愿拝

鵝林嘗評寒山詩曰。讀此詩雖諳誦去背諷了。內無保護淨盡志操。只一場兒戲而已。若又且讀且護淨得。阿字不生慧日。朗然而發生。予讀蒼龍老師之飲醍醐亦云爾。

藹藹居士青巒敬評

蒼龍窟老師。禪餘拈出和陶飲酒詩二十首。僕也謏劣雖未足以窺古佛深意之所存。而字字剴切。句句分曉。洵為濟迷之快。照暗之明炬。斷不容疑也。顧澆李俗薄。若其披瀝婆心和泥合水以妙警末學。則片言隻辭尚難其人。矧乎至諄諄累百言而不厭。如吾老師者。何啻空谷之登音哉。淵明若有靈於九原。則必應合掌和南聳感乎且暮之奇遇也。于嗟可謂五柳遺風弗寂寞於千載之下焉爾。歡喜踊躍。敢呈以鄙言。

棲碧居士賴矩謹識

禪師之詩非詩人之詩。禪師之酒非酒人之酒。蓋假詩與酒。因出自家妙機耳。餘曰。禪師以寒山之意次淵明之韻者。禪師以為何如。

枕山大沼厚拝識

書蒼龍老師飲醍醐二十首後。飲醍醐二十首。老師之塵垢糝糠所成。而使讀者有旋天轉地之想。殆是醍醐上乘之趣味。予嘗心醉其言。每

憾酒量不能一蕉葉。猶不除胸中多少之葛藤在。雖然一遇杯杓。輒躍然不休。他日更造其室。將乞其醇且冽者。老師果無嗇乎否。

存齋居士紀禮拜識

謹評蒼龍老師飲醍醐二十首。世稱詩叟文彥者。往往葛藤窟裡漢耳。故詩句文章猶不免虛飾。畢竟無所得不足見也。今熟讀此篇。無一字不快活自在。無一句不出格絕妙。而誠諭之旨。每溢文字之外焉。何物是醍醐上味。何物是兩忘意旨。必莫崑崙去。莫漫吟去。予嘗得喫老師家醍醐一滴。滋味滿口不能忘。轉喫轉甘。請有志者亦親就而喫之可矣。

居士田内透關拜題

醍醐上乘之真味。親在老師手裡。而世之人不及染指焉。遺憾矣哉。餘也雖嘗醉其醇濃。却不自知焉。令蒙老師之指摘。始知烈醇妙味橫溢。佩服之餘。聊贅小語耳。若夫字句之巧妙。諸君子已有高評。餘又何言。

居士中江篤輔拜識

(中略)

飲醍醐詩一篇。老師在東京時所作。居士等頻乞鑄之。師不許。客秋師晦跡於相之鹿山。餘公務餘暇。訪師於鹿山蒼龍窟。請之數四。乃上梓以便參學之徒云。

戊寅晚秋

賴矩再識

## 終章

### 第一節 今までのまとめ

序章第二節第一項の問題提起、①明治維新以降高知藩において慥齋は何をしたのか、②教部省において慥齋は何をしたのか、③慥齋と、禪および自由民権家との関係は如何なるものであるのか、の三点について本論文の構成を第一部奥宮慥齋と高知藩（第一、二、三章）、第二部奥宮慥齋と教部省（第四、五章）、第三部奥宮慥齋と禪（第六、七章）についてのまとめは以下の通りである。

#### 第一部奥宮慥齋と高知藩

第一章では、慥齋は高知藩で藩政に深く関わっていたことを示した。その初めは、明治三年一月に諭俗司都教に任命されたことであった。明治三年三月から四月にかけて高知西部地方を巡回し、王政復古とキリスト教防衛を説いた。高知では明治三年十二月に「人民平均の理」諭告が発せられ、慥齋はその翌年の三月から四月にかけては、東部地方を巡回した。そのときに説いたものは自由平等の考えに基づく「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」であった。また、同時に神官に向けて「皇朝身滌規則」を指導した。これは慥齋が書いた大祓（六月祓）の理念を示すものであった。六月祓は、反対意見があつて廃止されそうになったが、結局高知藩において実現された。慥齋は明治三年に東京に出て、神祇官に奉職し、福羽美静、フルベッキらと交わった。「皇朝身滌規則」は福羽の承認を経たものであった。また、慥齋は、フルベッキに質問し交流した結果、自らが書いた「皇朝身滌規則」に彼の跋文を載せた。

第二章では、明治三年十二月に高知藩で布告された「人民平均の理」諭告の草稿は慥齋が書いたことを明らかにした。これは今まで誰にも指摘されていない。そこに至る経過には、板垣退助との親密な協力関係があつたことを、慥齋の日記や他の史料を追うことによって明らかにした。慥齋は板垣によって藩政改革に参画することを要請されたのであった。

次に、「人民平均の理」諭告の草稿は、慥齋が書いたばかりでなく、慥齋の考え（思想）が色濃く現れたものであったことを示した。



それは慥齋のいう「靈魂」であり、「人民平均の理」論告には「靈妙の天性」と書かれ、「喻俗 人間靈魂自由權利譯述」には「天性本心」「靈魂」と書かれている。それらは共通のものであり「仏性」と解釈できる、人間の本質的な立場に立った考えである。「人民平均の理」論告に書かれている自由は、慥齋の「靈魂」の考えに基づいた「靈魂自由論」であったのである。慥齋は「皇朝身滌規則」の中にある「悔過自新（改過自新）」という語を重要視した。これはフルベッキも認めるところとなり、神道とキリスト教の新たな共通性の認識をもった。なお且つ、これは、もともと儒学で使われる言葉であり、慥齋の「靈魂（仏性）」に通ずる道であることを考えれば、神・儒・仏・耶に通ずることになる。「悔過自新」は「靈魂」に至る道であり、慥齋の「靈魂」は、「皇朝身滌規則」に使われた、飽くまで伝統的な考えであると同時に、神・儒・仏・耶に通ずる普遍的な理念である。

第三章では、慥齋は高知県になって学校改革にも携わったこと考察した。慶応義塾から派遣された洋学家、小林雄七郎との議論が記されている。「縣学議案」という史料を基に、慥齋の考えと小林の考えを対比した。慥齋の考えは、漢学皇学の欠点を見直して、新しく科目を設定し、基本的な倫理観、道德観を失わないという考えであった。小林は、開国時代における世界一般の知識教養を基本に据えるべきであるという考えであった。両者の違いは我が国の教育において本質的な問題も垣間見るようにも思える。

## 第二部 奥宮慥齋と教部省

第四章では、教部省における慥齋の改革を明らかにした。第二章において、高知で行われた大祓を簡易に行う「皇朝身滌規則」は慥齋が明治三年に出京した際、福羽美静と打ち合わせたものであったことを示したが、第四章では、慥齋の教部省に奉職後、明治五年六月に府県に達せられた大祓復活は、慥齋が、福羽美静の依頼によってその実現に尽力したものであったことを明らかにした。慥齋は、福羽が失脚した後を託されて大祓復活を推進した。今まで、明治五年の大祓復活の詳細は不明であったが、慥齋が深く関わっていたことは今まで知られていない。その後、大祓は明治八年四月十三日式部寮達として「神社祭式」の中に制定され、大正三年三月二十七日内務省訓令第四号に「官国幣社以下神社遥拝及大祓次第」として遥拝次第と共に大祓次第が制定された。大祓復活は成立し継続され、

慥齋の意図は成就されたとみるべきであろう。

また、慥齋の教部省における改革、即ち、吉見幸和の神道論を取り入れるよう要請した提言は、受け入れられなかったが、慥齋が最も力をいれたものであったと思われる。慥齋が「振古ノ真神道」と呼んだこのような神道を提案していたことは、結局は失敗に終わった大教宣布運動において、過去の勝れた神道を見出した点において、重要な意味があると言えないだろうか。

第五章では、慥齋の長崎出張において、慥齋の長崎での大教宣布活動を紹介すると共に、信教の自由、高札撤去という差し迫った問題に対する慥齋の理解を紹介した。慥齋は明治五年以来、信教の自由を前提とした考えを表明していたが、「議按」第一項目に見るように、神道による国権の確立が急務であると考えていた。長崎滞在中、高札撤去による混乱を目の当りにしてみれば、信教の自由の考えは直ちに禁教解除に結びつくものではなく、むしろ慎重だったと考えられるのであるが、「日新真事誌」に書かれた岩倉の言葉「交際ノ今日」「帝国ノ大利」および「最良ノ（クリスタン）宗」の考えを深く理解し、キリスト教の導入即ち禁教の解除に賛意を表したのである。

### 第三部 奥宮慥齋と禪

第六章では、まず慥齋の思想形成には佐藤一齋が重要な役割を果たし、二十四歳の時に省悟の経験を持ったことが大きかったことを示した。この省悟の経験の後に書かれ、生涯に渡って推敲した「聖学問要」には「聖人学、易簡直截」と書き、そこに至る過程を「頭の頂きから足のつま先に至るまで通身是れ一大疑団となり」また「この疑団を打破し、軽快で自主自由の別世界となり」と言うなど、具体的な経験を基にして書かれていることが分かる。慥齋はこの経験を「見性」といっており、この獲得した真理は禪と儒学の根底が同一であることを示している。慥齋はこのような経験の土台の上で弟子に接していた。安政四年の弟子名簿を見ると土佐勤王党や戊辰戦争に参加したものが多くことが分かる。

自由民権家との関係でいえば、板垣退助との関係は、慥齋が「人民平均の理」諭告の草稿を書いたように、明治三年から四年にかけ

ての藩政改革で共に行動を同じくしたことが大きいであろう。明治五年、慥齋が教部省に奉職してからも良好な関係が続いた。慥齋が愛国公党に加盟し、民撰議院設立建白書提出の集会に参加したのは、板垣との関係が大きかったからであろう。

板垣は自由民権運動の指導者として長年この運動に携わってきた。『自由党史』（板垣退助監修）や、立憲政体を論じた「我国憲政ノ由来」<sup>1</sup>、また国家のあるべき姿を論じた『立国の大本』<sup>2</sup>で、板垣が自由民権を語るときは必ず、この「人民平均の理」論告全文を引用している。その論告にある考えは慥齋の「靈妙の天性」に基づく靈魂自由論であったとすれば、慥齋の板垣に対する影響があったと考えられる。

板垣と谷干城との一代華族についての論争において、板垣は、「民撰議院設立建白書」や「愛国公党本誓」においてもルソーやスペンサーの影響を受けていないと主張した。その理由は、板垣が不誠実であったのではなく、高知藩大参事として発した「人民平均の理」論告にある考え、および解釈は慥齋と同じものであったと考えられる。即ちその中にある「靈妙の天性」<sup>3</sup>「靈魂」は、神・儒・仏に通ずる普遍的な考えであり、且つ、近代西洋思想の立場には立っていないからである。板垣が、四民平等を説いた理由を「一時の直覺的觀念」と言ったことはこのようなことを意味するのである。

次に中江兆民は自由民権運動の理論的指導者として名高い。従来、兆民が慥齋について陽明学を学び、陽明学者となったことは否定されている。ここでは兆民は慥齋から陽明学を学び、禅の影響を受けたことを示した。兆民は、慥齋の主催する「両忘会」に参加すると同時に、今北洪川に参禅した。その頃、兆民が熱心に撰心会（集中して行なう坐禅修行）に参加していたことは、慥齋の家族宛書簡に書かれている。兆民は洪川に参禅した後、勝峰大徹について禅の修行をした。著書を見ても禅語が見られるので禅の影響は明らかである。

島本仲道は、政府高官となった後、板垣退助らと自由民権運動に挺身した。若い頃、間崎滄浪や大井魚隠、安井息軒に師事し、更に土佐勤王党にも参画したが、その頃、慥齋にも師事していたことが判明した。島本は、大塩平八郎の考えに傾倒し、社会と戦い続けた精神の底流にあったものは陽明学であったが、慥齋の影響も少なくなかったのではないかと考えられる。

その他、慥齋と親交のあった友人弟子の一覧、安政四年の弟子名簿、また明治以降の日記を基にして、慥齋に出入りしていた弟子の一覧を付し、慥齋には常に多くの弟子が出入りしていたことを示した。

第七章では、改めて慥齋の生涯における、禅の修行の経過をたどった。慥齋は佐藤一斎に学んで高知に戻った後、大休和尚との交流によって省悟の経験を持つに至った。大坂で医業を営んでいた、在家禅者、春日載陽とは二十年間の文通を経て、四十四歳の時初めて面会し感激を持った。載陽の紹介を経て、神戸の禅僧、匡道慧潭を紹介され、折を見つけて訪問し教えを乞うた。匡道からは「暮雲遠山」という語の書を贈られ、慥齋はその語について工夫した。また、時期は不明であるが、相国寺の禅僧、荻野独園との交流もあったようだ。慥齋の禅において最も重要な出来事は今北洪川との出会いであった。それは、慥齋が明治七年、教部省官員として西国地方八県を巡回して大教宣布を推進していたとき、岩国中教院においてであった。そこで慥齋は洪川の著書『禅海一瀾』を見て、その内容を高く評価し出版を薦めた。その後、慥齋は東京で洪川と再開し、洪川を盟主として上野麟祥院に禅結社、両忘社（両忘念）を設立した。「会約」は「明教新誌」二百九号に掲載され、一般にも呼びかけられた集まりであった。その「会約」には入社の際には会員を介して盟主に告げること、言論を縦横にすることは随意であることなどが決められていた。この会に集まった人物には、慥齋の弟暁峰、次女鶴の夫である田内逸雄や弟子の中江兆民が居り、慥齋に近い人物が多いことから、改めて主催者は慥齋であることが分かる。その他にも優れた人物が多く、漢詩人では小野湖山、大沼枕山、また盲目の詩文家、棚橋松村、また幕府大目付から名古屋県大参事を勤め、横浜毎日新聞主筆を経て、文部省に奉職した、妻木栖碧、僧侶では後に東福寺管長となった済門文幢がいる。更に重要な点は後の在家仏教運動に関わった人物が三名いたことである。その三名とは、鳥尾小弥太（得庵）、大内青巒、山岡鉄舟である。

鳥尾小弥太は、護国、仏法、安心立命、四恩などを骨子として明治十七年一月、明道協会（護国協会を改名）を設立した。この明道協会には、山岡鉄舟、大内青巒、今北洪川が関わっている。鉄舟は副会長となり、青巒は庶務幹事に名を連ねている。青巒が主催する「明教新誌」は「明道協会録事」の欄をつくり継続的に記事を載せている。洪川は碧巖録の提唱もし、入室参禅も受けていた。支援者は他にもいたが、明道協会にとってこの三名の協力は大きいと言える。

大内青巒は、居士として在家主義の仏教を主張し、社会福祉活動にも従事した。明治八年仏教新聞「明教新誌」を発行し、啓蒙思想家として幅広い活動を行い、仏教思想普及のため尚和会、和敬会を起し、また尊王奉仏大同団を結成した。ついで曹洞宗扶宗会を起し、そこで大衆教化の為、『洞上在家修証義』を草し、曹洞宗在家教化の標準を確立したことは今日にも影響を及ぼすものである。

山岡鉄舟は、剣においては久須美閑適齋に真影流を学び、後井上清虎の門に入り、北辰一刀流を研鑽した。猶一刀流正伝を極めんと欲し、浅利義明に随学数十年、遂に開眼し、劍禅一如の一刀流を開いた。鉄舟は公務の傍ら、劍道場を経営し、劍禅一如の立場に立つて多くの弟子を養成し、深い感化を及ぼした。社会公益事業に、教育事業に、災厄救助に協力し、各宗の慈善事業、各宗寺院の復興、国泰寺や鉄舟寺の復興、また全生庵の建立にも尽力した。

この三名の在家仏教の振興活動の間に協力関係が見られることは、その基礎に明治八、九年を中心に開かれた両忘会の関係が、なんらかの役割を果たしていたのではないかと考えられる。

慥齋は家族が殆ど禅を修するようになったことを喜んだ。特に次女鶴は熱心に撰心会に参加したことは慥齋も驚くほどであった。

両忘会は明治十年九月洪川が鎌倉の円覚寺に移ったので、上野麟祥院で修行していた在家者は円覚寺の居士林で修行するようになり、多くの若者が来て禅を学びに来るようになって、居士禅が發展した。その中には夏目漱石や鈴木大拙もいた。鈴木大拙によって禅が世界に知られるようになったが、その遠因はといえば、洪川と慥齋の出会いによって始まった両忘会にあったのである。

## 第二節 結論

### 第一項 いくつかの発見について

本論文では、慥齋の明治以降の事績、およびその考え（思想）について検討した。慥齋について研究した中でいくつかの発見があったことを強調しておきたい。その主なものを挙げよう。第一は、「人民平均の理」諭告の草稿は慥齋が書いたことである。この史料は高知市民図書館平尾文庫にあるが、平尾道雄氏も気が付いていなかった。当時、慥齋は、大参事であった板垣退助と親しい関係があり、

藩政改革に深く関わった結果成されたものである。第二は、明治五年の府県に達した大祓復活について推進したことである。明治三年に高知藩で六月祓を導入させた経験が役立ったことは疑いが無い。第三は、慥齋の考え(思想)は天保五年三月十六日の見性経験以来、生涯に亘って一貫していることである。「人民平均の理」論告では「靈妙の天性」といい、「諭俗 人間靈魂自由權利譯述」では「靈魂」、「天性本心」といったことは、表現の違いこそあれ、見性経験の内実を表すものに他ならない。更には自由平等の解釈は学校改革、神道改革においても背景には、一貫したこの精神、即ち「靈魂」があつたことは明らかである。

## 第二項 慥齋の価値―西村茂樹との比較―

本論文を纏めるにあたって、慥齋の提起した問題は伝統の継承であつたことを指摘するため、後に道德の必要性を訴えて運動を起した西村茂樹(一八二八―一九〇二)<sup>3</sup>と比較してみる。

明治時代は日本の伝統思想と西洋思想との葛藤の時代であつた。夏目漱石は、明治四十四年の講演で「西洋の開花(即ち一般の開花)は内発的であつて、日本の開花は外発的である」と言っている<sup>4</sup>。日本が急激に近代化(西洋化)したことの影響を指摘しているものである。渡辺和靖氏は、近世と近代について「近世(江戸時代)と近代(明治以後)の間には、明らかな断絶が横たわっている。(中略)近世末期に多くの近代的な文化や思想への日本独自の胎動が存在していたことを認めるとしても、そしてその延長線上に日本固有の近代を構想することが決して不可能ではないにしても、日本の近代は、実際にはそのような可能性をなぎ倒すように海外から流入した西洋の思想や文化を受容するところに成立したのである」と言っている<sup>5</sup>。この断絶の著しい状態を明治初期の学制に見ることが出来る。道徳思想家、西村茂樹は、明治五年八月に頒布された学制の序文を読んで「一も仁義忠孝を教ふるの語なし」と言った。もとより明治五年の学制発布は我国の近代化教育の出発点として重要なものであることはいままでもない。しかし、それは西村の言うように、伝統を否定した所に構築したものであつた。欧米の制度を導入したが、キリスト教を除いたものであり、なお且つ儒教を廃しているので道德の基礎となるべきものがなかつた。西村は言う「是に於て人心の帰向する所は修身道德を蔑視するの方向に向ひ、又封建時代の種々

の束縛を解きしを以て、国内の人心は肆然として放恣となり、其流弊の極まる所を知らず」と。西村は明治十年文部大書記官となっているが、当時の儒者、宗教家に対して「文明東漸の勢力に圧せられ、意気阻喪し、一も世間の風潮に抗して己が信ずる所を主張せんとする者なし」と非難している。西村の憂いは文明開化によって起こる、伝統的道德の欠如、およびそれが齎す国家衰退であった。それに対して西村は「余大に是を憂ひ、自らその其力を措かず、独力を以て国民の道德を維持せんと欲し」、明治九年に同志を集め「東京修身学社」を興したのであった。『日本道德論』は晩年西村が、国家における道德の重要性を説いたものである。「吾ガ一定ノ主義ハ二教（儒教・哲学）ノ精粹ヲ採リテ、其粗雑ヲ棄ツルナリ」というように、東西思想の長短を比較して優れた部分を採用するやり方であった。その時に西村が根本に置いたのは、「天地ノ真理是ナリ」と言っている「真理」であった。その「真理」とは「儒道ニ言フ所ノ誠」であるとして『中庸』の「誠ハ天之道也」を引用し「余ガ日本ノ道德ノ基礎トセントスル者ハ即チ此真理ニシテ」とこれを重要視している。西村の優れている点は、西洋思想の流入に際しても、東洋思想の優れた面に立脚して伝統を放棄しなかったことにある。西村は、哲学および儒学を批判し、またそれぞれの長所を踏まえて、この『中庸』の「誠は天の道也」を、「真理」を説明する例証として使っている。このことは、早くから西洋思想に通じ、東西を圧する知識を持ち、「儒教ニ非ズ、哲学ニ非ズ」「仏教ト耶蘇教トニ非ズ」として、あらゆる思想を公平に見る中にも伝統に立脚した意識を感じさせる。

慥齋においては、西洋思想導入に際して、伝統に立脚している点においては西村と同様な精神を見出すことが出来る。慥齋が明治四年に書いた「喻俗 人間靈魂自由権利譯述」においては、自主自由の根源は靈魂であるとして、もともと西洋思想ではなく伝統を踏まえたものであるとして、孔子の言葉「言忠信行篤教則雖夷狄不可棄」を引用して「人間ノ第一義ナリ」として文章を締め括っている<sup>6</sup>。「言忠信行篤教」とは言行共に誠があるということであるから、中庸の「誠は天の道也」と同じ意味である。このように慥齋は西村と「中庸」の精神において一致している。即ち伝統の優れた精神を保持している点において共通である。しかし、慥齋が西村と違う点は三つ考えられる。一つ目は、神道に通じ、高知藩喻俗司から神祇官、教部省に移り神道行政に関わり、積極的に変革しようとしたことである。高知藩においては六月の祓（大祓）を実現させ、教部省に入って全国的に実施させることに尽力した。その中で強調され

た「悔過自新」の語は民心を安定させると共に道徳にも寄与するものであつたらう。二つ目は、神道の解釈の可能性を提示したことである。「請革正神道議」その他の建言によって神道とは「天祖創業」の「王道王迹」であり、「神道即王道、王道即神道」であるような吉見幸和の实事神道を提唱したことである。慥齋は「記・紀」を「幽渺荒誕」なものとは扱うのではなく、実事と解釈することによってより西洋思想に対応出来るものと考えた。これは結局政府に受け入れられなかったが、慥齋の提案は、先の徳重浅吉の大教宣布に対する批判や<sup>8</sup>、昭和二十一年に書かれた鈴木大拙の平田神道に対する厳しい批判を考えれば<sup>9</sup>、神道解釈の変化を齎す可能性があつたと考えられないだろうか。三つ目は、慥齋は靈性的直覚<sup>10</sup>を持つていたことである。西村は、哲学、儒学を博搜し、短を捨て長を採る方法を取った。慥齋は靈性的直覚によって、自主自由を「靈魂」「天性本心」「靈妙の天性」として解釈し、「人民平均の理」論告に反映させた(第二章第二節)。また、高知県の学校改革に於いても、従来の漢学、皇学を見直して新しく科目を設定し、基本的な倫理観、道徳観を失わないようにしたという考えも、この靈性的直覚が背景にあることは疑いがない(第三章第四節)。高知藩に大祓を導入し(第二章一節第三項)、更に教部省に移って府県に対する大祓導入に尽力したのも(第四章第二節)、更には再三に渡って政府に吉見幸和の实事神道に基づいた「神道改革案」を導入させようとしたのも(第四章第三節)、この靈性的直覚を基にしているのである。慥齋は靈性的直覚によって神・儒・仏の本質を捉え、さらにはキリスト教においても同質の普遍性を見出したのであつた(第二章第二節第三項および同第三節第三項)。慥齋の強調した「悔過自新」は靈性的直覚に至る道であると同時に、靈性そのものでもある。また神・儒・仏・耶の四教に通ずる道である。最晩年に禅の修行に打ち込んだのは、この靈性的直覚を更に深めるためであつたからに他ならない(第七章第三節第一項および同第四節第二項)。

これら三つの点は、慥齋が「靈魂」や「改過自新」という語を使っている以上伝統的なものであり、それが即普遍性を持つものである。慥齋の価値は、激動の明治初期において西洋思想流入に際して、それに呑みこまれることなく、自らの足元を自覚し、伝統を踏まえた認識の深さにあつたのではないだろうか。



## 第三項 慥齋の独自性―自由民権運動との関連―

ここで改めて、慥齋の独自性はどこにあるか、について考える。それは、第二章で述べた「人民平均の理」論告（「論告」と略記）および「喻俗 靈魂自由権利譯述」（「譯述」と略記）における「靈魂自由論」である。

慥齋によって草稿が書かれたこの「論告」は、明治三年十二月に発せられたことに注意してみれば、この時点では、西洋思想は一般にまだそれほど多く紹介されてはいない。中村正直が「J.S.ミルの『自由論』を翻訳したのは明治四年、刊行は翌五年である。『明六雑誌』の発行は明治七、八年である。慥齋が「自由」の理念を取り入れた元となった書物は、福沢諭吉の、明治三年に刊行された『西洋事情二編』（『二編』と略記）と考えられる。なぜなら、『二編』の一部は「譯述」に大幅に引用されているからである<sup>11</sup>。「論告」が書かれる以前、明治三年閏十月八日に慥齋が福沢を訪問していることも<sup>12</sup>、慥齋が福沢の考えに強く関心を持っていたことの証左であろう。慥齋は、「論告」および「譯述」を書いた後、明治四年から五年にかけて、『西洋事情外編』（『外編』と略記）を基にした「人間交際論」を書き、自由の根本となる、「靈魂」を冒頭に示している（第二章第三節第一項）。慥齋においては、人間の中に、西洋思想にはない、仏性と解釈出来る「靈魂」を置くというものであった（同、第二項）。

慥齋の独自性は、まず第一には西洋近代思想の基本である「自由」、「平等」を、人間存在の「靈魂」を基に解釈したことである。従来、外来思想である「自由」や「平等」について、伝統思想との関連で語られることは少なかった。旧来の封建的身分制を打破する時、基本理念として「靈魂」という表現を導入したことは、神・儒・仏の本質に通じた深い認識を持ち、更には進取の気性に富んだ慥齋ならではの成し得なかったことではないか。

第二には、慥齋の「靈魂」に基づく自由論は、抽象的な議論に終わったのではなく、現実政治に応用されたことである。高知藩において、明治三年十二月に発せられた「論告」は、板垣退助、福岡孝弟を中心に成された改革の基本理念であった。また、「譯述」は藩内各地の農民らに自主自由の根柢が「靈魂」であることを説明するものであった。

第三は、慥齋の「靈魂自由論」が、「自由」の概念を神・儒・仏の考えを基に解釈したことによって、その思想が過去の伝統と連続している点である。そのことは、慥齋の独自性として重要であると考えられるが、前史を含む自由民権運動においては、はっきり認識されていない。周知の通り「諭告」は板垣退助監修の『自由党史』の冒頭に掲げられている<sup>13</sup>。そこには、「嗚呼維新草創の時に丁りて、忽ち一篇自由平等の大理を宣言するを見る」<sup>14</sup>とあって、「自由平等」の重要性は謳われているが、慥齋の「靈魂自由論」は、はっきり認識されていない。また、「諭告」を評価している平尾道雄氏であっても、「諭告」について

階級によらず職種によらず、人間を人間として自覚させ、自由を享受させることが王政の主旨だというのである。人間尊重の思想がその底にうかがわれ、ほのかに西洋的な天賦人權説のにおいが流れているではないか。(中略)はげしく流れこんでくる西洋文明のなかで、高知藩の改革指導者たちがこのような思想を汲みとったと見ることも、あながち不自然とはいえない<sup>15</sup>。

とあって、「天賦人權説」を称揚しているが、「自由」「平等」の基と書かれている「靈妙の天性」<sup>16</sup>「靈魂」には言及していない。つまり、慥齋の「靈魂自由論」は「天賦人權論」の中に隠れてしまっている。明治七年一月に設立された愛国公党は慥齋も参加しているが、その綱領である「愛国公党本誓」は古沢滋によって成され、そこには「靈妙の天性」や「靈魂」などの語はなく、「斯の通義權利なるものは、天の均く以て人民に賜ふ所の者にして」と天賦人權論が語られている。自由民権運動の始まりとされている、同年一月の民撰議院設立建白書は、もっぱら有司専制批判が中心であり、その設立すべき理由は「人民の通議權利」、帝国の「維持振起」、人民の「幸福安全」といった西洋的政治理念が中心である。民撰議院設立の議論以降、慥齋の「靈魂自由論」は消え、自由民権運動は、政府の専制政治に対抗する理論的根拠としての民権論、即ち、その自由とは政治的束縛を受けないという意味であり、自由と人権は国権に侵害されない権利を意味するだけのものとなった。ここにおいて「自由」の神・儒・仏に通ずる伝統的な意味は消え去り、天賦人權論と共に政治的「自由」が至る所で主張された。このように見れば、慥齋が「靈魂自由論」を主張したことは、「自由」を外來思想とし

てではなく、神・儒・仏の伝統的な立場に立ち、過去の思想と連続しているという意味において、慥齋の独自性を示す価値を持ったものであると言って間違いないであろう。

### 第三節 「これからの課題―江藤新平など―」

慥齋研究のこれからの課題の一つとして江藤新平との関係を挙げよう。

明治維新は激動の時代であり、特に明治十年までは国家の方向を定めるべき重要な時期であった。宣教師の活動が失敗に終わった後、明治五年に教部省がつくられたが、その大きな理由はキリスト教の防御であり、三条の教則を基にした神仏合同の大教（神道）の布教であった。信教の自由を前提にせざるを得ない以上、布教によるしか方法はなかった。しかし、結局、明治八年に大教院は解散し、十年教部省も廃省となった。その理由の大きなものとして、平田神道を背景とする薩摩系を中心とする人物の強引な宗教性の強い運営が挙げられるであろう。そのようなやり方が島地黙雷の政教分離・信教自由の批判と攻撃を招いたのであった。慥齋の考えは神主仏従である点と同じであるが、「教法ハ人民の信従ニ任セ」として信教の自由を認め、とりわけ「神道即王道、王道即神道」という「今日朝廷ニテ行フ所ノ王道王政ニテ、別ニ神道ト号スル一種ノ道アルコトナシ」という考えであった。つまり、現在の朝廷の政治のみあって、特に神道というものは存在しないというものである。では「王道王政」とはなにか。明治国家においては「五箇条の誓文」「大教宣布」「三条の教則」がそれに相当するであろう。慥齋は「三条の教則」については、教部省官員として当然推進していた立場であったが、早くから信教の自由を表明していることから、平田派の薩摩閥の人物とはそりがあわなかったであろう。日記を見ても、教部省の上司であった三島通庸、高崎五六の名前は出てくるが、明治六年に教部大録として同僚であった田中頼庸、山下政愛、後醍醐真柱の名前は出てこない。唯一慥齋が入省したとき山之内時習の名前が「鹿児島縣人山之内時習等為同僚」とあるのみである。そのような中で、慥齋が接触しようとした人物の中に教部省をつくったといわれる江藤新平がいる。

江藤は、法制面で近代化に尽力し、数々の官制改革案を起草した。明治四年には教部省設置を建議し、翌年の設立当初、自ら教部省

御用掛となった。江藤は三権分立制の導入に熱心に取り組んだが、もともと日本の国体は五権であると考えていた<sup>16</sup>。五権とは「教化の権、執法の権、行法の権、訴獄の権、兵馬の権」であり、いずれも天皇の掌握する権限としている<sup>17</sup>。このことを見ても、国家の体制を欧米の模倣ではなく、強く伝統を意識した上での変革を考えていたことが見て取れよう。また、江藤には道芸二学論があり<sup>18</sup>、江藤の立案した「教部云々之議」<sup>19</sup>の冒頭には、道学とは「人ノ心ヲ正クシ、善ヲ勸メ悪ヲ懲ケ、人ノ人タルヘキ務ヲ行ハシメテ、能ク獨リヲ慎シマシムルコト」であり、芸学とは「万物ノ理ヲ窮メ千載ノ事ヲ明ラメ、人情ノ微ヲ詳ニシ知識才能アルニ至ラシムル」こととしている。即ち道学とは修身道德、芸学とは学問と理解してよいだろう。前記の「教部云々之議」には「芸学」は文部省に、「道学」は教部省に分担されるべきことが書かれている。先に触れた西村茂樹の学制の序文に対する批判「一も仁義忠孝を教ふるの語なし」は、文部省は芸学即ち学問のみを担当するという江藤の考えを継承していることによると考えられる<sup>20</sup>。江藤は「道学教化ノ事」については「儒佛ト力ヲ併セ、以テ、人民ヲ教導シ、善ヲ奨メ悪ヲ戒メ心ヲ正クシ、意ヲ誠ニセシメテ人ノ人タルヘキ道ヲ行カシム」<sup>21</sup>として教部省の役割についても重視していた。

このような江藤の考えに対して、慥齋は教部省設立当初、江藤に自己の考えの是非を問い質す為に、江藤を訪問した<sup>22</sup>。恐らく慥齋の、「文部ト教部ハニシテ一、一ニシテ二」という考えや、「王道即神道」論に対して意見を質しに行ったのではないか。しかし、不在の為会う事は出来なかつた<sup>23</sup>。後、木下某や、門下生の宮崎辰吉や西森真太郎（西森姪）らを仲介として、井上毅と意気投合した慥齋は、井上が司法卿の江藤に陪従して洋行するとの報に接し「贈井上君陪江藤司法卿洋行序」を書き<sup>24</sup>、井上の「存儒論」（正しくは「儒教ヲ存ス」<sup>25</sup>）を引用して再度江藤に自己の意見の「裁正」を求めようとした。結局江藤の洋行は中止となつた為、この文章は途中で終わっている。これらことは、慥齋は江藤と、教部省の考えについて強く議論を欲していたことを示している。江藤は伝統を継承するという大筋については慥齋と同じであるが、文部、教部両省について考えの違う点も見られる<sup>26</sup>。また江藤が、福羽美静と共に神宮遷座・天皇親祭という強固な祭政一致体制を求めていた<sup>27</sup>ことも慥齋には見られない。果たして慥齋の「王道即神道」論は江藤に受け入れられるものであつたのかどうか興味のあるところである。慥齋と江藤とは、明治七年の民撰議院設立の会合では同席している筈

であるが、互いの関係はこれ以上分ならず今後の研究課題である。

慥齋は、江藤新平との関係に見たとおり、若くとも優れた人物との交流を望んだ。また、相手が大家と評される人物であっても、更には外国人であっても（フルベッキについては第一章第四節参照）、訪問して堂々と議論していた。第四章第三節三項でも取り上げたが、明治七年に書かれた史料の中で、慥齋が「教法革新ノ議」の提案をしたことに対して、それは無益であるとの謗りを受け、憤慨している部分がある<sup>200</sup>。そこには自分自身はニコライや中村正直、福沢諭吉と議論してきたことが表明され、更に、それらの議論に対して決して「敗闕」を取らないという強い自負が窺える。この場合は、「教法革新ノ議」についての議論であるが、その背景には、これまで述べた慥齋の伝統を踏まえた深い認識があり、改革に対する強い思いが感じられる。慥齋の伝統に対する認識に対して、江藤新平およびニコライ、中村正直、福沢諭吉らとの交流が、如何なるものであったかを究明することはこれからの課題である。

#### 第四節 その他の課題

以上で不十分ながら慥齋の足跡をたどり、その考え（思想）や影響を考察してきたが、最後に慥齋研究について、その他の課題を考えよう。本研究は慥齋の明治時代を中心にしたので、当然ながらそれ以前の研究は不足している。慥齋は四十四歳以降頻繁に江戸と高知を往復して、その間江戸での佐藤一斎からの教えを受け、当時の知識人安井息軒、安積良斎、若山勿堂、河田迪齋らが日記に登場するが、その交流がどのようなものであったのかを探ることはこれからの課題である。幕末の動乱期、土佐藩では吉田東洋、武市瑞山（半平太）との関係、また藩主山内容堂との関係はどうであったのか。坂本龍馬との関係も気になる所である。慥齋存命中は一般に坂本龍馬など知る人もなかったが、人に知られるようになったのは坂崎紫瀾が明治十六年、小説『汗血千里の駒』を書いてからである。その坂崎紫瀾は慥齋の弟子であり、龍馬の兄権平とは慥齋の日記に親しい様子が書かれ、龍馬に海洋貿易の重要性を説いたといわれる画家河田小龍は慥齋の受業の弟子であるし、海援隊の長岡謙吉や、龍馬の姉の子であり、海援隊の幹部としても活躍した坂本直と慥齋とは親しい関係があった。これだけ周辺の関係があれば、慥齋と龍馬とは何らかの関係は想定されよう。また、西郷南洲（隆盛）とは日記

によれば幕末明治に二回も面会して親しい関係があり、明治になってから木戸孝允、勝海舟などを訪問しており、それらの人物との関係を知ることが今後に残されている。その他、教部省関係者では鴻雪爪は日記にも登場し、両者の関係を示す書簡の写しが残っており、その関係を解明することは宗教行政の一端を明らかに出来る可能性がある。最後に本研究においても筆者の神道に対する知識の不足から慥齋の神道についてはまだ研究の余地があると考えられる。また、慥齋の自由民権運動との関連においても、植木枝盛などへの影響や民撰議院設立建白と慥齋の関わりは、まだ筆者の追及していない部分である。

慥齋の関係者についての一次史料は少ない。特に板垣退助、福岡孝弟、鴻雪爪などについてそのことが言える。今まで慥齋が研究されなかったのは、それらの人物を含めて慥齋との関係を示す証拠が極めて少なかったからであろう。慥齋の官位はそれほど高いとはいえないが、三条実美、西郷南洲（隆盛）、大久保利通、木戸孝允、板垣退助、佐佐木高行など政府高官、また山岡鉄舟、勝海舟、高橋泥舟の維新の功労者、その他、明治維新前においても、安井息軒を代表とする当時の知識人らとの幅広い人脈を持っていたことは、第六章第六節第一項を見れば理解出来よう。慥齋の弟子についても、相当な数に登ると考えられ、第六章の史料に示した氏名はそのほんの一部である。調べていけば慥齋の人脈は更に広がるであろう。本研究は慥齋研究の入り口に過ぎないが、他の人物との関連において、慥齋自信および慥齋の与えた影響を研究することは、日本近代史において更なる広がり齎すであろう。

## 注

<sup>1</sup> 『明治憲政経済史論』、有斐閣書房、一九一九年。

<sup>2</sup> 板垣退助著、一九一九年。

<sup>3</sup> 西村茂樹は幕末の下総国佐倉藩士、文部官僚、道德思想家。幼名を平太郎、のち鼎、さらに茂樹と改め、晩年は泊翁と号す。文化十一年（一八二八）江戸の佐野藩（佐倉藩支藩）邸に生まれる。天保八年佐倉藩の成徳書院に入る。同十二年安井息軒らに学ぶ。弘化

三年大塚同庵に西洋砲術を学ぶ。嘉永三年、父没し家督を継ぎ、藩校温故堂都講となる。同四年、佐久間象山に西洋砲術・兵法を学ぶ。同五年友人木村軍太郎に蘭書を学ぶ。文久元年手塚律蔵の門に入り、蘭・英学を学ぶ。明治元年佐倉藩年寄役となる。同二年佐倉藩大参事、同四年印旛県権参事。同六年文部省に出仕し編書課長となる。同年森有礼の提起を扶けて明六社を組織する。同八年侍講を兼任（翌年辞職）。同九年文部大丞、また宮内省御用掛となる。この年、東京修学社を創設する。同十年、文部大書記官となり、同十二年東京学士院会員に推される。同十七年東京修身学社を日本講道会と改め、会長となる。同十八年東宮の教育世話を命ぜられる。同十九年宮中顧問官。同二十年日本講道会を日本弘道会に改称。同二十一年華族女学校長を兼ねる。同二十三年貴族院議員となる。明治三十五年（一九〇二）七十五歳で没す（『国史大辞典』第十卷、吉川弘文館、一九八九年）。

<sup>4</sup> 夏目漱石『夏目漱石集』（二）、筑摩書房、一九六一年、三九一頁。

<sup>5</sup> 『概説 日本思想史』ミネルヴァ書房、二〇〇五年、二一八頁。

<sup>6</sup> 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四一五三「喩俗 人間靈魂自由権利譯述」、翻刻は島善高「奥宮慥齋日記」明治時代の部（四）、『早稲田社会科学総合研究』、第一〇巻三号、二〇一〇年三月二十五日発行、六七頁。

<sup>7</sup> 宇野哲人『論語新釈』講談社、一九八〇年、四六六頁。

<sup>8</sup> 第四章「おわりに」にある徳重浅吉の批判。

<sup>9</sup> 鈴木大拙は「四 日本的靈性的自覚と神道」（『鈴木大拙全集』第九卷、岩波書店、二〇〇〇年、九二―一二七頁）において仏教やキリスト教を基にして平田神道の劣等性を非難している。

<sup>10</sup> 「靈性的直覚」は鈴木大拙が『日本的靈性』（岩波書店、一九七二年）で使った表現。そこで大拙は「靈性」を「なにか二つのものを包んで、二つのものがひっきりなく二つでなくて一つであり、また一つであってそのままふた打つであるということを見るものがなくてはならぬ」を説明した後、「いわば精神と物質の裏にいま一つの世界が開けて、前者と後者とが、互いに矛盾しながらしかも映発するようにならねばならぬのである。これは靈性的直覚または自覚によりて可能となる」（同二七頁）と言っているのので、「靈性的直覚」とは「靈性」に目覚めさせる精神および「靈性」そのものと言うことも出来よう。また、大拙の「靈性」は慥齋の「靈魂」

に当る。

<sup>11</sup> 『二編』の一部『福沢諭吉全集』第一巻、岩波書店、一九五八年、四八六・四八七頁）は「譯述」に引用され、その部分は次の通りである。「英語に「リベルチ」ト云ハ、先自由自在ト云義ニテ、漢訳ニコレヲ自主トモ自專トモ自得トモ自若自主權任意寛容從容ナトノ字ヲ」（島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部（三）・『早稲田社会科学総合研究』第十巻第二号、二〇〇九年一月五日発行、六六頁）また、「訳家云自由トハ一身ノ好ムマ、ニ事ヲ為シテ、窮屈ナル思ナキヲ云、古人ノ語ニ一身ヲ自由ニシテ自カラ守ルハ万人ニ具ハリタル天性ニテ、人情ニ近ケレハ家財富貴ヲ保ツヨリモ重キ事ナリト、（中略）又上ヨリ下ヘ許シ、コノ事ヲ為テモ差ツカヘナシト云事也、譬ヘハ読書手習ヲ終リ、遊ヒテヨシト（中略）ヨリ子供ヘ許シ、公用了テ役所ヲ退キテモヨシト上官ヨリ許サル、等ノ事也、又御免ノ権化、殺生御免ノ川ナト云御免ノ字ニモ当レリ、又好悪ノ（中略）テキルト云義ニテ危キ事ヲモ犯シ、為ネハナラヌ、心ニ思ハヌ事ヲモ枉テ行ネハナラヌナト、心苦シキ事ノナキ趣意ナリ、故ニ政事ノ自由ト云ヘハ、其國ノ住人ヘ天道自然ノ通義ヲ行ハシメテ、邪魔ヲセス事也、開板ノ自由ト云ヘハ、何等ノ書ニテモ板行勝手次第ト書中ノ事柄ヲ咎メサル事也、宗旨ノ自由トハ、何宗ニテモ人々ノ信仰スル所ノ宗旨ニ帰依セシムル也、千七百七十年代亞米利加騷乱ノ時、亜人ハ自由ノ為メニ戦フト云ヒ、我ニ自由ヲ与フルカ、否ナレハ死ヲ与ヘヨト唱ヘシモ、英國ノ暴政ニ苦シム余リ、民ヲ塗炭ニ救ヒ、一國ヲ不羈獨立ノ自由ニセント死ヲ以テ誓ヒシ也、當時有名ノ「フランキリン」ト云人云、我身ハ居ニ常処ナシ、自由ノ存スル所即我居ナリト、（中略）決シテ我儘放蕩逸興ノ趣意ニ非ス、他ヲ害シ私ヲ利スルノ義ニ非ス、唯心身ノ働ヲ逞シテ人々互ニ相妨ケス、以テ一身ノ幸福ヲ致スヲ云ナリ、自由ト我儘トハ動モスレハ其義ヲ誤リ易シ」（同六七頁）

<sup>12</sup> 島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部（三）・『早稲田社会科学総合研究』第十巻第二号、二〇〇九年二月一日発行、六二頁参照。

<sup>13</sup> 『自由党史』（上）、一九五七年、二九・三二頁。

<sup>14</sup> 同、三二頁。

<sup>15</sup> 平尾道雄『土佐百年史話』浪速社、一九六八年、二五〇・二五一頁。



<sup>16</sup> 島善高『律令制から立憲制へ』成文堂、二〇〇九年、一七一・一七二頁を参照した。

<sup>17</sup> 同右。

<sup>18</sup> 大間敏行「江藤新平の教育構想」『道芸ニ学ヲ開ク』の展開と帰結」『日本の教育史学（教育史学会紀要 第四九集）』、教育史学会、二〇〇六年一〇月一日発行、三二・四四頁、を参照した。

<sup>19</sup> 『江藤新平関係文書』（マイクロフィルム、北泉社）R一五・二八二・六。

<sup>20</sup> 前掲、大間敏行「江藤新平の教育構想」『道芸ニ学ヲ開ク』の展開と帰結」三九頁。

<sup>21</sup> 前掲、『江藤新平関係文書』R一五・二八二・六、また、前掲、島善高『律令制から立憲制へ』一七五頁、および前掲、大間敏行「江藤新平の教育構想」『道芸ニ学ヲ開ク』の展開と帰結」四〇頁にも引用されている。

<sup>22</sup> 島善高「奥宮慥齋日記」・明治時代の部（六）、『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻二号、二〇一〇年二月二五日発行、六六

頁の下端、原典は、高知市民図書館奥宮文庫、全集慥齋著書、受入番号三七「文稿、中巻」の中の「贈井上梧陰陪江藤司法卿洋行序」。  
<sup>23</sup> 同右。

<sup>24</sup> 島善高「鉄舟と兆民と梧陰と」『井上毅とその周辺』木鐸社、二〇〇〇年、一九〇・二〇〇頁には「贈井上君陪江藤司法卿洋行序」の考証が為され、慥齋と井上毅の関係が詳しく述べられている。

<sup>25</sup> 『井上毅傳 史料編』第三、國學院大學図書館、一九六九年、四九七・五〇〇頁。

<sup>26</sup> 前記、慥齋の「文部ト教部ハニシテ一、一ニシテ二」は「文部ハ天下ノ諸生ヲ教育スルノ教部ニシテ、教部ハ天下ノ愚民ヲ文明ニ進マシムルノ文部ナリ」と説明していることから、江藤の、教部・文部両省に対する道芸ニ学論とは少し違うように思われる。

<sup>27</sup> 阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』（『國學院大學日本文化研究所紀要』第三六輯）、國學院大學日本文化研究所、一九七五年、三八頁。

<sup>28</sup> 「試に問、今神官僧侶ノ都下ニ集マル者ノ中、彼ノ魯ノ司祭ニコライ尼括烈ト教法ノ問答ヲ為シテ首尾ヨク議論シ、旗鼓相当ルモノ果シテ幾

人ソ、況ンヤ渠ヲシテ降旗ヲ上ケシメ、凱歌ヲ奏セル果シテ其人アリヤ否、外国教師ハ姑ク置キテ、内国中ノ教法学士等（割注）中村、福沢等）ト一舌戦ヲ挑ミ、必其敗闕ヲ取ラサルヲ保スル者幾千人カアル」（高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四一六一「教法革新ノ議」）。これが明治七年に書かれたことは第四章第三節第三項参照。

## 【主要参考文献】

### 原史料

- 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一―二四「式部寮より大祓式書再考案并祓詞考按相添更ニ打合有之候ニ付回答旁掛合案」。
- 、受入番号一―四〇「覚」。
- 、受入番号一―四七「奥宮正由再拝謹草」。
- 、受入番号二―一「人間交際往来、上」。
- 、受入番号二―二五「人間交際論、下」。
- 、受入番号二―三七「請假選教典議」。
- 、受入番号二―四三「大内青巒神仏混淆改正之議」。
- 、受入番号二―五二「喻俗大意」。
- 、受入番号二―五三「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」。
- 、受入番号二―五六「訓蒙人間交際論」。
- 、受入番号二―六七「皇朝身滌規則」。
- 、受入番号三―一九「宗旨問答」。
- 、受入番号三―二〇「事務」。
- 、受入番号三―三九「聖学問要」。
- 、受入番号三―五七「建白」。
- 、受入番号三―五八「訓童人間往来」。

- 、 受入番号三二六二「更張県学議」。
- 、 受入番号三七三「神魂問答」。
- 、 受入番号三八三「蒼龍老師近稿」。
- 、 受入番号四一五三「喻俗 人間靈魂自由權利譯述」。
- 、 受入番号四一六二「教法革新ノ議」。
- 、 受入番号五一六「縣学議案」。
- 、 受入番号六一四「奥宮氏系図扣」。
- 、 受入番号六一三〇「教法論」。
- 、 受入番号六一四七「神道革正議、第三号、請革正神道議」。
- 、 受入番号六一四八「請革正神道議按」。
- 、 受入番号六一五〇「第一号 神道革新建議」。
- 、 受入番号六一五四「人間交際論」。
- 、 受入番号六一六〇「方今」。
- 、 受入番号六一六七「同盟名簿」。
- 、 受入番号六一八八「人間交際往来」。
- 、 受入番号六一九四「人民平均ノ議」。
- 、 受入番号六一〇五「宗教議按」。
- 、 受入番号七一三「庚寅陪從録」から七、五七「日録、明治八年、九年日記」まで。
- 、 受入番号七二〇「晦堂日抄、嘉永七甲寅集」。

- 、 受入番号七・三八 「敬簡齋日抄」。
- 、 受入番号七・四〇 「日録」。
- 、 受入番号七・四五 「西巡紀程」。
- 、 受入番号七・四七 「西巡紀程 天 稿本」。
- 、 受入番号七・四八 「東京日記」。
- 、 受入番号七・四九 「備忘日録」。
- 、 受入番号七・五一 「壬申日録并癸酉改曆日抄」。
- 、 受入番号七・五五 「鬮圖卷二」。
- 、 受入番号七・五七 「日録、明治八年・九年日記」。
- 、 受入番号三六 「文稿、上卷」。
- 、 受入番号三七 「文稿、中卷」。
- 、 受入番号四四 「問目」。
- 、 受入番号四八・一 「慥齋先生遺稿」・卷上。
- 、 受入番号四九～五九 「慥齋先生日記」一～一一。
- 、 受入番号六〇 「慥齋先生自筆甲寅東行日記」。
- 、 受入番号六二 「慥齋存稿」。
- 、 全集慥齋著書、受入番号一 「神道弁」。
- 、 全集慥齋著書、受入番号二 「神道大綱私淑抄」。
- 、 全集慥齋著書、受入番号四 「皇朝身滌規則」。

- ――全集慥齋著書、受入番号二四「更張縣字議案」
- ――全集慥齋著書、受入番号三七「文稿、中卷」。
- ――全集慥齋著書、受入番号四五「慥齋先生俗簡錄」。
- ――全集慥齋著書、受入番号四八「慥齋先生遺稿 卷上」。
- ――全集慥齋著書、受入番号六二「慥齋存稿」。
- ――名家手簡、受入番号二「佐藤一齋先生手簡」一卷。
- ――草稿、受入番号、一四四「草稿」。

高知市民図書館平尾文庫、受入番号二五、「修史餘録二五維新篇」。

- ――、受入番号二七、「修史餘録二七維新編」。
- ――、受入番号二八、「修史餘録二八維新編」。
- ――、受入番号三八三、「鷹雜記二」。

『江藤新平関係文書』（マイクロフィルム、北泉社）R一五・二八二・六。

『飲醍醐』（明治十一年八月三十一日御届、著作人中教正今北洪川、出版人静岡縣士族妻木頼矩、發兌書肆 江島喜兵衛）早稲田大学

中央図書館（四階古書資料庫）所蔵。

「故奥宮正由履歴書類 贈位申請時」（東京大学史料編纂所、区分 特殊蒐、請求記号 維新史料引継本・追加・二〇）の「奥宮正由略伝」。

「社寺取調類纂」一六六、マイクロフィルム版、藤井貞文編圭室文雄校訂、雄松堂フィルム出版、一九八三年。

「神仏混淆改正之議」（熊本県下平民農大内晴巒）、国立公文書館本館「ナヤ〇三二一〇八・建〇〇〇四九一〇〇」。

「東京雜記⑤」（小栗憲一の記録帳、大分県善教寺所蔵）。

「明教新誌」第二〇九号、一六四二号、一六四四号（東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵）。

『東京日日新聞』明治一七年一月一五日（国立国会図書館新聞資料室）。

### 翻刻史料

安部正人『泥舟遺稿』国光社、一九〇三年。

石田梅岩著、足立栗園校訂『都鄙問答』岩波文庫、一九三五年。

今北洪川『禅海一瀾』岩波書店、一九三五年。

今北洪川『蒼龍広録』第一卷および第三卷。

『岩倉具視関係文書』第七、日本史籍協会、一九三四年。

木戸公伝記編纂所編纂『木戸孝允文書』第五、日本史籍協会、一九三〇年。

宮内庁「編」『明治天皇紀』第二、吉川弘文館、一九六九年。

島内登志衛「編」『谷干城遺稿』四、東京大学出版会、一九七〇年。

島本仲道 編集『青天霹靂』出版人 今泉巖、明治二〇年（一八八七）出版。

島善高、「奥宮懃齋日記」 明治時代の部（一） 『早稲田社会科学総合研究』第九卷三号、二〇〇九年三月二五日発行。

明治時代の部（二） 『早稲田社会科学総合研究』第一〇卷一号、二〇〇九年七月二五日発行。

明治時代の部（三） 『早稲田社会科学総合研究』第一〇卷二号、二〇〇九年一月二五日発行。

明治時代の部（四） 『早稲田社会科学総合研究』第一〇卷三号、二〇一〇年三月二五日発行。

明治時代の部（五） 『早稲田社会科学総合研究』第一一卷一号、二〇一〇年七月二五日発行。

明治時代の部(六)、『早稲田社会科学総合研究』第二卷二号、二〇一〇年一月二十五日発行。

明治時代の部(七)、『早稲田社会科学総合研究』第一卷三号、二〇一一年三月二十五日発行。

明治時代の部(八)、『早稲田社会科学総合研究』第二卷一号、二〇一一年七月二十五日発行。

明治時代の部(九)、『早稲田社会科学総合研究』第二卷二号、二〇一一年一月二十五日発行。

明治時代の部(十)、『早稲田社会科学総合研究』第二卷三号、二〇一二年三月二十五日発行。

明治時代の部(完)、『早稲田社会科学総合研究』第一三卷一号、二〇一二年七月二十五日発行。

東京大学史料編纂所『保古比呂飛』(佐佐木高行日記) 四、東京大学出版会、一九七五年。

丁野遠影編『土佐藩政録』、歴史図書社、一九八〇年。

得庵会編集『得庵全集続編並年譜』得庵会発行、一九三四年。

中江篤介『中江兆民全集』一七、岩波書店、一九八六年。

中江篤介『中江兆民全集』別巻、岩波書店、一九八六年。

二葉憲香、福嶋寛隆 編集『島地黙雷全集』第一巻、日本仏教普及会、一九七三年。

松永昌三編『中江兆民評論集』岩波書店、一九九三年。

山内家史料『幕末維新』第一三編(第一六代豊範公紀)、一九八八年。

『板垣君口演  
征韓民権論 勇退雪冤録』(明治一五年六月九日御届、編輯人、遊佐發、出版人、渡部虎太郎)。

## 研究論文

池田英俊「大内青巒の教化思想と教会結社をめぐる問題」『宗教研究』二六八号、一九八六年六月。



板垣退助「我国憲政ノ由来」『明治憲政經濟史論』、有斐閣書房、一九一九年。

伊藤勲「板垣退助の自由主義運動」『法学新法』第七十一卷第九号、中央大学法学会、一九六四年。

内山秀夫「解題小林雄七郎小論」復刻『薩長土肥』、慶応義塾福澤研究センター―近代日本研究資料八、(発行者)坂井達朗、二〇〇一年

大久保利謙「愛国公党結成に関する史料―奥宮慥齋の日記から―」『日本歴史』(第四八八号)、吉川弘文館、一九八九年。

奥宮正治 口演「土佐に於ける王学の系統」(『陽明学』鉄華書院、第一五号、明治三〇年発行)。

小畑隆資「板垣退助と自由民権運動」(『岡山大学』法学会雑誌)第二八卷第三・四号(通卷九九号)。

片岡弥吉「中野健明の高知巡視と奥宮慥齋のキリシタン教諭について」『キリシタン研究』第五輯、吉川弘文館、一九五九年。

加納彗軒「奥宮慥齋暁峰兄弟事跡」『土佐史壇』一〇号、一九二四年。

阪本是丸「近世国学者に見る神道の政治性と宗教性―吉見幸和と岡熊臣―」『近世・近代神道論考』弘文堂、二〇〇七年。

阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』、第一書房、一九八七年。

島善高「自由民権と禪」『日本歴史』(第六三七号) 吉川弘文館、二〇〇一年。

島善高「鉄舟と兆民と悟陰と」『井上毅とその周辺』木鐸社、二〇〇〇年。

島善高「中江兆民と禪」『日本歴史』第六七〇号(三月号)、吉川弘文館、二〇〇四年

島善高「山岡鉄舟と禪について」『比較文化の可能性』、成文堂、二〇〇七年。

下村公彦「高知藩における明治三年の改革とその周辺」『高知県立歴史民族資料館研究紀要』第一号、一九九一年。

鈴江英一「第三講 禁教は解かれたか」『キリスト教解禁以前』、岩田書院、二〇〇〇年。

鈴木大拙「日本の靈性的自覚と神道」『鈴木大拙全集』第九卷、岩波書店、二〇〇〇年。

鈴木裕子「明治政府のキリスト教政策―高札撤去に至る迄の政治過程―」『史学雑誌』第八六編第二号、一九七七年。

大間敏行「江藤新平の教育構想・「道芸二学ヲ開ク」の展開と帰結・」『日本の教育史学（教育史学会紀要 第四九集）』、教育史学会、二〇〇六年一〇月一日発行。

高木博志「神道国教化政策崩壊課程の政治史的考察」『ヒストリア』第一〇四号、大阪歴史学会、一九八四年。

高瀬重雄「鳥尾得庵と明道協会の運動について」『支那仏教史学』第七卷・第二号、法蔵館、一九四三年。

高谷道男編訳『フルベッキ書簡集』、新教出版社、一九七八年。

武知正晃「明治初年の長崎における大教宣布運動について」『日本思想史研究会会報』第二〇号衣笠安喜先生追悼特別号、二〇〇三年。

鳥尾得庵「明道協会要領解説」『明治文化全集』第一卷、日本評論社、一九二八年。

西村茂樹「日本道徳論」『西村茂樹全集』第一卷、思文閣出版、二〇〇四年。

藤井貞文「宣教使の研究」（上）『国学院雑誌』（昭和一八年五月号）国学院大学雑誌部、一九四三年。

藤井貞文「宣教使の研究」（下）『国学院雑誌』（昭和一八年六月号）国学院大学雑誌部、一九四三年。

藤井貞文「明治政府の長崎縣布教」『国学院雑誌』第八一卷第一二号（通卷五八〇号）、皇典講究所、一九四二年。

星野光樹「明治期における大祓の成立に関する一考察」『神道宗教』第一九八号、神道宗教学会、二〇〇五年。

星野光樹「明治八年式部寮達「神社祭式」の制定に関する一考察」『日本文化と 神道』第三号（Japanese culture and Shinto No. 11）' 文部科学省二一世紀CEOプログラム、国学院大学「神道と日本文化の国際的研究発信の拠点形成」、二〇〇六年。

三上昭美「明治政府のキリスト教政策」『近代日本の形成と宗教問題』、中央大学出版部、一九九二年。

三好祥子「明治初期のキリスト教政策の転換に関する一考察」『お茶の水史学』第三五号、一九九二年。

松村巖「陽明学者奥宮慥齋」『土佐史壇』四〇号、一九三二年。

丸山信「小林雄七郎の生涯」『三田評論』五九八号、一九六一年。

村上格山「明治初年の対耶蘇政策考」『国史論纂』、躬行会、一九四二年。

安岡昭男「岩倉使節と宗教問題」『近代日本の形成と宗教問題』、中央大学出版部、一九九二年。  
安永祖堂「禅語としての「自由」をめぐる」『臨濟宗妙心寺派教学研究紀要』第二号、妙心寺派宗務本所教化センター、二〇〇四年。  
山下重一・小林宏編一九九八長岡史双書<sup>2</sup>。三七『城泉太郎著作集』、一九九八年。

## 研究図書

- 赤松徹真〔ほか〕編『真宗人名辞典』、法藏館、一九九九年。  
朝倉治彦編『明治官制辞典』東京堂出版、一九六九年。  
飛鳥井雅道『中江兆民』、吉川弘文館、一九九九年。  
阿部秋生『吉見幸和』春陽堂書店、一九四四年。  
家近良樹『浦上キリシタン流配事件』吉川弘文館、一九九八年。  
池田英俊『明治の新仏教運動』吉川弘文館、一九七六年。  
板垣退助『立国の大本』忠誠堂、「一九一九年九月序」。  
板垣退助監修『自由党史』(上)岩波文庫、一九五七年。  
井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』(『國學院大學日本文化研究所紀要』第三六輯)、國學院大學日本文化研究所、一九七五年。  
井上哲次郎『日本陽明学派之哲学』、富山房、一九〇〇年。  
宇多友猪『板垣退助君伝記』第一卷、原書房、二〇〇九年。  
宇野哲人『論語新釈』講談社、二〇〇一年。  
小川原正道、『大教院の研究』、慶応義塾出版会、二〇〇四年。

- 荻野獨園『近世禅林僧宝伝』（第一卷）、思文閣、一八九〇年。
- 小倉鉄樹炉話『山岡鉄舟  
先生正伝おれの師匠』（石津寛、牛山栄治手記）、小倉鉄樹師顕彰会製作・発行、一九三七年。
- 金子帰山（宗一）編『皓台寺誌』海雲山皓台寺、一九八六年。
- 金谷治訳注『大学・中庸』岩波文庫、一九九八年。
- 慶応義塾編纂『福沢諭吉全集』第一卷、岩波書店、一九五八年。
- 『高知県史』近代史料編、高知県編集発行、一九七四年。
- 『高知県人名事典 新版』刊行委員会編『高知県人名事典 新版』高知新聞社、一九九九年。
- 高知市史編纂委員会編『高知市史』（上巻）一九五八年。
- 高知市民図書館編『高知市民図書館所蔵特設文庫総合目録』（上巻）、高知市民図書館、一九九九年。
- 高知新聞社編『土佐百年史話』浪速社、一九六八年。
- 国学院大学日本文化研究所編『和学者総覧』汲古書院、一九九〇年。
- 小関豊吉『南学と土佐の教育』高知県教育会、一九三七年。
- 駒沢大学内禅学大辞典編纂所編『新版禅学大辞典』大修館書店（一九七八年初版）一九九一年新版第三刷。
- 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、岩波書店、一九九四年。
- 島本昭訳・著『島本仲道「青天霹靂史」（大塩平八郎伝・口語訳）、「夢路の記」（口語訳）』アピアランス工房、二〇〇七年。
- 島善高『律令制から立憲制へ』成文堂、二〇〇九年。
- 鈴木大拙『新編東洋的な見方』、岩波文庫、二〇一〇年。
- 鈴木大拙『今北洪川』春秋社、一九六三年。
- 関儀一郎、関義直編『近  
世漢学者  
著作伝記漢学者大事典』琳琅閣書店、井上書店（一九四一年初版）一九八一年第四版。

- 藺田稔、橋本政宣 編『神道史大辞典』吉川弘文館、二〇〇四年。
- 高瀬重雄『伊達千広』創元社、一九四二年。
- 高瀬代次郎『佐藤一斎と其門人』南陽堂本店、一九二二年。
- 玉村竹二、井上禪定『円覚寺史』春秋社、一九六四年。
- 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六二年。
- 徳重浅吉『維新政治宗教史研究』歴史図書社、一九七四年。
- 内閣修史局〔編〕『百官履歴』上、日本史籍協会、一九二七年。
- 中江兆民『一年有半・続一年有半』岩波書店、一九九五年改版。
- 『日本人名大事典』（新撰大人名辞典）第一〜六卷、平凡社、（一九三七年初版）一九九〇年覆刻版。
- 日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年。
- 平尾道雄『維新経済史の研究』高知市立市民図書館、一九五九年。
- 平尾道雄『土佐藩』吉川弘文館、一九六五年。
- 広江清『高知近代宗教史』土佐史談会、一九七八年。
- 北條時敬 編集『蒼龍窟年譜』（発行兼印刷人、大倉保五郎）、一八九四年。
- 円山牧田編集『鉄舟居士乃真面目』全生庵発行、一九一八年。
- 安丸良夫、宮地正人『宗教と国家』岩波書店、一九八八年。

## 【奥宮慥斎年譜】

〔凡例〕

- ① 本年譜は、奥宮慥斎の生涯の関連事項を年代順に列記している。
- ② 年譜中の典拠は略記している。それぞれの書誌情報は、末尾《関係資料》を参照されたい。
- ③ 年齢は数え年で記載している。

年	年齢	月日	内容	典拠
文化八年（一八一二）	一歳	七月四日	（高知）布師田に生まれる。	奥宮文庫（二）
文政一三年（一八三〇）	二〇歳	三月二八日	父に従って高知から江戸へ出発する。	奥宮文庫（七）
		閏三月二八日	江戸に着く。	奥宮文庫（七）
天保二年（一八三一）	二二歳	三月二八日	高知へ帰る為江戸を発つ。	奥宮文庫（八）
		四月二七日	高知に着く。	奥宮文庫（八）
天保三年（一八三二）	二三歳	三月九日	江戸へ向って高知を発つ。	奥宮文庫（九）
		四月六日	江戸に着く。	奥宮文庫（九）
天保四年（一八三三）	二四歳	四月二五日	高知へ帰るため江戸を発つ。	奥宮文庫（一〇）
嘉永三年（一八五〇）	四〇歳	四月一三日	父弁三郎病没を以て、その家督を嗣ぐ。	奥宮文庫（二）

嘉永七年（一八五四） （安政元年）	四四歳	八月二日	築地藩邸弘敷役江戸常詰申し付けられる。 弘敷役を以て家を挙げて江戸藩邸に命ぜられる。	奥宮文庫（二）
安政三年（一八五六）	四六歳	三月一日	母を伴って高知へ帰るため江戸を発つ。	奥宮文庫（一一）、奥宮文庫（一）
安政四年（一八五七）	四七歳	四月二日	高知に着く。	奥宮文庫（一二）
安政五年（一八五八）	四八歳	九月一日	再び江戸に祇役するため高知を発つ。	奥宮文庫（一二）、奥宮文庫（一）
安政六年（一八五九）	四九歳	一〇月二五日	江戸に着く。	奥宮文庫（一二）
		一二月六日	高知へ帰るため江戸を発つ。	奥宮文庫（一三）
		一月八日	高知に着く。	奥宮文庫（一三）、奥宮文庫（一）
		八月二三日	教授館教授兼侍読に抜擢され、これによって 扈從格、役料二人扶持十二石。	奥宮文庫（一）、奥宮文庫（二）、奥宮文庫（二四）
		一〇月七日	江戸に祇役するため高知を発つ。	奥宮文庫（二五）
		一月九日	江戸に着く。	奥宮文庫（二五）
万延二年（一八六一）	五一歳	一月一六日	高知へ帰るため江戸を発つ。	奥宮文庫（二六）
（文久元年）		二月一三日	高知に着く。	奥宮文庫（二六）
文久二年（一八六二）	五二歳	三月二七日	経学教授申し付けられる。	奥宮文庫（二七）
		六月一三日	役号替り文館教授となる。	奥宮文庫（二七）
文久三年（一八六三）	五三歳	一月二〇日	免官。	奥宮文庫（二七）

慶應元年（一八六五）	五五歳	一〇月二二日	文館教授と為る。	奥宮文庫（二）
慶應二年（一八六六）	五六歳	一〇月五日	文館教授と為る。	奥宮文庫（二）
慶應三年（一八六七）	五七歳	一月二四日	免官。	奥宮文庫（二）
慶應四年（一九六八）	五八歳	七月二三日	文館助教となる。	奥宮文庫（二）
明治二年（一八六九）	五九歳	一月二六日	二人扶持二石加増申し付けられる。	奥宮文庫（二）
明治三年（一八七〇）	六〇歳	二月二日	第六等官文館一等助教。	奥宮文庫（二）
		正月一〇日	第五等官諭俗司都教に任ぜられる。	奥宮文庫（二）
		三月九日	助教島本百郎、乙政甚五を随行者として高知西部地方を巡回出發。	奥宮文庫（三）
		四月一七日	巡回終り家に帰る。	奥宮文庫（三）
		五月一五日	蒸気船夕顔に乗船し東京へ出發（従者謙之および僕兼二）	奥宮文庫（四）
		五月一八日	東京に着く。	奥宮文庫（四）
		六月二七日	神祇官権大史を拝命。	奥宮文庫（四）
		十一月三日	免職（神祇官権大史）。	奥宮文庫（五）
		十二月二日	（高知に帰るため）藩邸を出發する。	奥宮文庫（五）
		十二月一〇日	高知に上陸し、板垣等と別れ、家に帰る。	奥宮文庫（五）



明治四年（二八七二）												六一歳											
明治五年（二八七三）												六一歳											
一月六日	二月二七日	三月八日	三月一八日	四月八日	五月二七日	七月一四日	二月二三日	二月三〇日	三月二四日	三月二五日	五月四日	五月七日	五月二四日	六月二七日	七月二八日								
学校大属（大属学校係）を命ぜられる。	大属戸籍社寺係を命ぜられる。学校係は罷免。	「喻俗 靈魂自由権利詁術」を書く。	東部地方巡回に出発（従者は弘瀬、浅川、西、小松）。	家に帰る。	異宗教諭係を命ぜられる。	学校改革の事を命ぜられる。小林雄七郎を訪問。	長男正治、次男健吉と共に東京へ出発。	東京に着く。	教部省九等出仕を拝命。	記録課に配属される。	編輯課に移る。	高崎議官課長として来臨。	教部省八等出仕拝命。	日誌課に移る。	大教院調掛拝命。								
奥宮文庫（五）	奥宮文庫（五）	奥宮文庫（五）	奥宮文庫（五）	奥宮文庫（五）	奥宮文庫（五）	奥宮文庫（五）	奥宮文庫（六）	奥宮文庫（六）	奥宮文庫（六）	奥宮文庫（六）	奥宮文庫（六）	奥宮文庫（六）	奥宮文庫（六）	奥宮文庫（六）	奥宮文庫（六）								

明治六年（一八七三）												六三歳																							
八月三〇日												宮崎生が慥齋の教部省大録拜命を知らせる。												奥宮文庫（六）											
一月二四日												教部省判任官は皆免職となったが、慥齋は在留し、新たに教導調掛となる。												奥宮文庫（六）											
一月二四日												長崎出張を命ぜられる。												奥宮文庫（六）											
二月五日												長崎に向かつて下谷の寓居を出発する。												奥宮文庫（六）											
二月二日												長崎に着く。												奥宮文庫（六）											
六月二三日												長崎再出張を命ぜられる。												奥宮文庫（二七）											
七月八日												宍戸大輔が長崎再出張は延期という。												奥宮文庫（二七）											
一月二五日												（大教院）大講義を免ぜられる。												奥宮文庫（二七）											
一月二七日												考證課に移る。												奥宮文庫（二七）											
一月一五日												後藤象二郎の高輪の邸宅に行く。副島種臣、由利公正ほか数名が居た。												奥宮文庫（二八）											
四月二二日												第四学区の巡回を命ぜられる。												奥宮文庫（二八）											
五月一日												巡回のため次男健吉と共に下谷を発し、品川から船に乗る。												奥宮文庫（二八）											
五月一日												広島中教院を訪問した際、今北洪川が来訪し『禅海一瀾』を上梓することを勧めた。												奥宮文庫（二九）											
八月一八日												途中高知に寄る。												奥宮文庫（二九）											
九月二日												高知から東京へ出発（健吉は高知に残る）。												奥宮文庫（二九）											
九月六日												東京に帰る。												奥宮文庫（二九）											
明治七年（一八七四）												六四歳																							

明治八年（二八七五）	六五歳	一〇月二一日	両忘会（両忘社） 発会。	奥宮文庫（二〇）
明治九年（二八七六）	六六歳	一月二日	考證課廃され、教務課に入る。	奥宮文庫（二〇）
明治一〇年（二八七七）	六七歳	五月三〇日	永眠。	奥宮文庫（二一）

《関係資料》

- 奥宮文庫（一）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六、四「奥宮氏系図」。  
奥宮文庫（二）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一、九・一〇「年譜記」。  
奥宮文庫（三）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、四七「西巡紀程 天」。  
奥宮文庫（四）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、四八「東京日記」。  
奥宮文庫（五）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、四九「備忘日録」。  
奥宮文庫（六）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、五一「壬申日録 并癸酉改曆日抄」。  
奥宮文庫（七）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、三「庚寅陪従録」。  
奥宮文庫（八）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、四「辛卯仲春帰路紀行」。  
奥宮文庫（九）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、六「壬申東行紀行」。  
奥宮文庫（一〇）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、二「慥齋日抄」（「西帰記程」）。  
奥宮文庫（一一）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、二六「慥齋日乗、四」（「帰程日録」）。  
奥宮文庫（一二）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、二六「慥齋日乗、四」（「丁巳馭程記、戊午客舎日録」）。  
奥宮文庫（一三）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、三〇「帰程護録」。  
奥宮文庫（一四）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、三一「己未晦堂日記」。  
奥宮文庫（一五）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、二一「東征日録」。  
奥宮文庫（一六）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七、三五「辛酉帰程録」。  
奥宮文庫（一七）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号、全集慥齋著書五八。

奥宮文庫（一八）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・五四「慥齋日抄、十二月之部」。  
奥宮文庫（一九）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・五五「鬱齋日抄」。  
奥宮文庫（二〇）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七・五七「日録」。  
奥宮文庫（二一）：高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四・二六「病候経過日記」。